アジアにおける非伝統的安全保障の展開 —中国の対応を中心に—

Development of Non-Traditional Security in Asia:

Focus on China's Responses to Non-Traditional Security Issues

早稲田大学大学院社会科学研究科

地球社会論専攻 国際協力・平和構築論研究

劉弘毅

LIU, Hongyi

2023年9月

目次

序章 研	究の背景と意義	1
第1節	i 本論文の問題意識	2
第2節	i 本論文で使用する主要用語の解説	6
第3節	i 本論文の構成	10
第4節	i 先行研究に対する整理:国際関係論における安全保障理論と非伝統的多	全保
障の位	置づけ	12
(1)	人間の安全保障	12
(2)	非伝統的安全保障	19
(3)	その他の安全保障理論	25
(4)	安全保障理論に関する先行研究のまとめ:なぜ「非伝統的安全保障」か	28
第5節	i 本論文における分析枠組み	37
第6節	i 本論文における研究意義と独創性	39
第1章	中国における非伝統的安全保障の脅威	41
第1節	非伝統的安全保障の脅威に対する中国政府の認識	42
第2節	i 中国の非伝統的安全保障とテロ問題	48
(1)	中国におけるテロ問題の歴史とそれに対する中国政府の対応	48
(2)	テロ問題の顕在化: 2008 年ラサ事件と 2009 年ウルムチ事件	54
(3)	2014年(ウルムチテロ事件)以降のテロ問題	59
本節	iの小括	63
第3節	i 中国の非伝統的安全保障と環境問題	65
(1)	中国の経済成長と環境問題	65
(2)	中国民間における環境問題の安全保障化の試み:柴静の『穹頂之下』	67
(3)	胡錦濤時代の環境問題への対応	71
(4)	習近平時代の環境問題への対応	75
本節	iの小括:環境問題と中国の非伝統的安全保障の関係性	83
第2章	安全保障の対象から見た中国の非伝統的安全保障の変容	86

第1節	2000年代前半における中国の非伝統的安全保障の対象	87
(1)	「責任のある大国」と「中国脅威論」への反論	87
(2)	米中関係における非伝統的安全保障問題	90
第2節	2008年前後の中国における非伝統的安全保障領域の変容	96
(1)	国内非伝統的安全保障問題の多発	96
(2)	2007年から2008年の食料危機と中国における食料安全保障の変容	99
(3)	中国の増大する海外の利益	109
第3節	「一帯一路」と「人類命運共同体」構想と非伝統的安全保障の対象	116
第3章	中国における非伝統的安全保障の手段と政策制定	135
第1節	中国の国内政策としての非伝統的安全保障問題	136
(1)	中国国家安全委員会の発足とその役割	136
(2)	中国の非伝統的安全保障における人民解放軍の役割	144
第2節	中国が関与した非伝統的安全保障に基づくアジア地域協力	145
第4章	事例研究:新型コロナウイルス感染症からみた中国の非伝統的安全保障危	機管
理体制		157
第1節	「戦時状態」の発令からみた中国の危機管理体制	159
第2節	感染拡大後の中国におけるマスクの普及とそれに関する政策	168
第3節	2022 年上海における都市封鎖(ロックダウン)	181
終章		208
初出一覧		217
参考文献		219

序章

研究の背景と意義

第1節 本論文の問題意識

冷戦時の安全保障研究は、主にアメリカを含む欧米諸国のイニシアティブによって構築されてきた。そして、今日に至ってアメリカや西欧の安全保障理論が主導してきたことは言うまでもない。しかし、それらの安全保障研究は欧米諸国の価値観や問題関心を色濃く反映している一方で、必ずしもすべての国の安全保障に対する脅威を反映しているとは限らない。特に、冷戦時代において、多くの途上国が食料、環境問題、エネルギーなどの物理的な軍事攻撃とは異なる新たな次元の安全保障問題に脅かされていた。これらの問題は伝統的軍事安全保障と比べて遥かに多義的である上、従来の軍事安全保障だけでは対応できない特徴を有している。ましてや、冷戦の背景の中では、このような途上国が抱える課題と欧米諸国の伝統的安全保障とが矛盾している場合も少なくなかった。そのため、1970年代より、伝統的軍事安全保障だけに注目する不均衡性と危険性が次第に指摘されてきた(Nye 1977, Acharya 1995)。その結果、「非伝統的安全保障」(Nontraditional Security または Non-traditional Security という安全保障概念が、新たな安全保障概念の1つとして誕生したのである。「非伝統的安全保障」は、アジア地域において比較的に広く受け入れらており、同地域の各政府や研究機構に多大な注目を集めている。なお、「非伝統的安全保障」の詳しい概念定義は第2節と第4節で行う。

アジアにおける新しい安全保障観を語る際に、非伝統的安全保障の視点が特に重要である理由として以下の3つを挙げることができる。まず1つ目に、前述のように、欧米諸国が重視する安全保障は必ずしもすべての途上国の利益に敵うとは限らない。例えば、多くのアジア地域の国にとって、経済危機、食料不足やテロ問題などの非伝統的脅威は伝統的安全保障だけでは対応しきれず、新しい安全保障が必然的求められるようになった。非伝統的安全保障はその結果、多くのアジア諸国が直面する新しい脅威に対応する安全保障概念として関心が示されることになった。

2 つ目に、アジア地域の多くの国は、異なる歴史、文化、宗教と政治制度を有している。

市民社会やNGOの役割を強調する西欧型の安全保障観は必ずしもすべての国に歓迎されるとは限らない。その一方で、非伝統的安全保障は国家の中心的な役割を重視しているため、政府レベルの対話と協力や、内政不干渉原則を重視する国々の要求と一致している。このように、非伝統的安全保障概念はアジア地域における「最大公約数」ではないかと考える。最後の3つ目に、アジア地域では国家主権の強い途上国が多く、欧米の先進国のように強靭な市民社会が制度化している国が少ない。例えば、アジアでは麻薬問題、テロ問題や人身売買などのように、いわゆる非伝統的安全保障問題が多発している。なぜならば、強靭な市民社会の監視が及ばないことに由来している。そのため、アジアでは政府レベルの関与を前提とした非伝統的安全保障なくして、個人の安全保障を語ることは難しい現状にあると言えよう。

もちろん政府が個人の安全保障を脅かす存在になる可能性も排除できないが、国家主権の多いアジアの国では、人間の安全保障と地域の安全保障は必然的に国家の安全保障の延長線上に位置していると言えよう。非伝統的安全保障の概念は個人を重視する人間の安全保障と比べ、個人を包摂する国家としての安全保障であり、国家主権の多いアジア地域の安全保障観の特徴と合致している。

総じていえば、非伝統的安全保障の誕生は名前の由来から分かるように、伝統的安全保障に対する批判と同概念から逸脱した諸問題をいかに包摂するのかという問題意識に基づいていると言えよう。また、非伝統的安全保障は政府の役割を強調しているため、内政不干渉原則と国家中心の視点との親和性が高い。この特徴により、非伝統的安全保障は多くのアジア諸国を包摂する一方で、同様な政治体制を有する国々から関心が寄せられている。

アジア地域で広く受容されていることから、例えば、非伝統的安全保障の代表的な研究機関として、シンガポール南洋理工大学非伝統的安全保障研究センター「Consortium of non-traditional security studies in Asia」(NTS-Asia)の共同研究プログラムがある。このプログラムは現在アジア太平洋地域の32の研究機関を構成メンバーとして、非伝統的安全保

障分野の研究を進めている。また、非伝統的安全保障は研究分野としてのみならず、アジア各国の政府にも多大な影響力を及ぼしており、多くの国の公式的な政策に反映されている¹。

特に 1990 年代以降、非伝統的安全保障領域の問題はアジア太平洋地域の不可欠な国際協力分野となり、多国間協議である東南アジア地域フォーラム(ARF)などの国際的な会議の場で頻繁に議論されるようになった。2002 年 11 月に発表された『中国と東南アジア諸国連合(ASEAN)の非伝統的安全保障分野での協力に関する共同宣言』はその代表例である(飯田 2003:107)。

以上のように、アジア地域は非伝統的安全保障分野に注視し、長期的な模索と多大な努力を払ってきた。しかし、それにもかかわらず、今日に至ってもまだ多くの非伝統的安全保障問題が効果的に解決されない現状がある。例えば、2020年の新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、アジア地域においても非伝統的安全保障分野の問題として国際協力の重要性を改めて提起したはずだが、実際にはワクチンと医療物資の配分などをめぐる葛藤が多く生じている。また、非伝統的安全保障領域における地域規模の協力枠組みと国際的規範の模索は2000年代に盛んになったが、2010年代に入り停滞気味になっている。

本博士論文は、改めてアジア地域におけるこれまでの非伝統的安全保障協力の展開を整理し、同分野でまだ十分に指摘されていない問題点が存在しているのではないか、もしそうであればそれはどのような問題なのか、という問題意識を中心に分析と考察を行う。

これらの問題を解明するために、本論文はアジア地域で最も非伝統的安全保障概念を重視する代表的な国の1つである中国を取り上げ、中国が非伝統的安全保障分野で実施して

[「]一例を挙げると、1997年に東南アジア諸国連合(ASEAN)は「ASEAN 国境を越える犯罪に関する宣言」を発表し、同年から定期的に「ASEAN 国境を越える犯罪に関する閣僚会議」を開いている。そして、この政府間会合は2014年から ASEAN+3(ASEAN 諸国に日本、中国、韓国を加える)まで拡大した。詳細は以下を参照されたい。ASEAN (2022) "ASEAN Ministerial Meeting on Transnational Crime,"

https://asean.org/asean-ministerial-meeting-on-transnational-crime-ammtc/ (Accessed August 20, 2023).

いる国際協力に関与する経緯を検証したい。また、中国は1990年代半ばより東南アジア諸国との外交の場で「新安全観」を提起し、2001年7月にARFで初めて公式的に「非伝統的安全保障」という概念を提起した。そして中国はアジア金融危機で建設的な役割を果たし、2002年11月に『中国とASEANの非伝統的安全保障分野での協力に関する共同宣言』を行うことで、非伝統的安全保障協力分野で大きな成果をあげ、常にアジア地域の非伝統的安全保障の中心存在であるといっても過言ではないであろう。

その一方で、2000 年代以降に中国が凄まじい成長を遂げた後、中国の台頭をめぐる政治経済及び安全保障上の論争は絶えなかった。その中で特に興味深いのは、2017 年にアメリカの国際政治学者であるジョセフ・ナイ(Joseph Nye Jr.)が警告した「キンドルバーガーの関」である。ナイによれば、中国の台頭はグローバル・ガバナンスにおけるより大きな責任と伴っているが、もし中国がその責任から逃避した場合、それが世界にとって大きな衝撃を与えかねないと指摘する²。「キンドルバーガーの関」と対照的になるのは、同じアメリカ政治学者であるグレアム・アリソン(Graham Allison)が 2015 年に提唱した「トゥキュディデスの関」である。グレアム・アリソンは従来の覇権国のアメリカと新興国の中国の間に構造的な緊張状態が続き、やがて戦争が不可避な状態になるというシナリオを指摘している(アリソン 2017)。一方で、ナイの「キンドルバーガーの関」は軍事的衝突よりも、非軍事的分野における大国の責務いかに果たされるかに重心を置いた。このように、従来の覇権争いの一面のみならず、中国の関与は既存の国際協力システムには不可欠であることも否めない。アジア地域における非伝統的安全保障もまた然りであり、中国の認識と政

 $^{^2}$ ナイは、国力が増大する中国は我々に 1920 年代のアメリカを想起させると指摘した。当時のアメリカは国力から見ればすでに超大国まで成長を遂げたが、孤立主義を徹し、相応な国際的責務を果たすことから逃避していた。ナイによれば、もし中国が当時のアメリカと同様に国際的公共財の提供を拒否すれば、その結果は米中対立よりも深刻な混乱を招くかもしれない。ナイの主張は以下を参照されたい。Nye Joseph S. Jr. (2017) "The Kindleberger Trap," Project Syndicate, July 1, 2017,

https://www.project-syndicate.org/commentary/trump-china-kindleberger-trap-by-joseph-s--nye-201 7-01 (Accessed 20 August, 2023)

策が同分野の国際協力の鍵になるだろう。以上を踏まえ、本論文は中国の視点より、アジア地域における非伝統的安全保障の展開とその問題点を分析、考察することにしたい。

第2節 本論文で使用する主要用語の解説

(1) 伝統的安全保障と「新しい安全保障」

冷戦後期、冷戦時代の国際関係論の主流であった伝統的な安全保障の限界性が徐々に認識されるようになった。1980年代から、軍事的安全保障に限定せず、人類の生存を脅かすあらゆる脅威まで拡大すべきという意見は絶えなかった(Ulman 1983、Thomas 1992)。さらに冷戦終結後、グローバリゼーションとそれに伴う人の越境により、多くの非軍事的脅威が顕在化した。その結果、従来の安全保障と異なる「新しい安全保障」が一層注目されるようになった。その問題への対応では、国連のイニシアティブの下で急速な発展を遂げた「人間の安全保障」概念と「グローバル・ガバナンス」構想や、従来の安全保障と一線を画する「非伝統的安全保障」概念などが挙げられる。

アジア地域において、前節で述べたような新しい安全保障領域の脅威に対応するアクターとイニシアティブは多様な形態をとっている。例えば、アジアの代表的な先進国である日本では「人間の安全保障」と「グローバル・ガバナンス」を外交の柱に据えている。国連主導で設立した「人間の安全保障委員会」と「グローバル・ガバナンス委員会」では、日本が主導的な役割を果たした。緒方貞子とアマルティア・センが共同議長を務めた「人間の安全保障委員会」の貢献(人間の安全保障委員会 2003)や、同分野に積極的に支援する日本政府の姿勢は代表的である。

一方、内政不干渉原則を重んじる中国と国家主権の強い東南アジア諸国では非伝統的安全保障の概念が広く受容されている。また、多国間組織のARFやASEAN+3首脳会談など、制度と視点が異なる地域諸国を包摂するような安全保障の枠組みも存在している。伝統的安全保障、非伝統的安全保障と人間の安全保障について、本多(2018)は序表-1のように

整理している。また、非伝統的安全保障、人間の安全保障、そしてこの両者の関係について、本章の第4節でまた具体的に検討する。

序表-1 安全保障をめぐる概念

	伝統的安全保障	非伝統的安全保障	人間の安全保障
安全保障の対象	国家	主に国家、場合によっ	個々の人間、地域社
		ては個々の人間	会?
安全保障の主体	国家	主に国家	国家と非国家アクター
安全保障の脅威	軍事的脅威	非軍事的脅威	軍事的と非軍事的脅威
安全保障の手段	軍事的対応(軍備	非軍事的対応	国家による軍事的・非
	増強、同盟など)		軍事的対応、非国家ア
			クターによる非軍事的
			対応
具体例	国家間紛争	伝染病、自然災害、テ	国家間紛争、内戦など
		口活動、環境問題、難	の軍事問題と、難民問
		民問題、越境犯罪など	題、環境問題、越境犯
			罪、伝染病、災害など
			の非軍事問題

出典:本多美樹「安全保障概念の多義化と国連安保理決議」『アジア太平洋討究』第31号、2018年、128頁より筆者修正・加筆

(2) グローバル・ガバナンス

次に、非伝統的安全保障と緊密な関連性を持つ「グローバル・ガバナンス」に言及する。「グローバル・ガバナンス」(global governance)を日本語に直訳すれば、「地球規模の管理」または「地球規模の統治」などの表現になる。この概念は、世界銀行が使用する「グッド・ガバナンス」(good governance)に遡ることができる(本多 2021:38)。「グローバル・ガバナンス」が世界中に知らされる最大のきっかけは、1992 年にスウェーデン首相カールソン(Ingvar Carlsson)をはじめとする 28 人の有識者によって設立された「グローバル・ガバナンス委員会」(Commission on Global Governance)の活動である。同委員会は世

界規模の問題に対処するために、各国間の共同行動と国連の改革を訴えている³。そして、同委員会は 1995 年に発表した報告書 *Our Global Neighborhood* (邦訳:『地球リーダーシップ』)で、「グローバル・ガバナンス」を以下のように定義している。

「ガバナンスというのは、個人と機関、私と公とが、共通の問題に取り組む多くの方法をの集まりである。相反する、あるいは多様な利害関係の調整をしたり、協力的な行動をとる継続的プロセスのことである。承諾を強いる権限を与えられた公的な機関や制度に加え、人々や機関が同意する、あるいは自らの利益に適うと認識するような、非公式の申し合わせもそこには含まれる。」(The Commission on Global Governance 1995: 4、グローバル・ガバナンス学会訳)

このように、「グローバル・ガバナンス」が 1990 年代からにわかに脚光を浴びたのは、 冷戦終結とグローバリゼーションに伴い、地球規模の課題に対応する枠組みが求められた ためである。特に 90 年代以降、世界が直面する新しい課題の緊急性が高まっている中で、 国連の役割が次第に拡大していった。その中で、人間の安全保障、国連平和維持活動、持 続可能な開発などの枠組みは、国連によるグローバル・ガバナンスの代表的な成果である。 この点から見れば、グローバル・ガバナンスに関する議論の展開は、同時期に注目を集め る「新しい安全保障」と類似した問題意識を共有していると言えよう。例えば、汚染をは じめとする環境問題はグローバル・ガバナンスの課題であると同時に、非伝統的安全保障 や人間の安全保障を脅かす脅威でもある。そのため、グローバル・ガバナンスは非伝統的 安全保障などを実現する手段としても考えられよう。

³ 例えば、後述の報告書「地球リーダーシップ」の第 5 章で、グローバル・ガバナンス委員会は国連の機能を評価しつつ、それが地球規模の行動を統制する主体としてまだ未完成であると指摘し、国連の改革の必要性を訴えている。詳細は以下を参照されたい。*Our Global Neighborhood: Report of the Commission on Global Governance*, https://www.gdrc.org/u-gov/global-neighbourhood/chap5.htm (Accessed August 20, 2023).

中国の場合、「グローバル・ガバナンス」の中国語「全球治理」という表現が公式的に使用されるようになったのは 2000 年前後である⁴。その後、「グローバル・ガバナンス」は中国の外交政策で頻繋に使用されている。その中で、中国は積極的に国連主導のグローバル・ガバナンスの枠組みに参加し、グローバル・ガバナンスにおける国連の役割を高く評価する場合が多い⁵。そして、近年中国が積極的にグローバル・ガバナンスの枠組みに参加しているのは、中国が自らの主導の下でグローバル・ガバナンスに関する制度の改革を求めるためであると指摘されている(Liu 2021: 518-519)。

(3) 中国の基本的な政治構造と関連用語

中国政治において、トップリーダーが絶大な権力を持つことがしばしば指摘されている。 特に江沢民以降、中国のトップリーダーは党、国家と軍の最高指導者を兼任している。そ のため、国家指導者の在任期間で中国政治の時代区分を行う場合が多い(毛里 2012)。

また、中国政治においては、5年に一度開かれる中国共産党全国代表大会(その回数に応じて「——大」と略されて呼ばれる)で中央政治局の人事が決定され、それが中国政治を主導するメンバーとして選定されたことを意味する。そのため、中国政治は中国共産党全国代表大会が招集される5年ごとに政権の方針や政策が変わると認識されている。例えば、2003年から2008年までを胡錦涛政権前期、または胡錦涛政権第一期と呼び、そして2008年から2013年までを胡錦涛政権後期、または胡錦涛政権第二期などと呼ぶように、5年ご

^{4 『}人民日報』で「グローバル・ガバナンス」に初めて言及したのは、1998年にグローバリゼーションを紹介する記事である。そして管見の限り、中国政府の公式的発言に「グローバル・ガバナンス」が初めて言及されたのは、2004年国家主席胡錦涛が当時社会主義インターナショナルの議長を務めたアントニオ・グテーレスと会見した際の発言である。以下を参照されたい。人民日報(1998)「世界経済全球化研究現状(研究動態)」『人民日報』1998年8月22日第5面、人民日報(2004)「胡錦涛会见社会党国際客人」『人民日報』2004年2月18日第1面。

⁵ 例えば、国家主席習近平は 2020 年の国連総会で、国連に対する 1000 万ドルの寄付を表明した上で、「国連を中核とする多国間主義に基づき、グローバル・ガバナンスと公共財を積極的に提供する」と先進国に呼びかけた。以下を参照されたい。United Nations (2020) "Enhance solidarity' fight COVID-19, Chinese President urges, also pledges carbon neutrality by 2060," UN News, https://news.un.org/en/story/2020/09/1073052 (Accessed June 30, 2022).

とに時期を区分している場合が多い。

上述のように、中国政治において、党、国家(政府)と軍などのアクターが存在している。その中で、中国政府とほぼ同義でみなされている組織は、各部門と主要機構を統括する中華人民共和国国務院である。国務院は日本政府の内閣に相当し、それが管轄する各部は日本政府の省に相当し、部長は日本政府の大臣に相当する。そして、軍の場合、中国における最高指導機関は中央軍事委員会である。

第3節 本論文の構成

本節では、本論文の構成について説明する。まず序章では、アジア地域における非伝統的安全保障の展開とその問題点を述べ、多くの実践と理論の発展を経てきたが未だ同分野で多くの問題が残っているという問題意識を紹介する。また、非伝統的安全保障が数多くある安全保障研究の中で、どのような位置づけにあるかを明確にする。そのために、先行研究を整理する。最後に、本論文の分析枠組みとする観点から同安全保障の研究の意義を述べる。

一般に、安全保障を講じる際に安全保障の脅威、安全保障の対象と安全保障の手段が重要だとされている。例えば、新型コロナウイルス感染症という脅威に対し、一国の政府がワクチン接種とマスク着用の普及といった手段を用い、自国民の生命と健康を対象として守る。そのため、本論文は安全保障の脅威(何から守るのか)、安全保障の対象(何を守るのか)と安全保障の手段(何で守るのか)の3つの視点より論証する。

第1章では、中国の視点より、アジア地域における非伝統的安全保障の脅威は何かを整理する。まず、『人民日報』記事の統計分析を行う。つまり、中国が非伝統的安全保障を提起して以来、どの分野を、どのように、どの頻度で非伝統的安全保障の脅威と表現してきたのかを分析する。そして、本論文ではその中でも特に代表的な非伝統的安全保障分野とされるテロ問題と環境問題の2つを取り上げ、中国における非伝統的安全保障脅威の特

徴とそれが認識される経緯を説明する。

第2章では、中国の視点に基づき、アジア地域における非伝統的安全保障の対象について論述する。この章では3つの時期に分けて論じる。1つ目の時期は2001年から2007年までである。この時期では中国が主に「責任ある大国」を裏付ける外交的な要因に影響されており、自国以外にアジア太平洋地域の国の安全保障をも対象にしている。

2つ目の時期は2008年から2012年までである。この時期において、中国は多くの国内問題への対処と同時に、海外における国益の拡大を目指したことから、国内外の主に一般国民の安全保障を優先的に考慮した。最後の3つ目の時期では、2013年以降の代表的な政策となる「一帯一路」と「人類命運共同体」の構想である。つまり、中国の非伝統的安全保障協力が国益を超えたより複合的になり、その対象も以前より拡大する。また、本章では、安全保障の対象のみならず、特定の安全保障の対象が設定された理由と動機づけについても分析したい。

第3章では、中国の国内政治と外交の視点より、中国における非伝統的安全保障の手段について述べる。具体的には国内での政策分析と国際協力に向けた対外分析を行う。国内の政策分析では主に非伝統的安全保障をめぐる制度化と意思決定過程に注目する。一方、国際協力に向けた対外分析では主に協力枠組みの形成過程と制度化に重心を置いて述べる。

第4章では、近年中国の非伝統的安全保障分野で突出した国内政策となっている新型コロナウイルス感染症とその対応策を事例研究として取り上げる。特に新型コロナウイルス感染症蔓延拡大後、中国政府がとった「戦時状態」を発令するまでの政策過程と、マスク着用などの防疫対策を導入し、普及させるまでの政策経緯と問題点を分析する。また、中国における防疫の具体例として、本章では2022年3月から5月まで上海市で行われた都市封鎖(ロックダウン)の事例を取り上げる。そして本章では政策遂行までの時系列の整理と事例研究分析を踏まえ、改めて中国の非伝統的安全保障領域への対応策を評価する。

最後の終章では、全体の議論を踏まえた結論を提起する。つまり、本論文が中国におけ

る非伝統的安全保障政策を単に論じたものではなく、中国の非伝統的安全保障政策の展開が如何にアジア地域の非伝統的安全保障協力に影響を及ぼしているのかについて全体的な評価を試みたい。また同時に、成果と問題点はどのようなものなのかを検討分析する。なお、アジア地域における非伝統的安全保障の可能性についての将来的な展望に関しても述べたい。

第4節 先行研究に対する整理:国際関係論における安全保障理論と非伝統的安全保障の 位置づけ

冷戦時代で圧倒的な存在感を示し、国際関係理論の主流となったネオリアリズムは安全保障を主要な課題として論じてきた。ネオリアリズム論者によれば、国際秩序を維持する権威が不在であるため、すべての国家がアナーキー状態の下で生存のために互いに戦い続けている。その場合、安全保障の対象は国家のみであり、ほとんどの場合、その安全保障の脅威と手段は軍事力を指している(神谷 2004:11-12)。

しかし、冷戦終結は安全保障環境に大きな変化をもたらした。まず、テロリズム問題、環境問題、難民問題などの越境した安全保障上の問題は新しい安全保障の挑戦をもたらしている。次に、米ソ対立とそれによる核戦争の脅威が減少しているのに対し、経済発展とそれに関連する問題がより重要視されるようになった点が挙げられる。これらの背景の中で、従来の安全保障理論の有効性が疑われ、「新しい安全保障」が必然的に求められるようになり、数多くの視点と理論を生み出す結果となった。ここで冷戦終結後の「新しい安全保障」の理論を簡潔に整理しておきたい。

(1) 人間の安全保障

冷戦後世界では、国家間紛争より国内紛争や地域紛争の方がより注目される背景の中で、開発問題との関連で「人間の安全保障」の概念が世界各国により広く受容された。その考え方は従来の国家ではなく人間を安全保障の対象として設定した動きである(篠田 2017:

130-131)。「人間の安全保障」が広く国際社会で提起されたのは、1994年に国連開発計画(UNDP)が発表した『人間開発報告』であった。同報告によれば、人間の安全保障は「恐怖からの自由」にとどまらず、「欠乏からの自由」の重要性にも着目している(国連開発計画 1994:24)。そして、2003年に発表された人間の安全保障委員会報告書では、人間の安全保障は「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」と定義されている(人間の安全保障委員会 2003)。

「人間の安全保障」は文字通り、個々の人間の安全を保障する考え方を指している。その概念は長い間、冷戦時代における主流の言説である国家安全保障や国際安全保障などに道を譲っていただけであり、決して新しいものではない。1990年代から「人間の安全保障」が脚光を浴び始めた理由は主に3つある。まず1つ目に、多くの安全保障問題は冷戦構造の下で軽視され、もしくは有効に抑圧されていたが、冷戦終結により徐々に顕在化した。その中で、テロ問題や国内紛争が代表例であろう。2つ目に、グローバリゼーションにより、多くの安全保障問題の越境性が認識され、伝統的な安全保障の有効性が問われるようになった。新しい安全保障問題の多くは国全体ではなく、一部の人間に対する脅威である。ましてや、このような人間に対する脅威は加害者が国そのものである場合も少なくない。そのため、従来の国家安全保障の視点が適応できなくなり、人間の安全を中心として考える安全保障が求められるようになった。3つ目に、冷戦終結とグローバリゼーションに伴い、リベラリズム国際関係論と人権重視の価値観が再び台頭し国際関係において主流となった。その結果、これらの理論と価値観を基軸とした人間の安全保障もより多くの注目を集めた。政治理論としてのリベラリズムは個人の自由、福祉と尊厳を重んじるため、人間中心の安全保障との親和性が高いた。そして1990年代から、内政不干渉原則が徐々に問題視される

-

⁶ 例えば、人間の安全保障に関する議論は 1970 年代からすでに始まっていると主張する研究者もいる。以下参照。Leaning Jennifer and Arie Sam (2001), "Human Security: A Framework for Analysis in Setting of Crisis and Transition," *Harvard Centre for Population and Development Studies Working Paper*, No.8, p. 6。

⁷人間の安全保障とリベラリズム国際関係論との関連性について、例えば以下を参照された

ようになると同時に、人権は国家主権と同等、またはそれ以上の地位にあるべきだという 見方が徐々に影響力を強めている(Reisman 1990、Cassel 2001)。その背景の中で、従来の 国家安全保障と相対な立場に位置する人間の安全保障はしばしば「人権」と同義語として 見なされるようになった⁸。その中で、人間の安全保障は世界の安全保障と同義とみなされ るべきであると訴え、人間の安全保障が国家安全保障よりも優越的な地位にあると主張す る研究者もいる(Pettman 2005)。また、この時期リベラリズム論者はリアリズムが主張し てきた「勢力均衡」の有効性を疑い、さらに法的支配、国際制度、軍事的介入を含む国際 人道主義介入が新しい安全保障に必要であると主張する(Weiss and Gordenker 1996)。

人間の安全保障が従来の内政不干渉の原則と政策にもたらした影響と変化の中で、特に「保護する責任」とそれに伴う人道主義介入の規範の変容が代表的である。2000 年 9 月に、カナダ政府の主導の下で設置された介入と国家主権に関する国際委員会(ICISS)は報告書で「保護する責任」(Responsibility to Protect)を提起した。同報告の中核的な主張は、1. 国家主権は人々を保護する責任を伴う、2. ジェノサイド、民族浄化などのような国家が保護する責任を果たせない場合、国際社会が行動をとってその責任を果たす、3. 国際社会による保護する責任は内政不干渉原則に優先する(堤 2002:356-362)。この理論の提起は、「国民の安全を守る」ための介入を可能にし、従来の内政不干渉原則に大きなインパクトを与えた。確かに「保護する責任」は人間の安全を保障する上で重要な進歩であるが、それは大国から小国への干渉を行う「トロイの木馬」になりうると一部の途上国から危惧される場合もある(Caballero-Anthony 2016:11)。

このように、人間の安全保障に関する上述の見方は安全保障理論において大きな進歩を 背景としているが、すべての国によって歓迎されているとは限らない。特に、人間の安全

۷۰ Leaning and Arie (2001), ibid.

⁸ 人間の安全保障と人権問題との関連性について、例えば以下を参照されたい。Axworthy Lloyd, "Human Security and Global Governance: Putting People First," *Global Governance*, Vol.7, No.1, 2001, pp.19-23, Rothschild Emma, "What Is Security?" *Daedalus*, Vol.24, No.3, 1995, pp. 53-98.

保障の台頭によって国家主権が侵害される可能性に関して多くの国は関心を抱いている。 そもそも、人間の安全保障をめぐる理論と価値観の構成はアメリカをはじめとする欧米諸 国の主導のもとで行われている。そのため、それ以外の国の中で、国家主権への挑戦や内 政干渉の可能性を警戒し、人間の安全保障に抵抗感を持つ見解は決して少なくない。総じ て言えば、「人間の安全保障」は国際協力や個々の人間の安全を唱えるが、欧米先進諸国 の利益と関心を色濃く反映している一面もある。それを踏まえ、「人間の安全保障」の根 源を遡れば、それが本質的に欧米の価値観の認識に基づいて構成された概念であり、それ に対して一部の途上国は異なる認識と対応を有していることと指摘する研究者もいる(石 2014:87)。

このように、人間の安全保障をより多くの国と人々に受け入れられるためには、より多くの国の価値観や関心を反映する必要があると思われる。そのため、国連と欧米諸国が人間の安全保障と国家安全保障との関係を再考する動きも見られる。その中で、特に国連が設立した「人間の安全保障委員会」と「グローバル・ガバナンス委員会」で主導的な役割を果たした緒方貞子の貢献や、同分野に積極的に支援した日本政府の姿勢がある(栗栖2018:244)。緒方貞子によれば、人間の安全保障は国家安全保障と対立する概念ではなく、むしろそれを補完的役割を担うと主張している(人間の安全保障委員会 2003)。

しかしその一方で、安全保障の優先度の観点からは、人間の安全保障が個々の人間を重視することで、むしろ国家の安全保障の優先度が低下することにならないか。特に国連をはじめとする国際組織は人間の安全保障の中で主導的な役割を担えば、安全保障における主権国家の影響力が相対的に低下することも想像できるだろう。また、途上国の人間開発を促す手段として、先進国から途上国に対する開発援助を行っている。しかしその一方で、このような開発協力が予想された効果の水準より遥かに下回っており、実際に途上国の開発問題を有効に解決できていないのではないだろうか。例えば、1991年に経済協力開発機構(OECD)諸国による開発途上国への開発援助は国内総生産(GDP)の0.33%にすぎず、

国連総会が規定した 0.7%の目標に遠く及ばない (ヤン 1994:88)。このように、先進国によって提唱された人間の安全保障は途上国への利益を試みてきたが、実際には一部の途上国にとってその見返りが期待されたほどではなかった。そのため、人間の安全保障概念は一部の途上国においては積極的に受容されておらず、特に権威主義体制国家では敬遠されている現状が否めない。

ここからは、人間の安全保障の定義と具体的範囲に触れてみよう。非伝統的安全保障と同様に、人間の安全保障の定義範囲も非常に広範囲にわたる問題である。1994年の『人間開発報告書』は人間の安全保障の定義をより明確にするために次のように述べている。「『人間の安全保障』には主要な側面が2つあると言えよう。まず飢餓や病気、抑圧など慢性的な脅威からの脱却、次に家庭、職場、地域社会など日常の生活様式が突然に破壊されて困らないように保護することである」(国連開発計画1994:23)。また、同報告書では「人間の安全保障」の具体例として、以下の7つの分類をしている。

序表-2 「人間の安全保障」の7つの分類

安全保障の種類	具体例		
経済の安全保障	貧困から自由など		
食糧の安全保障	十分な食糧を入手できることなど		
健康の安全保障	人々を伝染病から守る衛生サービスなど		
環境の安全保障	人々を環境汚染や資源不足から守ることなど		
個人の安全保障	人々を戦争、犯罪、家庭内暴力、麻薬などから守ることなど		
地域社会の安全保障	伝統文化の存続や人種・民族集団の人身安全など		
政治の安全保障	人々の政治権力を政治的弾圧から守ることなど		

出典:国連開発計画(1994)『人間開発報告書1994年版』:25-33頁に基づいて筆者作成

しかし、この定義もまた人間の安全保障を十分に説明したとは言えない。というのは、

もし上述の定義に基づけば、人間の日常生活における出来事のほとんどが人間の安全を脅かすことになりうるということになってしまうためである。そのあいまいさを解消するために、多くの研究者は人間の安全保障の具体的定義を試みた。例えば、ジョージ・ネフ(Jorge Nef)は人間の安全保障を 1. 環境、個人と身体の安全保障、2. 経済安全保障、3. 社会安全保障(年齢、性別、種族や社会地位による差別からの自由)、4. 政治安全保障、5. 文化安全保障と 5 つの領域に分けた(Nef 1999:25)。トーマスとウィルキン(Caroline Thomas and Peter Wilkin)は人間の安全保障を「人間の基本的需要を満たし、人間の尊厳を実現する」と解釈し、それを実現するには「人間の需要と尊厳を侵害する権力構造から人間を解放する」必要があると主張している(Thomas and Wilkin 1999:3)。後に人間の安全保障委員会のメンバーとなるサビーナ・アルキル(Sabina Alkire)は人間の安全保障を「長期的な人類の繁栄と一致する方法をもって、全人類の中核となる利益をあらゆる脅威から守る」と定義している(Alkire 2002:2)。

一方、「あらゆる脅威から人間を守る」という見方に反対的な意見を持つ研究者もいる。例えば、キングとムレー(Gary King and Christopher Murray)は「人間が生命や財産をかけても守る核心的要素のみ」が人間の安全保障の対象と定義している。そしてキングらはその定義に基づき、人間の安全保障を測る指標を「貧困、健康、教育、政治権利と民主」からまとめた(King and Murray 2000:8)。人間の安全保障の定義の複雑さを象徴する事例として、2004年に『セキュリティ・ダイアログ』(Security Dialogue)誌は22名の専門家による人間の安全保障の定義を問うコラムが特に注目に値する9。その対話の結果、同分野の専門家らは人間の安全保障の実践的有用性、その概念に対する基本的な擁護についておお

⁹ 『セキュリティ・ダイアログ』誌のこのコラムの執筆者は以下の 22 名である。彼らは合計 21 篇の人間の安全保障に関する定義をまとめ上げた。Ramesh Thakur, Lloyd Axworthy, Fen Osler Hampson, Don Hubert, Peter Uvin, Caroline Thomas, Jennifer Leaning, Amitav Acharya, Kyle Grayson, Edward Newman, Sabina Alkire, Kanti Bajpai, Donna Winslow And Thomas Hylland Eriksen, P. H. Liotta, Paul Evans, Astri Suhrke, Andrew Mack, Keith Krause, S. Neil Macfarlane, Barry Buzan, Roland Paris。詳細は以下を参照されたい。Burgess J. Peter and Owen Taylor, "Special Section: What Is Human Security," *Security Dialogue*, Vol. 35, No. 3, 2004, pp.345-387.

むね一致しているものの、他方で 21 種類にも及ぶ異なる定義で意見が分かれることになった (Owen 2004: 373)。

人間の安全保障の定義の曖昧さは多くの批判を招いている。例えば、ローランド・パリス (Roland Paris) は「もし人間の安全保障はあらゆるものを指しているならば、果たしてこれではないものはあるだろうか」と評し、人間の安全保障の適応範囲が過度に拡大する危険性を指摘している (Paris 2001:92)。石斌 (2014:94) は人間の安全保障を「内包する共通の性質」と「外延する適応範囲」の2つの側面から検証した結果、その内包と外延がともに曖昧であると指摘する10。このように、人間の安全保障の定義の曖昧さは、同分野の学術的研究にとって大きな障害になっていると思われる。

そして、人間の安全保障に対する批判は、その定義の複雑さに着目したものだけではない。確かに安全保障の概念が普遍化された結果、より多くの安全保障問題が注目されるようになった。しかしその過程には、普遍的な安全保障問題に着目するよりも、提案する側が自らの関心を優先的に取り上げる傾向がしばしば見られる。また、人間の安全保障は特定の国家利益を達成するための「建て前」となる場合もある。例えば、カナダとノルウェーは1990年代に「人間の安全保障」の先駆的な役割を担ったのは、同分野における国連安全保障理事会の非常任理事国議席を確保するのに貢献する理由が大きかったからだと指摘されている(Suhrke 2004:365)。また、人間の安全保障はヨーロッパの一部の国に、欧州連合内部における外交と安全保障政策の足並みを揃える格好の手段とみなされているという指摘もある(Owen 2010:47)。

総じて言えば、各国と各国際組織は自らの利益と関心に基づき、しばしば人間の安全保障の定義を調整、もしくは拡大させている。例えば、「保護する責任」を提唱したカナダ 政府は特に人間の安全保障の中の「恐怖からの自由」に重心を置いていることが明白であ

¹⁰ 内包 (Intension) とはある概念の共通な性質である。例えば、白雪、白鳥、白猫の内包する共通的性質は「白い」である。一方、外延 (Extension) とはある概念が具体的に指す範囲を表している。例えば、「太陽系の惑星」の外延する範囲は、水星、金星、地球、火星、木星、土星、天王星、海王星である。

ろう。その一方、開発問題により注目している日本政府にとって、「欠乏からの自由」の優先順位が高いのは明白であろう¹¹。これらの動きはさらに人間の安全保障の定義の曖昧さを助長しているだけではなく、「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」の統合にも障害をもたらしていると考えられる。こうしてみれば、確かに人間の安全保障は理論上普遍的な価値であると同時に、実質的に特定の国家目的を達成する手段となっている場合もある¹²。

(2) 非伝統的安全保障

「非伝統的安全保障」という用語は、「安全保障」における「伝統的」な見方と、その上に「非」を加えた表現である(山田 2021b:14)。この概念を使って新しい安全問題に対応する動きはおおよそ1990年代後半から始まった(余と王 2006:57)。また、「非伝統的安全保障」という概念の初出は定かではないが、その源流が後述の「安全保障化理論」であるという認識は一般的である(工藤 2010 228-230、本多 2018:126-127、Caballero-Anthony and Gong 2020:5-6)。まず、「非伝統的安全保障」を理解するために、非伝統的安全保障分野の研究者が如何に「伝統的な安全保障」を理解しているかを明らかにする必要がある。非伝統的安全保障の論者によれば、1990年代から伝統的な安全保障の有効性と適応性が疑問視されはじめた理由として主に以下の2つをあげる。第1に、伝統的な安全保障は国家の領土と主権の安全保障のみを強調し、国家間紛争以外の安全保障問題に十分に対応できていない。第2に、長い間伝統的安全保障の主導権は欧州とアメリカに握られていたた

-

¹¹ アチャーヤ(Amitav Acharya)は「恐怖からの自由」を優先する見方と「欠乏からの自由」を優先する見方をそれぞれ「カナダ式アプローチ」と「日本式アプローチ」と呼ぶ。以下を参照されたい。Acharya Amitav (2001), "Human Security: East Versus West?" Institute of Defence and Strategic Studies Singapore, p. 18.

https://dr.ntu.edu.sg/bitstream/10356/91391/1/RSIS-WORKPAPER_25.pdf (Accessed March 30, 2023).

¹² この状況を説明するには、国際政治学者のモーゲンソー(Hans J. Morgenthau)の以下の論述は有効だと思われる。「政治的リアリズムは、ある特定国の道義的な願望と世界を支配する道徳律とを同一視しない。(中略)国家はすべて、彼ら自身の特定の欲望と行動を世界的道義的目標で装いたくなるものである。」ハンス・J・モーゲンソー(2005)『国際政治――権力と平和』現代平和研究会訳、福村出版、11 頁。

め、伝統的安全保障は欧米諸国の利益を優先的に反映する傾向がある。そのため、非伝統的安全保障の台頭は、本質的に伝統的軍事安全保障以外の問題を取り上げることで、途上国の安全保障を考える動機になったとの指摘である(Caballero-Anthony 2016:4-5)。こうしてみれば、「非伝統的安全保障」という概念が広く受け入れるようになったのは、新しい脅威に対応するために従来の伝統的安全保障と一線を画す概念が求められた結果であると言えよう。

伝統的な安全保障と比較すると、非伝統的安全保障の最大の特徴は「新しい脅威」に対 応する点である。例えば、冷戦終結とグローバリゼーションによって顕在化した越境犯罪、 麻薬密輸、伝染病、環境汚染などの脅威がその代表例である。また、これらの「新しい脅 威」の共通特徴は越境性であるため、一国のみでの対応が極めて難しい。このような新し い脅威が徐々に注目された結果、それに対応する新しい安全保障対策も必然的に求められ るようになった。例えば、この時期において、オーストラリア外交部長と上院議長を務め たガーレス・エヴァンス(Gareth Evans)が提唱した安全保障協力の原則はこの代表的な事 例である。エヴァンスによれば、国際安全保障協力の原則と特徴は以下の通りである(筆 者訳)13。「安全保障の範囲から見れば包括的であり、進展の過程から見れば漸進的である。 抑止的よりも協力的、排他的よりも包摂的、二国間主義よりも多国間主義である。軍事的 解決と非軍事的解決の間に、前者を優先しない。国家を安全保障システムにおける主要ア クターと見なすが、非国家アクターの役割をも認める。正式的なメカニズムの創設を強制 しないが、それを拒否することもしない」(Evans 1994: 3-5)。このような安全保障原則 は、後に東アジア地域における非伝統的安全保障の形成の基盤となり、同分野の代表的な 捉え方を表していると指摘する(余と王 2006:59)。その背景の中で、1990年代後半から 2000 年代にかけて、一部の研究者と国際組織はその新しい安全保障の考え方を「非伝統的 安全保障」と呼び始めた(王 1998、ASEAN 2002、Caballero Anthony et al 2006)。その後、

¹³ 以下、特に断りがない引用訳に関しては筆者訳である。

非伝統的安全保障はアジア地域で大きな影響力を発揮し、同地域の国際協力において重要な概念となった。ASEAN 防災委員会 (ASEAN Committee on Disaster Management) の設立や、『ASEAN 災害管理および緊急対応に関する協定』 (ASEAN Agreement on Disaster Management and Emergency Response) などはその代表的な取り組み事例である。

次に、本論文は安全保障の視点から、非伝統的安全保障における「脅威」、「対象」と「主体」をまとめておきたい。まず、安全保障が「安全状態を得るための行動と対応」として考えるのであれば、当然ながら「安全状態を脅かす脅威」を無視することはできない。非伝統的安全保障の観点から鑑みれば、「何から何を守るのか」に対する回答は「非伝統的脅威」である。R・エマーズらは非伝統的脅威について、「ある国家から意図的・非意図的に生ずる、他国の安全保障を脅かしうる非軍事的な脅威」と説明している(Emmers et al 2008:62)。伝統的な安全保障の視座から見れば、軍事的安全保障などは、加害者を特定できる「意図的な脅威」(purposive threats)である(Treverton 2001:43)。

その一方、伝染病、越境犯罪や密輸などを含む新しい脅威はその範疇に入らないのが明らかである。これらの新しい脅威の共通特徴は、明確な加害者が存在しない点である。例えば、麻薬密輸者の活動は確かに我々の安全を脅かすが、彼らは意図的に人々の安全を侵害しているわけではない。そのため、このような脅威を「加害者のない脅威」(threats without threateners)または「構造的脅威」(systemic threats)と呼ぶ研究者もいる(Treverton et al 2011:4)。しかし、「非伝統的脅威」を「意図的な加害者の有無」だけで判断すれば、一般的に「非伝統的脅威」に分類されるテロ問題や海賊問題は「意図的な加害者が存在する」ことになってしまう。そのため、加害者の有無だけではなく、非伝統的脅威の越境性と国際協力の必要性に着目する研究者もいる(王 2003a)。

また、非伝統的脅威が脅かす対象、つまり非伝統的安全保障は「何を守るか」という問題への回答は国家に限定される場合が多い(本多 2018:128)。大岩隆明は、非伝統的安全保障における脅威はおおむねその性質として国境を越えると述べ、そして安全保障の対象

を人間集団とすることを排除しないが、一義的には国家をその対象とすると述べている(大岩 2008:60)。しかし、この説明では、いつ国家が重要になるか、国家以外の対象が脅威に脅かされる場合どう対応すべきかについて検討の余地が残る。

最後に、非伝統的安全保障の主体、つまり「誰が守るか」という問題への回答も一義的に国家を指す場合が多い(本多 2018:128)。また、非伝統的安全保障の対象と主体との関係について、工藤(2010:228)は「非伝統的安全保障においては、新たな脅威が国家に対するものであることが一義的な要件となり、脅威に対処するに際して、非政府的な行為体以上に中心的な役割を果たすことが期待されるのも国家である」と述べている。このように、安全保障の主体と対象における国家中心主義は、非伝統的安全保障の中核的な主張であり、人間の安全保障との最大の違いであると言える。しかし、確かに非伝統的安全保障の主体は一義的に国家を指すが、非国家主体の関与を全く認めていないわけでもない。例えば、後述の南洋理工大学非伝統的安全保障研究センターの研究者らは非伝統的安全保障の対応は政治だけではなく、「経済、社会の複合的な対応が求められており、場合によっては軍事的手段や人道的手段を講じる必要がある」と述べている(Caballero-Anthony et al 2006:6)。このように、非伝統的安全保障における国家の役割は確かに重要であるが、それと非国家主体との相対的な位置付けはあいまいなままであると考えられる。

総じて言えば、「非伝統的安全保障」は安全保障の環境が大きく変化した背景の中で伝統的安全保障の相対的な概念として生まれた。しかし、その定義には「伝統的安全保障と異なる点」を除き、未だ多くの問題点とあいまいさが残されている。そのため、非伝統的安全保障の概念におけるあいまいさはしばしば批判されてきた(工藤 2010: 231)。また、長い間に明確な定義が下されていないため、「非伝統的安全保障」は「人間の安全保障」と同一視される場合も少なくない(天児 2011a:3)。その背景の中で、「非伝統的安全保障」の概念を理論的に定義する試みは、主に東南アジアを主要な拠点とする「consortium of non-traditional security studies in Asia」(NTS-Asia)という共同研究プログラムの主導の下で

行われている。

このプログラムは現在アジア太平洋地域の 32 の研究機関で構成されており、非伝統的安全保障分野の研究を進めている。その中で、シンガポール南洋理工大学非伝統的安全保障研究センターが中心的な役割を果たしている。所長のメリー・カバレローアンソニー (Mely Caballero-Anthony) は非伝統的安全保障の教科書を編纂するなど、同分野の理論化における先駆的な貢献をしてきた。カバレローアンソニーは非伝統的安全保障が以下の6つの特徴を有していると指摘し、特に非伝統的安全保障の発生源とその越境性に着目している。

- 1. その脅威の起源、伝播と影響は本質的に越境性を持つ。
- 2. それは国家間競争やパワー・トランジションによるものではなく、政治と社会の要素 によるものである。
- 3. 資源不足、不法移民などの非伝統的安全保障問題は社会と政治の不安定をもたらす場合もある。
- 4. 気候変動のような非伝統的安全保障問題は、人類が自然のバランスを破壊したことに 由来している。それはやがて国家と社会に不可逆的な影響をもたらす場合もある。
 - 5. 一国では対応しきれず、地域と多国間協力が必要である。
 - 6. 安全保障の対象は国家主権および領土保全だけではなく、個人および個人の社会価値 (生命、生活と尊厳) をも包括する(Caballero-Anthony 2016:6)。

以上の整理に基づき、筆者は本論文で使用する「非伝統的安全保障」の概念を以下のようにまとめたい。まず、非伝統的安全保障はその名称から分かるように、伝統的安全保障に対する批判と逸脱より由来している。そのため、非伝統的安全保障の定義と位置付けは常に相対的であり、伝統的安全保障への批判に強く依存している。しかし、非伝統的安全

保障は「伝統的な安全保障と異なる安全保障」であると唱える一方、それが伝統的な安全 保障とどう異なるかについて明確に説明できてないのもまた事実である(山本 2009:42)。

また、非伝統的安全保障は安全保障の主体と対象において共に主権国家の重要性を強調している。特に、個人の安全保障を重視する人間の安全保障と比べ、非伝統的安全保障は国家に対する脅威を排除することに重心を置いている。そのため、非伝統的安全保障は内政不干渉原則と国家中心主義の視点と親和性が高い。それらの特徴により、非伝統的安全保障はアジア諸国や発展途上国の中でも概して権威主義的な政治体制の国々に採用されている。

さらに、非伝統的安全保障が取り扱う問題のほとんどは「非軍事性」、「広範性」と「越境性」をもっているため、非伝統的安全保障は本質的に国際協力を求めている(本多 2018: 136)。そのため、非伝統的安全保障に基づけば、イデオロギーの対立を克服し、国際協力やコンセンサスの形成は可能であると指摘されよう(佐藤 2007: 107、天児 2011a: 16-17、山田 2021b: 31-33)。

最後に、本論文で扱う非伝統的安全保障の具体的範囲に触れたい。上述のように、非伝統的安全保障の定義には常に議論が伴う。その理由の1つは、非伝統的安全保障を構成する安全保障分野が多岐にわたっており、またその範囲を定めることが容易ではないためである。端的に言えば、「伝統的な安全保障からの逸脱」の定義から見て、非伝統的安全保障に包摂される領域とは「伝統的安全保障以外のあらゆる安全保障」といっても差し支えないだろう。しかし、このような不明確な定義は非伝統的安全保障の共通目標を見失ってしまうのみならず、非伝統的安全保障概念の濫用につながる恐れがある(韓 2000:67-68、坪内 2006:27-30)。

非伝統的安全保障の範囲を提示した具体例として、前述の『中国と ASEAN の非伝統的 安全保障分野での協力に関する共同宣言』が代表的である。同宣言によれば、非伝統的安 全保障が扱う代表的な分野は麻薬密輸、人身売買、海賊問題、テロ問題、武器密輸、資金 洗浄、国際経済犯罪とサイバー犯罪と定義されている(ASEAN 2002)。一方、王逸舟(2008:184)は資金洗浄、海賊、貧困問題、難民と移民、エイズ、環境問題を非伝統的安全保障の具体例として挙げた。また、カバレロ・アンソニーら(Caballero-Anthony 2016)は非伝統的安全保障の具体的分野として国内紛争、貧困と経済安全保障、環境安全保障、食料安全保障、エネルギー安全保障、水資源安全保障、公衆衛生、移民と人口移動、トランスボーダー犯罪の9つを提示した。

劉躍進によれば、中国政府が 2014 年に挙げた合計 16 の安全保障分野の中で、伝統的安全保障分野として認識されているのは政治安全、国土安全、軍事安全であるのに対し、非伝統的安全保障分野に属するのは経済安全、文化安全、社会安全、科学技術安全、サイバー安全、生態安全、資源安全、核安全、海外利益安全、宇宙安全、深海安全、極地安全と生物安全の 13 分野であると述べる(劉躍進 2021:35-40)。特に生態・環境安全と海洋安全は多くの国に共有される関心であり、一国がその安全保障に失敗した場合、他の国に悪影響を及ぼす恐れがある。このように、非伝統的安全保障の代表的な分野は往々にして越境性を有しており、一国では対応しきれないことがわかる。その一方、非伝統的安全保障適応範囲は確定されておらず、むしろ時代と立場によって常に変化していると言える。その特徴は、人間の安全保障と同様に、非伝統的安全保障を論じる主体の関心を反映しているためと思われる。

(3) その他の安全保障理論

フェミニズムというジェンダーの視点より安全保障を批判する国際関係論にも注目する 必要がある。この動きは 1980 年代半ばから始まっており、従来の戦争や安全保障の研究に 批判的な視座を提供している(Elshtain 1987、Enloe 1989)。アン・テクナー(J. Ann Tickner) によれば、多くの安全保障問題は女性と児童に対して多大な侵害を与えているにもかかわ らず、女性が安全保障の対象として注目される場合がまれであるという(Tickner 1995: 190)。 この理由は、リアリストたちが主張する国際関係におけるアナーキーの状態によるものというより、むしろ男女間の不平等によるものである。このようなジェンダーに基づく不平等な状態が続く限り、真の安全保障は実現できないとテクナーは主張する(Tickner 1995: 191)。また、このような男性によるヒエラルキーを解消するために、テクナーは政府が主導するトップダウン式の安全保障よりも、草の根からのボトムアップ式の安全保障が必要であると主張している(Tickner 1992)。

次に、安全保障化理論(securitization theory)について簡潔に言及する。安全保障化理論 が誕生した背景には、新しい脅威とそれに対応する安全保障分野が急速に増加しているこ とが背景にあろう。つまり、安全保障分野における脅威の拡散により、「そもそも何が安 全保障問題なのか」という問いに対する回答が次第にあいまいになってきたからだ。そも そも、ポスト冷戦期においては、安全保障の中心的な問題である「何が安全保障であるか」 について合意が存在しかった(Terriff et al 2000: 1)。問題解決のために、安全保障化論者は 国際関係論のコンストラクティビズム理論を用い、安全保障問題を客観的な存在として捉 えず、安全保障に対する人の認識と観念的要素の重要性を強調した。その理論的基盤を構 築したのは、デンマークやイギリスを拠点とし、「コペンハーゲン学派」と呼ばれるブザ ン (Barry Buzan)、ヴェーバー (Ole Waever)、デ・ワイルド (Jaap de Wilde) などである。 安全保障化理論によれば、特定の分野を安全保障問題と定義するよりも、安全保障問題 が如何に認識され、受容され、対応されたかを重視する(Buzan 1983:11)。 安全保障化理 論は「何が安全保障問題」かという問題について、特定の問題がある主体に対して脅威で あると認識された場合に、それは安全保障問題となり、その表現と発信の行動が「安全保 障化」(securitization)の過程になると主張している(Buzan et al 1998: 24-25)。それに対し て、もし特定の脅威が解決されたならば、それに対する特殊な安全保障対策が不要となる。 その際に安全保障問題を一般的な政治アジェンダに戻すことは「脱安全保障化」 (desecuritization) と呼ばれる (Buzan et al 1998: 4)。

また、観念的要素を具体的に表すことが難しいため、安全保障化理論の学者は安全保障化の過程の中で特に「発話の行為」(speech act)に注目している。ブザンらによれば、ある問題が特定の客体に対する脅威として表現される時点で、その問題はすでに「安全保障化」されたと考える(Buzan et al 1998: 21)。つまり、特定の分野が頻繁に政治的権威を持つアクターによって問題提起され、そして聴衆(audience)がそれを受容するという論理である(Waever 1995: 51-52)。このように、これまで安全保障の脅威と認識されなかった問題も脅威と見なされ、「安全保障化」されることがある。その点から見れば、定義しにくい非伝統的安全保障に対して、安全保障化理論は新しい地平をもたらしたと言える。

例えば、NTS-Asia の研究者らは安全保障化理論を非伝統的安全保障の事例に導入し、以下のように非伝統的安全保障の研究の方法論を設定した。まず、非伝統的安全保障問題を検討する際に、安全保障化の主体、安全保障の対象、安全保障化の過程を特定する必要がある。特に、安全保障化の「過程」について「発話の行為」に注目するのが一般的な視点である。国家内部のエリートの発話以外に、国際的主体や非政府組織の発話にも注意を払う必要がある。その際に、非伝統的安全保障による「安全保障化の程度」(=安全保障問題はどの程度で安全保障化されたか。例えば資源配分の優先順位や制度化の程度など)と「脅威に対する影響」(脅威はどのような程度で軽減されたか)は重要な指標となる(Caballero-Anthony 2016: 16-18)。

安全保障化理論は主にヨーロッパを拠点に発展し、その理論の実証もおおむねヨーロッパでなされてきた。西欧の民主主義国家においては、特定の安全保障問題が民衆の了承と支持の下に安全保障化されるのは一般的である。しかし、権威主義や専制主義体制においては、安全保障化の過程は政府(または独裁指導者)によって一方的に進められ、民衆はそれを受け入れざるを得なくなる危険性が指摘されている(山田 2022:12)。一方、中国のような権威主義国家にとって、もし安全保障化の言説が有効に安全保障政策の必要性を説明できなかった場合、その政権の正統性や政策の正当性が疑われる場合もある。逆に言

えば、このような安全保障化の過程は、権威主義政権の正統性と政策の正当性を高める代表的な手段となる。そのため、権威主義体制国家においても安全保障化理論の適応が可能であり、特定の安全保障問題がいかに安全保障化されたかは権威主義政権の関心や認識を説明できると主張する意見も存在する(Vuori 2008:72-73、Liu 2021:509-510)。また、本論文はこの主張に基づき、中国政府がいかに非伝統的安全保障の問題を安全保障化してきたかについて論じる。

(4) 安全保障理論に関する先行研究のまとめ:なぜ「非伝統的安全保障」か

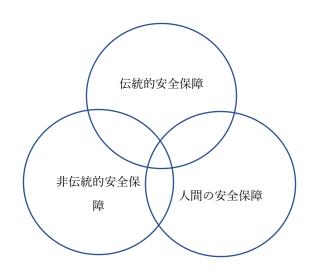
以上のように、「人間の安全保障」と「非伝統的安全保障」をはじめとする新しい安全 保障の視座は安全保障研究に大きな変化をもたらしていると言える。冷戦時代に遡れば、 安全保障研究はほとんど欧州とアメリカによって主導されているため、安全保障研究が欧 米諸国の利益を鮮明に反映していた。その結果、長い間に同分野の研究は国家間紛争の危 険性や無政府状態下の勢力均衡などの問題を優先的に取り扱っていた。しかし、冷戦終結 とグローバリゼーションの変化に伴い、新しい安全保障の脅威が多様化し、冷戦時代に圧 倒的な優位を占めていた伝統的な安全保障の有効性が次第に疑われるようになった。その 背景の中で、「人間の安全保障」や「非伝統的安全保障」の概念の提起は、新しい脅威に 対応する代表的な動きである。こうしてみれば、冷戦終結とともに誕生した新しい安全保 障研究の大半は主に「国家中心」や「軍事安全保障優先」といった伝統的安全保障の問題 点と限界性を踏まえ、それを解決しようとする考え方が背景にある。特にアジア地域にお いて、軍事的問題を重視する安全保障では必ずしも地域の途上国の関心を十分に吸収でき ているとは言えない。多くのアジア地域の国にとって、経済危機、食料不足やテロ問題な どの非伝統的脅威は伝統的安全保障だけでは対応しきれず、新しい安全保障が必然的に求 められるようになった。その結果、多くのアジアの国家が新しい脅威に対応するために非 伝統的安全保障に関心を示すようになったのである。

1980年代までの安全保障に関する概念はほとんど欧米諸国の文脈によって一方的に論じられているのは確かであり、1980年代から伝統的安全保障の限界性が徐々に認識され、その上で新しい安全保障の変容が生じてきたのも事実である。しかし、ここで無視してはいけないのは、非伝統的安全保障が系統的に述べられる前に、人間の安全保障という概念がすでに広く受け入れられていることである。人間の安全保障は非伝統的安全保障と同様に伝統的安全保障を批判し、新しい脅威に対応している。その原点に基づき、人間の安全保障は治戦後の世界において新しい安全保障問題に対応する有力な枠組みであると言える。

それにもかかわらず、多くのアジアの国において、非伝統的安全保障が 1990 年代後半から広く受け入れられ、安全保障に関する理論と政策に人間の安全保障と同等、またはそれ以上の影響力を発揮するようになった。つまり、非伝統的安全保障は伝統的安全保障に対する並立する概念であると同時に、その競合するものが人間の安全保障でもあると言えよう。そのため、人間の安全保障も非伝統的安全保障も同様に伝統的安全保障に対抗する概念であるという結論だけでは不十分である。一方で、なぜ中国をはじめとする多くのアジアの国が「人間の安全保障」よりも「非伝統的安全保障」を優先的に使う理由についての整理が必要であろう。この回答を得るために、次にその2つの安全保障概念の相違を比較する上で、中国における人間の安全保障と非伝統的安全の理論的展開を整理してみる。

まず、人間の安全保障と非伝統的安全保障の最大の共通点は、新しい安全保障の視点から従来の安全保障を補完している点である。冷戦後、安全保障の概念と適応範囲が変容しつつある中で、人間の安全保障と非伝統的安全保障は生まれた。確かに、人間の安全保障と非伝統的安全保障にそれぞれ包摂される代表的な安全保障分野は必ずしも一致しない。例えば、人間の安全保障でしばしば取り上げられる政治的権利や民主主義の保全などは非伝統的安全保障に見い出される場合が少ない。しかし、伝統的安全保障の限界性と問題点を批判し、非軍事的脅威を優先的に取り扱う点において、両者は共通していると言える。さらに言えば、序図-1 が示すように、伝統的な安全保障と非伝統的安全保障と人間の安全

保障との間にオーバーラップしている部分も存在する。例えば、国家間紛争は一般的に伝統的安全保障の範疇に入るが、それが難民や避難民といった人間の安全保障の問題に加え、越境する犯罪などの非伝統的安全保障の問題をもたらしている(山田 b2021:17-18)。このように、人間の安全保障と非伝統的安全保障は対立だけではなく、互いに依存し、脅威を共有している一面も窺われる。



序図-1 3つの安全保障の関係

出典:山田 2021b:17より

次に、非伝統的安全保障と人間の安全保障の最大の相違点は、安全保障の対象と主体における国家の地位である。序表-1が示しているように、非伝統的安全保障における安全保障の対象と主体は一義的に国家を指すのに対し、人間の安全保障は安全保障の対象を個々の人間に設定しており、国家以外に非国家主体の役割を強調している。つまり、個人の安全保障を優先的に取り扱う人間の安全保障と異なり、非伝統的安全保障は常に国家の安全保障に重心を置いている。

そもそも、冷戦時代までの安全保障が往々にして国家を対象とするのは、最終的に軍事

的脅威から国民を守るためであるという見解がある(Axworthy 2001:19)。そのため、冷戦後、従来の国家安全保障だけで国民の安全を十分に保障できない現実が徐々に認識される中で、再び安全保障の重心を個々の人間に戻す動きが生じるのも当然である。ましてや、国内紛争や破綻国家の場合¹⁴、国家そのものが国民の安全を脅かすことになる。このように、人間の安全保障への転換は、安全保障における人間指向への「帰還」である(Axworthy 2001:19-20)。

上述のように、人間の安全保障が世界中に受容されていく中で、個人の安全保障と国家の安全保障の間に対立が存在していることは明白である。実際に、冷戦時代の主流となった伝統的安全保障政策が個人の安全保障を軽視し、国家の安全保障を優先的に考慮したため、多くの人道主義危機の発生と直結していることは否めない。一方、人間の安全保障への過度な重視は、国家の安全を揺るがす危険性をもたらすこともしばしば指摘されている。例えば、国家の安全や国際システムの安全保障は、必ずしも個人の安全保障の延長線上に位置するわけではないし、個人の安全を守るだけで国家全体の安全が保障されるわけではないという見解は代表的である(栗栖 1998:2)。そして、人間の安全を国家安全に優先するよりも、むしろ国家安全保障の実現こそが、最終的に人間の安全保障の実現に辿るという意見もある(何 2004:50)。ただ、ここで注意しなければならないのは、人間や共同体の安全保障は非伝統的安全保障の中ですべて排除されているわけではないことである。非伝統的安全保障の研究者は、人間の安全保障と国家の安全保障の相互依存性を認めつつ、国家は依然として人間の安全保障を提供するもっとも重要な主体であると主張する(Caballero-Anthony and Gong 2020:5)。

¹⁴ 「破綻国家」、または「失敗国家」とは、政府の弱体化で国家と社会への制御を失っている国である。平和基金会(FFP)が 2006 年から発表する「脆弱国家ランキング」はそれらの国家を評価する代表的な指標である。このプログラムは世界各国の政治、経済、社会、軍事などの指標を数値化し、国家の全体的安定性をランキングにする。その中の下位国は「脆弱国家」と呼ばれ、状況が最も深刻な国家は「破綻国家」と呼ばれる。破綻国家の場合、政府は基本的な機能を果たすことが困難になるため、一般民衆の生命と生活は武力紛争や民族浄化などの危険にさらされる場合が多い。詳細は以下を参照されたい。https://fragilestatesindex.org/global-data/(Accessed June 25, 2023).

こうしてみれば、人間の安全保障と非伝統的安全保障が個人と国家に対して異なる位置付けを持つのは、安全保障の対象と主体における本質的な対立よりも、むしろ国家と個人の安全保障における優先順位の違いによる結果だと言った方が適切であろう。言い換えれば、国家と個人の安全保障に対して、非伝統的安全保障の理論を構築してきた研究者からは「先に国家の安全を実現する上で人間の安全保障を実現する」との認識をするのに対し、人間の安全保障の支持者は「国家の安全だけではなく、人間の安全保障にも十分注意すべきである」という見方をもっているのだ。この両者は、安全保障脅威への認識や国家安全保障と人間の安全保障の必要性を認める点において価値を共有している同時に、国家の安全と個人の安全のいずれに偏りすぎないように、互いに補完する一面をももっている。

次に、アジア諸国で新しい安全保障概念を受け入れる代表的な事例として、中国での「人間の安全保障」と「非伝統的安全保障」がいかに受容されてきたかについて整理したい。 冷戦後の1990年代において、中国では新しい脅威に対応する「新安全観」の考え方が徐々に形成していった(余と李2008:90)。その中で、「非伝統的安全保障」の理論的枠組みの構築が、中国の政府と知識人を中心に行われてきた。管見の限り、中国で非伝統的安全保障の概念が初めて導入されたのは、1994年に北京大学の王勇が中国社会科学院の学術誌『世界経済と政治』に刊行した論文である(王1994)。そして、1998年に同誌は非伝統的安全保障を研究分野の1つとして指定する論文の募集要項を明記した。その影響を受け、1998年から2000年代前半まで、非伝統的安全保障に関する研究が数多くなされている(王1998、李2004、潘2004)。この時期の中国研究者による研究成果を総括すれば、非伝統的安全保障の特徴は以下の3つにまとめられる。

まず1つ目に、非伝統的安全保障は従来の安全保障よりはるかに包摂的な安全保障概念である。その中で、非伝統的安全保障の主体、対象と脅威の多様化、並びに「安全」という状態の重層化が指摘されている(余2004:9)。2つ目に、非伝統的安全保障の越境性と、非伝統的安全保障を実現するための多国間協力の必要性が指摘されている(閻と金2004:

442-443)。そのため一部の中国研究者は、非伝統的安全保障は従来の陣営対立と軍事的対抗を超越し、地域の平和ないし世界の平和に貢献できると評価している(唐 2004:35-36)。最後の3つ目として、非伝統的安全保障と人間の安全保障との関係に注目する。余瀟楓らによれば、伝統的安全保障は国家の安全を優先的に取り扱っているのに対して、非伝統的安全保障は人間の安全保障、社会の安全保障、国家安全保障を目標として掲げている(余と王 2006:58)。そのため、非伝統的安全保障は人間の安全保障を実現する手段であると指摘されている(余と李 2008:91)。このように、中国国内での「非伝統的安全保障」の概念は、この時期における非伝統的安全保障研究の主流とほぼ同じ定義を共有していると言えよう。この背景の中で、中国政府は 2001年の ASEAN 地域フォーラムで、初めて公式的発言で「非伝統的安全保障」に言及したのである(『人民日報』2001a)。

その一方、1990年代から「人間の安全保障」が世界中の注目を集める中で、その概念に対する議論は緩やかであるが、中国国内で展開されていった。例えば、2002年に『世界経済と政治』誌はアチャーヤ(Amitav Acharya)が 2001年発表した人間の安全保障に関する論文「Human Security: East Versus West?」を翻訳し掲載した。アチャーヤはこの論文の中で、人間の安全保障がアジア地域の安全保障と親和性が高いと主張し、人間の安全保障研究をより重視すべきであると呼びかけている(Acharya 2001: 17-18)。この時期、人間の安全保障が徐々に中国で受容された結果、中国は依然として非伝統的安全保障に重心を置いているが、人間の安全保障に対する肯定的な意見も増えている。例えば、封永平によれば、非伝統的安全保障は伝統的な国家安全保障の見方に基づき、安全保障の捉え方を変えただけであり、国家よりも人間を優先的に考える安全保障のみが安全保障の変革であると述べた(封 2006:60)。

しかし、非伝統的安全保障と異なり、中国国内で人間の安全保障に関する議論はほとんど学術的分野にとどまっており、中国政府の政策決定に対する影響力が非常に限定的であった(後井 2010:254)。その理由は、中国政府にとって、人権問題と深く関わっている人

間の安全保障は政治体制を揺るがす問題になりかねないかもしれないからだ(天児 2011a: 17)。人間の安全保障に対する中国政府の複雑な立場を示す事例として、2000年に『人民日報』で掲載される国際評論コラムは人権問題や人間の安全保障について、以下のように評した¹⁵。

「一部の人は『人権に国境はない』、『人権は主権に優先する』、『人道主義のための干渉は合法』、『国連憲章はもう古い』などの新干渉主義の論調を作っている。それらのことは、冷戦の先入観がまだ世界中に存在している証明である。一部の国家は残念ながら、『人権』、『人道主義』、『人間の安全保障』によって粉飾された帝国主義政策の試験場にさせられてしまったのである」(古 2000:6)。

つまり、非伝統的安全保障が中国で展開している裏に、人間の安全保障に対する中国政府の警戒心は看過されない。確かに、人間の安全保障の延長線上に位置する人道主義介入や「保護する責任」などの概念は主権国家が介入に免れる権利を否定しているため、主権を重視する国家にとって「トロイの木馬」ような存在であるかもしれない。例えば、コソボ紛争やリビア戦争は中国をはじめとする権威主義体制国家にとって、そのような懸念を裏付ける材料になったと思われる。

ただ、中国政府は「人間の安全保障」という理論的枠組みに対して消極的であるが、人間の安全保障そのものを否定しているわけではない。実際に、「人間の安全保障を重視する」という理念はしばしば中国の政策の中で使用されている。例えば、「人間指向」または「人間本位」(human oriented、中国語:「以人為本」)という表現は、中国政府が個々

¹⁵ この文章の著者名である「古平」は一般的に『人民日報』の国際評論コラム用のペンネームとみなされる。また、そのコラム内容は中国政府の公式的な見解を示しているとみなされる場合が多い。『人民日報』に掲載される中国政府の公式的意見について以下の文献に参照されたい。王泱泱、閆永棟、王武录(2008)「対内宣伝与対外宣伝の統一——『人民日報』評論特点之一」(対内宣伝と対外宣伝の統一——『人民日報』の評論コラムの特徴)『現代伝播』第10号、48-51頁。

の国民の安全保障を強調する際に頻繁に使用されているスローガンの1つである。2000年代の胡錦濤政権期に掲げられた「和諧社会」や「科学的発展」の中でも、「人間指向」の重要性は明言されている(中華人民共和国中央人民政府2003)。中国政府が人間の安全保障を無視できない理由は、「国内の『人権』問題について、党と政府の正統性を対内的・対外的に担保する必要性に迫られたため」であると指摘されている(後井2010:256)。

言い換えれば、「人間の安全保障」は、中国政府の統治と政策の正統性を裏付ける材料にもなりうるのである。そのため、中国が警戒しているのは「人間の安全保障」そのものというより、むしろ欧米諸国によって構築された人権問題を国家の安全より優先的に取り扱う理論と、その理論に基づく主権侵害の危険性であろう。総じていえば、中国政府は往々にして「人間の安全保障」の理論を欧米諸国の利益を鮮明に反映する独りよがりの概念であると決めつけ、それが開発問題と主権を重視するアジア地域の価値観とは相反すると主張している。その一方、中国政府は非伝統的安全保障という概念を構築し、自らの価値観と問題関心を積極的に発信している。例えば、中国政府が掲げた「平和的台頭」、「責任ある大国」、「人類命運共同体」などのスローガンを裏付ける証拠として、非伝統的安全保障は重要な役割を果たしてきたと指摘されている(余と李 2008:94-95、薛 2009:66-67、Liu2021:507)。

以上のように、本項では人間の安全保障と非伝統的安全保障との関係を論じた上、両者が中国でいかに受容されてきたかについて分析した。総じていえば、「人間の安全保障」は人権問題を積極的に取り扱う先進国において広く受容されている。その背景には、同時期にリベラリズムは欧米の先進国の政策の中で多大な影響力を発揮した変化がある。それに対して、「非伝統的安全保障」はしばしば、人間の安全保障の人権重視と相対する価値観を持つ概念として論じられてきた。特に、中国をはじめとするアジア地域の権威主義体制国家は人権の口実による内政干渉を警戒し、国家の安全を優先的に取り扱っている。こうしてみれば、確かにリベラリズムが主張する国際協力の必要性は広く認められているが、

国家を安全保障の主体と対象として優先的に考えるリアリズムの見方からは未だに非伝統 的安全保障の分野において一定の存在感を示している。

最後に、本論文が「非伝統的安全保障」という概念を中心に議論を展開する理由を説明する。総じていえば、アジアにおける「新しい安全保障」を語る際に、非伝統的安全保障の視点が特に重要である理由は以下の3つであると考える。

1つ目に、人間の安全保障では必ずしも途上国の利益を有効に反映できているとは限らないことである。人間の安全保障は「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」の両方面から成り立つ。しかし、日本のように開発問題に力を入れているのに対し、欧米諸国はしばしば人権侵害や政治権利などの問題を人間の安全保障の優先課題と設定する。そのため、欧米諸国の主導で構築された人間の安全保障の概念よりも、東アジア諸国自らの解釈に基づく非伝統的安全保障の方が受け入れやすいと考えたからだ。

2つ目に、東アジア地域の多くの国家は、異なる歴史、文化、宗教と政治制度を有している。安全保障の主体からみれば、市民社会や非政府組織(NGO)の役割を重視する安全保障は必ずしもすべての国に歓迎されているとは限らない。その一方で、非伝統的安全保障は国家の中心的な役割を重視しているため、政府レベルの対話と協力や、内政不干渉原則を尊重するという国家の要求と一致している。また、東アジア地域において、社会の秩序を重視し、政府の権威を尊重する儒教思想は多くの国家に浸透している。その土壌に基づく価値観や制度は東アジア地域における非伝統的安全保障の形成に直結している(余と王2006:60)。このように、非伝統的安全保障観は権威主義的国家の多いアジア地域における「最大公約数」であると言えよう。実際に、NTS-Asia などのように、1990年代後半から東アジア諸国が非伝統的安全保障への関心を徐々に高めている。そして、非伝統的安全保障は ASEAN や中国の公式的政策によって頻繁に取り入れられるようになったのは、非伝統的安全保障が 1990年代後半から盛んになった東アジア地域の国際協力の柱になったためである(劉弘毅 2021a:238)。非伝統的安全保障とアジア地域の国際協力の柱になったためである(劉弘毅 2021a:238)。非伝統的安全保障とアジア地域における国際協力の関係に

ついては、本論文の第2章第1節で具体に議論する。

最後の3つ目に、アジア地域では途上国が多く、欧米の先進国のように民主主義の制度 化が進み、強靭な市民社会を持つ国が少ない。実際に、麻薬問題、テロ問題や人身売買な どのように、アジアでは多くの非伝統的安全保障問題に直面する理由として、脆弱な統治 に由来していることが背景にある。そのため、アジア諸国で安全保障を考える場合、個人 の安全保障を包摂する国家レベルで対応する非伝統的安全保障の概念が有効であると思わ れる。換言すると、多くのアジア諸国にとって、人間の安全保障と地域の安全保障は必然 的に国家安全保障の延長線上に位置している。例えば、中国では、個々の人間の安全は独 立した概念よりも、国家の安全や社会の安全と相互に依存し、互いに不可分な存在である と論じられる場合が多い(余と李2008:93)。つまり、非伝統的安全保障は個人の安全を 包摂する国家の安全を重要視している点が、アジア地域の政治体制の特徴と合致している と思われる。

第5節 本論文における分析枠組み

本論文の考察と分析は上述の安全保障化理論(securitization theory)に基づいている。安全保障化理論によれば、「何が安全保障問題」なのかという前提に基づき、特定の問題がある主体に対する脅威であると認識された場合に、それは安全保障問題となる。つまり、その表現と発信の行動が「安全保障化」(securitization)の過程になる。

また、コペンハーゲン学派の学者が安全保障化を「発話の行為」(speech act)と定義したが、実際に安全保障化が頻繁に政治的権威を持つアクターからの問題提起を背景にした発話となっている。その結果、これまで安全保障脅威と認識されなかった問題も脅威と見なされ、「安全保障化」されることがある。それ故、概して定義しにくい非伝統的安全保障の領域の課題に対して、安全保障化理論は新しい概念として理解しやすいと言えよう。

安全保障化の過程の中で、とくに安全保障化理論が注目するのは、安全保障化を行うア

クター(Securitizing actor)、脅威にさらされる対象(Referent object)と安全保障の説明を受け入れる聴衆(Audience)である。換言すると、アクターが安全保障上の脅威とその脅威に晒される対象を特定し、さらに発信したい対象に向けて脅威の存在を表現するのが、安全保障化の一般過程になる。

本論文では中国における非伝統的安全保障の安全保障化の過程を考察する。そこで、「安全保障化を特定するアクター」、「安全保障化を受け入れる聴衆」、「安全保障化された 脅威」と「安全保障化の目的」に焦点を当てる。その中で、「安全保障化された脅威」の 部分は第1章の「何から守る」という問題とかみ合っており、重要な視点を提供すると考える。そして、「何を守る」という第2章の問題は、「安全保障化を受け入れる聴衆」と オーバーラップする場合が多いと思われる。最後に第3章の中核である「どうやって守る」という問題は、「安全保障化を特定するアクター」と「安全保障化の目的」との関係を認識する上で重要になると思われる。本論文は事例研究として非伝統的安全保障問題めぐる 中国政府の対応を分析し、中国政府の非伝統的安全保障協力の対応の特徴と問題点を明らかにする。

また、非伝統的安全保障に対する中国の安全保障化過程を分析するために、本論文では 『人民日報』の記事から代表的な非伝統的安全保障問題に関する安全保障化の発話を整理 した。『人民日報』は中国共産党の機関紙であり、「中国共産党の代弁者」として知られ ている。さらに、『人民日報』は政治指導者の公式的な言動を報道する役割を担っている ため、政府の非伝統的安全保障問題に対する公式的な考え方を反映していると言える。

具体的に、本論文では 2001 年から 2020 年までの期間に発行された『人民日報』のすべての記事を対象に非伝統的安全保障(中国語では「非伝統安全」)をキーワードにし検索している。その結果、1223 件の「非伝統安全」関連の記事が抽出された。さらに本論文では「非伝統的安全保障」分野と判断される記事を統計化した結果、合計 17 種類の非伝統的安全保障分野の類型化が可能なった。

第6節 本論文における研究意義と独創性

第1に、これまでの中国研究では、中国の台頭と国際問題への積極的な関与を伝統的安全保障の観点から脅威として捉える研究がほとんどであった。しかしその一方で、中国の非伝統的安全保障政策への過小評価は、中国の安全保障政策の多面的な意図を見誤り、国際協力としての評価の機会を見逃すことにつながりかねないと考える。

そのため、中国の安全保障政策をより全面的に評価する上で、国家間競争や軍事的脅威などの観点とは異なる視点の重要性を指摘しておきたい。なぜならば、既存の国際的及び地域的協力システムには、中国の関与が不可欠であるといっても過言ではないからである。したがって、本論文では、中国の安全保障政策における非伝統的安全保障協力の取り組みをアジア地域での展開を事例にして考察してみる。

また、本論文における学術的な独創性の1つは、本論文が扱う「安全保障化理論」を通じて西欧と中国との間における安全保障政策の共通項があるのではないかという点である。安全保障理論を用いた過去の研究では、中国のようないわゆる「非民主主義国家」を議論から除外している場合が多い。それは、歴史的な経緯を背景に欧米文化の基底に、国家権力と個人の安全保障との間には対立関係があるからかもしれない。しかし、すでに述べたように、非伝統的安全保障は、その越境性から国際協力を必要とする特徴を有している(山田 2021b:31)。したがって、政治体制を根拠に特定の国を安全保障の議論から外すことは、本論文が分析枠組みと据える非伝統的安全保障概念の特徴と矛盾しかねず、それが欧米の研究アプローチの限界性にもなりうるだろう。この問題に対して、本論文では中国のような非民主主義国にも安全保障化理論は適応可能であると主張する。

もし、特定の問題が発話を通じて認識された後に、初めて安全保障化され安全保障の問題として成立するのであれば、その過程を鑑みると必ずしも自由で民主的であるとは限ら

ない。例え統制された言説であったしても結局は聴衆の認識に反映されるはずであろう¹⁶。 本論文では、上述の問題提起を踏まえつつも、安全保障化理論を前提に、権威主義的なアジア諸国で新しい安全保障問題を脅威として掲げる過程と動機を分析し、同地域の非伝統的安全保障概念の展開を考察する。本論文では安全保障化理論が多くのアジア諸国の非伝統的安全保障協力を推進する上で有効な分析枠組みとなると考える所以である。

第2に、本論文は中国の国営新聞『人民日報』の記事を利用した統計分析を行い、また各非伝統的安全保障分野に言及する記事の背景と頻度を分析した。その結果、本研究は中国が扱う非伝統的安全保障分野の重点領域と主要な動機を計量分析で明らかにした最初の研究成果であると考える。これまでの研究のほとんどは、安全保障化理論を踏まえつつも、中国政府が特定する非伝統的安全保障分野に対する発話の頻度に十分な注意を払っていないものばかりであった。本論文は上記の問題点の克服を前提に、長期にわたる中国政府の公式的な発言を集約し、分析を加えている。その結果、中国政府の非伝統的安全保障の認識変容と動機付けを理解する上でも重要な先行研究となるはずである。

第3に、本論文は中国における非伝統的安全保障の特徴を分析するために、新型コロナウイルス感染症感染拡大における中国政府と社会の対応を取り上げ、それに対して実証研究を行う。2020年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は世界中大きな影響をもたらした事件である。その影響はこの論文が作成される現在の2023年においても未だ残っており、そして今後も国際政治や地域の安全保障に響くだろう。その中で、新型コロナウイルス感染症の最初の爆発的感染拡大を経験した地域として、中国の事例は将来の感染症対策や非伝統的安全保障の政策の制定において、重要な参考になると考えられる。本論文は中国における新型コロナウイルス感染症に対する政策制定とその実施過程をまとめ、その

¹⁶ 例えば、山田満(2021)は、中国が長い間内政不干渉原則を堅持してきたが、もし非伝統的安全保障において他国や国際組織と同じ脅威への認識を共有できれば、それに基づく多国間国際協力の枠組みの形成は可能であると指摘している。以下を参照されたい。山田満(2021)「アジアにおける『非伝統的安全保障』協力に基づく平和構築——イシューとアクターから見る安全保障の位相」山田満・本多美樹編『「非伝統的安全保障」によるアジアの平和構築——共通の危機・脅威に向けた国際協力は可能か』明石書店、30-31 頁。

経験と教訓が将来の非伝統的安全保障研究に有用な事例を提供すると願っている。

第1章

中国における非伝統的安全保障の脅威

第1節 非伝統的安全保障の脅威に対する中国政府の認識

『人民日報』掲載記事に対する統計分析

まず、中国が非伝統的安全保障問題を安全保障化する過程を理解するために、本節では『人民日報』の掲載記事から典型的な非伝統的安全保障に関する発話を分析する。『人民日報』は中国共産党の機関紙であり、「中国共産党の代弁者」として知られている(人民日報』は同時に中国政府の指導層の行動や発言を報道する役割を担っているため、非伝統的安全保障に対する中国政府の公式的な見解を相当程度反映していると言える。その結果、同紙掲載記事の統計分析は、「中国政府にとって非伝統的安全保障問題とは何か」を考察する上で、重要な手掛かりになるだろう。

本論文では2001年から2020年までの『人民日報』における掲載記事を対象に、「非伝統的安全保障」(中国語で「非伝統安全」)というキーワードで検索した。その結果、合計1223件の関連記事が抽出された。

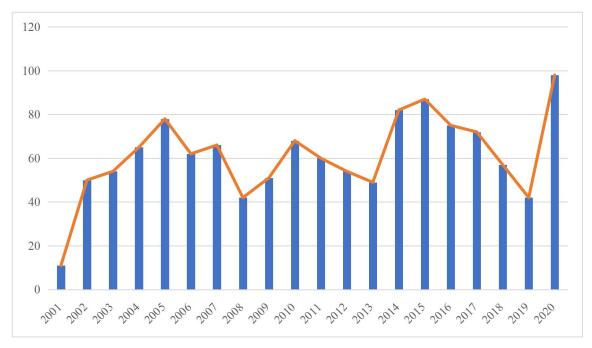


図 1-1. 『人民日報』で「非伝統的安全保障」の表現が含まれる記事数の推移

出典:『人民日報』を利用して筆者が作成。

さらに、本論文では『人民日報』紙の掲載記事の中で「非伝統的安全保障」に言及した 分野に対する集計を行うと同時に統計分析を実施し、結果を表 1-1 のように整理した。なお、 図 1-2 と図 1-3 は、その結果をヒストグラムにしたものであり、それぞれ全期間で最も頻繁 に言及された分野と、2012 年以降言及が急激に増加した分野に注目している。

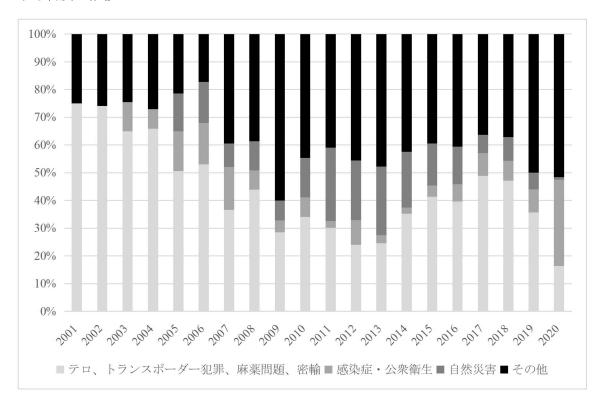
表 1-1. 『人民日報』で「非伝統的安全保障」を含む記事の中での各安全保障分野の統計結果

-	2001 2	2002	2003 2	2004 2	2005 2	2006 2	2007 2	2008 2	2009 2	2010 2	2011 2	2012 2	2013 2	2014 2	2015 2	2016 2	2017 2	2018 2	2019	2020
テロ	4	32	26	37	48	22	13	20	13	20	19	11	10	29	28	26	50	27	24	18
トランスボーダー犯罪	1	4	4	14	20	13	8	4	5	9	6	4	5	11	9	8	11	2	4	0
麻薬問題	3	3	7	5	8	6	4	1	2	0	0	3	2	8	4	4	4	3	2	1
密輸	1	1	0	0	2	2	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	1
伝染病・公衆衛 生	0	0	6	6	22	12	11	4	3	6	2	7	2	3	4	6	11	5	7	38
自然災害	0	0	0	0	21	12	6	6	5	12	22	17	17	28	15	13	9	6	5	1
海上安保	0	0	4	6	10	1	3	1	10	4	8	8	9	11	2	3	5	2	1	0
環境問題	0	1	2	2	4	1	5	7	9	16	5	6	4	18	18	15	11	11	14	17
エネルギーセキュリティ	0	3	2	4	2	3	7	3	14	7	9	7	6	11	3	7	1	0	0	2
サイバーセキュリティ	0	0	0	1	1	1	2	3	1	3	2	6	8	9	10	6	13	8	18	13
金融安全	1	3	1	0	2	1	6	2	0	4	2	1	2	4	2	3	3	0	0	2

不拡散	1	1	0	5	3	1	1	2	4	3	2	5	1	1	0	0	1	0	1	0
平和維持活動	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	2	1	1	1	0	1	0	1	1	3
難民問題	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	10	3	5	1
食料安全保障	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	1	1	0	1	0	0	0	3
移民問題	1	0	1	2	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1
貧困問題	0	5	4	3	9	5	3	2	1	0	2	1	0	2	3	0	5	1	2	1

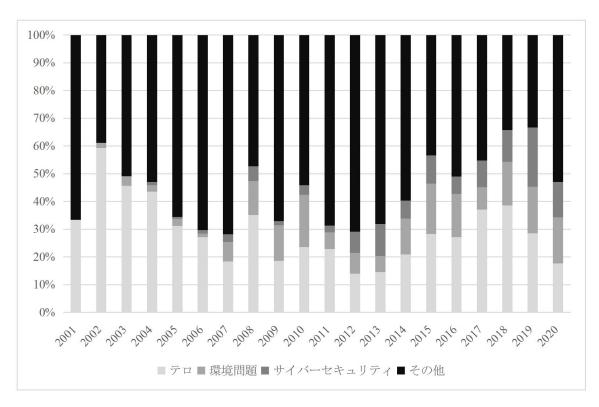
出典:『人民日報』紙掲載記事から筆者作成

図 1-2. テロ、トランスボーダー犯罪、麻薬問題、密輸、感染症・公衆衛生と自然災害に対する言及の推移



出典: 表 1-1 に基づいて筆者作成

図 1-3. 2012 年以降言及が増加する分野(テロ、環境問題、サイバーセキュリティ)の推移



出典:表1-1に基づいて筆者作成

以上の統計分析結果に基づき、中国政府の非伝統的安全保障に対する言及について、以 下の現象と傾向が見られる。

- 1. 2001年から 2020年までの間、最も頻繁に非伝統的安全保障問題として提起された分野の中で、「テロ」は群を抜いて多い。次に「自然災害」で、以下は「環境問題」、「伝染病」、「トランスボーダー犯罪」、「サイバーセキュリティ」の順で続く。
- 2. 非伝統的安全保障の適応範囲は 2001 年より徐々に拡大されており、多様化がみられる。具体的に、2001 年までは 7 分野が提起されたのに対して、2008 年までには 17 分野に拡大された。
- 3. 2001 年から 2007 年までの間、テロ、麻薬、トランスボーダー犯罪、密輸をはじめとする越境性の強い問題が重要視されている。それ以外に、感染症や自然災害はそれぞれ 2003 年と 2005 年に問題化され始めたが、同時期において重要な役割を果たしている。

- 4. 習近平政権が発足した以降(2012年以降)、テロ、環境問題とサイバーセキュリティに対する言及は著しく増加した。
 - 5. COVID-19 の影響で、2020年より公衆衛生と伝染病への言及は著しく増加した。

中国政府による「非伝統的安全保障」への言及とその経緯

中国が非伝統的安全保障について初めて公式に言及したのは、2001 年 7 月の ASEAN 地域フォーラム (ARF) での外相・唐家センの演説であった(『人民日報』2001a)。しかしながら実際には、中国の安全保障に対する認識の変化は 1990 年代にすでに始まっており、この変化の兆候の背景には「新しい安全保障」の概念の提唱があった。1997 年の ARF 閣僚会議で、中国の銭其琛外相は次のように述べた。

「複数の国境を越えた問題が新たな課題をもたらしている。この状況では、新しいセキュリティの概念を受け入れる必要がある。安全保障は、兵器や軍事同盟の増加だけに依存することはできない。セキュリティは、相互の信頼と相互の利益によって国家を結びつける新しいセキュリティの概念に依存する必要がある」(『人民日報』1997)。

冷戦終結とグローバリゼーションにより、環境問題、自然災害、伝染病などの非伝統的 脅威が徐々に顕在化し、中国の安全保障政策に大きく影響を与えた。それらの挑戦に対し、 中国はARFや上海協力機構(SCO)などの多国間安全保障協力のメカニズムを通して、新 たな脅威に対応する方法を模索した。また、中国は新しい安全保障の理念を提唱し、積極 的に協力を推進した。

上述の図と表が示すように、2000年代から中国政府による非伝統的安全保障協力に関する発話が急増し、さらに新しい分野を非伝統的安全保障の脅威として認識し、安全保障脅

威の発話の対象を拡大させた。例えば、難民問題は2002年に最初に非伝統的安全保障の脅威として言及され、感染症とサイバーセキュリティは2003年に、自然災害は2005年に、平和維持と食料安全保障は2008年に初めて非伝統的安全保障の脅威として言及されている。その結果、中国政府の非伝統的安全保障についての言及も2005年と2007年に頂点を迎えている。また、この時期における中国の非伝統的安全保障の適応範囲や協力メカニズムがそれ以降の政権に受け継がれ、同分野の協力の基盤となった。

他方、ほとんどの非伝統的安全保障問題は 2008 年までに中国政府によって安全保障化されたが、非伝統的安全保障に対する中国政府の公式的な認識はまだ明確に定められていなかった。2005 年 12 月 9 日、元駐インド大使・元外交部政策研究室主任の裴遠穎が『人民日報』に以下のような寄稿を行い、非伝統的安全保障に関して述べている。

「非伝統的安全保障脅威」という言葉は近年流行するようになった。この言葉は最初にテロリズムや麻薬密輸や海賊行為などのトランスボーダー犯罪を指しており、その後環境汚染などの問題に拡大していった。つい最近、津波、ハリケーン、地震などの自然災害や SARS、鳥インフルエンザなどの伝染病もその範疇に入れられた。(中略)それらの問題に対して、「非伝統的安全保障脅威」という、非常に無意味で余計な定義を下す必要がない(裴 2005)。

裴は、自然災害と伝染病などを非伝統的安全保障脅威と呼ぶことに抵抗を示した。言い換えれば、2000年代前半の中国政府内部においても、「非伝統的安全保障の脅威は何か」という問題に対して、共通認識が得られていたわけではないことが理解できる。

その一方で、中国では 2008 年には四川大地震、ラサ騒乱、粉ミルク汚染、食料危機、金融危機などを含む数多くの非伝統的安全保障領域の問題に直面した。それにもかかわらず、図 1-1 が示しているように、中国政府が非伝統的安全保障に言及する事例は 2001 年を除く

全期間の中で最少であった。つまり、当時の中国政府にとって 2008 年に起きた一連の問題 のすべてを非伝統的安全保障問題とは見なしていなかった可能性が高い。

前述したように、非伝統的安全保障の脅威に対する明確な定義は困難であると述べた。 2008年段階では、中国政府にとっても非伝統的安全保障の脅威に対する公式的な定義がま だ明確に定まっていなかったことが推察される。しかしながら、習近平が2014年4月15 日に提起した「総体国家安全観」には脅威に関するより具体的な発言が含まれている¹⁷。

習近平は「総体国家安全観」について「伝統的安全保障と非伝統的安全保障を同時に重視する」とし、「政治安全、国土安全、軍事安全、経済安全、文化安全、社会安全、科学技術安全、サイバー安全、生態安全、資源安全、核安全、海外利益安全、スペース安全、深海安全、極地安全と生物安全」といった計16の安全保障分野を挙げている(人民日報2014a)。その中で、サイバーセキュリティ、環境問題、資源問題など表1-1と重複する分野が存在する一方、深海における安全保障、極地安全保障や宇宙と関わる安全保障など、中国政府が重視する伝統的な安全保障分野にも言及している。

以下は表 1-1 の統計結果の中で、中国の非伝統的安全保障の中で最も頻繁に言及されたテロ問題と環境問題について検討していきたい。

第2節 中国の非伝統的安全保障とテロ問題

(1) 中国におけるテロ問題の歴史とそれに対する中国政府の対応

表 1-1 で示されたように、テロ活動への対処は常に中国政府の非伝統的安全保障分野における最優先事項であった¹⁸。中国政府がテロ問題に注視した背景として、外部的および国内

¹⁷ 「総体国家安全観」(中国語: 总体国家安全观)は「総体的な国家の安全保障観」であり、国内安全保障と国際安全保障、伝統的安全保障と非伝統的安全保障を統合した上で国家の安全保障を考える概念である。詳しくは以下を参照されたい。角崎信也(2015)「『総体国家安全観』の位相」、日本国際問題研究所、2015 年 11 月 27 日、

https://www.jiia.or.jp/column/ChinaReport02.html (閲覧日:2023年8月26日)。

¹⁸ テロリズム問題を無条件に非伝統的安全保障分野に入れることに懸念を表する意見もある。国際社会全体が合意できる一般的なテロ問題と、個別の国家のガバナンスに関わる政

的な安全保障の観点から説明できよう。それは何十年間にわたって、中国自身が「3つの邪悪な勢力」(テロ主義、分離主義、過激主義)に苦しんできたからであると主張する。

その中でも、新疆ウイグル自治区とチベット自治区の歴史問題から生まれた「3 つの邪悪な勢力」が突出した脅威として認識された。実際に、新疆ウイグル自治区とチベット自治区をめぐるテロ活動は中国の反テロ対策の原動力と言っても過言ではない。新疆ウイグル自治区やチベット自治区における民族問題の歴史は長く中国に存在していたが、特に 1980年代末からその対立が尖鋭化している。その原因について、毛里和子は以下のように説明している。

「イスラーム原理主義に顕著に見られるように、世界的にエスノ・ナショナリズムが国境をこえて広がっており、②市場経済がすさまじい勢いで非漢民族地区に浸透しているため、格差の拡大など社会問題が噴出し、③中国の民族問題、特に新疆やチベットなどの問題が国際化し、分離独立というより、人権と民主主義の問題にシフトしている」(毛里 2012:156)。

つまり、1980年代から、中国における民族問題はテロリズムと絡んでおり、従来に比べより複雑な政治社会構造を呈するようになったことである。

非伝統的安全保障問題に対する中国政府の認識の変容過程を理解する上で、テロ活動に 対する政府の認識と反応を分析することは重要な手掛かりを提供すると思われる。ここで、 新疆ウイグル自治区をめぐるテロ主義、分離主義と過激主義とそれに対する中国政府の対 応を事例として考察してみよう。

新疆をめぐる独立運動は中国建国の時期に遡ることができる。その後、反右派運動、大 躍進、文化大革命などの一連の事件により、新疆の少数民族と中国政府との間に対立が徐々

治的意図を背景にしたテロ問題があるという指摘である。詳しくは山田(2022:8-12)を参照されたい。

に深まってきた。1980年代に、アフガン戦争により、イスラム過激派によって構成された テロ組織が多く結成され、その分離主義と過激思想が中国の少数民族にも影響を与えた。 その結果、上述の「3つの邪悪な勢力」が新疆ウイグル自治区で広がった。

その中で、代表例として東トルキスタン解放組織や東トルキスタンイスラム運動などが 挙げられる。東トルキスタン解放組織は 1996 年イスタンブールで結成され、一方、東トル キスタンイスラム運動は 1997 年にハッサン・マフスーム (Hasan Mahsum) によって創設さ れた。そのいずれもテロ活動の手段をもって、イスラム教に基づく東トルキスタンの中国 からの独立を目指している。1990 年代において、新疆ウイグル自治区における過激テロ組 織によるテロ攻撃は多大な被害をもたらした結果、中国の民衆と政府から懸念の声が高ま った。

また、テロ問題は鮮明な越境性を有しているため、一国で対応できないのみならず、利害関係者も一国だけではない。特にグローバリゼーションにより、経済の相互依存関係が強化されるにつれ、国境を越えたコミュニケーションも活発化している。その結果、1990年代にテロリズムを始めとする越境安全保障問題が中国や近隣諸国に新たな課題をもたらすことになった。

1990年代から中国と同様に「3つの邪悪な勢力」に直面する隣国との国際協力が推進される。例えば、1996年4月26日に、中国との国境協議、軍縮と反テロをめぐる首脳会談が上海で開かれた。参加国は中国、ロシア、カザフスタン、キルギスとタジキスタンの5か国であり、「上海ファイブ」と呼ばれている。なお、2001年6月15日には「上海ファイブ」の枠組みに基づき、新たに「上海協力機構」(OSC)が発足した。

総じて言えば、テロリズムは国境を越えたものであるため、テロリズムへの取り組みには国際協力が不可欠と言えよう。中国はテロ問題に積極的なイニシアチブを取り、複数の国際協力メカニズムに参加してきた。このように、テロ問題は、中国の非伝統的安全保障領域における最初のアジェンダであり、最も重要な問題として安全保障化されてきたので

ある。

2019年3月18日、中国政府は『新疆における反テロ、脱過激化闘争と人権保障白書』を発表した。その中で、中国政府が公式的に「テロ活動」と認定した案件が合計27件指摘されている。その内訳を見ると、表1-2のようにまとめることができる。

表 1-2 1990 年から 2016 年までの中国で発生した新疆ウイグル自治区をめぐるテロ攻撃事件

事件発生の時間	場所	被害者数	事件の種類		
1990年4月5日	クズルス・キルギス	6人死亡	暴乱		
	自治州				
1992年2月5日	ウルムチ	3人死亡、23人負傷	無差別テロ攻撃		
1993年8月24日	カシュガル	1人負傷	宗教要人の殺害		
1996年3月22日	アクス	1人死亡	宗教要人の殺害		
1996年5月12日	カシュガル	1人負傷	宗教要人の殺害		
1996年8月27日	カシュガル	6人死亡	政府機関への襲撃		
1997年2月5日から	グルジャ市(伊寧市)	7 人死亡、198 人負傷	暴乱		
8 日					
1997年2月25日	ウルムチ	9人死亡、68人負傷	無差別テロ攻撃		
1997年11月6日	アクス	1人死亡	宗教要人の殺害		
1998年1月27日	アクス	1人死亡	宗教関要人の殺害		
1998年5月23日	ウルムチ	なし	公共安全への危害		
1999年10月24日	カシュガル	2人死亡、2人負傷	政府機関への襲撃		
2008年3月7日	和田からウルムチへ	なし	公共安全への危害		
	の航空便				

2008年8月4日	カシュガル	16 人死亡、16 人負傷	政府機関への襲撃
2009年7月5日	ウルムチ	197 人死亡、1700 人	暴乱
		 余り負傷	
2011年7月30日、	カシュガル	8人死亡、27人負傷	無差別テロ攻撃
31 日			
2012年2月28日	カシュガル	15 人死亡、20 人負傷	無差別テロ攻撃
2012年6月29日	和田からウルムチへ	なし	公共安全への危害
	の航空便		
2013年4月23日	カシュガル	18 人死亡、2 人負傷	政府機関への襲撃
2013年6月26日	トルファン	24 人死亡、25 人負傷	政府機関への襲撃
2013年10月28日	北京	2 人死亡、40 人負傷	無差別テロ攻撃
2014年3月1日	昆明	31 人死亡、141 人負	無差別テロ攻撃
		傷	
2014年4月30日	ウルムチ	3 人死亡、79 人負傷	無差別テロ攻撃
2014年7月28日	カシュガル	31 人死亡、13 人負傷	政府機関への襲撃
2014年7月30日	カシュガル	1人死亡	宗教要人の殺害
2014年9月21日	バインゴリン・モン	10 人死亡、54 人負傷	政府機関への襲撃
	ゴル自治州		
2016年12月28日	和田	2人死亡、3人負傷	政府機関への襲撃

出典:中華人民共和国中央人民政府(2019a) 『新疆における反テロ、脱過激化闘争と人権保障白書』に基づいて筆者作成

表 1-2 を分析すると、新疆ウイグル自治区をめぐるテロ攻撃とそれに対する中央政府の対応について、以下の特徴があると言える。

まず1つ目に、1990年から2000年まで、2008年から2009年まで、2012年から2014年まで、の3つの時期において、新疆ウイグル自治区をめぐるテロ活動が突出して活発であることが分かる。テロ活動の本質的な目的は殺人や破壊行動ではなく、恐怖により政治的目的を達成することにある。そのため、より大きな恐怖を与えるために、一定の期間においてテロ攻撃を頻発させる方が、間隔を置いたテロ活動よりも有効的であると判断される。また、テロ活動を頻発させることで政府の警戒水準が高まるために、その結果テロリストにとって時節は一定の間隔を空ける必要がある。さらに、取り締まりによって解散したテロ組織の再編や人員の訓練などで時間を要することが推測される。したがって、テロ組織の戦略として、特定の集中的な期間にテロ活動を実行することが一般的なパターンとなっている。このように、中国におけるテロ活動は、時期ごとの特徴を有しており、それぞれの時宜に応じた異なる戦略をとる一方で、中国政府の対応も異なっている。

2つ目に、2015年以降、新疆ウイグル自治区をめぐるテロ活動が急激に収まっていることがわかる。2016年に同自治区のトップに陳全国が任命された後、同自治区が前任の張春賢による柔軟で経済優先の政策から一転させ、強硬な民族同化政策を始めたことが背景として考えられる。陳の政策の中には、2018年より国際的な論議をもたらした「職業技能教育施設」(以下は「再教育施設」)も含まれている。政策の転換を背景に、2017年以降新疆ウイグル自治区においてテロ活動は発生していない(聯合早報 2019)。

最後に、上述のテロ活動が頻発している地域を分析してみると、新疆ウイグル自治区の区都であるウルムチ市を除き、新疆ウイグル自治区における比較的に貧しい地域でもある。2021年のデータによれば、和田、カシュガルとアクス地方は新疆ウイグル自治区の各市・自治区の一人当たりGDPの中で下位に入っている。特に和田とカシュガルは一人当たりGDPがそれぞれ2832ドルと4475ドルで下位の1位と2位を占めており、新疆ウイグル自治区における最も貧しい2つの地区と言っても過言ではないだろう(観察者網2022)。このように、新疆ウイグル自治区におけるテロ活動の背景として、同自治区の発展状況との

関連性が見られる(大西 2012a)。

これらの特徴を踏まえ、次に中国政府のテロ活動に対する政策を、2008 年から 2009 年、2014 年前後の 2 つの時期に焦点を当て考察していきたい。

(2) テロ問題の顕在化: 2008 年ラサ事件と 2009 年ウルムチ事件

チベット問題と 2008 年ラサ騒乱

チベット問題は中華人民共和国の建国初期に遡ることができる。1949年7月8日、当時名義上中華民国政府の統治下にあったチベット地方政府は中国政府との関係を断絶し、中華民国政府の官員を含む漢民族とチベット共産党をチベットから追放した。この「駆漢」と呼ばれる一連の挙動は、「チベットが国防や外交を含む国家主権を有している証拠」であると指摘する意見もある(魏 1992)。

1950年初頭、中華人民共和国は青海、四川、雲南の大部分を制圧し、チベットへの進軍を計画した。その背景の中で、チベット地方勢力はアメリカとイギリスから支援を受け、積極的に武力による抵抗を準備した。しかし、1950年10月の昌都戦役で解放軍に敗れたチベット地方勢力は混乱に陥った結果、当時16歳のダライ・ラマ14世がチベット地方勢力によって指導者として選ばれた。翌年、ダライ・ラマと中華人民共和国は協議を通じて、『中央人民政府と西藏地方政府のチベット平和解放に関する協議』を公表し、チベットの平和的解放に合意した。

しかし、チベットの平和的解放後には、チベット族と漢民族との間に対立と軋轢が続いていた。特に中国政府が1957年に反右派闘争、1958年に大躍進などの急進的な政治運動と改革を始めたこともあり、チベットにおける民族間の対立をさらに激化させた。1952年から1958年の間に、チベットにおいて数多くの反乱勢力による蜂起と、それに対する中国政府の鎮圧が頻発し、多数の死傷者がでた(毛里1998:251-292)。

1959年に、チベットで大規模な反乱が発生した。1959年3月10日、中国政府がダライ・ラマを誘拐するという噂が広まり、数万人のダライ・ラマ支持者がポタラ宮殿を取り囲んだ。その後、抗議者が「漢人を駆逐せよ」や「チベット独立」と宣言し始め、その一部がチベット政府に攻撃を仕掛けた。この動乱の末、同年3月17日にダライ・ラマはインドに亡命し、後にチベット亡命政府を結成した。一方、中国政府はこの動乱をきっかけに、チベットでの政治改革を推進させ、1965年にチベット自治区を発足させた。

ダライ・ラマが亡命した後、チベット独立をめぐる運動は一時沈静化したように見えたが、前述のように、特に1980年代末以降中国における民族問題の激化とともに、チベット問題をめぐる暴力を伴う衝突が再び台頭し始めた。その中で、チベット問題と関連する民族対立を象徴する事件として、1987年、1988年と1989年に発生したラサ騒乱と、2008年3月のラサ騒乱などが挙げられる。特に中国の非伝統的安全保障における重要な節目となったのは、2008年3月のラサ騒乱であった。

2008年3月10日、一部のチベット族抗議者がチベット自治区の区都であるラサでデモを行った。1959年の同日に起こったチベット蜂起は、チベット亡命政府とその支持者の間にチベット独立運動の重要な節目だと認定されたためであった。その後、毎年同日にチベット亡命政府によって独立運動記念が開催されている(李と隋 2008)。そのため、2008年3月14日を迎えた日、漢族と回族を標的に暴力、放火、強盗などが頻発し、やがて大規模な騒乱になった。中国政府によると、この騒乱による死亡者数は18人(後に19人と発表)であり、経済損失は約2.8億元(約41.6億円)に上ったという(鳳凰網2008、中国新聞網2008a)。一方、チベット亡命政府側の発表では死亡者数が203人であった(朝日新聞2008)。

ラサ騒乱をめぐる中国政府の安全保障化

騒乱が発生した直後、中国政府は記者会見で「反乱分子はごく少数である」と発表し、 さらに「それが社会秩序を乱し、人民の生命と財産の安全に危害を加える行為である」と 評している(人民日報 2008a)。また、2008 年 3 月 27 日には、中国記者協会はチベット亡命政府の発表を引用する一部の外国メディアを批判し、以下のような声明を出した。

「一部の西側メディアは、事実を歪曲し、偽りの報道を行っている。中国記者協会は、この醜悪なる行為を強く非難する。(中略)ラサ事件の中で、故意に報道する一部の西側メディアは、数値を巧妙に操作している。例えば、事件の死傷者数を報道する際に「おそらく」や「という噂がある」を使い漠然と記述するか、「数百人の犠牲者」と「数百人のチベット人が殺された」と報道するなど、事実を誇張している」(人民日報 2008b)。

中国政府は公式発表の中で、ラサ騒乱を「人民の生命と財産への脅威」と表現し、積極的にこの問題を安全保障化しようとした。そして、2008年3月31日の『人民日報』に、「ダライ・グループはラサ暴力騒乱の首謀者と扇動者である」という題名の社説が発表され、以下のように主張した。

「49年前、ダライ・グループは、腐朽で衰退した封建農奴制を守るために、民族と宗教を口実に全面的な武装反乱を開始したが、完全に失敗に追い込まれた。そして49年後の今日、ダライ・グループは北京オリンピックの開催に乗じ、民族問題と宗教問題を装って、暴力を用いてチベット地域を混乱させ、『チベット独立運動』の突破口を開こうとした」(益多 2008)。

この一連の安全保障化をめぐるメディアを通じた発話より、中国政府が自らの鎮圧行動 や将来の反テロ対策を効果的に正当化しようとする狙いが窺える。一方、中国政府はこの 騒乱が「一部の反乱分子による分離主義の行動」であると決めつけ、騒乱の原因と死亡者 数に関する発話において、チベット亡命政府の発言を引用する欧米メディアと一線を画していることが窺える。

両者の立場の相違は、中国政府とチベット亡命政府のそれぞれの認識と狙いが鮮明に反映している。チベット亡命政府の立場から見れば、ラサ騒乱は民族対立の結果であり、自身の政治的要求がチベット民衆による正当な行動として反映した結果である。そのため、ラサ騒乱における大きな死傷者数を大々的に宣伝することで、チベット独立運動を政治問題化する意図が窺える。

一方、中国政府にとっては、チベット問題の政治化を極力避けたい立場が明らかである。なぜなら、中国政府はラサ騒乱を民族問題ではなく、分離主義やテロ主義による暴行であると発表する。中国政府の発話の中では、チベット亡命政府の発表と異なり、死傷者の統計は騒乱に参加した一般民衆の数にとどまっている。その理由は、騒乱の参加者と一般民衆を区別することにより、分離主義者がもつ敵対的な一面を強調できるからと思われる。このように、中国政府が非伝統的安全保障問題に対する態度は、騒乱における人権問題をより重視する欧米の視点との間に大きな溝があるように見える。

このように、中国政府は 2008 年のラサ騒乱をめぐる安全保障化の過程で、常にテロ主義、過激主義と分離主義から説明しようとしている。実際に、このような問題は確かに存在しているが、多くの場合、反政府運動の根本的な原因はまた別にある。毛里和子によれば、新疆とチベットの問題は「民族・宗教・分離主義の問題だといわれることが多いが、じつは、市場化、グローバリゼーションのすさまじい波が辺境に襲い、漢族とは違う諸民族が周縁の中の周縁に追いやられているために起こっているというのが実情に近い」(毛里2012:163)。一方、大西広は一見宗教問題がラサ騒乱を引き起こす原因に見えるが、その前に経済格差によってチベット族の不満が蓄積されたことが根本的な原因であると主張している(大西2012b:29-30)。

つまり、中国におけるチベット問題は、中国政府の発表よりもかなり複雑である。この

点に関して、中国の指導層もある程度認識しているはずであろう。しかし、中国政府が安全保障化の過程の中で、民族紛争と経済問題の関連性に言及することをあえて控える一方、むしろテロ主義、過激主義と分離主義でチベット問題を解釈している。この対応策は、一般国民から理解を得る効果がある反面、「3つの邪悪な勢力」を根本的に解決できないという難点があることを指摘しておきたい。

2009年7月のウルムチ暴動

2009年7月5日、中国新疆ウイグル自治区ウルムチ市内において、ウイグル族住民約3000人が参加した抗議活動の一部が暴徒化し、多数の商店や車両が放火、破壊される暴動が発生した。中国政府が公表したデータによれば、この事件での死者数は190人以上に上り、さらに330以上の店舗が損害を受けた(人民日報2009a)。同年7月7日、ウルムチ市市長のジェルラ・ヒサミディンが記者会見で今回の事件について以下のように述べている。

「7.5」事件は、世界ウイグル会議をはじめとする「3 つの邪悪な勢力」によって直接的に扇動され、計画された、暴力・強盗・放火を含む組織的かつ計画的な重大事件である。この事件は、新疆の歴史においてもまれであり、「3 つの邪悪な勢力」の反動的、残忍な本質の必然的な体現である。(中略)我々と「3 つの邪悪な勢力」との闘争は、もはや民族問題でも宗教問題でもあらず、祖国の統一と民族間の団結を守るための、死活的で、血と火が満ちた政治闘争である(人民日報 2009b)。

また、同年7月19日の国営メディア新華社では「暴行から何が見えるのか」という表題の 社説が発表された。それは「一連の事実と詳細に基づき、組織の特性、実施の経緯、暴力 の道具、人員の構成、攻撃の標的などあらゆる証拠を見れば、今回の事件が組織化され、 計画されたテロ攻撃の陰謀であることが証明される」と評している(人民日報 2009b)。 このように、中国政府はウルムチにおける暴動をテロ主義、過激主義と分離主義の「3つの邪悪な勢力」による陰謀であると主張している。このような言説は、2008年のラサ事件における発表を想起させる(Reuters 2009)。つまり、チベットの場合と同様に、中国政府は一部の人による暴力的な行動をテロ攻撃であると決めつけ、民族間対立よりも分離主義運動などの政治問題として説明している。

しかし一方、中国政府によって事件の首謀者と認定された世界ウイグル会議は事件への関与と陰謀説を否定しており、「民族差別を抗議する平和的な集会から始まった」と主張している(Reuters 2009)。実際に暴動の引き金となったのは、同年6月に広東省の玩具工場で起きた漢民族とウイグル族の労働者同士の衝突とされている(時事通信 2009)。同事件の様子がインターネットの画像配信などでウイグル族のコミュニティに伝わった結果、同事件の説明と政府の公正な対応を求める抗議デモが始まったのである。同年7月7日には、ウルムチで漢民族がデモ行進を開始した後、その一部が暴徒化し、ウイグル族を標的に商店を襲撃するなどの暴動へと拡大した19。このように、ウルムチ暴動には、民族間の対立の一面も存在していることは否めないだろう。

(3) 2014年 (ウルムチテロ事件) 以降のテロ問題

すでに述べたように、2016年に新疆ウイグル自治区トップが張春賢から陳全国に任命された後、同自治区において強硬な民族同化政策が開始された。その理由は、張の任期の中で大規模なテロ活動が絶えなかったためにほかならない。その中で、2014年のウルムチテロ事件と昆明テロ事件が特に顕著であった。

¹⁹ このデモの参加人数は、300 人から数千人という意見が分かれている。以下を参照してもらいたい。 "Han Chinese mob takes to the streets in Urumqi in hunt for Uighur Muslims" The Telegraph, July 7, 2009,

https://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/china/5766327/Han-Chinese-mob-takes-to-the-str eets-in-Urumqi-in-hunt-for-Uighur-Muslims.html (Accessed June 30, 2023). "China's Hu leaves G8 summit over Xinjiang violence," CBC News, July 9, 2009,

https://www.cbc.ca/news/world/china-s-hu-leaves-g8-summit-over-xinjiang-violence-report-1.82437 6 (Accessed June 30, 2023).

2014年3月1日の夜、昆明駅の構内と付近において、刃物を持つ集団が通行人に無差別攻撃を行うテロ事件が発生した。この事件の犯行者はのちに東トルキスタン分離主義者8人であることが分かった。中国政府が公表した事件の死者数は31人、負傷者数は141人に上った(中国新聞網2014)。また、2014年4月30日の習近平国家主席をはじめとする中央政府の指導者一行がウルムチを視察する期間中に、ウルムチ駅で爆発物によるテロ攻撃が発生した。中国政府が公表した事件の調査結果によれば、同事件は過激思想をもつ2人のウイグル族テロリストによって実施され、3人の死亡者と79人の負傷者がでたという(人民日報2014d)。

2014年昆明テロ事件とウルムチテロ事件は従来の民族間対立による暴力事件とは異なり、 抗議などの活動を伴わず、単に不特定多数に対するテロ攻撃を実行している。また、この 2 つの事件は非常に悪質であり、従来のテロ攻撃と比べ一般民衆にとって身近な場所で実行 されたことで、中国国内で大きな注目を集めた。その結果、2014年の昆明テロ事件とウル ムチテロ事件は中国政府の対テロ政策の変更に直接的な影響を与えた。2015年7月1日、 『中華人民共和国国家安全法』(以下は『国家安全法』)が可決され、その中で以下のよ うな条文が規定された。

第28条 国家は、あらゆる形態のテロリズムと過激主義に反対する。政府はテロの防止と対策を強化するために、法律に従って情報収集、調査、未然防止、処分、資金の監視などの職務を実施し、テロ組織の取り締まりと、暴力テロ活動に対する処罰を実行する(中華人民共和国中央人民政府 2015a)。

さらに、2015 年 12 月 27 日に『中華人民共和国反テロ法』(以下は『反テロ法』)が発表され、その最初の条文では、「テロ活動の未然防止と処罰のために、反テロ活動を強化するために、国民、公共環境、人々の生命と財産を守るために、憲法に従って本法律を制

定する」と記されている(中華人民共和国中央人民政府 2015b)。

このように、中国政府は安全保障化理論が主張したように、テロを特定の対象に向けた 脅威であると主張し、これによって自らの政治権力を拡大させようとした。『国家安全法』 と『反テロ法』の施行は、後に新疆ウイグル自治区における「再教育施設」をはじめとす る一連の政策の根拠になっている。こうしてみれば、テロ問題をめぐる安全保障化の発話 は、中国政府が自らの政治的権力を強化し、自身の行動を正当化しようとする一面が見ら れる。

また、2014年の昆明テロ事件とウルムチテロ事件の発生は、表 1-2 が示したように、テロ活動の発生頻度が経済発展の度合いと関連性を有していることを踏まえると、2008年からの中国政府における同地域への経済支援の欠如が対テロ政策への失敗につながったものと考えられる。それに鑑みて、2015年までの政府の経済政策が新疆ウイグル自治区の経済発展に大きく貢献したのも確かである。

それではなぜこれまで経済優先の融和的政策がテロ活動を抑制することを知りながらも 有効な対策を講じられなかったのかである。主に以下の3つの理由があると考えられる。

第1に、新疆ウイグル自治区における経済発展は一定の効果を挙げたが、各地方の発展に比べると相対的格差が依然として大きかったことである。例えば、新疆ウイグル自治区内の最も貧しく、同時にテロ問題が頻発してきた和田地方を事例に分析してみる。和田地方の一人当たり GDP は、2008 年の 3901 元に比べ、2014 年には 10027 元となり 2 倍以上に増加した。確かに 2014 年時点で和田地方の一人当たり GDP は 2008 年水準と比べて他地方との格差は縮小する傾向にある。しかし他方で、依然として 2014 年時点での新疆ウイグル自治区の 40193 元の平均水準には遠く及ばない²⁰。また、後述の漢族が急増する背景の中で、ウイグル族と漢族の間の経済格差も顕著である(大西 2012c:111-114、日本経済新聞 2013)。そのため、2000 年代から新疆ウイグル自治区における経済発展の裏側には、ウイグル族よ

²⁰ データは中国統計局サイトより筆者集計: http://www.stats.gov.cn/(閲覧日: 2022 年 6 月 25 日)。

りも、むしろ漢族の方が恵まれており、民族間の格差は拡大の一途を辿っているようである。

第2に、テロ活動が多発する中で、新疆ウイグル自治区におけるウイグル族人口比率の低下が目立つ。新疆ウイグル自治区の民族人口比率を、中国建国初期の1949年でみるとウイグル族76%、漢民族7%であったが、その後漢民族に対する移民政策が進んできた結果、2010年時点においてウイグル族が46%、漢民族が40%となっている(星野2021:36)。漢民族の割合が急激に増えた結果、民族間対立が従来以上に激化していくのみならず、一部のウイグル族が人口比率の逆転に危機感を覚えた可能性も高い。

第3に、新疆ウイグル自治区における暴力事件の背景には、従来から存在する民族対立が絡んでおり、さらに悪質なテロ攻撃へと変化した可能性が指摘されよう。実際に、2009年ウルムチ市で暴動が発生した後、中国政府側も、すべてのウイグル人の利益を代表すると標榜する「世界ウイグル会議」側も自身に対する有利な情報発信に偏っていた。そのような嘘と誇張を絡んだ情報発信は、さらに憎悪と民族間対立を煽ることにつながっている(大西2012c:109-111)。その結果、2014年の事件では水面下において民族対立が、すでに地域の経済発展問題の域を超えた状況になっていたのである。そのため、経済のみを重視する対策もすでに不十分なテロ予防となっていたと推測される。

また、この時期特に注目に値するのは、新疆ウイグル自治区における過激派と、中東及び中央アジアにおける国際的な過激組織との連携が疑われたことである。アメリカのイラクからの撤退と 2011 年のシリア内戦の影響で、中東地域における国際的なテロ活動が活発化したことが背景にある。2015 年 3 月 10 日に開かれた人民代表大会で、新疆ウイグル自治区書記張春賢は新疆ウイグル自治区におけるテロリストとイスラム国(ISIS)との関連性を示唆している(新華網 2015)。

総じて言えば、2014年のテロ攻撃は従来と比べいっそう激化している。集団による刃物 の無差別な虐殺行為や、集団を巻き込む自爆行為が民衆に与える恐怖はこれまでのテロ行 為を遥かに上回った。そのため、それらのテロ事件が中国政府の正統性を揺るがす度合い も従来以上であったことは言うまでもない。

2015年にテロ関連の法律が制定された後、中国政府による強硬な民族政策と反テロ対策が 2016年から本格的に動き出した。2018年以降、国際社会から大きな批判をもたらした新疆ウイグル自治区での「再教育施設」もその一環と思われる。なお、中国政府が海外から厳しい批判を浴びている反面、2017年以降新疆ウイグル自治区においてはテロ活動が発生していない(聯合早報 2019)。

本節の小括

本章では、中国政府のテロ問題への対応、およびテロ問題が中国政府によって安全保障化に至る過程を分析してきた。中国政府が直面する非伝統的安全保障問題の中で、テロ問題ほど長期にわたって中国の政治と社会を脅かし、一般民衆にとって身近な脅威であることが理解できたことと思われる。そのため、2001年に世界同時多発テロを契機に中国政府による非伝統的安全保障問題が提起されて以来、テロ問題は最も頻繁に言及される非伝統的安全保障分野となった。

また、中国におけるテロ活動のほとんどは、チベット問題と新疆問題と関わっている。 そのいずれも複雑な歴史的原因に由来しているが、特に 1980 年末からテロが過激化している傾向がある。つまり、1980 年代末から 2000 年代末まで中国政府に「3 つの邪悪な勢力」 と呼ばれる運動の多くの場合は、チベット独立問題と東トルキスタン独立問題が絡んだ複 雑な政治問題であるものの、同時に民族間対立と経済格差の一面も看過できないだろう。

しかし、2008年のラサ騒乱と2009年のウルムチ暴動に関して、中国政府は民族問題と経済問題として言及することはせずに、騒乱や暴動を「3つの邪悪な勢力」といった少数の過激派による犯行であると主張している。星野昌裕によれば、中国政府は、国内で民族に起因する問題が発生しても、それらを民族問題としてではなく、社会治安上の問題、あるい

は国家統合に関わる安全保障上の問題と認識する傾向にあるという(星野 2021:34)。この指摘は、2008年と2009年の騒乱事件における中国政府の立場を捉えている。中国政府は、 暴力を振るう抗議者を「人民」の範疇から除外し、自らの政策と行動を「3つの邪悪な勢力に対抗するため」や「祖国を分裂から守るため」として正当化しているのである。

また、2014年の昆明とウルムチで発生した2回の過激なテロ攻撃は、中国政府のテロ対策の転換を促したと言える。この2つのテロ事件は、従来のテロ活動の背景となっていた民族間対立や経済的問題による抗議活動よりも遥かに過激化していた。そのため、中国政府による経済重視の融和政策の限界性が露呈することになった。またその結果、中国政府は2015年にテロ関連の法制度を整備し、それに基づく強硬な民族政策と反テロ政策に転じた。中国政府は「民衆をテロから守る」という発話を通じて、自身の行動を正当化し、さらに政治権力を強化したのである。

総じて言えば、各時代のテロ対策と代表的なテロ事件の特徴を通じて中国政府の政策決定が実施されたことが窺える。つまり、テロ問題の安全保障化は、中国政府が積極的に行ったというより、むしろテロ活動が中国政府の正統性を揺るがし、結果的に脅威に対する受動的な対応策であったのではないか。実際に、長い間国家の安全を優先的に考えている中国において、多くの国民は政策における「国家中心主義」から「人間本位」(中国語では「以人為本」と呼ぶ)への変容を期待している。そのため、「多くの市民の安全を守るための反テロ政策」という叙述手法を、実際に国民の期待に応える結果としても捉える意見もある(後井2010:257)。しかしその一方で、中国政府はテロ問題の安全保障化の過程で、自らの政治権力を大幅に強化させていったのも確かであろう。中国政府にとって、一度獲得した権力を簡単に手放すことは考えにくい。そのため、中国政府は政治権力の基盤を構成する圧倒的多数を占める漢族からの支持を得るために、「中国の民衆をテロの脅威から守った」という実績を掲げて強硬な反テロ政策を継続していくものと思われる。

第3節 中国の非伝統的安全保障と環境問題

(1) 中国の経済成長と環境問題

中国の経済成長はしばしば「奇跡」と呼ばれている。2001年に国際貿易機関(WTO)に加盟後、中国は凄まじい勢いで経済成長を遂げ、2010年時点でのGDP総額は2000年と比べ4倍以上に増加している。1980年代に改革開放政策を導入し、1990年代に社会主義市場経済による急速な経済発展を経験し、2000年代の経済成長を加えれば、中国は概ね30年間にわたって高度成長を持続してきた。

しかし、このような急速な経済成長の裏には、自然環境を軽視してきた一面も否めない。 その結果、2000 年代に入ると、環境問題が深刻化してきた。特に 2000 年から 2002 年にかけて多発した黄砂、化石燃料の燃焼による大気汚染、工場の廃棄物による水質汚染・土壌汚染、森林面積の減少などである。また、2000 年代後半より多くの環境保護政策が打ち出された後にも、地方官僚は自らの業績を上げるために、場合によって環境を犠牲にしても経済発展を優先させる傾向があると指摘されている(鄭 2011: 51)。

本節では 2000 年代から 2010 年代に至る長期間にわたった、かつ深刻な影響をもたらした大気汚染を中国の環境汚染の事例として考察する。中国の大気汚染の事例として、酸性雨、黄砂、煙霧、スモッグなどの問題が挙げられる(明日香 2008: 122-131)。中国における大気汚染の主要原因は、石炭・石油などの化石燃料の燃焼による大気汚染物質の排出である。その中で特に、3%を超える硫黄成分を含んだ石炭を使用し続けていたため、硫黄酸化物の排出も激しいと指摘されている(松岡 2011: 176-177)。

図 1-4 をみると、2012 年までの中国では、エネルギー消費の 7 割ほどがまだ石炭に依存していた。エネルギー消費における石油の割合も長年 2 割近い水準を保ってきた。天然ガスの場合、2000 年代初頭では全体エネルギー消費量の 2%程度でしかなかったが、ほぼ毎年増加傾向にあり、2021 年にすでに 9%近い割合を占めている。一方、化石燃料以外の新エネルギー源は 2000 年代ほぼ同一水準にとどまっていたが、特に 2013 年以降に顕著に増

え始めた。これらの変化は、中国のエネルギー戦略の変容が背景にあった。

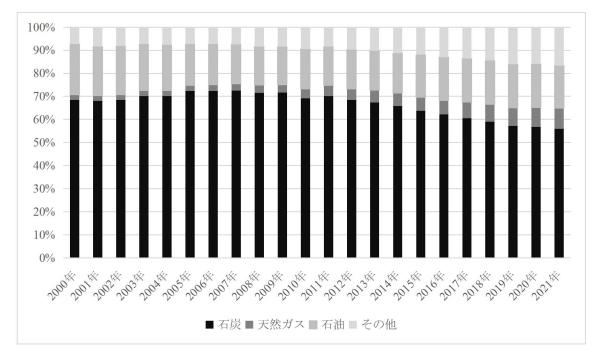


図 1-4 中国エネルギー消費における石炭・天然ガス・石油の割合

出典:中国統計局データ (https://data.stats.gov.cn/) に基づいて筆者作成。(閲覧日:2023年4月30日)

また、乗用車の普及も有害ガスの排出につながり、大気汚染に拍車をかけた。中国の民間が保有する自動車の台数は 2001 年に約 1802 万台であったが、2008 年には約 5100 万台、2012 年には 1.09 億台にまで急増している²¹。

2010年代より、中国におけるスモッグ問題は突出して注目を集めている。スモッグは高濃度の大気汚染の一種を指す言葉であり、特に大気中に大気汚染物質が浮遊している状態がその特徴である。その中で、砂塵と硫黄酸化物などが代表とする粒子状物質(Particulate matter、以下は PM と略す)がしばしば言及されるようになる。このような微粒子により視程が低下の状態に陥りやすく、さらに硫黄酸化物などが目・鼻・気道へ刺激する特徴を有

²¹ 中国統計局データ (https://data.stats.gov.cn/) に基づいて筆者作成。 (閲覧日:2023 年 4 月 30 日)

している。こうしてみれば、スモッグ問題の深刻化は当時の中国において誰でも簡単に感じられるものである。しかしながら、スモッグ問題は水質汚染、酸性雨や森林破壊などと異なり、多くの中国人にとって可視化し難い問題である一方で、一般民衆にとってより身近な問題であり、当然人々の関心が高くなった。また、中国における大気汚染が他の環境問題よりも注目されてきた理由の1つは、その越境性のためである。偏西風という強い気流の影響により、硫黄酸化物・PM2.5 などの大気汚染物質や黄砂は韓国や日本にも影響を及ぼしている。その事実は、非伝統的安全保障問題が単なる一国に対する脅威ではなく、越境して複数の国を脅かす存在になり得ることを改めて証明している。

(2) 中国民間における環境問題の安全保障化の試み:柴静の『穹頂之下』

2015年2月28日、中国人の記者の柴静は2013年から開始した独自取材に基づくドキュメンタリー『穹頂之下』(日本語の意味は「ドームの下で」である)をネット上で公開した。柴はこのドキュメンタリーの中で、中国の多くの地域で起きているスモッグ問題を取り上げ、その実質、発生原因と解決方法について論じ、その問題はすべての中国人にとって無視できない脅威になっていると訴えた。彼女の撮影手法や脚本制作は、第79回アカデミー賞長編ドキュメンタリー映画賞を受賞した環境ドキュメンタリー『不都合な真実』を想起させると指摘されている(CNN 2015)。柴のドキュメンタリーに、当時スモッグ問題に苦しんでいた多くの中国人視聴者の心が打たれた。その結果、2015年2月28日に公開したこのドキュメンタリーは、わずか2日間で1億回以上の再生数を博した(CNN 2015)。

柴のドキュメンタリー『穹頂之下』は、長い間中国で軽視された環境問題に真っ向から向き合う動きであり、中国人の環境意識と環境運動における重要な節目である。本来、環境問題、特に大気汚染は実際に人々にとって極めて身近な問題のはずである。しかし、これまで中国市民の環境意識はしばしば低いと評されていた(思 2014:12)。そして、例えば 2012 年に中国四川省什邡市で起こった大きな環境市民運動などの事例もあったが、それ

らの場合、ほとんどの市民は公共の利害よりも自らの利害を重視しており、環境問題や公民権利を理解する上で行動したわけではなかった(阿古 2014)。その一方、『穹頂之下』は短時間で全国というより大きな範囲で甚大な反響を呼んだのは、この時期の中国社会において、環境問題に関わる市民権利の意識が芽生えていることの証左かもしれない。さらに言えば、広範囲のわたる環境問題は中国国内の不安定要素になりかねず、中国政府は相応な行動をとらざるを得なくなったことが、すでに有識者から指摘されている(杉本 2008:29)。結果的に、『穹頂之下』の伝播が中国政府の環境整備を促したのは確かであろう。そして、このドキュメンタリーのもう1つの重要な意義は、その作者は政府関係者ではないことである。『穹頂之下』による発話は、大気汚染をはじめとする環境問題を一人ひとりの中国人への脅威と表現するものであり、実質的に「環境問題」への安全保障化である。安全保障化の発話がほとんど政府によって独占されている中国ににおいて、それは大きな進歩であったと言える。

しかし、『穹頂之下』の制作と伝播は、中国政府の権威への挑戦でもあり、必ずしもすべての政治アクターに歓迎されたわけではない。実際に、柴が制作した『穹頂之下』に対して、中立かつ客観的な視点に立っていないという指摘は絶えなかった(観察者網 2015)。例えば、このドキュメンタリーをめぐる最大の争議の1つは、柴はドキュメンタリーの冒頭部分で、彼女が 2013 年に産んだ娘の病気は、中国の空気汚染によるものだと暗示したことである。柴によれば、彼女の娘は出産される前に良性腫瘍と診断され、出産されたまもなく手術を受けざるを得なくなった。そしてその出来事は、柴が中国の環境問題に対する調査を始めたきっかけとなったという²²。

柴は長年中国の国営公共放送テレビ局の記者という多忙な生活を強いられた労働環境の

²² 『穹頂之下』は最初中国政府に運営されている新華網や人民網などのウェブサイトで公開されている。それらのリンクは現在すでにアクセス不可になり、今回はそのドキュメンタリーの公式的なリンクを入手できなかった。そのドキュメンタリーの具体内容について、例えば以下の youtube 動画を参照されたい。https://www.youtube.com/watch?v=BgEpruEOrFg

下に置かれており、さらに飲酒と喫煙の習慣を有している²³。ドキュメンタリーの中で、柴は娘に関する出来事を述べる直前と直後に繰り返し中国における大気汚染を強調し、それを娘の病気と結びつけようと見えるが、その関連性はやや合理性を欠いていただろう。そして、『穹頂之下』の後半部分において、柴は中国における天然ガスの埋蔵量は9000億立方メートルであるのに対し、実際に開発されているのはその9分の1に過ぎないと指摘した。その理由として、中国国営エネルギー企業による独占であると決めつけ、エネルギー企業の民営化こそが有効な解決策であると柴は主張している。しかし、実際に中国に埋蔵されている天然ガスの中で、開発可能な部分はその半分にすぎない(中華人民共和国国家発展和改革委員会 2015)。そのため、柴による『穹頂之下』の叙述手法は、意図的にイメージを操作しているように判断された。

そのため、柴の叙述手法に対して、「一見客観的かつ中立的な可視化表現は、実際に環境ドキュメンタリーに使用されたデータを視覚的に修辞する手法である。その手法によって、視聴者は環境問題に対する認識が妨げられ、ドキュメンタリーの主張に誘導されやすくなったのである」と指摘する意見もあった(岳 2021:73)。また、『穹頂之下』の最後にある「スペシャルサンクス」の部分で、アメリカの自然資源保護協会に感謝を表明している。この組織は、「民主主義の価値を増進させる」ことを目標として掲げるアメリカのフォード財団によって設立されたため²⁴、中国国内において、さらに「このドキュメンタリーはアメリカ政府による陰謀だ」という物議が醸された(Voice of America 2015)。

それでも、『穹頂之下』は中国の環境部長を含む官僚レベルと市民レベルから大量の支持を得たのは確かである。その影響を受け、3月6月に習近平国家主席は「環境を破壊する

 $^{^{23}}$ 世界保健機関によれば、PM2.5、飲酒、喫煙と生活規律の乱れはすべて腫瘍を誘発する原因である。以下を参照されたい。https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/cancer(閲覧日:2023年5月30日)。そして、柴静の生活習慣について、例えば以下を参照されたい。鄧妍・邵登(2012)「好友談柴静: 她不囉嗦不愛玩 敢跟众老男人拚白酒」(友人が柴静を評価:彼女は口数が少なく、年上の男性と大量飲酒も)鳳凰網2012年12月26日、http://culture.ifeng.com/event/detail_2012_12/26/20537363_0.shtml(閲覧日:2023年5月30日) 24 自然資源保護協会とフォード財団との関係は以下を参照されたい。

行為を例外なく懲罰する」と表明した(Wong 2015)。この結果は、中国社会の環境問題に対する要求が最終的に中国政府の行動に働きかけたように思える。しかし、同年の3月3日より、同ドキュメンタリーはアクセス不可状態になり、中国で実質的に禁止された。その理由には、前述の客観性の問題以外に、中国の現体制に対する批判への回避があったと思われる。しばしば指摘されているが、中国の環境問題を理解する上で重要な前提の1つは、中国は「公有制を維持する社会主義国であり、民間セクターに比べて、政府系セクターが優先され」ることである(阿古 2014)。

しかし、『穹頂之下』は環境とエネルギー産業の問題に言及した際に、中国の公有制よりもアメリカのような民営化こそが環境問題を解決する政策であると主張している。その主張は、環境問題や市民権などの領域を通り越し、中国の政治体制を揺るがす議論になっているように思われる。換言すれば、中国の民間アクターと政府アクターが安全保障化の発信の権力をめぐる進退は、実際には安全保障化に伴う政治権利をめぐる競争でもあると言えよう。このように、『穹頂之下』の制作と伝播は、中国国民に環境意識を向上させただけではなく、中国政府にも非伝統的安全保障脅威に対する安全保障化の発話を独占する重要性を気づかせたと思われる。

本項の最後に、柴静と『穹頂之下』を安全保障化の視点に基づいて論じる。柴静のように、これまで十分に注目されてこなかった環境の安全保障問題を注目し、それを一般市民への脅威であると表現し、多くの市民の環境意識を呼び起す過程は、まさに「安全保障化」である。序章の第4節で触れたように、ヨーロッパの市民社会ですでに検証された「安全保障化」と「脱安全保障化」の重要な前提は、安全保障化に関する発話を通して、一般市民の支持と了承を得ることである。こうしてみれば、中国において、政府以外のアクターによる「安全保障化」のみならず、市民社会による「脱安全保障化」を行う土壌もすでに存在しているのかもしれない。

しかし、ここで無視してはいけないのは、その安全保障化の過程から、西欧と異なる中

国独自の政治的論理が窺われることである。『穹頂之下』によって主導された安全保障化において、確かに安全保障化の発話者が安全保障脅威を特定し、安全保障問題の解決策を提示したが、この問題を最終的に解決したのは中国政府であるし、中国政府は『穹頂之下』が提示した解決策をすべてとり入れたわけではない。つまり、中国の市民社会による安全保障化は、政治的対策を促すことができるが、安全保障化を実施するアクターの政治的権利を向上させることとつながらない。逆に言えば、中国の政治環境において、最終的に安全保障の行動をとるのが一義的に国家であるため、安全保障化の発信する権力は国家によって独占されやすいことを指摘しておきたい。

(3) 胡錦濤時代の環境問題への対応

次は、環境問題がいかに中国政府によって安全保障化され、それに対してどのような対応がなされたかについて整理する。すでに述べたように、2000年代初頭より、中国は深刻な環境汚染に直面している。このような環境問題は経済発展の障害となりかねない上、特に身近な汚染問題はさらに民衆の不満を高めることになった。そして、安全保障化の視点から見れば、中国政府の安全保障化における不備は、やがてほかの主体との関係の中で、例えば胡錦涛政権では環境問題を安全保障化した上で、同問題をめぐる対策を模索したのだ。

2003年に始めて系統的に提起された「科学的発展観」(中国語:科学発展観)は、胡錦涛政権が尖鋭化した国内問題に対する認識を鮮明に示した政策であった。2003年8月28日から9月1日にかけて江西省を視察した際に、胡錦濤は「協調的、包括的、持続可能な科学的発展観を確立しなければならない」と、初めて「科学的発展観」について系統的に述べている(人民日報2003a)。中国政府は科学的発展観について、以下のように公式的に説明している。

「包括的とは、経済のみならず、政治・文化などあらゆる分野を包括的に発展することである。協調的とは、都市と農村、西部と東部、人と自然環境、内政と外交などの面における調和を実現することである。持続可能な発展とは、自然環境との調和、経済発展と人口・資源・環境との協調を促進することである」(新華網 2007)。

また、2007年の第17回人民代表大会で、科学的発展観は中国共産党の「主要方針」として 党章程に明記された。

2004年中国共産党第16回中央委員会第4回全体会議で、胡錦涛国家主席は「和諧社会」の概念を打ち出した。「和諧社会」の意味は、「あらゆる矛盾が調和される安定した社会」であり、特に社会と自然環境における協調と調和を重視したのだ。

さらに、2012年の中国共産党第18回人民代表大会の大会報告で、胡錦濤は「エコな文明を建設する」(中国語:大力推進生態文明建設)をスローガンとして掲げ、海洋開発、資源節約・環境保護・エコ社会をめぐる制度化の側面から環境保護の目標を設定した。

以上のように、胡錦涛政権期の環境問題をめぐる公式的な発言を取り上げてきた。総じて言えば、これらの政府からの発話は、経済優先の発展パターンを是正するという中国政府の立場を示す公法であると言えよう。天児慧によれば、和諧社会が提起された主な背景は、これまでの経済成長優先路線が、既得権益集団による組織的な汚職・腐敗など社会的な「歪み」を深刻化させ、環境破壊や格差拡大をもたらしたことであると指摘する(天児2013: 207-208)。2003 年から中国政府が打ち出した一連の政策から見れば、当時の中国政府はこれらの問題の所在を十分認識しており、その改善を図っていたことが明白であろう。

しかし、胡錦涛がトップに就いた時期の中国では、政府内部の派閥対立が存在しており、 既得権益集団が多大な権力を握っていた。習近平時代に失脚した周永康が代表とする国有 石油企業における汚職はそれを示す一例であろう。さらに、胡錦濤政権期に頻発した人権 や安全保障事件で民衆から政府への信頼も失墜している。その背景の中で、胡錦濤政権が 問題の所在を認識していても、その対応はスローガンの段階にとどまらざるを得なかった。 つまり、胡錦濤政権は、環境問題におけるイニチアチブをとり、自身の政治権力を強化 する機会になったというよりも、むしろ民衆の期待に応えるために、受動的な立場で安全 保障化対策を展開していたと言った方が適切だったかもしれない。

胡錦濤時代の外交政策における環境問題

胡錦濤政権期の環境問題に対する国内対応はすでに述べてきたが、他方で外交政策としての観点からも協調的な対応が見られた。2007年、中国はアメリカを抜き、二酸化炭素の排出量が世界1位になった。その後、中国の温室効果ガス排出が国際社会からいっそう問題視されるようになった。同年、中国は温室効果ガス排出削減目標を設定した。中国政府が発表した環境問題白書によれば、これは途上国の中で初めての取り組みであったという(中華人民共和国中央人民政府 2011a) 25。

なお、中国は『国連気候変動枠組条約』などの国連主導の協力枠組みへ積極的に参加した。2007年、インドネシアのバリ島で開かれた第13回国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP)では、中国代表は積極的に合意達成を呼びかけ、「2009年末までに途上国の温室効果ガス排出目標に合意する」や「『国連気候変動枠組条約』と『京都議定書』で規定された途上国への資金と技術援助を実現する」と提案した(中華人民共和国中央人民政府2011a)。

2009年にデンマークのコペンハーゲンで開かれた第15回国連気候変動枠組条約締約国会議では2007年バリ島会議の成果を履行する目標を掲げた。同会議において、中国は『コペンハーゲン国連気候変動会議でバリ島会議の成果を履行する目標における中国政府の立場』を発表した。

²⁵ これまで、中国は世界銀行が発表した一人当たり GDP の基準に依拠して自らのことを「途上国」と表現している。ここは中国政府の見解をそのまま引用したが、この点に関しては中国政府の認識と国際社会の認識は異なっていると指摘しておきたい。

具体的に、中国は途上国の利益を代表し、温室効果ガス排出における先進国の歴史的責任を追及した上で、途上国が温室効果ガス排出目標を履行する条件として、先進国自らが温室効果ガス排出量の削減目標を約束し、かつ途上国に対しては経済および技術支援を要求した(中華人民共和国中央人民政府 2009)。結局中国と先進国の意見は大きく分かれ、コペンハーゲン会議では条約の採択を実現できなかった。

2010年に第 16 回国連気候変動枠組条約締約国会議がメキシコのカンクンで開かれた。同会議の初期段階において、これまでの会議と同様に、『京都議定書』第 2 約束期間 (2013年以降)の実施、先進国の削減目標の約束、途上国に対する経済援助などをめぐって激しい交渉が繰り返され、会議が一時難航していた。しかし、会議参加国の努力により、これまでの会議と比べ画期的な進展が挙げられている(世界自然保護基金ジャパン 2011)。

例えば、これまで中国が主張し続けた先進国の削減目標の明確化については、カンクン会議でその目標の明確化に至るプロセスの立ち上げを実現させた(会議決定第44条)。また、先進国からの途上国に対する資金援助に関しては、「グリーン気候基金」の創設の形で実現された(会議決定第104条)(United Nations Framework Convention on Climate Change 2010)。さらに、カンクン会議が開かれる直前の2010年10月に、中国政府は国連気候変動枠組条約締約国会議の分科会を主催し、カンクン会議の成功に向けて貢献した(中華人民共和国中央人民政府2010)。

2009年9月22日、ニューヨークの国連本部で開かれた国連気候変動サミットの開会式で、 胡錦涛は「手を組んで気候変動に立ち向かう」という題名の講演を行った。この講演で、 胡錦涛は気候変動をめぐる中国政府の協力的な立場を表明し、国際協力に積極的な関与を していくことを訴えた(人民日報 2009)。

総じて言えば、胡錦濤政権期においては、中国政府が積極的に環境問題を非伝統的安全 保障上の脅威として安全保障化した背景には、環境汚染と環境問題の多発がすでに中国の 経済と国民の健康を脅かしていると判断したためであった。しかしながら他方で、胡錦涛 政権が採用した環境問題への多くの言動は、むしろ政権の立場を示すスローガンにとどまっており、具体的な解決策に欠けていた。

この時期における中国政府の環境安全保障は、現存の環境問題に受動的に対応するだけであったと言えよう。また、2000年代の中国の環境問題をめぐる国際協力の姿勢は、常に自国の経済発展への影響を懸念した消極的なものであった。つまり、国連の協力枠組みにおいても、中国が先進国同様に温室効果ガス排出削減目標を掲げることを回避し、また途上国に対する経済援助という見返りにこだわっている。そのため、中国政府がしばしば環境問題を安全保障化し、国際協力に積極的であったように見えたのは、自らの国益に動かされたというより、多くの場合受動的ながらも国際社会の期待に応えるための姿勢に映ったからであろう。

(4) 習近平時代の環境問題への対応

深刻化する環境問題に直面する中でも、2013 に発足した習近平政権は基本的に胡錦濤時代の環境保護政策を引継いだ。2013 年 9 月、習近平政権発足一年目に、国務院が大気汚染を是正するための『大気汚染防止および管理行動計画』を発表した。その中で、10 項目の対策が規定された。

同計画の中で、2017年までに全国の県レベル以上の都市部における PM2.5 の濃度を 10% 低減させ、エネルギーにおける石炭発電の比重を 65%以下に抑えるなどの具体的な目標が 掲げられた(中華人民共和国中央人民政府 2013)。実際に、この一連の対策が功を奏し、 2017年に全国 338の主要都市の PM10 の濃度は 2013年比で 22.7%低減し、特にスモッグの 問題が深刻であった北京市周辺の首都圏における PM2.5 濃度は 2013年比で 39.6%まで低減 した(人民網 2018)。

2017年3月に開かれた全国人民代表大会での政府報告の中で、国務院総理李克強は「青空を取り戻す」と訴えた以来、中国政府はこのスローガンを裏づけるための一連の指示と

政策を出している(中華人民共和国中央人民政府 2017)。2018 年 7 月 3 日、国務院は「青空を取り戻すキャンペーンの 3 年計画」を発表した。同計画において、さらに 2020 年までに、二酸化硫黄と窒素酸化物の総排出量を 2015 年比で 15%以上低減させ、一部の県レベル以上の都市における PM2.5 の濃度を 2015 年比で 18%以上低減させるなどの目標が掲げられた(新華網 2018)。

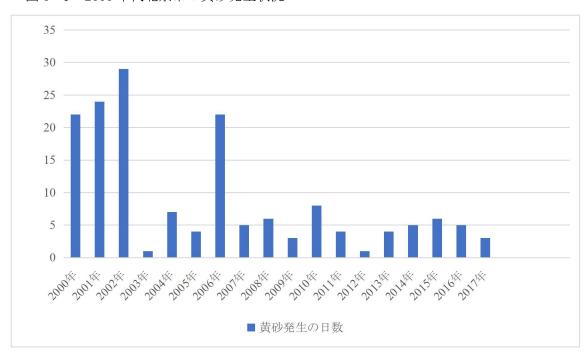
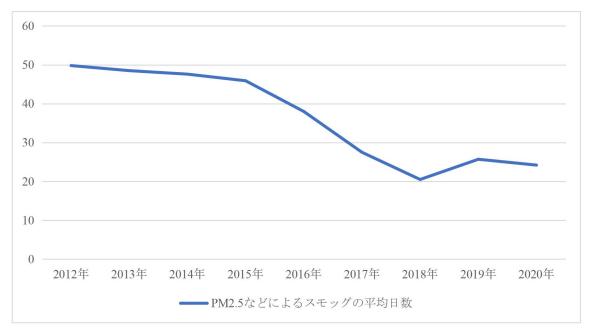


図 1-5 2000 年代北京市の黄砂発生状況

出典: 黄紅麗・王梓茜(2020) 「1980-2017 年北京地区砂塵天気的変化特徴及其可能成因」 『価値工程』 2020 年第 24 号、177-180 頁を参考に筆者作成。

図 1-6 2012 年から 2020 年まで中国で PM2.5 によるスモッグの平均発生日数



出典:中国気象局『大気環境気象公報(2020年)』に基づき筆者作成。

図 1-5 及び図 1-6 から判断して、習近平政権下で、特に 2015 年以降の中国における黄砂と PM2.5 によるスモッグの発生状況は改善していることが分かる。また、スモッグ問題が社会問題化して以来、2015 年における全国的な環境汚染事件の発生がまれとなっている。

胡錦濤政権期において、中国政府が環境問題に頻繁に言及し、それを安全保障化した背景には、環境問題の顕在化と尖鋭化が挙げられる。したがって、2000年代における中国政府の環境問題をめぐる発言の背景には、すでに被害を受けていた国民への対応と、同時に国際社会からの解決への期待に応える両面があったと思われる。

一方、習近平時代の中国政府は 2000 年代ほど深刻な環境問題に直面していないが、環境問題解決に向けた安全保障を自らの政権の正統性と考えていた。その結果、中国政府はいっそう積極的に環境問題の安全保障化を推進した。言い換えれば、胡錦濤時代のように受動的に環境問題に対応したのと異なり、習近平政権下の環境問題は、同政権が能動的に未然防止の対策を施し、その行動によって自らの政権の正統性を裏付けているように思われる。前述のドキュメンタリー『穹頂之下』とその影響を合わせて考えれば、習近平時代に

おける非伝統的安全保障問題の安全保障化は、政府以外のアクターの主導による安全保障 化を最小限に抑えようとする目的を有していると言えよう。

また、外交の場において、習近平政権も環境問題をめぐる中国政府のイニシアチブを示している。2014年2月14日に当時のアメリカ国務長官ジョン・ケリー(John F. Kerry)と会談したとき、習近平は気候変動に関して、「他の人の要求で行われるべきではなく、私たち自身の主導で行われるべきである」と強調し、さらに「私たちは多くの対策を講じてきており、将来的にもそうしていく」と協力的な立場を強調している(人民日報 2014b)。 さらに、アメリカが 2017年にパリ協定から撤退すると表明した後、中国は他の利害関係国と同協定の実施をめぐって積極的に交渉を進めた。2018年7月に北京で開かれた中国・欧州連合(EU)首脳会合では、「気候変動とグリーンエネルギーに関する中国・ヨーロッパ首脳宣言」が発表され、パリ協定の遂行やクリーンエネルギーにおける中国と EU の協力が合意された(人民日報 2018)。そして 2019年6月に大阪で開催された G20 サミットでは、中国、フランス代表と国連事務総長グテーレス(Antonio Guterres)が合同で記者会見を開き、パリ協定の実施を促進すると再び意志表明をした(中華人民共和国中央人民政府 2019b)。

「澄んだ水と緑豊かな山はかけがえのない資産である」

習近平時代において、中国政府が環境問題に対する発話の中で特に注目に値する表現は、「澄んだ水と緑豊かな山はかけがえのない資産である」(中国語:绿水青山就是金山银山)というスローガンである。このスローガンは、2005年に習近平が浙江省の書記の職に就いた時期に最初に言及した言葉である。

2005 年 8 月 24 日、習近平『浙江日報』の「之江新語」のコラムで「澄んだ水と緑豊かな山はかけがえのない資産である」を題名に評論を寄稿した(上観新聞 2018)。また、2012年に中国の政治指導者に就任した後、同スローガンは中国政府の公式講話として広く使用されるようになった。2017 年 10 月に開かれた中国共産党第十九回全国人民代表大会の政府

報告でも改めて習近平は「エコな文明を構築することは、中国の発展を維持する上で不可欠である。澄んだ水と緑豊かな山々はかけがえのない資産であることを改めて認識し、この理解に基づいて行動する必要がある」と指示した(Xinhua 2017)。その後、『人民日報』における同スローガンに言及する記事数は 2015 年と 2016 にそれぞれ 101 件と 152 件であったのに対し、2017 年には 274 件、2018 年には 377 件、2019 年には 325 件と急増している。

「澄んだ水と緑豊かな山はかけがえのない資産である」というスローガンの本質的な内容はそれほど複雑なものではなく、前任の胡錦涛政権が掲げた「和諧社会」、「エコな文明を建設する」、「持続可能な科学的発展観」などのスローガンと根本的な差異があるとは言い難い。そのため、「澄んだ水と緑豊かな山はかけがえのない資産である」というスローガンは具体的な脅威を念頭に置いて発した問題提起というより、むしろ自らの政権の正統性を訴えるための主張の一環であると言った方が適切であろう。

高原明生が指摘したように、中国の指導者は自らの政治権力を強化するために往々にして、宣伝における特定の言語体系を作り出すが、それは必ずしも実在の概念とは限らないと言える(高原 2018: 11)。習近平政権下の中国が環境保護において多大な成果を上げたのは確かであるが、具体性を欠けるスローガンを過度に言及することは、環境問題の改善につながるとは考え難い。

環境問題は習近平政権にとって、政策上の統制とガバナンスの正統性に寄与する課題と位置づけられよう。しかし、胡錦濤政権期とは異なり、市民の不満対応と持続可能な発展の需要に対応する受動的な政策と異なり、習近平政権期における環境問題への安全保障化は外発的な要因というよりも、むしろ政権内部からの能動的な権力強化を図った政策であると言えよう。

中国のエネルギー産業革命

中国が環境問題に取り組む一環として、新エネルギー車製造をめぐる産業整備と発展が

特に注目すべきであろう。新エネルギー車(New Energy Vehicle, NEV)とは、ガソリンなどに依存する従来型の自動車と対比され、電気自動車・プラグインハイブリッドカー・燃料電池車・水素自動車などの総称である。また、その中で中国が特に力を入れたのは電気自動車(EV)である。

NEV が中国で普及し始めたきっかけは、中国政府の大気汚染物質排出を削減とする戦略の一環であり、そのための NEV 購入の際の優待政策の導入であった。2000 年代より、北京、上海などの主要都市では、従来型のエンジン駆動車を買って登録するには、抽選でナンバープレートを獲得する必要がある。しかし、富裕層の急増による自動車の需要拡大と、政府の新車購入の制限と相俟って、ナンバープレートの獲得は実質的に狭き門になっている。北京市の場合、一般の自動車用ナンバープレートの当選確率は3000分の1であり、中古車での購入は場合によって自動車の値段を上回るとも言われている。また、北京市では、曜日ごとに特定のナンバープレートの末尾を持つ自動車に走行規制が課せられることも日常的に導入されている。

その一方で、中国政府が打ち出したのは、NEVを購入した場合にこのようなナンバープレートの交付制限や走行規制が免除されるという政策である。NEVが中国で販売された当初、充電スタンドなどのインフラ整備がまだ追いつかず、さらに安全性や電池・動力などの性能面で優れていなかったため、多くの市民から敬遠されていた。しかし、このような優遇政策導入の結果、NEVが急速に中国社会に浸透していったのである。

NEV が中国で普及する過程の中で、政府主導の政策が鮮明であった。2012 年に、中国国務院がNEV 産業の発展について、『新エネルギー車産業発展計画(2012 年-2020 年)』を発表した。その中で、中国はNEV の産業発展を国策として推進し、優遇政策を宣言した上で、「電気自動車を主要戦略として優先し、電気自動車(EV)とプラグインハイブリッドカー(PHV)の産業化を同時に推進する」という発展の方向性を明確に指示した(中華人民共和国国務院 2012)。また、中国経済発展における特例的な存在として、中国の国有企

業も NEV の産業革新を受け入れ、産業構造の転換に大きく貢献した。その中で挙げられる 国有企業は、上海汽車集団、広州汽車集団、広西汽車集団などである。

NEV の販売を促進するために、中国政府は国民の NEV 購入時に直接的な補助金制度を導入した。2015 年 4 月に、中国財政部は『新エネルギー車の普及における財政補助の知らせ』を発表し、NEV 購入に対する補助金について規定した(中華人民共和国財政部 2015)。2015年に販売された NEV の 1 台当たりの平均補助額は 10.6 万元(約 170 万円)であった(網易新聞 2022)。

また、2020年に新型コロナウイルス感染の影響で中国国内における NEV 市場が不況に陥ったことで、2020年4月に中国政府はさらに NEV 購入する場合の消費税を免除すると発表した(中華人民共和国財政部 2020)。中国政府が公表したデータによれば、2012年から 2021年までの間、中国政府が支出した NEV 関係の補助金の総額は 1478億元(約 2.5 兆円)に上る(網易新聞 2022)。

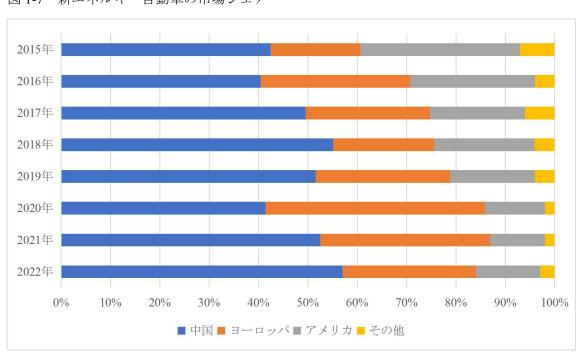


図 1-7 新エネルギー自動車の市場シェア

注: 2022年のデータは 2022年1月から4月まで

出典:中国乗用車協会 (CPCA) のデータに基づいて筆者作成。

図 1-7 から NEV の世界全体の売上高に占める中国の割合は、2016 年の 45%から 2018 年のピーク時には 54%までに上昇した。しかし、2020 年は国内における新型コロナウイルス感染拡大の影響で、中国の市場シェアが一時的にヨーロッパに抜かれ、2015 年以来の最低水準に当たる 41%までに落ち込んだ。

しかしその後、新型コロナウイルス感染防止策の導入から経済は順調に回復していき、さらに一連の優遇政策を打ち出した結果、2021年には再び世界総売上高の半分以上を占める高水準にまで回復した。その一方で、ヨーロッパは伸び悩んでおり、市場シェアが縮小しているように見える。アメリカは比較的早い段階でNEVの開発と販売を始めており、さらにテスラ社のようなトップクラスのNEV大手企業を有している。しかし近年、中国とヨーロッパ企業の猛追により、アメリカ企業の市場シェアが縮小している。

また、企業収益から見れば、中国の NEV 企業は好況が続いている。中国 NEV 産業を主導している NEV 大手企業 BYD は 2021 年に 593745 台の NEV 売上を記録した。この数値は、2 位のアメリカのテスラ社と比べても 10 万台以上の差をつけ、2021 年度日本のトヨタ自動車の年間販売台数(伝統動力車と新エネルギー車間わず)の半分弱に相当する。BYD 以外にも、五菱、ジーリー(吉利)、小鵬、Nio(蔚来)、理想などの中国自動車ブランドが 2021年世界の NEV 年間売上台数ランキングの上位に入っている(Electrive 2022)。2021年中国の NEV の合計売上台数は 333 万台に上り、NEV のみでもすでに 445 万台という日本の自動車産業の合計売上台数の 3 分の 2 を占める水準に達している(China Daily 2022)。

さらに、海外の NEV 産業の中国への依存も増大している。2021年1月から9月までの間、中国からの NEV 関連部品の輸出金額は554億ドルに上り、前年同期比で41.7%増加した(中国自動車産業協会2021)。特に NEV の要となるリチウムイオン電池の分野において、中国の CATL (寧徳時代新能源科技) 社が2017年にパナソニックを抜いて電気自動車用の電池

出荷量において世界一となって以来、凄まじい発展を見せている(高橋、福田 2022:9)。 2022 年 6 月に発表された CATL 社の最新電池は、テスラ社製を超えて業界トップクラスの性能が備わっているという(日経 xtech 2022)。2022 年現在、中国国内企業のみならず、テスラ、フォルクスワーゲン、BMW 社など、国際的に販売されている有名ブランド自動車にも CATL 社の製品が使用されている。

このように、中国の NEV 業界は驚異的な速度で発展していることが明らかであろう。中国政府主導下で発展してきた NEV 産業は、政府による環境保護対策からのみに注目されがちである。しかし実際は、中国政府の打ち出した NEV 関連政策は、自国の自動車産業の振興のみならず、世界規模において甚大な市場シェアを勝ち取ったのである。ましてや、温室効果ガス排出削減やカーボンニュートラルが世界各国のコンセンサスとなった現在、NEV のポテンシャルの高さはもはや看過できない。

NEV業界を主導している中国にとって、環境保護アジェンダの制定や温室効果ガス排出削減の目標設定などの分野ですでにある程度の実績と評価が得られている。そのため、環境問題をめぐる中国政府の対応策は、中国国内の環境問題対策にとどまらず、すでに国際的影響力を獲得する格好の手段となっていると言えよう。

本節の小括:環境問題と中国の非伝統的安全保障の関係性

本節の議論を通じて、中国における環境問題とそれへの対応策については以下の特徴が 見られる。

最初に挙げられるのは、環境問題における政府の主導的役割である。胡錦濤政権期においては、一連の政策を導入し遂行したものの、中国政府の対応は受動的であった。その結果、経済優先の発展戦略は終わりを告げることになった。それに対して、習近平政権期では、NEVの産業発展の後押しとなる政府のブループリント、優遇政策、国有企業の関与などと政府の役割が大きかった。

このように、政府が安全保障化によって権力を拡大し、その権力で環境の安全保障を全 うし、さらに民衆からの信頼を得る、という政策形態が浮き彫りになっている。実際に、 前述の柴静が作った大気汚染に関するドキュメンタリーが中国で一時流行っていた時期に も、国民が期待したのは政治課題としてではなく、むしろ政府による主体的な問題解決で あった。そもそも国民が政府に期待する信頼の背景には、中国の政治制度による結果にあ るのか、それとも中国政府の実際の対応なのかについて、まだ今後の政府の対策や実践的 な対応の中で見極める必要があるだろう。

次に、環境問題は国内問題である同時に、国際政治の要素も少なからず影響している。 特に習近平時代において、環境問題は中国がグローバル・ガバナンスに関与する際の重要 な政策手段となっている。世界の他の大国と異なり、自身の国力増進のみならず、国際社 会における影響力の発信が遅れた中国にとって、従前の諸分野で他の大国と同等な影響力 を発揮することは簡単ではないだろう。

このような背景の中で、国力が増大しつつある中国の影響力は必然的に他大国の影響力が疎かになっている分野に注視していくことになる。2017年以降、アメリカにおける大統領の交代による外交政策の転換に伴い、国際協力分野での大幅に役割が衰退する中で、中国をはじめとする他国がアメリカの果たすべき影響力を代替するに至ったのである。

最後に、当初環境問題への対処は経済発展を削ぐというような対立概念として思われていたが、徐々にその認識が薄れていった。中国政府にとって、NEVや太陽光発電を始めてとするグリーンエネルギー産業の発展は、中国の経済発展と環境保護という観点からまさに一石二鳥のような政策であった。

習近平が打ち出した「澄んだ水と緑豊かな山はかけがえのない資産である」というスローガンはある意味では、中国の経済発展と環境のクズネッツ曲線の転換点の到来を示唆しているかもしれない。中国政府は積極的に環境問題を一般民衆にとっての脅威であると訴えた一方で、政権自身の政治権力を正当化することにも成功したのである。

中国はまだ発展途上にあり、少なくとも 2000 年代半ばまでは経済成長を優先する政策をとってきたため、環境問題への重視はまだ遅れていると思われがちである(堀井 2011: 174)。もちろん、14 億の人口を持つ中国が経済成長をしていく中で、排出する汚染の絶対数は依然として大きいだろう。

しかしその一方で、中国の環境政策の有効性を看過する、または過小評価するべきではないと考える。厳しい国際競争から勝ち抜いた中国の NEV 産業も、中国政府主導の政策の有効性と強靭性を示す格好のモデルと判断できよう。それに鑑みて、NEV をめぐる産業革新と国際競争においてすでに後れを取った日本にとっても、中国の環境保護対策を理解する上でも、今後の行動と選択を見極める必要があると思われる。

第2章

安全保障の対象から見た中国の非伝統的安全保障の変容

第1節 2000 年代前半における中国の非伝統的安全保障の対象

(1) 「責任のある大国」と「中国脅威論」への反論

安全保障を講じる際に、「何を守るか」、つまり安全の対象を特定する必要がある。中国の非伝統的安全保障領域における対象課題に対しても絶えず政策の変更が求められる。 本項ではまず、中国政府が公式的に非伝統的安全保障を提起し始めた時期の安全保障の対象を考察する。

第1章で論じたように、非伝統的安全保障の概念が中国政府により注目されたのは、中国をめぐる安全保障上の環境が変容し、多くの非伝統的安全保障問題に対応する必要があったからである。非伝統的安全保障問題が徐々に浮上し、拡大していく背景の中で、当然政府は自国と自国民の安全を対象とした安全保障政策を遂行していく必要が求められた。

ただ中国の非伝統的安全保障政策は 2000 年代前半において、「外部の脅威に対する過度に理想的な安全保障システムしか持っておらず、国内問題に対する認識と、それに対応する有効な手段を欠けている」と指摘されていた(劉躍進 2014: 127)。特に、非伝統的安全保障に関する安全保障化の発話から見れば、この時期、中国は国内よりも主に国際的な場で非伝統的安全保障に言及していた。例えば、2004 年 6 月 14 日、胡錦涛国家主席はルーマニア国会で以下の演説を行った。

「我々の世界は依然として非常に不安定であり、平和と発展に影響を与える不確性が増している。単独主義は新たな形で現れている。そして民族的および宗教的紛争、国境および領土紛争によって引き起こされる地域紛争が時折発生しており、北と南の隔たりはさらに広がっている。また、テロ、トランスボーダー犯罪、感染症の蔓延、環境汚染などの非伝統的安全保障の問題は、人類の発展に多くの脅威をもたらした(人民日報 2004a)。

また、2005年4月22日、インドネシアで開かれたアジア・アフリカ会議で、胡錦涛国家主席は次のように述べた。

「現在、経済のグローバル化は深まり、科学技術は飛躍的に進歩し、生産と産業の移転は加速し、国家間の相互依存は高まっている。一方、覇権主義、テロ、地域紛争、トランスボーダー犯罪などの問題は依然として世界の平和と安定に影響を及ぼしている。また、環境悪化、自然災害、感染症などの問題は依然として人類の生存と発展を脅かしている。

(中略)

我々アジアとアフリカの国々は、平等、相互信頼、対話、協力に基づき、新しい 安全保障観を確立しなければならない。我々は対話を通じて相互信頼を高め、協議 を通じて紛争を解決し、協力を通じて安定を追求し、伝統的および非伝統的安全保 障の様々な脅威に対応し、世界の平和を維持する必要がある」(人民日報 2005)。

このように、中国はこの時期において、積極的に非伝統的安全保障上の脅威を安全保障化 し始めた。中国が強調した分野を見れば、テロ活動、トランスボーダー犯罪、感染症、自 然災害などの問題に特に注目している。また、特に注目すべき点は、これらの安全保障化 に関する発話のほとんどが国内ではなく、国際的な場で発していることである。

中国の政治指導者は、たびたび非伝統的安全保障問題を生存と発展の脅威であると強調し、国際協力の必要性を訴えている。こうしてみれば、この時期における中国の非伝統的安全保障問題に対する安全保障化の目的は、国内問題としての注意喚起というより、むしろ国境を越える問題として捉え、国際協力を訴える意図が推測される。

また、この時期の中国政府は非伝統的安全保障問題が頻発するのを機に、自身の協調的な姿勢と協力の成果を訴えている。2003年の重症急性呼吸器症候群(SARS)の危機の中で、

中国の非協力的な姿勢と情報隠蔽が多くのアジア諸国から懸念された。そこで、2003 年 4 月 26 日に開かれた ASEAN サミットで、温家宝国務院総理は情報公開と国際協力の重要性を認めつつ、将来さらなる国際協力を推進すると表明し、以下のように発言している。

「SARS の国際的蔓延は、国際社会、特に東アジア地域が直面している共通課題である。地域的および国際的な協力を通じてのみ、適切に対応することができる。中国政府は、平時と同様、そしてアジア金融危機に対処したときと同様に、責任のある強い姿勢で SARS に対処する。中国政府は、ASEAN 諸国との協調と協力を真摯に強化していきたい」(人民日報 2003b)。

また、2007年1月14日、フィリピンで開かれた中国 ASEAN サミットで、温家宝は次のように宣言した。

「中国は、トランスボーダー犯罪、海上安全保障、防災と災害救助、感染症の予防、環境保護の分野で ASEAN との協力関係を強化していきたい。中国は今年の 5 月に被災地の復旧・復興・管理に関する研修会を開催し、ASEAN からの参加者を招待し、互いの災害管理機関の交流と協力を強化していく。中国は、ASEAN との間に感染症や公衆衛生上の緊急事態に対する定期的な通信メカニズムの確立を提案する。そして中国は今年、鳥インフルエンザのヒト感染の予防と管理に関するセミナーを開催し、今後 2 年間で ASEAN からの専門家を 20 名養成していきたい」(人民日報 2007a)。

このように、中国の指導層の発言は、非伝統的安全保障上の脅威への強調のみならず、さらに中国と他国が共有する脅威に対して中国が担うべき役割を積極的に果たす用意があると宣言している。特に中国がSARSなどで受けた批判に鑑みて、「責任のある大国」とい

う宣言はその非協力的な印象を払拭する狙いがあると考えられる。換言すれば、この時期 の中国政府の安全保障化の過程と傾向から見れば、従来の行動の正当化と同時に、将来へ の国際協力の担保を明確にする意図が読み取れる。

以上のことから、この時期の中国の非伝統的安全保障が注目した対象は自国と自国民の みならず、他国と他国民をも含んでいることが分かる。また、安全保障化の目的は主に「協 力の必要性を他国に訴える」ことと、「自身の行動を正当化し、国際的な信用を得る」こ との2つであったと言えよう。

しかしながらその一方、この時期における中国国内の非伝統的安全保障政策はほとんど 制定されていなかった。後述する 2008 年からの国内における非伝統的安全保障問題の頻発 から見れば、当時政府はまだこれらの問題に対応する国内の安全保障体制を有効に整えて いなかった。

つまり、非伝統的安全保障という概念は当時の中国政府にとって、具体的な安全保障政策というよりも、むしろ外交政策の一環として捉えていたように思われる。総じて言えば、2000年代前半における中国の非伝統的安全保障政策は政治改革を意図したり、国内の問題を解決するというよりも、むしろ他国の期待に応えることを優先し、中国の国際社会における積極的な責任の遂行を表明する外交的戦略の一面が強かったと言える。

(2) 米中関係における非伝統的安全保障問題

アメリカとの協調に基づく中国の非伝統的安全保障

中国は 1990 年代から 2000 年代前半まで「韜光養晦」の外交戦略を貫き、外交の場で協調的な姿勢をとり、アメリカを始めとする欧米諸国との正面衝突を避けてきた。とはいえ、イデオロギーや軍事的安全保障などの中国における核心的利益は、容易に妥協できない分野として存在している。1990 年代からアメリカは中国に対して「人権外交」を掲げたが、

中国の政治体制の変容につながらなかったのが一例であろう。

その一方で、伝統的安全保障と異なり、越境性を帯び、国際協力の必要性などが求められる非伝統的安全保障上の脅威が、徐々に国際社会で脚光を浴びるようになった。その結果、非伝統的安全保障上の脅威は同時期の中国にとって、国際社会との協調を示す領域となったのである。

1994年11月、国家主席江沢民はジャカルタでアメリカ大統領クリントン (William J. Clinton) との会見で、以下のように述べている。

「アメリカと中国は、3つの共同コミュニケに基づき、以下の主要原則を確立することができる。第1に、両国は世界と21世紀が置かれている全体的な状況に鑑みて、より長期的な中米関係に注視する必要がある。第2に、我々は互いの国の状況と選択を尊重し、社会システムとイデオロギーを超え、互いに友好的な精神をもってあらゆる問題に対処すべきである。第3に、我々はそれぞれの経済の特徴を最大限に活用し、平等と互恵に基づき、両国間の経済協力の総合的な発展を促進すべきである。第4に、国際情勢や国際組織における両国間の協議と協力を強化し、大量破壊兵器の拡散、環境保護、麻薬対策、テロ問題、密輸などの国際的問題への取り組みに協力すべきである」(人民日報1994)。

江沢民の発言は、アメリカに対して中国の協調的な姿勢を示している。当時、アメリカは 人権問題をめぐって中国を強く批判しており、最恵国待遇の更新と人権問題を結びつけよ うとしていた。また、中国のWTO加盟に関する米中間の交渉が難航しており、中国にとっ て、アメリカとの関係改善が急務であった。そこで、大量破壊兵器の拡散や環境破壊など の非伝統的安全保障問題は、中国がアメリカと合意を達成する突破口となっていた。

2001 年にクリントン政権からブッシュ (George W. Bush) 政権に移行した後、アメリカは

中国に対してさらに強硬な外交を展開した。アメリカは2001年1月に元台湾地域政権の指導者の李登輝にビザ供与を許可し、同年4月に海南島事件を起こした。さらに同年5月にブッシュ大統領はダライ・ラマと会見した。この一連のアメリカ外交は中国の不満を買い、米中関係は極度に悪化した。

しかし、2001年の9.11同時多発テロ事件はアメリカのみならず世界中を震撼させた。アメリカだけではなく、中国を含み潜在的なテロ攻撃の標的になると思われる国家に改めて従来の安全保障体制の限界性を思い知らせた。9.11事件が発生した後、中国は直ちに反テロにおける協力的な姿勢を表明した。

2001年10月に上海で開かれたアジア太平洋経済協力(APEC)会議では、中国政府は主催国としてイニシアティブを発揮し、積極的に反テロをめぐる国際協力の必要性を訴えた。その結果、同会議における「首脳共同宣言」の中で、各国がテロの脅威に立ち向かうことに合意した上(人民日報 2001b)、「反テロ宣言」が採択された(人民日報 2001c)。

また、2003 年 8 月、中国政府の斡旋に基づき、朝鮮核問題をめぐる第 1 次六者会合が開かれた。中国政府の一連の行動は、国際社会全体に対する協調的な姿勢を示す狙いがあったと同時に、特にアメリカとの関係改善を意識していたと言えよう。

非伝統的安全保障問題をめぐる中国政府の協力的な姿勢は、2000 年代前半における米中関係の緊張緩和に大きく貢献した。2003 年 12 月、国務院総理温家宝がアメリカを正式に訪問した。アメリカ大統領ブッシュは温家宝との会見で、中国政府が六者会合を斡旋した貢献に対して感謝の意を示した上、両国の友好関係を築く意向を表明した。また、ブッシュは同会見で「台湾海峡の現状を一方的に変えることに反対する」というアメリカの立場を表明する上、米中経済貿易交渉の早期妥結を承諾した(人民日報 2003c)。

この時期において、中国はアメリカの脅威を警戒していたものの、両国間の直接的な対立を避けようとしてきた。この中で、非伝統的安全保障領域に属する問題の解決は両国間における最低限の共有利益であったと同時に、2000年代前半の両国の関係改善へのきっか

けとなったのである。

とはいえ、この時代において、北朝鮮核問題をめぐる六者会合を除き、反テロや環境保護をはじめとする非伝統的安全保障協力での米中間の具体的な協力の手段と対象が欠けていた事実は否めない。つまり、中国政府は米中関係の中で、特定の安全保障上の脅威と対象を想定していたのではなく、むしろ非伝統的安全保障を外交カードとして使う狙いがあったのではないかと思われる。

しかしその一方で、同時期の米中の関係改善をもたらした決定的な要因は非伝統的安全保障協力というより、むしろアメリカの戦略的重心の転換による結果といった方が適切かもしれない。ただ、本論文がここで強調しておきたいのは、米中関係で示されたように、非伝統的安全保障協力は最低限の両国の合意を保ちつつ、協力の可能性を高める役割として十分認識する必要があったことである。

アメリカとの競争の中における中国の非伝統的安全保障

一方、2000 年代前半における覇権争いにおいて、アメリカは中国の競争相手であった。 2001 年からのブッシュ政権期のアメリカ外交は単独主義傾向が強く、アフガン戦争とイラク戦争がそれを示す事例であった。アメリカ外交史における単独主義は一時的な傾向ではなく、伝統的傾向として捉えられる場合が多い。それに対する批判的な姿勢をとる国が歴史的にみて少なくなかった(佐々木 2005 、田所 2019)。中国の指導層は公式的に非伝統的安全保障協力に関する発言の中で、アメリカの単独主義に言及しつつ、国際社会の現状について以下のように述べている。

「今日の世界はまだ安定しているとは言えない。単独主義は新しい形で存在しており、テロによる被害が拡大している。また、局地の紛争と戦争が相次いでおり、伝統的、非伝統的安全保障問題が相俟っている」(人民日報 2004b)。

「単独主義と威圧的政治が依然として存在しており、地域紛争が相次いでいる。また、非伝統的安全保障問題がより大きな影響力を持つようになった」(人民日報 2006)。

このように、中国は多国間協力を前提とする非伝統的安全保障を推進する同時に、アメリカの単独主義を批判することにより、アメリカに対抗する戦略的な優位を求めようとした。また、非伝統的安全保障協力に言及する際にも、アメリカの単独主義批判を頻繁に行った。2007年6月23日に、温家宝総理が国連総会議長ハヤ・ラシェッド・アル・ハリファ(Haya Rashed Al Khalifa)と会談した時に、「伝統的と非伝統的安全保障問題は世界の平和と発展の妨げになっている。この脅威と挑戦に対応するには、多国間主義を堅持し、国連の役割を強化しなければならない」と表明した(人民日報2007b)。

2000 年代前半における中国はアメリカの単独主義に基づく外交戦略に強い警戒感を持っていたように見える。その傾向と変容の原因を分析するために、本論文では 2000 年代における中国政府によるアメリカの「単独主義」政策に関する言及の頻度を図 2-1 のようにまとめてみた。

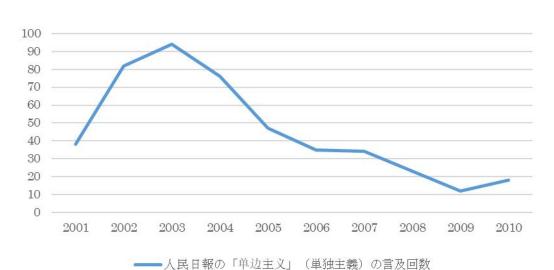


図 2-1 『人民日報』における「単独主義」の言及頻度

出典:『人民日報』データベースに基づき筆者作成。

図 2-1 が示すように、中国の党機関紙である『人民日報』がもっとも頻繁に「単独主義」に言及した時期は 2002 年から 2004 年であり、それはアメリカによるアフガン侵攻とイラク侵攻が実行された時期であった。しかし、2008 年を境目にアメリカ外交の単独主義への批判が徐々に収まっていった。つまり、2008 年までは米国の単独主義外交を批判する一方で、中国は多国間主義を堅持し、国際協調の見地から批判を発していた。

他方、2010年以降オバマ政権が発足した後のアメリカは多国間外交に転じていくのに対して、むしろ中国は南シナ海問題において単独主義傾向を徐々に強めていった。その結果、中国の対米批判における優位性はなくなり、中国の非伝統的安全保障協力における関心事は、同時期国際協調の面における米中間の相対的な優位性の変化を表しているかもしれない。

また、この時期において、中国政府は非伝統的安全保障の中でアメリカをはじめとする 欧米諸国を批判している反面、発展途上国との協力を強調している。この傾向は、伝統的 安全保障と非伝統的安全保障に対する先進国と途上国の温度差で解釈できよう。1990年代 から 2000年代までの間に、アメリカをはじめとする欧米諸国が伝統的安全保障を過度に意 識しており、多くの地域で紛争や社会不安をもたらしている。その結果、アメリカの外交 政策はテロ問題や難民問題などの非伝統的安全保障問題の引き金となっていた。

その一方で、アジア地域の途上国にとっては、金融危機、テロ問題、トランスボーダー 犯罪などの脅威がより現実的な問題となっていた。中国が非伝統的安全保障協力の観点からアメリカの単独主義を批判し、多国間協力を推進したのは、アメリカをはじめとする欧 米諸国が非伝統的安全保障上の加害者であり、中国をはじめとする途上国が同分野における被害者であるという認識があると思われる。この認識こそが、非伝統的安全保障協力を 展開する上で、安全保障の対象者に中国自身を含む途上国であると主張する所以であろう。

第2節 2008年前後の中国における非伝統的安全保障領域の変容

(1) 国内非伝統的安全保障問題の多発

2008年は中国の非伝統的安全保障の大きな転換点であったと言えよう。王名が挙げた 2000年から中国における非伝統的安全保障の十大事件の中で、2003年の SARS 危機と期間 特定が難しいエイズを除き、全ては 2007年から 2009年に起きている。具体的に、2007年の太湖汚染、2008年の氷凍災害、粉ミルク汚染事件、ラサテロ事件、四川大地震、2009の金融危機、H1N1鳥インフルエンザ、新疆テロ事件である(王名 2011:19)。その内の8割が 2008年前後に集中していることが分かる。これらの非伝統的安全保障問題には以下の共通性が見られる。

まず、この時期で多発している非伝統的安全保障分野は、2008年前後に初めて提起された問題ではない。むしろ、テロ問題や環境問題などの分野は、当初より中国の非伝統的安全保障に関する政府からの発話で重視されていた。ただ、第1章と第2章第1節ですでに触れたように、テロ問題、環境問題や自然災害などの問題は当初国際的な会議での場で頻繁に提起されており、国際協力の議題として認識されていた時期もあった。

したがって、これらの非伝統的安全保障問題が 2008 年に頻発しているのは、本来水面下で存在している問題が顕在化したためと考えられる。つまり、これらの問題は 2007 年以前にすでに中国国内に存在しており、中国社会と人々の安全を脅かす存在であった。特に、環境汚染や食品安全問題は 2008 年の時点になって発生した問題だとは考えにくい。このような問題は長年の蓄積を経て、2008 年前後に爆発的に現れた可能性が高いと言えよう。

最後に、王名が指摘した安全保障問題をみると、国民にとって実際に害をもたらしている問題が多い。これまで中国政府が積極的に関与してきた非伝統的安全保障問題のほとんどはむしろ国際協力に重心を置いていたため、それら脅威が中国国内の人々に影響を及ぼしているという実感が得られなかった。

しかし、2008年前後に多発している非伝統的安全保障問題は、以前と比べ国民の生命と

財産とより直接的にかかわっている。その結果、非伝統的安全保障は単純な国際協力を推 進する議題というよりも、中国政府の正統性と直結する問題に変容したのである。

2008年前後の中国の食品安全問題

後述する食料安全保障問題と異なり、食品安全の問題は食料の量、質と安定な供給などよりも、食品自体の安全性に重心が置かれている。日本の内閣府によれば、食品安全に関する問題は科学的問題と社会的問題に分けられる。前者はモダンバイオテクノロジーの応用、食品を媒介に伝染する疾病、食中毒、食品テロなどが代表例であり、後者は主に企業の基準違反、行政の失敗などが含まれる²⁶。2009年になって初めて『食品安全法』が制定され、中国の食品安全に関する制度化がかなり遅れていたことがわかる。そのため、長期間にわたって中国の食品安全基準は有効に規制されないままであった。

中国の食品安全問題に関わる最も大きな節目となったのは、2008 年に発覚した三鹿集団による粉ミルク汚染事件であった。実際には、2008 年にこの問題が発覚される以前にも、この事態に陥る兆しがあった。2004 年中国安徽省阜陽市で粉ミルクを飲んだ幼児に栄養不良や発育不全などの症状が生じたと報告されていたのである。その事件はのちに毒粉ミルクを製造する違法行為であると認定され、関係する責任者に処罰が下された(安徽新聞2008)。

中国政府は事件の調査結果を公表し、基準違反及び違法行為が確認された 45 社が関連企業としてブラックリストに登録された。その中にすでに三鹿集団が登録されたが、三鹿集団が直ちに記者会見を開き、自社のブラックリスト登録は「誤操作」であると声明した。その後、阜陽市政府が「誤って三鹿集団をブラックリストに登録した」ことに対して謝罪した。

そして、三鹿集団がブラックリストに登録された4日後、中国の省庁レベルにおいて、

²⁶ 以下を参照されたい。 内閣府「食品の安全に関する問題点」、 https://www8.cao.go.jp/cstp/project/anzen/haihu04/siryo4-4-3.pdf(閲覧日:2023年6月23日)。

国家食品药品監督管理局、国家工商行政管理局、国家質量技術監督局、衛生部が合同政府 文書を発表し、三鹿集団の粉ミルクの正常な販売を各地に求めた(捜狐網 2008a)。この対 応から、長年中国の国産粉ミルクの売上高ランキング 1 位を占めている三鹿集団に対して、 政府による特別な配慮が明らかになった。

2008 年 3 月より、三鹿集団の粉ミルクを飲んだ幼児に尿路結石などの小便異常が発生したと複数の報告が入っており、さらに同年 6 月より、同企業の粉ミルクを飲んだ幼児が腎臓結石を罹患する報告があった(新浪網 2008a)。しかし、三鹿集団は事件発覚を防ぐために、示談金の提示で被害者の口封じを図っていたのである(鳳凰資訊 2008)。

2008年9月11日、『東方早報』の記者簡光洲は幼児の結石に対する調査結果を発表し、初めて公の場で三鹿集団の粉ミルクが名指しで非難された(新浪網 2008b)。この調査結果は中国社会で大きな反響を呼び起こし、国民のみならず政府からも多大な注目を集めた。2008年9月13日、中国国務院はこの事件に対して最高指示を下し、真相の究明、患児の治療と食品安全への見直しなどを促した(新浪網 2008c)。その後の一連の調査結果で、本事件はメラミン混入による粉ミルク汚染であったと認定された。中国政府の公表した調査結果によれば、全国で合計 29.6 万人の幼児が毒粉ミルクの被害を受けたという(中国経済網2009)。

三鹿集団が製造した粉ミルクにメラミンが混入していたという汚染事件は、中国の食品 安全に甚大な影響を与えたとともに重大な転機をもたらした。それは、2009 年に制定された『中華人民共和国食品安全法』(以下は『食品安全法』と略す)である。それまで直接 的に食品安全に対する法整備が十分に整えられていなかったが、粉ミルク汚染事件の発生 以降、中国政府は迅速に対応策を図り、関連分野の制度化を行った。『食品安全法』は 2009年2月28日の全国人民代表大会常務委員会で可決され、2009年6月に正式に発効された。

本節ではこの時期の中国の食品安全問題における重要な転換点となった三鹿粉ミルク汚 染事件を分析してきた。本事件により、同時期の中国が展開する非伝統的安全保障の変容 が窺える。食品安全問題はこの時期において唯一の非伝統的安全保障問題ではなかったが、 同時期の環境問題や自然災害などと類似した論理を共有している。

まず、非伝統的安全保障問題の多発と国民の安全保障意識が向上したことにより、非伝統的安全保障問題は以前より重視されるようになった。次に、不確実な安全保障問題に対して国際協力を呼びかけることに比べ、自国で現に起きている安全保障問題に対処する方が、もちろん中国政府にとってはるかに緊急な課題である。そのため、この事件における中国の非伝統的安全保障の対象は、従来の「自国」と「他国」から、「自国」と「自国民」に変容しつつあったことが読み取れる。

また、長期的な視点から見れば、この一連の問題が 2008 年前後に集中的に発生したのは、 それらの問題をもたらすリスクがこれまでの中国の経済発展で看過され、さらに蓄積して きたためだと推測される。 2008 年の粉ミルク汚染事件が実際に 2004 年までに遡れるのは、 これを示す証拠であろう。 ただ上述の事件発覚から鑑みて、2008 年前後に重要視されるよ うになった非伝統的安全保障問題も、実は従前から起きていた問題だったかもしれない。

(2) 2007年から2008年の食料危機と中国における食料安全保障の変容

14億人という莫大な人口を擁する中国にとって、食料安全保障は中国の非伝統的安全保障における必要不可欠な分野である。本項では中国の食料問題を安全保障の視点より検討し、さらに 2007 年から 2008 年に至る食料危機がもたらした変化について分析する。

食料安全保障の定義

冷戦時代において、世界人口の3分の2を占めた途上国は世界食料の3分の1しか生産 していないといわれた(United Nations 1974)。このような不均衡は紛争の根源となりやす く、時々世界の安定を脅かしている。食料安全保障(中国語では「食料安全」)という概 念は、1974年ローマで開かれた世界食糧会議では、「すべての男性、女性と子供は、完全 に発展した身体的および精神的能力を維持するために、飢餓や栄養失調から免れる不可侵の権利を持っている」と確認されている(United Nations 1974)。

しかし、これまで多くの飢饉が示してきたように、食料の生産量が十分であっても、配分と価格と変動により食料危機が起こる場合もあると指摘される(Sen 1981)。そのため、食料の量と質にのみ注目することの限界性は徐々に認識されるようになった。1996 年第2回世界食糧サミットでは、「世界食糧安全保障に関するローマ宣言」が採択され、食料安全保障について「全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分で安全かつ栄養ある食料を、物理的、社会的及び経済的にも入手可能であるときに達成される状況」と定義した(Food and Agriculture Organization of the United Nations 2006)。

また、国連食糧農業機関(FAO) は食料安全保障に対して、以下の4つの側面を指摘している。

- 1. 食料の供給(Food availability)
- 2. 食料へのアクセス (Food access)
- 3. 食料の質 (Utilization)
- 4. 食料の安定性 (Stability)

なお、日本語表記から見れば、「Food Security」が「食料安全保障」以外に、「食糧安全保障」と表現される場合がある。「食料」はあらゆる食品を指しているのに対し、「食糧」は狭義的に主食を指している見方のように、「食料」は「食糧」を包括している。そのため、本論文では一般的に「食料」と表現するが、特に穀物などの主食を指す場合に「食糧」と表現している。

中国の食料安全保障の概況

中国は比較的に早い段階より食糧安全に注目している。1982年3月24日、中国代表沈平

は国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)で、「中国はアジア太平洋地域諸国とともに、地域の食料安全保障の促進に向けて努力したい」と中国の姿勢を表した(人民日報 1982)。また、1997年10月16日の世界食料デーに、当時の国務院副総理姜春雲はテレビで全国に向けて以下の講話を発した。「世界の農業と食糧の状況は依然として深刻である。中国は食料安全保障を実現するために、農業を経済発展の最優先事項にする必要がある」(人民日報 1997a)。

中国政府が公式的に食料安全保障を非伝統的安全保障と表現したのは、おそらく 2008 年 10 月 25 日の胡錦濤国家主席による第7回アジア欧州会合 (ASEM) 開会式での講演であった。2007 年から 2008 年の世界的食糧危機を踏まえて、胡錦濤は食料安全保障を非伝統的安全保障脅威として表現し、それに対応する国際協力の必要性を訴えた(人民日報 2008c)。

2013 年末に生産が需要に追いつかないなどの理由で新しい食料安全保障戦略を打ち出すまでは、中国は「95%の食糧自給率を維持する」方針を述べてきた。その具体的な対策として、農村部の生産性を維持する方針が特に注目に値する。2011 年に採択された「第 12 次五カ年計画」においては、「三農問題」(農業、農村、農民)への取組みとして、①農村部住民の 1 人当たり純収入の年平均 7%超の増加、②耕地面積 18.18 億ムーの維持、③新型農村年金保険で100%のカバー率を2015 年末までに達成すること、が挙げられた(国際金融情報センター2015)。

2013 年中国における 4 大食糧 (米、小麦、トウモロコシ、大豆) の自給率をみると、大豆を除いてすべて 95%超を達成しており、特にコメについてはほぼ 100%の水準を維持している (農林水産省 2014:82)。世界最大の人口数である中国が 100%に近い主食自給率にこだわる理由は以下のように考えられる。

第1に、伝統的安全保障の視点から見れば、食料の安定した供給は国家間競争において 不可欠な存在である。ましてや戦争や制裁などの極端な事態に直面した場合、中国に対す る食料供給の封鎖や禁輸が施される可能性は高いと推測できる。その場合、食料は戦略的 物資となる可能性が高い。最悪の事態を防ぐため、中国は食料の自給率を最低限維持する 必要があると考えられる。

第2に、国際貿易の観点から、海外の穀物貿易会社が穀物の国際貿易の大半を握っている現状がある。特にアメリカ主導で穀物の貿易が自由化されてきたため、穀物の国際的な相場の変動は世界各国の国内穀物価格に影響を及ぼす恐れがある。例えば、世界規模で国際食料貿易に大きな影響力を持つ「ABCD」と呼ばれるアーチャー・ダニエルズ・ミッドランド、ブンゲ、カーギル、ドレフュスの4つの国際穀物企業が世界穀物貿易額の約7割を占めているが、フランスのドレフュスを除く3社はすべて本部をアメリカに置いている。

このように、世界の穀物貿易はアメリカの資本と緊密な関係を持っている。そのため、 市場の独占や穀物価格の変動から中国の自立性を保つために、穀物における高度な自給率 が必要となっている。実際に、後述する 2004 年の大豆の価格変動のような事例で、中国は すでに複数回にわたって厳しい状況を受け入れざるを得なかった。

第3に、主要穀物の価格はすべての食料の価格の基準になりやすいと思われる。中国は経済発展に伴い、一般民衆の食生活の需要も先進国レベルに近づいている。そのため、安定かつ質の高い食料を供給することは、中国政府の正統性と大きくかかわるようになった。しかし、数多くの食料をすべて自給自足で生産することは不可能である。そのため、中国政府は食料安全保障において、最も需要が高く、他の食料の価格水準に影響を及ぼす主要穀物に注視するようになったものと推測できる。

一方で、中国政府が公表した食料自給率は数値のみであり、具体的な基準と内訳が不明なままである。また、中国の食料輸入は毎年大幅に増加しているにもかかわらず、自給率に関しては常に「95%」とされ、数値が変わらないために信憑性が疑問視されている(高橋 2020: 2-9)。

2007年と2008年の世界的食料危機

2007年から2008年までの食料危機に関しては図2-2と図2-3で読み取れる。2008年の国際貿易における主要穀物の先物価格は2006年の水準より2.5倍から3倍以上にまで値上げされていた。また、このような高騰は国際的市場にとどまらず、多くの途上諸国の国内穀物価格の急騰にもつながった(辻2010:13)。国連食糧農業機関(FAO)によれば、2008年において、約7500万人が長期的飢餓に直面しており、さらに食料不足が9.23億人の栄養不良につながっていると指摘する(FAO 2008)。この危機は、中国の食料安全保障の重要な転換点となった。

世界的食料危機の中の大豆と中国の食料安全保障

大豆は中国東北地方における伝統的な商業作物であり、中国の食文化における重要な存在であると同時に、大豆粕(大豆ミール)が動物用飼料の原料としても知られている。中国は1995年まで大豆の輸出国であったが、その後大豆の国内需要の急伸により輸入に転じた。中国が2001年にWTO加盟を果たした後、中国の大豆に対する需要の拡大が懸念され、大豆の国際相場上昇の一因となった。

図 2-2 が示しているように、2001 年から 2004 年の間、大豆の国際相場は 2001 年末の最安値の 415 ドルに比べ 2 倍以上に高騰している。価格の上昇は中国国内における大豆の増産と関連企業の拡大へとつながった。しかし、2004 年半ばより大豆の国際相場が暴落し、2004 年末には同年の最高値の半値を切っている。その結果、中国で大豆を原材料としていた企業が大打撃を受け、違約や破産に追い込まれた場合も少なくなかった。

そして、破産した企業の多くは外資に買収されたため、それら外資企業が利益を得るために大豆の価格をコントロールし、さらに中国の大豆価格の不安定要素となった。2001年にWTOに加盟したばかりの中国にとって、外資導入から得られた最初の教訓の1つであったと言える。

- 1600.00 - 1400.00 - 1000.00 - 800.00 - 400.00 - 200.00 - 200.00

図 2-2:米国大豆先物取引価格

*右目盛りの単位は1ブッシェルあたり 0.01 ドル

出典: investing.com より (閲覧日: 2022 年 6 月 30 日)

2007年世界的食料危機の到来を反映し、2007年より中国国内の大豆の価格も急激に上昇した。図 2-2 から分かるように、2008年の大豆相場の最高値は2007以前の3倍ぐらいに上昇している。その影響を受け、中国の大豆油の相場も2006年の最安値の3倍ぐらいに値上げした。また、大豆価格の高騰は大豆粕などの飼料価格の高騰にもつながり、同時に豚肉などの価格にも反映された。これらの価格上昇は中国民衆の不満を増幅させた。

中国政府は穀物価格の急激な上昇に迅速な対応策をとった。2008年3月より、中国政府は中糧集団を介して食用油を安価で市場に供給し始め、行政介入で食用油の値上げを抑えた。しかし、この段階では、中国が備蓄する大豆と大豆油の量がわずかであったため、大豆相場の変動に対抗する手段はかなり限られていた。むしろ中国がこの危機を乗り越えら

れたのは、自身の対応が功を奏したというより、2008年の世界金融危機の到来で食料価格の値上げに終止符が打たれた結果であった。

2008年7月には、世界金融危機により大豆の価格が最高値の半値まで暴落した。中国の一般民衆にとって、大豆の価格が正常に戻ったものの、穀物生産に関わる農民や関連企業は2004年時と同様の危機に直面している。大豆相場の暴落により、大豆の販売価格はすでに当時の農民の生産コストを下回っていた。そこで、政府は2008年後半より大量の食料を政府の備蓄として購入する対策をとった。

具体的には、10月20日に1650万トン、12月1日に1400万トン、12月24日に2000万トン、2009年1月12日に800万トン、2009年2月23日に1000万トン、2009年4月29日に125万トンの食糧を合計6回購入した(東京大学グローバル中国拠点2009:1-2)。その中で、大豆は合計725万トン、市場価格と農民の生産コストよりも高い値段で買収された。その理由として、まず、大量に買収した食料は中国政府の備蓄として、将来の食料価格の変動に対応可能な手段になる。また、比較的に高い値段で買収することで、農民の大規模な大豆生産からの撤退を防ごうとする狙いが背景にあったものと思われる。

中国では大豆はほかの主食と異なり、輸入に頼る部分が非常に大きい。2008年の食料危機が頂点に達した時期において、政府は大豆の値上げを抑える手段が限られていた。その結果、2007年から2008年の食料危機で、中国の食料安全保障における問題点が露呈したのである。しかしながら、安定した食料の供給は政府の正統性とかかわるため、対外的な国際協力よりも国内の食料安全保障の重要性が徐々に高まったのである。

このように、中国政府が積極的に食糧価格に介入したのは、この時期における政府の非 伝統的安全保障の対象が国際対応から国内対応へ、対外的な国際協力よりもまずは個々の 人間を対象とする、国家安全保障として国民国家としての利益重視へと変えたのである。

世界的食料危機の中の主要穀物と中国の非伝統的安全保障

2007 から 2008 年の世界的食料危機において、中国の他の主要穀物の価格も同様に影響されたが、大豆価格の上昇に比べれば小幅に抑えられている。ここで他の主要穀物を大豆の値幅と比較し、中国の食料安全保障との関連で影響要因を分析してみたい。

中国における主要穀物とは一般的に米、小麦、トウモロコシと大豆の4種類を指す。2013年末に生産が需要に追いつかないなどの理由で新しい食料安全保障戦略が打ち出されるまでは「95%の主要食糧の自給率を維持する」方針が堅持されてきた²⁷。2013年中国における食糧の自給率からみれば、大豆を除いてすべての食糧が95%超を達成しており、特にコメについてはほぼ100%の水準を維持している(農林水産省2014:82)。

2007 年から 2008 年の世界的食料危機で最も象徴的なのは、2008 年の小麦、大豆とトウモロコシのピーク価格が 2005 年の 3 倍以上に値上げしたことである。主要穀物の値上げの理由では、バイオ燃料の生産拡大による原材料のトウモロコシの不足、投機の影響、ドルの減価償、生産費用と輸送費用の上昇、新興国の需要拡大と主要穀物輸出国の穀物輸出規制などが挙げられる(辻 2010: 15-17)。これらの影響を受け、世界的食料危機は中国国内における穀物の価格にも反映された。

²⁷ 前述の高橋 (2020) の研究で指摘されたように、この「95%の食料自給率」はあくまで 方針にとどまっており、実際に非現実的な部分が大きい。



図 2-3 2006 年から 2008 年まで主要穀物の値上げ状況

出典:中国国家統計局サイトと investing.com の資料により筆者作成 (閲覧日:2022 年 6 月 30 日)。

しかし、図 2-3 が示すように、中国国内の主要穀物価格は大幅に値上げした国際先物相場よりかなり安定していることが分かる。また、その価格の差を裏付ける材料として、2008年に中国の海外への食糧密輸が異常なほどに多発していることが挙げられる。2008年4月から10月の間、主要穀物の国際取引価格はすでに中国国内の価格の3倍から4倍までに上っており、一時的に中国から海外への食糧密輸が多大な利潤を伴っていた。

中国経済時報によれば、2008年1月9月までの間に、中国各地の税関で阻止した密輸案件が例年より数倍増加しており、その内のほとんどが食糧をめぐる密輸事件であった。そ

の中で、寧波税関が同期間中に押収した食糧は合計 2764 トンに上り、同税関における前年同期の食糧輸出総量よりも上回っている。2008 年 7 月 25 日に広州税関で発覚された密輸案件においては、食糧密輸の総量が 4000 万トンにも及んだ(中国新聞網 2008b)。

結果として、中国の主要穀物の価格が安定していた背景には、政府が国有食料備蓄を売却し、市場の値上げに対抗していたためだと思われる。食糧備蓄は世界規模で広く採用されている政策であるが、中国政府の食糧備蓄は特に群を抜いて多い。中国政府の食糧備蓄量は安全保障上の配慮で明確に公表されていないが、2019年の中国政府が公表した白書によれば、中国は9億トン以上の食糧貯蔵能力と、1億トン以上の食糧備蓄を有していると述べられている(中華人民共和国国務院新聞弁公室 2019)。ちなみに、参考として、比較的に食糧自給率が低い日本の食糧備蓄は米100万トン程度と国全体として小麦の需要量の2.3ヶ月分であると言われている²⁸。

食料安全保障からみた中国における非伝統的安全保障の対象の変容

以上のように、2007年から2008年の世界的食料危機が中国にもたらした影響を分析した。 長期的な視点に基づいて考察すれば、食糧安全保障は密輸問題、環境問題、エネルギーの 安全、貧困問題などの非伝統的安全保障問題と関連している。また、食料安全保障におい ても、多国間の国際協力によるグローバル・ガバナンスが必要である上に、一国の安全保 障政策が問われる場合も少なくない。この観点からも、食糧安全保障は代表的な非伝統的 安全保障分野であると言えよう。

2007年から2008年の食糧危機は国内の大豆と他の主要穀物の価格変動に大きな影響を及ぼした。中国は大豆を大量に輸入していた一方で、2008年の危機に直面するまでは大豆の備蓄を十分に行なっていなかった。そのため、2008年の食料危機では、大豆を含む食料品の価格が一時的に高騰し、一般民衆の生活に打撃を与えた。他の主要穀物の場合、中国は

²⁸ 以下を参照されたい。農林水産省「我が国の農産物備蓄について」、 https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/3-1.html (閲覧日:2023年6月23日)。

一定の自給率を維持しており、大量の備蓄をしていた。その結果、主要穀物も値上げをしたものの、同期の国際取引価格と比べれば非常に安定していた。2008年以降、中国政府は食料安全保障について具体的な対応策を作り、食料の十分な備蓄と安定化を図った。

このように、主要穀物の自給自足を前提に、大量の穀物備蓄を行うことは、他方で穀物 貿易の自由化と対外的な国際協力の方針とは齟齬が生じることになる。つまり、これまで の非伝統的安全保障と異なり、食料安全保障においては従来の非伝統的安全保障の対象が 「他国と自国」であったことから、「自国民と自国」へと内向きに変容し始めたと言えよ う。

もちろん食料安全保障は国際協力の場でもしばしば言及されているが、中国国内における食料安全保障と比べるとその優先度は低下している。総じて言えば、食料安全保障への対応が重要視されたことに伴い、むしろ同時期の非伝統的安全保障の対象が変容していく象徴となったのである。この時期における中国政府の「非伝統的安全保障」概念は対外的な国際協力にとどまらず、非伝統的安全保障問題より自国民と国家の安全を確保する行動でもあったと言えよう。

(3) 中国の増大する海外の利益

2000 年代後半から、中国による海外投資と対外的な国際協力の展開により、政府は国内にとどまらず、海外にまで国益を伸ばしている。その結果、2000 年代前半までの国際協力重視の安全保障戦略を見直し、後半からは国内安全保障だけではなく、海外における核心的利益と呼ばれる領域にも同様に非伝統的安全保障の重心を移していった。

アデン湾における海上護衛と中国の非伝統的安全保障問題領域の変容

表 1-1 のように、中国政府による海上安全保障への言及は 2008 年以降にピークを迎え、

平和維持活動が初めて非伝統的安全保障として重視され始めた。安全保障分野の共通点は、中国人民解放軍が平和維持活動の任務に関与し、海外まで足を延ばす必要があった点である。代表的な事例として、2008年末よりアデン湾における海上護衛任務が挙げられる。

アデン湾は、ヨーロッパや中東地方とアジア太平洋地域をつなぐ輸送ラインの要所である。しかし、2008年以降付近のソマリア海賊活動が活発化することで海域の安全が頻繁に脅かされた。2008年末より、ソマリアにおける海賊行為をめぐる国連安全保障理事会第1816号決議に応じ、中国はアデン湾に合計10回の海上護衛隊を派遣した。



図 2-4 アデン湾の地理的位置

出典: Google Map より作成、なお丸付けは筆者による。

しかし、本任務の派遣で、中国は数多くの困難に直面していた。まず挙げられるのは、中国海軍の規模が非常に限られていた点であった。確かに、2010年代半ばより中国海軍は急速に装備を発展させたが、2010年までは中国海軍で現代戦闘艦艇と呼べるのはわずか6隻の054型フリゲート艦と4隻の052型駆逐艦にとどまり、遠海における海上護衛任務は

海軍にとって大きな負担であったと思われる。

このような状況下で、2008 年から 2012 年の間に、中国はアデン湾に 2 隻の戦闘艦艇と 1 隻の補給艦からなる任務部隊を合計 10 回派遣した。当時 10 隻の現代戦闘艦艇と 3 隻の補給艦しか保持してなかった中国海軍は、すべての艦艇を交代で派遣しながらこの任務を全うしてきたのである(Ghiselli 2018: 621)。

また、中国は自国産の衛星測位システム「北斗」が当時まだ完成されていなかったため、 中国海軍は遠洋任務においてアメリカの衛星測位システムに依拠せざるを得なかった²⁹。そ のほかにも、海外の補給基地の不在や、関連任務の経験不足などがあり、中国の海上護衛 任務遂行においては依然として不十分な体制であった。

なぜ中国政府は派遣できる艦艇数と他の条件が限られた中で、遠海まで警備や護衛に参加したのかである。それは中国政府が対外的な国際協力の観点からだけではなく、中国としての国家利益のための任務を優先したものと推察される。なお、海上護衛と警備任務に積極的に参加することで政府が追求した国家利益は主に以下の2つであると推察される。

第1に、2000年代後半から急増する中国の海外投資によって、国内のみならず、海外における資産の保全と国民の安全が重要になりつつある背景があった。表 2-1 が示すように、中国の海外投資額は2000年からの10年間に約80倍へと増大している。それに伴い、中国のカネとヒトは国内のみならず、海外へと移動している。また、当時期に急増する資源やエネルギーの輸入は中国経済にとって死活問題になりつつあった。

そのため、海上における輸送ラインの安定化を保つことはグローバル・ガバナンスという国際協力の観点から重要であったと同時に、中国自身の国益と深く関わっている問題でもあった。一方、中国が積極的に国際交流に参加し始めたこの時期において、海外に滞在する自国民の安全も徐々に重要視されるようになった。

例えば、2004年に11名の中国人労働者がアフガニスタンで現地の反政府過激集団によっ

²⁹「北斗」衛星測位システムは 2012 年よりアジア地域で実験運用され始めたが、2018 年から初めて世界規模のサービスを開始し、2020 年にはシステムがすべて完成した。

て殺害された(the New York Times 2004)。また、同年 10 月には 2 名の中国人エンジニアがパキスタンでテロリストに拉致され、1 人が死亡した(Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China 2004)。これらの事件より、中国政府は海外に滞在する自国民の安全保障が喫緊の課題であることを認識した。そこで、中国政府は積極的に海外に人民解放軍を派遣し、非伝統的安全保障問題に関わる任務の遂行を重視する政策を導入し出した。それは海外における国益と自国民の安全を担保しようとする政府の意識変化として理解できよう。

表 2-1 2000 年から 2010 年中国の海外直接投資額の推移(単位:100 万ドル)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
対外直接	916	6884	2700	2855	5498	12261	17634	24838	41859	47800	59000
投資額											

出典:日本貿易振興機構(2011) 「世界貿易投資動向シリーズ・中国」 7 頁より筆者作成

第2に、中国は海上護衛任務などを通じて、人民解放軍による海外の任務遂行能力を向上させる狙いがあった。上述した海外における国益拡大の一方で、同時期におけるその国益を守る能力と手段が限られていた。そのため、アデン湾における海上護衛は中国海軍の能力を高め、さらに貴重な経験を積む格好の機会であったと言える。つまり、中国海軍にとって、任務遂行に向け有するすべての戦力を送り込んだ事実である。海軍艦艇が少ないという理由以外に、中国海軍は非伝統的安全保障を実践する絶好の機会として本任務を最大限に利用しようとする意図が背景にあったように思われる。

アデン湾における海上護衛任務が終了した後、中国人民解放軍と中国国営メディアがこ の任務について「中国海軍史上初めて複数の国の海軍と共同作戦を行い、初めて遠洋で長 期間にわたる連続作業をこなし、初めて馴染みのない海域で高度な任務を遂行した。今回の任務により、中国の軍事外交の新たな地平をもたらし、わが軍の戦闘能力と戦闘意志の向上に大きく貢献した」と高く評価している(梅・劉 2017)。ただその一方で、中国政府はアデン湾の海上護衛を通じて、実際に海賊問題を解決するという意図よりも、むしろ人民解放軍の任務遂行能力の向上を重視していたのではないかとの指摘もある(Ghiselli 2018: 621)。

総じて言えば、アデン湾海上護衛は、中国が 2000 年代前半に積極的に推進した対外的な 国際協力と同様に「大国の責任を果たし、協調的な姿勢を示す」という目的があったもの と思われる。中国の 2000 年代前半の非伝統的安全保障は、「他国と自国」という漠然とし た対象にとどまっており、具体的な安全保障対象を持っていなかった。

その一方で、アデン湾における海上護衛を代表とするこの時期の中国の非伝統的安全保障の対象は、中国の海外資産と海外邦人を守るという具体的な目標が設定された。つまり、この時期の中国における非伝統的安全保障の対象は従来の国境を超えた普遍的な意味での「公益」から自国の「国益」を重視する政策へと転換したのである。

また、アデン湾の海上護衛の経験を踏まえると、海外への護衛任務に参加することの意味は、中国人民解放軍の数少ない現代戦闘艦艇を伝統的国家安全保障の任務から非伝統的安全保障への任務に配置替えすることであった。したがって、この時期の中国政府の安全保障への認識は非伝統的安全保障と伝統的安全保障を同等に扱っていたと考えられる。

2011年におけるリビアからの中国人退避

2008 年から中国の非伝統的安全保障の対象が大きく変容した時期に、大きな影響力を与えた事件として、2011 年のリビアからの中国人退避が挙げられる。本項ではこの事件に基づき、中国における非伝統的安全保障の対象変化について分析する。

リビアは 2000 年代中国の代表的な海外投資先である。中国商務部によれば、2011 年まで

に、契約額合計 188 億米ドル相当のプロジェクトを持っていた(環球時報 2011)。しかし、「アラブの春」と呼ばれるアラブ世界における一連の反政府民主化運動により、2011 年よりリビアの国内情勢が急激に悪化し始めた。特に同年 2 月 16 日以降、カダフィー政権に抗議する反政府デモがリビア各地で発生し、やがてリビアが全面的な内戦状態に陥った。

この状況の中で、リビアに滞在する中国人の安全が脅かされ、強盗や暴力の被害も頻発していると報じられた (BBC News 2011)。しかし一方で、このような突発状況に対して、当時リビアから中国に直接に帰国する手段が限られており、多くの在リビア中国人は現地で立ち往生していた。さらに、現地の中国大使館が提示した救済策は効率が低く、現地にいる多くの中国人から苦情が寄せられたとされている (Chin 2011)。

この背景の中で、中国政府は速やかに応急指揮部を設立し、在リビアの中国人の退避を計画した。2011年2月22日から3月2日までの間に、中国政府は130以上のチャーター便と16隻の貨物船・クルーズ船を手配し、現地中国人の退避を行った(梅と楊2011)。また、中国人民解放軍も積極的に退避作戦に参加した。中国空軍より、大型ジェット輸送機II-76を4機合計24便派遣し、5000人以上が退避した(新浪網2011)。

また、リビアから中国人が退避した時、当時中国海軍の駆逐艦「徐州」がちょうどアデン湾における海上護衛任務を実行していた。2011年2月24日、「徐州」艦は地中海へ向かい、リビアよりの中国人の退避の護衛に着いた。2011年3月2日、中国政府は当時リビアに滞在するすべての中国人35860人の退避が完了したと発表した(中華人民共和国中央人民政府2011b)。

リビアからの中国人退避作戦は中国の公式メディアに「2011年中国の最も代表的な国際ニュース 10 選」の1つとして評されるほど、中国で多大な反響を呼んだ(人民日報 2011)。この作戦に対して、「これまでないほど中国の国家威信を感じている」や「中国人としての誇りが溢れている」などのコメントが寄せられており、中国政府の正統性を裏付ける格好の出来事となった(人民日報 2011b、2011c)。

リビア紛争は突発的事件であったため、中国政府があらかじめこのような準備をしていたとは考えにくいが、この事件は政府にとってタイミングが良かったものと考えられる。 当時 GDP 総額で中国は 2010 年に世界 2 位の経済大国になっていたが、一般の国民からはまだ実感されていなかった。その中で、2011 年のリビアからの中国人退避作戦は、国民に中国の国家威信と国力の向上を示す機会でもあった。

また、中国は同時期にアデン湾における海上護衛とスーダンにおける平和維持活動などの非伝統的安全保障活動に積極的に参加していた。その結果、中国は邦人の救出作戦においてもリビアの隣国との交渉を比較的順調に進めることができた。さらに、交渉を通じて外交コストの低減にもつながった。リビアからの中国人退避戦略は、中国政府に非伝統的安全保障の各分野間の相互依存性と不可分性を改めて確認されることにつながった。

以上のように、この時期における多く非伝統的安全保障の事例同様に、上述のリビアからの中国人退避作戦は中国の非伝統的安全保障の対象が変容した象徴であったと考える。 リビアから 35000 人以上の中国人が退避させたこの作戦は、政府にとって「国民」という安全保障の対象の重要性を示した。

中国メディアによれば、2011年における中国人の海外旅行数は6000万件に達しており、 外交および領事保護に関連する案件も1日あたり100件を超えているという(劉と崔2011)。 そのため、「人民のために」というスローガンを掲げる中国政府にとって、非伝統的安全 保障上の脅威から国民の安全を守ることはすでに自身の正統性を裏付ける不可欠な要素と なった。

逆に、もし中国政府が非伝統的安全保障上の脅威から中国人の安全を確実に保障できない場合、中国政府の正統性に大打撃をもたらすに違いない。2011年リビアの中国人退避作戦は、中国政府が国民に示す非伝統的安全保障の対象を明確にする重要な節目になった。2014年4月15日の国家安全委員会第1回会議で、習近平は国家安全保障が示す16の対象分野の1つとして、「海外資産と関連利益の安全保障」(中国語:海外利益安全)を挙げ

ている(人民日報 2014a)。

転換期における中国の非伝統的安全保障の対象

以上のように、2008 年から 2012 年の間に、中国の非伝統的安全保障政策は「転換期」を 迎えたと言えよう。この時代における国内の非伝統的安全保障問題の顕在化は、従来の国 内問題を過小評価していた非伝統的安全保障政策の限界性を露呈させた。また、2008 年の 食料安全保障危機と、2008 年以降頻繁に脅かされる海外での権益などによって、これまで 漠然とした安全保障の対象がより明確になった。

総じて言えば、2008 年以降、中国の非伝統的安全保障の対象は不特定な他国や自国の利益から、むしろ特定可能な自国の利益に転換している。それは、2000 年代前半の非伝統的安全保障における対外的な国際協力の効果が限られていた事実もあるが、安全保障自体の対象の変化により中国の利益が大きく変容していった影響が大きいと思われる。2009 年以降は、ブッシュ政権期の単独主義から再び多国間協調主義が重視され、アメリカはグローバル・ガバナンスと国際協力のイニシアティブをとった。その結果、中国は非伝統的安全保障に関する対外的な国際協力だけで、アジア地域における優位性を保持することが困難になったのである。

一方、この時期に国内問題にのみに注意を払った結果、非伝統的安全保障による国際協力を促進する効果はしばしば看過されてきた。この時期の中国政府は、非伝統的安全保障関連の法律や政策、および官僚機構の整備が遅れており、非伝統的安全保障への対応がまだ既存の問題として受け取られており、受動的な対応の段階であった。中国の非伝統的安全保障への政策は、さらなる統括と昇華を必要としていたと思われる。

第3節 「一帯一路」と「人類命運共同体」構想と非伝統的安全保障の対象 中国のグローバル・ガバナンスへの関与 2013 年発足した習近平政権が前任の胡錦涛政権の「積極的に行動する」(中国語:積極有所作為)という政策を継承した上で、グローバル・ガバナンスに積極的に関与している。 2015 年 10 月 12 日第十八回中央政治局会議で、習近平は「協議、協調、共に利益を享受」するとし、初めて中国のグローバル・ガバナンスにおける理念を打ち出した。中国がグローバル・ガバナンスに関与する背景の中で、中国の外交を最も代表できる外交政策は「一帯一路」構想と「人類命運共同体」(日本語では「人類運命共同体」と呼ばれる)概念である。

「一帯一路」は、古代中国のシルクロードにちなんだ広域経済圏の構想である。習近平が 2013 年にカザフスタンとインドネシアを訪問した時に、初めて「シルクロード経済圏」と「海上シルクロード」の構想を打ち出した。その後中国はアジアインフラ投資銀行 (AIIB) の設立を提唱するなど、「一帯一路」を対外政策の指導的概念として積極的に実践し始めた。また、2016 年 11 月の第 71 回国連総会で、「『協議、協調、共益』とシルクロード精神の下で、命運共同体と利益共同体の構築を目的とする『一帯一路』に向けて努力する」と演説した。

人類命運共同体に関しては、2013 年サンクトペテルブルクで開催された G20 サミットで、中国はG20 諸国で協力を深め、利益を共有すると呼びかけた。2015 年 9 月の第 70 回国連総会で、習近平は「人類命運共同体を作るために」という題目で演説を行い、「我々は国連の精神と原則を継承し、人類命運共同体を作る必要がある」と呼びかけた(人民日報 2015)。その後、2017 年 2 月の国連社会開発委員会第 55 回会議で、「人類命運共同体」が採択された決議の中に組み込まれた。

これまでの中国外交と大きく異なる点の1つは、習近平政権がグローバル・ガバナンスにただ関与するのみならず、既存のグローバル・ガバナンスシステムの変革を追求していることである。習近平は2014年のG20ブリスベンサミットでグローバル・ガバナンスの改革を初めて提示して以来、2015年のG20トルコアタリアサミットで世界の経済開放を呼び

かけ、さらに 2016 年の杭州サミットでは世界経済の発展と改革のイニシアティブをとるという中国の立場を示した。この一連の行動は既存のグローバル・ガバナンスシステムに対する中国の不満を鮮明に反映していると言える。

ただ、既存の国際システムに不満を持ってはいるが、中国は既存の国際システムの既得権益者でもあるため、中国は新しいグローバル・ガバナンスシステムを作るというより、むしろ既存のグローバル・ガバナンスシステムの改革を求めていると言える(Liu 2021: 519)。2015年にウォールストリート・ジャーナルからインタビューを受けた際に、国家主席の習近平は以下のように語っている。

「グローバル・ガバナンスのシステムとメカニズムへの調整と改革は、既存のシステムを解体し、それを置き換える新しいシステムを作成することではない。むしろ、それはグローバル・ガバナンスシステムを革新的に改善し、国際環境の変化に適合し、あらゆる国、特に発展途上国の意思と利益をより公正に反映することを目的としているのだ」(the Wall Street Journal 2015)。

つまり、中国は国際社会にとっての挑戦者であるよりも、自身が国際社会にとっての貢献者であると主張している。確かに、2016年に南シナ海領有権をめぐる国際仲裁裁判所の判決結果を拒否し、AIIBという独自の投資システムを作るなど、中国は既存の国際秩序を遵守しないという批判も多かったが、長期的に見れば、既存の国際秩序と協調しつつ、その改革を求めるのが中国政府の方針であろう。

このように、中国は常にグローバル・ガバナンスにおける影響力を求めていると思われる。総じて言えば、中国は急速な経済成長を遂げていく過程で、従来よりも大きな影響力を求め、国際社会により大きな役割を果たそうとしているのだ。2008年の世界的金融危機後に、中国をはじめとする新興工業国の経済成長が世界経済復興への原動力として期待さ

れたのはその一例となろう。

習近平政権下の中国の外交政策と非伝統的安全保障との関係

以上で分析したように、中国は自らの経済発展を増進させる一方で、より大きな国際的影響力も追求している。しかしその一方で、中国のような新興国はその実力に相応しい発信力と影響力を備えていないのではないか、さらに十分な責任能力もないのではないかと多くの先進国から疑問視されている。そのため、中国はこの矛盾した事態を打開するために、自らグローバル・ガバナンスに貢献できる能力を示す必要があった。グローバル・ガバナンスを支える上で非伝統的安全保障概念は必要不可欠であり、中国は国際社会からの期待に応える上でグローバル・ガバナンスへの貢献を重要視していた。

例えば、2019 年 11 月に政府文章として発表された『気候変動に対処する中国の政策と行動 2019』では、中国の気候変動への対応策を紹介した上で、「気候変動への取り組みは他国からの要求に応じて行われるべきではなく、私たち自身のイニシアティブで行われるべきである」という習近平の言説を引用し、「環境保護は、持続可能な発展を達成するという国内の需要だけではなく、全人類が共有するコミュニティの開発を促進するための正当な責任でもある」と強調した(Ministry of Ecology and Environment of People's Republic of China 2019:1)。

また、「人類命運共同体」が強調する「利益の共有」と、非伝統的安全保障における国際協力の必要性との親和性は高い。特に、新型コロナウイルスをはじめとする一連の非伝統的安全保障問題の世界的蔓延は、中国が主張する人類命運共同体の必要性を力強く裏付けている。例えば、2020年3月12日、習近平は国連事務総長アントニオ・グテーレス(António Guterres)との電話会談で、次のように述べた。

「新型コロナウイルスの流行は、人類が共通の未来を共有する運命共同体であるこ

とを再び我々に思い出させた。経済のグローバル化が進んだ時代では、今回のような緊急事態は最後ではないはずである。様々な伝統的および非伝統的安全保障問題が新たな挑戦をもたらし続けるだろう。国際社会は、人類命運共同体意識を育み、互いに見守り、助け合い、リスクと課題に立ち向かい、より美しい地球を作っていかなければならない」(人民日報 2021)。

また、2017年10月27日に開催された中国共産党第19回全国代表大会で、習近平は政府報告の中で次のように述べた。

「我々は、相互利益に基づく包摂的な戦略を追求し、普遍、包括的、協力的、かつ持続可能な新安全保障観を確立する必要がある。我々は、常に世界平和の維持者、 国際開発の貢献者と国際秩序の擁護者の役割を果たさなければならない」(人民日報 2017)。

このように、中国はしばしば自身の非伝統的安全保障分野における貢献を全人類の利益 と関連付けて宣伝しようとしている。中国の軍事戦略が強化されていると頻繁に批判され、 華為などの企業や中国製商品がアメリカをはじめとする欧米諸国からボイコットされ始め た中で、非伝統的安全保障領域への中国の関与は世界に対する貢献を示す重要な方法であ ると考えられる。そのため、習近平政権が一帯一路戦略と人類命運共同体を展開している 中で、非伝統的安全保障協力は必要不可欠な取り組みであると言えよう。

非伝統的安全保障と中国の国際的発信力

以上のように、習近平政権下の非伝統的安全保障分野に対する積極的な関与は、より大きな国際的な影響力を高めようとする背景があることが分かった。安全保障化理論によれ

ば、安全保障化の過程によりパワーを獲得する場合、特定の聴衆者に安全保障化の脅威を 提示する必要がある。

つまり、中国にとって、非伝統的安全保障を通して国際的な影響力を獲得するためには、 国際社会に向けた発信力が必要になる。習近平をはじめとする中国の指導層は頻繁に非伝統的安全保障の必要性を強調してきたのはそのためであろう。しかし、中国は長い間、国際的な発信力がかなり限られていた。そのため、習近平時代において、中国は積極的に非伝統的安全保障協力を展開し、その言動から国際的発信力を獲得しようとしている。

中国が多くの場合に強調してきた「発信力」(英語で discourse influence または discourse power、中国語で「話語権」と呼ぶ)は中国外交を牽引するキーワードの1つである。加茂 具樹によれば、「話語権」の「権」は権利ではなく、「権力」を示す言葉であり、「話語権」とは、「自国の議論、言説に含まれる概念や論理、価値観、イデオロギーによって生み出される影響力、つまり自らの発言の内容を相手に受け入れさせる力(power)である」と 指摘する(加茂 2020)。

中国政府が初めて公式的に「話語権」に言及したのは胡錦涛政権時代であり、習近平政権はこの外交路線を引き継いだと言える(加茂 2020)。ただ、習近平政権が発足した後、中国政府がより国際的発信力に注目し、その重要性に関する指示を頻繁に下しているのは確かである。例えば、2013 年 12 月 30 日、第 18 回中央政治局第 12 回共同勉強会において、習近平は「我々は対外の発信システムを慎重に構築し、新しいメディアを有効に使い、中国の対外発信の創造性、魅力と信頼性を向上させる」と発言した(求是網 2021)。

では、習近平政権下の中国政府はなぜ国際的発信力を重視し始めたのか。その点を究明する際に、習近平の講話が手掛かりになる。2016年2月19日、党の新聞世論工作に関する座談会で、習近平は以下のように発言した。

「我が国の国力と国際地位が継続的に向上しており、国際社会から前例のない注

目を集めている。しかし、世界規模での中国のイメージは依然として、『我々自身が作ったもの』というよりも、『他者に作られたもの』にとどまっている。我々は国際社会において、しばしば『理屈があっても発信できない、発信しても広がらない』という境地に陥っている。その中で、情報発信と受信の『赤字』、中国の真の姿と西側の既成の印象との間の『対比』、ソフトパワーとハードパワーとの『ギャップ』が存在している。我々は国際発信に力を入れ、中国の国際発信力と影響力を向上させ、世界に中国の意見を理解してもらう必要がある」(求是網2021)。

また、2014年11月28日から29日に開かれた中央外事工作会議においも、習近平は以下のような講話を行った。

「現在と近い将来において、我々は外務工作の中で総体国家安全観に徹し、中国特色の社会主義に対する路線、理論と制度の自信を高める上で、長期的な国家の安全を実現する。我々は世界中に中国の夢を発信し、各国から理解と支持を得る必要がある。(中略)そして、我々はソフトパワーを高め、中国の物語を上手く伝え、効果的な対外宣伝をしなければならない」。(新華網 2014)

このように、習近平は総体国家安全観、国家安全、ソフトパワーと対外宣伝を関連付けてそれらの重要性を強調した。また、2014年7月16日、習近平は訪問先のブラジルでの演説で、国際的発信力について以下のように述べた。

「現在、非伝統的安全保障の脅威が増加している。我々は、国際的および多国間 メカニズムにおける協力を一層強化し、グローバル・ガバナンスにより積極的に 関与すべきである。その中で、我々は途上国のためにより多くの制度的影響力と 国際的発信力を追求する必要がある」(人民日報 2014c)。

このように、中国における公式的な言説では、しばしば非伝統的安全保障上の脅威に対応するグローバル・ガバナンスへの参加及び寄与が、自身の国際的影響力を求める上で正当化されている。習近平の言説から理解できるように、より大きな国際的発信力を獲得するためには、グローバル・ガバナンスにおいて大きな役割を果たすことであり、それが途上国の正当な権利につながるという認識が浮き彫りになっている。

「中国の物語をより上手く伝える」

中国が国際的発信力を追求する過程の中で、頻繋に言及される方針は「中国の物語をより上手く伝える」(中国語:講好中国故事)ことであった。この語句に初めて言及されたのは、2013 年 8 月 19 日の全国宣伝思想工作会議における習近平の発言であった。この発言で習近平は、「我々は外部の宣伝により力を入れ、その宣伝方法を革新すべきである。特に中国と海外の両方で通用する宣伝の方式をまとめ、中国の物語を上手に伝え、中国の声を上手に広めなければならない」と指示した(中国共産党中央紀律検査委員会 2017)。

では、「中国の物語」とは、一体何であろうか。2016年2月19日の党の新聞世論工作に関する座談会で、「中国の物語をより上手く伝える」について習近平は「中国特色の社会主義の物語、中国の夢の物語、中国人の物語、中華文化の物語と中国の平和的発展の物語を上手く語る」ことだと解釈した(劉 2019:17-21)。さらに、2014年11月28日から29日に開かれた中央外事工作会議において、習近平は「現在と近い将来、我々は外務工作の中で総体国家安全観に徹し、民衆による中国特色の社会主義に対する路線の自信、理論の自信と制度の自信を高めた上で、長期的な国家安全を実現する」という講話を行った(中国共産党中央紀律検査委員会2017)。そのことから、「中国の物語」の裏には、中国の制度

と文化に自信を持ち、その優越性を世界に発信するという意味合いが含まれていると推測 される。

例えば、食料安全保障分野において、習近平政権下の中国政府はしばしば中国の食料安全政策が世界食料安全保障に対する貢献を主張してきた。2019年10月14日に公表された『中国の食料安全保障白書』では、「中国人口は世界人口の約5分の1を占めており、食料生産量が世界の約4分の1を占めている。この背景の中で、中国は自力で食料安全を確保している。この点こそが、中国の世界食料安全保障に対する最大の貢献である」と述べている(国務院新聞弁公室2019)。

同白書が発表したと同時に開かれた記者会見で、国務院スポークスマンの胡凱紅は「食料安全保障は、世界の平和と発展の柱であり、人類命運共同体の重要な基盤であり、人類の持続可能な発展と深く関わっている。中国は世界最大の開発途上国であり、責任ある大国である。我々は世界の食料安全保障の上で常に前向きな力である」と述べた(中国網 2019)。

つまり、中国が主張したのは、確かに中国が強大な国力を有しているものの、同時に 14 億人の健康と安全を保障する責任を負っているという論理である。一般的には、自国の国 内食料安全保障と国際的安全保障とは異なる問題であり、たとえ一国が当該国内の食料安 全を保障を実現できたとしても、国際的な評価は得られないだろう。

一方、中国が自ら発信した論理に基づけば、中国の食料安全保障政策はグローバル・ガ バナンスに対する貢献であるのみならず、中国の制度の有効性を裏付けるプロパガンダに もなったのである。

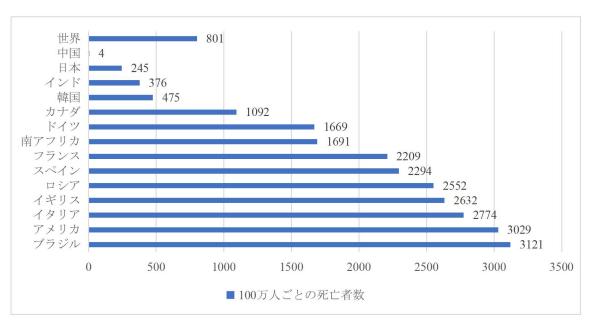
これまでの歴史の中で、多くの人口が食料不足に遭った場合、それが国際的食料価格の 高騰、ないし大規模紛争につながる事例は枚挙にいとまがないだろう。しかしながら、国 際社会が中国に対する期待は中国自身の食料安全保障にとどまらず、むしろそれ以上の国 際的な役割が期待されていると言えよう。もし欧米主導の課題設定に基づけば、自らの安 全保障のために大量の食料を貯蔵する中国は、食料安全保障をめぐるグローバル・ガバナ ンスに対して十分に貢献していないと評価されているかもしれない。一方、自ら行動計画 を設定することにより、中国は道徳的優位から他国の信頼を獲得することで、自身の安全 保障政策を遂行できるようになったのである。

このように、中国は積極的に自身の非伝統的安全保障政策を推進することで、さらにその国際的発信力を高めた。このような主張は、これまで中国の非伝統的安全保障における国内の安全保障を重視する傾向と本質的に一貫している。しかし、2000年代のように受動的に国際社会からの批判と懸念に応えるのではなく、むしろ国際社会からの信頼を獲得するため積極的なアジェンダ設定を行うという政策の転換が特に注目に値する。グローバル・ガバナンスにおける中国の役割に対する懸念と懐疑的な議論が続く中で、非伝統的安全保障におけるアジェンダ設定は中国にとって国際社会からの信頼獲得の突破口になるかもしれない。

また、2020年からの新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延する中で、中国は類似した論理を展開している。中国政府は新型コロナウイルス感染拡大以降、世界主要国の中で唯一プラス成長を遂げ、主要国の中でも死亡率が圧倒的に低い点から、中国の制度の優位性が語られた。特に、図 2-5 が示すように、中国の死亡者数は多くの先進国よりも遥かに下回っており、「中国政府が新型コロナウイルス感染症の蔓延から民衆を守った」という言説を力強く裏付けている³⁰。

図 2-5 2022 年 6 月 14 日時点世界主要国における 100 万人単位の新型コロナウイルス感染症死亡者数

³⁰ 図 2-5 は中国大陸の死亡者数のみを含むデータを反映している。中国政府が公表した新型コロナウイルスによる死亡者数(香港、マカオ、台湾を含む)は2022年6月14日時点で19,020人であり、100万人単位で換算された死亡者数は13人である。



出典: Our world in data(https://ourworldindata.org/covid-deaths, Accessed August 20, 2023)より筆者作成。

2020年9月8日、新型コロナウイルスの世界的蔓延はまだ収束が見えないままの中で、 中国は自身が新型コロナウイルスに対して段階的な勝利を収めた証拠として、新型コロナウイルスとの戦いの表彰式を開いた。この表彰式において、習近平は以下のように発言した。

「感染症との戦いを通して、中国特色の社会主義制度の優位性が改めて証明された。この制度こそがリスクに立ち向かい、国家行政の効率を向上させる根本的な保証である。国の制度の有効性と優越性の基準は、巨大な脅威と挑戦の前にあらゆる分野を有効に動員し、統括できるかどうかである。我が国の制度が優れた動員力、協調力と執行力を有している。今回の感染症との戦いは我が国のガバナンスの優越性を有効に裏付けている」(新華網 2020)。

このように、習近平は新型コロナウイルス感染症における中国政府の対応を根拠に、中

国の制度の優越性を訴えている。新型コロナウイルス感染拡大の初期段階においては、中国政府の対応に多くの批判が集まった(天児 2020: 1)。しかしその後、世界中の感染拡大に歯止めがかからない状態の中で、中国政府は自身の防疫対策に対して徐々に自信を持つようになった。2020年9月17日、中国社会科学院政治学研究所副所長の房寧が『人民日報』に寄稿し、「新型コロナウイルス感染症との戦いが中国の制度の優越性を浮き彫りにした」と論じた。

房寧はさらに、新型コロナウイルス感染拡大後、中国が世界主要国の中で最初に経済成長に転じた成果を、中国政府による強大な動員力が感染拡大を有効に封じ込めることにつながったと述べている(房 2020)。このような評価は、習近平が強調してきた「中国の物語をより上手く伝える」方針と一致していると言えよう。

以上のように、中国がより大きな国際的発信力を獲得する言動の中で、非伝統的安全保障の分野における成果を根拠として頻繁に提起された。「中国の物語をより上手く伝える」方針に対して、非伝統的安全保障分野が合致する2つの理由があると考える。まず、非伝統的安全保障分野の協力を通して、中国は能動的にアジェンダを設定することができた。このようなアジェンダの設定により、中国は欧米主導の評価基準とは異なる道筋を選択し、自身の論理を発信することができた。

次に、新型コロナウイルス感染対策のように、非伝統的安全保障分野における成功が中国の制度の優位性を裏付けていると考えた。総じて言えば、胡錦涛政権時代と比べ、この時期における中国の非伝統的安全保障の対象が自国と自国民であったことに変化はなかったが、中国は「中国の物語をより上手く伝える」ことによって、国内における非伝統的安全保障を自身の制度の優位性とつなげことで、国際的発信力と影響力が得られたものと思われる。

非伝統的安全保障協力における中国の躍進とアメリカの衰退

2017年以降、中国が積極的にグローバル・ガバナンスに関与し、自身の貢献を能動的に発信する一方で、アメリカの影響力は相対的に減少していくことになる。トランプ(Donald J. Trump)政権が発足した後、「アメリカ・ファースト」というスローガンを掲げ、アメリカが関与していた多くの外交関係の再検討を始めた。

NATO や東アジアにおける軍事同盟などの伝統的安全保障以外に、多くの非伝統的安全保障分野にもその影響が及んでいる。例えば、アメリカは2017年6月にパリ協定から脱退することを発表し、2018年5月にはイラン核協定から離脱し、さらに2020年7月にCOVID-19の世界的蔓延の中で世界保健機関(WHO)からの脱退を声明した。

このように、アメリカは従来の世界秩序における主導的立場から一転し、国益重視へと外交政策を転換させた。他方でトランプの後任にアメリカ大統領に選ばれたジョー・バイデン(Joe Biden)は2020年4月にアメリカ外交問題評議会の雑誌『フォーリン・アフェアーズ』に寄稿し、「世界の民主主義支持者たちが、共通の価値観への支持と真に自由な世界をリードすることをアメリカに期待したときに、トランプはまるで反対側についているかのように、民主主義支持者たちを軽蔑しながら独裁政権の言葉を発している」とトランプ政権を批判し、続けて次のように述べている。「もしトランプの責任逃避を継続すれば、次の2つのいずれかが起こる。我々と異なる利益と価値観を持つ誰かがアメリカに取って代わるか、誰もその責任を引き受けず、混乱が起こるかだ」(Biden 2020)と、中国のプレゼンス拡大に対する懸念と警告を発している。

実際にバイデンの懸念通り、中国はトランプ政権期において、積極的にグローバル・ガバナンスに関与し、同分野でイニシアティブを取り始めた。アメリカがパリ協定から離脱した後、2019年6月に大阪で開催された G20 サミットで、中国の王毅外交部長、フランスの外務大臣シャン=イヴ・ル・ドリアン(Jean-Yves Le Drian)、国連事務総長グテーレスは、パリ協定の実施を促進するという国連と各国の決意を再確認する記者会見を共同で行った(中華人民共和国中央人民政府 2019b)。また、アメリカが WHO への拠出金を停止する方

針を表明した後、2020 年 4 月 23 日、中国政府は WHO に対して 3000 万ドルを寄付すると表明した(日本経済新聞 2020)。

このように、非伝統的安全保障分野における中国とアメリカの進退の中で最も代表的な場面の1つが、2020年9月22日開催の国連設立75周年を祝う国連総会であった。同会議において、トランプ大統領は新型コロナウイルスを「中国ウイルス」と呼び、「この疫病を世界にまき散らした国に責任を取らさなければならない」と中国政府を非難し、「アメリカは他国と同様に自ら利益を追求しているだけだ」と述べた。

それに対して、習近平国家主席はアメリカの「単独主義」と「保護主義」を批判しつつ、新型コロナウイルスに対するWHOと国連の主導的な役割を擁護すると表明した(BBC News Japan 2020a)。この対照的な態度に対して、アメリカのワシントンポスト紙は「トランプの発言の直後に演説した習近平にとって、トランプが不用心に踏みにじった国際秩序の擁護者を振る舞う機会がそこにあった。そして彼はその機会をつかんだ」と論評した(Tharoor 2020)。つまり、非伝統的安全保障分野において、アメリカの影響力が相対的に減少している反面、中国は自身のグローバル・ガバナンスにおける影響力の拡大を試みた。このように、多くの非伝統的安全保障において、2017年以降のアメリカの影響力は著しく後退した。これは、グローバル・ガバナンスにおける影響力を獲得することを目指していた中国にとって千載一遇の好機であったと言えよう。また、アメリカの影響力の低下を背景に、非伝統的安全保障協力が届かない分野や地域が多数存在することになった。特に平和維持活動や災害救助において、中国は従来以上の活躍を見せており、「責任のある大国」の役割を積極的に果たそうとしたのである。

2015 年 3 月のイエメン内戦を受け、イエメン中国大使館は自国民以外にも、パキスタン、エチオピア、シンガポール、ポーランド、イタリア、ドイツ、アイルランド、イギリス、カナダなど 10 カ国の国民を保護し、中国政府の護衛艦により安全な場所に移送した。総じて言えば、この時期において中国が積極的に非伝統的安全保障分野に貢献し、他国のプレ

ゼンスの不在を背景に自身の国際的発信力と影響力を高めようとしていたのである。

習近平政権下の中国における非伝統的安全保障政策の特徴

上述の国際的話語権への追求の中で、中国は積極的に非伝統的安全保障分野に言及し、 その影響力を利用しようとした。その理由と特徴には、以下の3つがあると考えられる。

第1に、非伝統的安全保障をめぐる国際協力は、中国がグローバル・ガバナンスに貢献できると示すためであると考えられる。経済発展に伴い、中国は必然的に「一帯一路」構想や人類命運共同体などの政策を強調してきたように、海外に目を向ける。また、それらの政策を世界各国に受け入れさせるために、中国は国際秩序の維持に貢献できると示さなければならなかった。非伝統的安全保障分野への関与はその中の一環として認識され、その結果中国政府に一層注目される安全保障分野になったのであろう。

第2に、非伝統的安全保障に基づき、中国は能動的にアジェンダ(解決すべき目標)を設定することができるためである。中国政府の公式的な発言から見れば、中国は既存のグローバル・ガバナンスシステムにおける発信力と言説のパワー分布に不満を持っている。具体的に、中国は既存のグローバル・ガバナンスシステムと発信システムが欧米の優位に存在していることに対して、途上国の利益と要求が十分に反映されていないと考えている。そのような状況を打破するために、中国政府は欧米主導のアジェンダ以外に、自らアジェンダの設定を試みた。中共中央文献研究室委員の陳理は「中国の文化に対する認識が『カンフーやパンダ』にとどまるのではなく、中国の主張と文化を世界により知らせる必要がある」と主張した(陳 2016: 53)。また、中共中央文献研究会会長の張宏志は、「中国が海外に対して発信する際に、西側の論理と発話形式に基づき、アジェンダ設定にイニシアティブをとる必要がある」と論じている(張 2017: 22-23)。

第3に、軍事や経済などと異なり、非伝統的安全保障分野において、中国が直面する国際的な競争は比較的に少なく、影響力の獲得も比較的に容易であった。非伝統的安全保障

という概念が比較的に新しく、同安全保障関連分野も多い。そのため、非伝統的安全保障 をめぐる協力枠組みが定着しておらず、中国がより低いコストで影響力を獲得することが できた。特に、トランプ政権期には、同分野におけるアメリカの影響力が相対的に減少し ており、それが中国の影響力拡大につながった。

加茂具樹が指摘したように、中国がいう「大国外交」の「大国」を major country や主要 国と訳すのは不十分であり、「世界の平和の問題に決定的な影響を与えるパワーの有無」 がその言葉の真の意味である。そして、中国の外交がそのパワーを追求する手段であると 述べている (加茂 2021: 31-32)。ただ、加茂が指摘したように、概して軍事的分野や伝統 的な安全保障の観点からは中国を「大国外交」として捉えがちである一方で、非伝統的安全保障における中国の影響力と貢献を無視できないと思われる。

換言すれば、伝統的安全保障分野のみならず、非伝統的安全保障においてもすでに中国 は世界平和に決定的な影響を与えるパワーを有している。習近平政権下の中国の非伝統的 安全保障の対象は、人類命運共同体構想を前提に、自国と自国民にとどまらず、全世界と 全人類を対象にしているようである。

習近平政権下の中国における非伝統的安全保障をめぐる対外政策の限界性

しかしながら、中国の一連の外交政策が実際に期待された効果を発揮しているのかを問えば、依然として程遠い。アメリカのビュー・リサーチ・センターが 2020 年 10 月 6 日に公表した世論調査では、中国に対する否定的な意見が記録的な高水準に達していることがわかる(Bloomberg 2020)。具体的に、新型コロナウイルス感染症感染拡大以降の対応、香港問題、新疆問題、台湾への軍事的圧力、南シナ海領有権をめぐる中国の言動などが原因だと考えられる。

中国が積極的に人類命運共同体や「一帯一路」構想を展開している反面、習近平政権が 目指している国際的な影響力を向上させるという目的はあまり達成できていないと言えよ う。むしろ、2020 年以降、「戦狼外交」と評されるなど、中国の外交や国際的発信に対する消極的な評価を持つ意見が多いと言わざるを得ない(泉川 2020: 2-9、松田 2020:39-51、青山 2021: 51-59)。

「戦狼外交」とは、コロナ禍の中で「ファイナンシャル・タイムズ」が攻撃的になった中国外交官を揶揄するために最初に使った言葉である(Hille 2020)。また、「戦狼」という言葉の由来は、2015年と2017年に上映され大ヒットした中国映画「戦狼」と「戦狼 II」である。この映画は、中国軍人の海外における活躍と、「あなたのバックには強大な祖国がある」というメッセージで話題を呼んだ。

同時期において、類似した題材の映画「オペレーション・メコン」、「オペレーション・レッドシー」は中国政府の出資を受け、中国の広報戦略の役割を担っている。「戦狼」とは製作資金源において異なるが、「政府の政策を忖度しつつ、国民の心を巧につかんだことで大ヒットにつながった」と指摘されている(青山 2021: 53)。2020 年 8 月時点において、「戦狼 II」と「オペレーション・レッドシー」はそれぞれ中国歴代映画興行収入順位の1位と 5 位を占めている。

「戦狼」の類の映画製作は、これまでの政権と大きく転換した習近平政権下の対外政策のあり方を象徴していると言える。つまり、中国がこれまで強調してきた被害者意識やそれを伝える論調は未だに存在しているものの、習近平政権は特に「中国に対する自信」や「プライド」を強調している点である。他方で、長く宣伝されてきた「平和的台頭」や「責任ある大国」などのスローガンは功を奏し、一般国民の中で広く受け入れられてきた。特に、旧世代と異なり、中国のWTO加盟以降の豊かな環境で生まれ育った若者にとって、「強い中国に対するプライド」はかなり容易に共感される政府の広報となっている。

このように、映画「戦狼」はこの時期の強硬化していく中国外交の戦略を反映している ため、欧米諸国からは中国に対する揶揄する表現として使われていたようである。2015 年 版の映画「戦狼」の中で、後にネット上で大ヒットとなり、中国で最も知られているセリ フは「我が中華を犯す者は遠くといえども必ず誅す」であった。このセリフがこのような 映画の裏にある意図を鮮明に物語っている。

つまり、「我が中華を犯す」というのは、江沢民時代と胡錦濤時代の愛国主義教育が強調したように、中国はこれまで多くの屈辱を受けてきた歴史を指している。この点を強調するのは、決して新しい形の主張とは言えない。しかし、「遠きといえど誅す」という目標に関しては、江沢民時代と胡錦濤時代においては、中国が依然として自国の利益を侵害する他国の脅威に効果的な対抗手段を持っていなかったことが背景にある。

しかし、習近平時代に入って、中国が「遠きといえど誅す」と言えるようになったのである。つまり、国力が向上し、海外にまで影響力を広げる中国は、ようやく自身の利益を守れるようになったのである。このような言説が、これまでの歴史において屈辱を強いられてきた中国人の中で絶大な愛国心を呼び起こす効果があった。

また、長期的な視点から見れば、中国は2000年代から驚異的な経済成長を遂げ、国内総生産(GDP)総額で2010年には日本を抜き世界2位になったが、その経済水準に相応する国際的地位や影響力を持ち得なかった。そのような背景の中で、「戦狼」が代表する中国の愛国主義的宣伝が、「大国の国民としてプライドを感じたい」という民衆の期待に巧妙に応えたのだと考えられる。

このように、中国の外交政策に対する国内外の温度差は明らかであった。中国がグローバル・ガバナンスに積極的に関与し、自身の国際的影響力と発信力の向上を試みたが、他方で欧米諸国からの反応は冷淡であった。中国の影響力は拡大しているという政府の主張は、むしろ国民に広く受け入れられたようである。

つまり、中国政府の外交政策をめぐる宣伝戦略は、国際的場裡よりもむしろ国内の場で有効に働いていたと言えよう。この皮肉的な落差は、青山瑠妙が指摘したように、中国政府の広報と外交に反映される、つまり「自らを鏡で見ている顔と外から見られている顔とが分裂しているジレンマ」という表現で言い表せる(青山 2021: 58)。

このように中国政府が「協調」と「強硬」という相反の外交政策を同時に展開させる理由は、すなわち平和的発展を堅持しつつ、かつ核心的利益を断固として擁護するためであると指摘されている(桒原 2021: 38-47)。今後も同様の政治体制が当面続く見通しの中では、このような「内部」と「外部」、「協調」と「強硬」などの相矛盾する外交政策がしばらく続くことになろう。

第3章

中国における非伝統的安全保障の手段と政策制定

繰り返し検討してきたように、非伝統的安全保障が世界的に注目を集めたのは、従来の安全保障だけで対応することが不可能であり、対外的な国際協力が不可欠となったためである。したがって、中国の非伝統的安全保障を理解する際に、同分野における上述してきた特徴は次の問題をもたらすことになる。

中国は非伝統的安全保障を認識し、安全保障関連の政策を展開する中で、どのような手段を用いたのか。本章では中国の非伝統的安全保障の中で取り扱われた手段を分析し、特に非伝統的安全保障をめぐって中国政府はいかに制度化を進めたのかについて考察したい。本章第1節では、国内政策に着目し、非伝統的安全保障をめぐる政策の制定と展開を分析する。第2節では、中国が関与する非伝統的安全保障の対外的な国際協力を振り返り、その成果と手法を評価する。第3節では、2020年以降の中国における非伝統的安全保障に多大な影響をもたらした新型コロナウイルス感染拡大を事例として挙げ、中国が非伝統的安全保障に後に対応する際に用いる手段を分析する。第4章では、その事例研究に基づき、中国の非伝統的安全保障の手段の有効性と問題点を考察する。

第1節 中国の国内政策としての非伝統的安全保障問題

世界中の多くの国と同様に、中国にとって非伝統的安全保障問題は従来の安全保障とは異なっており、その結果新しいガバナンスが求められている。本節では中国国内における非伝統的安全保障問題への対応策をまとめ、その制度化の過程を分析する。

(1) 中国国家安全委員会の発足とその役割

国家安全委員会の歴史

冷戦終結後の1990年代において、中国政府はすでに新しい「国家安全」を守る手段について模索していた。1997年、当時の国家主席江沢民が訪米した際に、アメリカ国家安全保障会議に対して多大な興味を示した。その後、2000年9月に「中央国家安全領導小組」が設立された。しかし、中央軍事委員会主席が同時に国家安全委員会の委員長を就任するこ

とが権力の過度の集中を引き起こすとの党内部での懸念により、同小組の権限が従来の外 交工作を統合することに止まった。

当時の「中央国家安全領導小組」は実質的に「中央外事工作領導小組」と同一組織であり、組長と副組長はそれぞれ国家主席の江沢民と外交部長の銭其琛であった。ちなみに、この仕組みは中国で「1つの組織、2枚の札」(中国語:一套机构、两块牌子)と呼ばれており、同じ担当者が本来の責任分担に加え、さらに新しい事業を担当する際に使われる現象である。

このことに鑑みると、中国が 2000 年代に講じていた「国家安全」を守る手段は外交政策 とほぼ同義的に認識されていたと考えられる。この傾向は、第 2 章ですでに結論付けた通 り、2000 年代前半の非伝統的安全保障がまだ対外的な国際協力や国外の問題に重心をおいていた特徴と一致している。しかし、数多くの政策分野と深く関わる非伝統的安全保障領域は、外交政策と外事工作だけでは対応できると言い難い。そのため、中国における非伝統的安全保障に対しては、「中央国家安全領導小組」での対応では不十分であり、各部署を横断的に統合する組織などのより効果的な対策手段が求められていた(松田 2006:104)。中国政府の中で、実際に非伝統的安全保障に関する制度化の構想を本格的に実践し始めたのは 2012 年末に発足した習近平政権であった。2013 年 11 月 12 日、中華人民共和国国家安全委員会(以下は「国家安全委員会」と略す)の設立が第 18 期中央委員会第 3 回全体会議 (三中全会)で決定された。

この決議により、国家安全委員会主席に国家主席習近平、同委員会の副主席に国務院総理李克強と人民代表大会常務委員長の張徳江が就任した。習近平が同委員会の設立について、「中国国家安全が多様化しつつある中で、従来の各部署の仕組みで有効に対応できない。そのため、国家レベルですべての部署を統括する意思決定機構が必要になっている」と述べている(新華網 2013)。国家安全委員会は 2014 年 1 月 24 日に中央政治局の会議でその詳細が本格的に議論され、同年の 4 月 15 日に第 1 回会議が招集された。

しかし、国家安全委員会が発足した当時からその役割の詳細が不鮮明であった。2017年2月17日の国営ニュース番組「新聞聯播」が国家安全委員会に関するニュースを報道するまで、その構成メンバーが主席と副主席の3人しか公表されておらず、その具体的な活動と決議もあまり明らかにされていない。

また、2017年の異例の報道以降も、委員会の構成と具体的な活動に関する内容を明示しない方針が続いている。安全保障化理論から見れば、特定の問題がある主体に対する脅威だと表現することは、実際に政治権力の影響と大きく関わっている。もし国民の支持を獲得し、政権の正統性を高めるのが国家安全委員会設立の目的であれば、安全保障化の過程に基づき、その必要性と効果を一般民衆に知らせるべきであろう。

しかし、国家安全委員会は設立以後も、国民に向けて発信されることが稀であり、具体的に何を脅威と問題とするかについて明言されていない。そのため、中国国家安全委員会の設立目的には、一般民衆に対する広報や権力の誇示よりも、むしろ政府内部に向けた政治統合や安全保障の仕組みに対する構築が重要であるように思われる。

国家安全委員会の構成メンバーから見た同組織の安全保障対策

国家安全委員会に対する情報が極端に控えられているため、国家安全委員会が設立された目的とその背景を分析することは難しい状況にある。本項では国家安全委員会が公表したメンバーの職歴と政治的背景をもとに、同委員会が中国の安全保障に対して担う役割を推察して分析を試みる。

まず 2014 年と 2017 年時点で国家安全委員会が公開している委員の名簿リストを見ると、李克強が習近平に次ぐ席次であることが注目を引く³¹。李克強は習近平政権下で国務院総理を務めており、中国政治において習近平に次ぐ実権を握る政治家である。アメリカの国家安全保障会議をはじめとする安全保障を担う政治機関と対比すれば、李克強は習近平を補

^{31 2023} 年 8 月現在において、同委員会の主席習近平以降、副主席は国務院総理の李強と、同じ中央政治局常務委員の趙楽際と蔡奇である。

佐する役として任命されているかもしれない。

また、李克強の職歴の中で特に注目されるのは、2013年より国家エネルギー委員会主席に就任したことである。国家安全委員会と類似する国家エネルギー委員会はエネルギー安全保障問題を担当し、エネルギー関連の障害を解決するべく政府内の各部署と連携し、また統合する役割を担っている³²。このことから、国家安全委員会の設立は、国家エネルギー委員会と同様に、国家の安全と関連する各部門の行動を統括することを狙っていると思われる。

次に、成立当初より公開されているメンバーの一人、張徳江の立場である。張徳江が国家安全委員会の副主席に選出されたのは、彼の職歴による理由が大きいと思われる。張は習近平政権で全国人民代表大会常務委員長に抜擢される以前、国務院副総理を務めていた。彼の経歴の中で国家安全ともっとも関わりの深い役職は、国務院に属する「安全生産委員会」主任を務めていたことであった。

2010年3月28日の山西省炭鉱事故と2011年7月23日の高速鉄道脱線事故において、張徳江は中央政府の代表として第一線で事故解決を指揮した。また、2011年リビア戦争で、張徳江はリビアに滞在していた3万人余りの中国人を退避する作戦を指揮した。それらの功績に対して中国政府からの評価は高いと判断される。

第1章と第2章ですでに取り挙げたように、国内で頻発する安全問題や、海外における国家の安全と国益拡大のいずれの観点からも、2008年以降の中国を取り巻く安全保障環境は変容し、それらを反映した象徴的な事件に直面していた。実際に、2000年代から中国で国家安全委員会が広く議論されるようになった理由の1つは、内部と外部の安全保障脅威の多様化によって中国政府の危機管理に対する意識が高まったためであった(松田2006:105)。おそらく、張徳江が国家安全委員会副主席に任命されたのは、中国政府がその非伝

^{32 2000} 年代より中国が石油輸入国に転じた結果、エネルギーの安定的な供給に対する安全保障は中国の安全保障戦略の重要な一環となった。詳しくは以下を参照してもらいたい。 天児慧(2007)「台頭する中国をどう読むか」『問題と研究』第36巻第5号、115-128頁。

統的安全保障の変容を認識し、的確な対応を求めようとした結果ではないかと推測される。

しかしながら、張徳江の上述してきた事件への対応を見ると、ほとんどがすでに発生した危機に対する受動的な対処であったと思われる。突発する事件に臨機応変の処置が重要であることは言うまでもないが、当時の中国の非伝統的安全保障への認識は浅く、まだ明確な安全保障手段が存在していなかったという問題点を抱えていたと言えよう。

習、李と張以外の国家安全委員会メンバーは2017年まで公表されていなかった。そのため、2014年から2017年までの状況を知ることは困難であるが、2017年の名簿リストに基づき、構成メンバーに対する考察をしてみる。表3-1は、2014年と2017年にそれぞれ公表された国家安全委員会の当時の構成メンバーの比較である。

表 3-1 2014年と 2017年に公表された国家安全委員会の構成メンバー

	2014年の国	党と政府内におけ	2017年の国家	党と政府内における他のポスト(肩書
	家安全委員会	る他のポスト(肩書	安全委員会メ	きは当時のもの)
	メンバー	きは当時のもの)	ンバー	
主席	習近平	国家主席、党総書	習近平	国家主席、党総書記、軍事委員会主席
		記、軍事委員会主席		
副主席	李克強	国務院総理	李克強	国務院総理
	張徳江	全国人民代表大会	張徳江	全国人民代表大会常務委員長
		常務委員長		
常務委員	未公表		王滬寧	中央政策研究室主任
			劉奇葆	中央書記処書記、宣伝部部長
			孫政才	重慶市書記
			范長龍	中央軍事委員会副主席
			孟建柱	中央政法委員会書記
			胡春華	広東省書記
			栗戦書	中央書記処書記、中央弁公庁主任
			郭金龍	北京市書記
			韓正	上海市書記
			楊晶	中央書記処書記、国務院秘書長
			郭声琨	公安部部長、中央政法委員会副書記
	•			

張業遂 外交部副部長、外交部書記

楊潔篪 中央外事工作領導小組弁公室主任

周小川 中国人民銀行総裁

中央軍事委員会聯合参謀部参謀長 房峰輝

中央軍事委員会政治工作部主任 張陽

中央軍事委員会後勤保障部部長 趙克石

中央軍事委員会装備発展部部長 張又俠

非常務委 未公表

未公表

員

出典:「中央国家安全委员会成员首度亮相《新闻联播》|捜狐新聞、2017年2月17日より 筆者作成。以下参照。http://news.sohu.com/20170217/n481030722.shtm(閲覧日:2022年6月 30 日)

表 3-1 を分析すると、以下の 3 つの特徴が窺える。

第1に、常務委員メンバーの内訳を見ると、18人中軍事委員会副主席を含む5人が軍事 委員会メンバーである。実はこの人事配置を分析すれば、国家安全委員会において伝統的 安全保障よりも非伝統的安全保障が重視されているが、軍が深く関与していることが分か る。なぜならば、この時期における非伝統的安全保障事件を見れば、四川大地震やテロ事 件などの対応において、軍の貢献が欠かせなかったからである。ましてや、海上護衛や平 和維持活動をはじめとする非伝統的安全保障領域の拡大は中国の軍隊に新しい任務と役割 が期待されていたものと考える。

第2に、国家安全委員会設立当初は、国家安全保障と関連する各部署が統合される仕組 みになると思われた。しかし、その構成メンバーから見れば、関連する部署は限られてお り、すべての非伝統的安全保障問題に対応することは想定されていないようである。例え ば、環境問題と関連する自然資源部と環境部、公衆衛生と伝染病に関連する国家衛生健康 委員会、応急管理部などの関係者が常務委員名簿には存在しない。

それと対比するように、中国国家エネルギー委員会の場合には、常務委員が発展と改革

委員会、科学技術部、環境部、水利部、自然資源部、外交部、城郷結合部などの部署に所属している。総じて言えば、国家安全保障全般に対処することが国家安全委員会の目的であったはずであるが、具体的な脅威を想定していないのか、それとも各安全保障分野に温度差があるのか、いずれにしても目的の曖昧さを感じる。

第3に、国家安全委員会の構成メンバーに、北京、上海、広州と重慶の地方トップが選ばれている。これらの地域は政治と経済の面において重要な役割を有しているが、しかし安全保障問題が突出するほど複雑な状況には直面していない。一方で、テロと分裂主義などの問題を抱える新疆とチベット自治区や、東南アジア諸国と長い国境線をもつ広西省と雲南省からの常務委員がいない。これは、国家安全委員会が具体的な問題を予め想定していたというよりも、政府内部の政治的影響力を優先的に考慮していたように思われる。

また、2017年2月の国家安全委員会の会議で、各地方の党書記が招かれたと報道されている。そのうち、新疆ウイグル自治区書記の陳全国が演説を行った。陳は2014年新疆ウイグル自治区で大きなテロ事件が発生した後に、同自治区の党書記に任命された。その後、彼は再教育施設をはじめとする一連の政策を打ち出し、新疆ウイグル自治区におけるテロ主義と過激主義の活動を最小限に抑え、中央から高く評価されている。彼を国家安全委員会で発言させたのは、彼が新疆で実施した安全保障対策を広く共有するためだと推測できる。つまり、国家安全委員会の役割領域は実践的な活動の中で徐々に明確化されていく傾向が窺える。

アメリカ国家安全保障会議との比較

中国の国家安全委員会の重要なモデルとなったのは、アメリカ国家安全保障会議である。 アメリカ国家安全保障会議の構成メンバーには、大統領、副大統領、国務長官、エネルギー長官、財務長官、統合参謀本部議長、国家情報長官などが含まれる。それらのポストを中国国家安全委員会メンバーに当てはめると、国務院総理、外交部書記と外事領導小組主 任、軍事委員会副主席、中国人民銀行総裁、軍事委員会連合参謀本部参謀長、公安部部長になるであろう。なお、エネルギー長官に準ずる中国側の部長は不在であるが、前述の通り、李克強が 2013 年 7 月より国家エネルギー委員会の主任に就任していたため、エネルギー長官に準ずる役職者であると言える。

アメリカ国家安全保障会議が1947年に設立された理由は、米ソ対立に備え、各部門と軍との統合をするためであった。その点から見れば、前述の「中央国家安全領導小組」と同様に、2013年に中国国家安全委員会が設立された当初からアメリカをはじめとする外国の脅威を想定していた可能性が高いと思われる。

一方、アメリカ国家安全保障会議と中国国家安全委員会の相違点として、アメリカ国家安全保障会議は伝統的な国家安全保障問題と外交政策に重心を置いたが、中国国家安全委員会はむしろ国内における非伝統的安全保障問題を重視していたところが挙げられる。 2008年以降、中国を取り巻く安全保障環境が大きく変容している中、中国は国家の安全に対する認識を大きく変化させた。国家安全委員会が設立された当初、中国政府による安全保障の手段と具体的な対象が曖昧であったものの、むしろ非伝統的安全保障が伝統的安全保障と同様に重要視されていたのである。

このように、中国が非伝統的安全保障問題に対応して政策を制定する中で、国家安全保障委員会の設立は重要な節目になったと言える。同委員会の設立により、非伝統的安全保障分野における中国の各政府部門の主導的な役割は縮小していく一方で、中国政府の指導層の役割は大きく拡大していった。つまり、非伝統的安全保障における従来の「官僚主導」から、国家安全委員会がすべての部門を統括して行動する「政治主導」の形に変容したのである。

なぜならば、中国政府の正統性への裏付けや国際的な影響力の獲得など、非伝統的安全 保障を通じて政治的な目標を達成することと、他方で集権体制により重大な非伝統的安全 保障危機に有効に対処できることが求められたからである。

(2) 中国の非伝統的安全保障における人民解放軍の役割

冷戦時代には軍事任務が中心であった世界各国の軍隊であったが、冷戦後期から徐々に 新たな任務が付与された。特に非伝統的安全保障問題と呼ばれる「新しい脅威」に直面す る中で、従来の軍事安全保障と異なるものの、軍の役割が必要とされる分野が多く存在す ることになった。

例えば、反テロ活動、平和維持活動、海賊掃討と海上護衛、人道主義支援と災害救援などの分野において、むしろ軍の主要な役割が期待されるようになった。このような戦争以外の軍事活動は「戦争以外の軍事作戦」(Military Operations Other Than War, MOOTW)と呼ばれ、ポスト冷戦期では各国の政府と軍から注目を集めている(田中 2019:40)。

中国の場合、人民解放軍が本格的に MOOTW に動き出したのは 2008 年であった。第 2章ですでに触れたように、2000 年代後半より自然災害の頻発や海外における国家権益の増大により、非伝統的安全保障分野における軍の役割が拡大しつつあった。

2008年に中国中央軍事委員会が「軍の戦争以外における軍事作戦の能力構築に向けた計画」を発表し、非軍事作戦関連の兵站整備、人員配置、訓練方法と法整備などを指示している。また、同計画の中で、中国政府が想定した戦争以外の軍事任務は、反テロと治安維持、防災と災害救援、国家権益保護、警備と警戒、国際平和維持活動と国際救援の6つの分野である。

また、2008年11月13日に、中央軍事委員会メンバー、人民解放軍兵站部門の最高責任者であった廖錫龍は人民解放軍の MOOTW の範囲について、「反テロと治安維持、防災と災害救援、突発公衆衛生事件、辺境管理、海上権益と海上輸送ラインの警備、平和維持活動」であると述べている(捜狐網 2008b)。

2008 年には石家庄機械化歩兵アカデミーが中国人民解放軍における最初の MOOTW 教育研究室を設立した。また、人民解放軍は 2000 年代後半に、スーダンやダルフールなどにお

ける平和維持活動に頻繁に参加するようになった背景の中で、2009 年 6 月には懐柔平和維持訓練センターが北京で設立された。

2013 年 4 月、中国政府は『中国軍事パワー多様化運用白書』を発表した。同白書は、中国の軍事パワーが伝統的安全保障の役割を担っている同時に、非伝統的安全保障分野における役割についても述べている(中華人民共和国国務院 2013)。その中で、災害救援などの国内の非伝統的安全保障問題のみならず、特に平和維持活動、海上護衛、国際人道主義支援などの分野で、中国人民解放軍が国際協力に貢献していることを強調している。さらに、2019 年に発表された『中国国防白書』の中でも、人民解放軍の任務として、「人類命運共同体の構築に貢献する」内容が記されている(中華人民共和国国務院 2019)。

以上のように、非伝統的安全保障における中国人民解放軍の役割は徐々に明確になっていったことが分かる。このような変化が生じた背景には、具体的な脅威が中国の国家の安全に浸透していき、非伝統的安全保障がもはや抽象的で中国国内とかけ離れた問題ではなくなったためと考えられる。

非伝統的安全保障上の脅威が急増していることで、人民解放軍の役割は変更され、安全保障上の関連政策の重視につながったのである。また、非伝統的安全保障における人民解放軍の役割が拡大する中で、中央政府が主導的な役割を担っている点に特に注目する必要がある。つまり、人民解放軍が積極的に非伝統的安全保障領域に関与し出したのは、自らの権力と利益の追求ではなく、中国政府が設定した目標を達成するためである。

このように、2010 年代において、非伝統的安全保障をはじめとする MOOTW は人民解放 軍にとって、伝統的軍事任務と同様に、またはそれ以上の重要性を持つ目標となっている と言っても過言ではないだろう。

第2節 中国が関与した非伝統的安全保障に基づくアジア地域協力

非伝統的安全保障分野において、中国が関与してきた対外的な国際協力は主に国連枠組

みを前提としたグローバル・ガバナンスと、アジアを対象とした地域協力の2種類に分けられる。前者は第2章ですでに検討してきたので、本節では後者の地域協力に注目して考察していきたい。

中国政府は 1990 年代より、積極的にアジアにおける国際協力の枠組みに参加してきた。 1991 年 7 月にクアラルンプールで開かれた第 24 回 ASEAN 外相会議に当時の中国外交部長 銭其琛が招かれことを機に、中国は本格的にアジアの地域協力への関与を踏み出した。1996 年に中国は ASEAN の対話パートナーとなり、2003 年には ASEAN と戦略的パートナーシップを結成し、さらに 2021 年には ASEAN との間で包括的戦略的パートナーシップを発表している。

政治的・経済的な「小国」によって構成されている ASEAN は、地域協力を深めていく必要性を常に保持していると指摘される(堀内ら 2011: 156)。例えば、1997年のアジア金融危機をはじめとする一連の非伝統的安全保障問題はアジアの諸国の安全保障体制の脆弱性を露呈させ、同地域における国際協力を促したと考えられる。他方で、1990年代の中国は依然として発展途上国というアイデンティティを持っていた点で、他アジア諸国と同様の立場にあったものと思われる。

中国はアジア地域の国際協力に関与していく中で、非伝統的安全保障の概念は常に重要な関係構築に寄与していた。1997年のARF閣僚会議で、銭其琛は以下のように述べている。

「複数の国境を越える問題が新たな課題をもたらしている。(中略)如何に地域の安定と平和を保つことが、地域各国に共有されているかに関心を抱く。この状況にあって、我々は新しい安全保障の概念を受け入れる必要がある。この安全保障は、兵器や軍事同盟の増加で解決することはできない。この安全保障は、相互の信頼と利益によって国家を結びつける新しい概念に依拠する必要がある」(人民日報 1997b)。

このように、銭其琛は「非伝統的安全保障」という概念自体には言及していないものの、非伝統的安全保障はすでに 1990 年代の中国にとって地域協力における重要な課題と関心となっていた。そして 2002 年 11 月 4 日に、中国と ASEAN は「非伝統的安全保障における協力に関する共同宣言」を発表し、非伝統的安全保障への対応を明文化させたのである。ちなみに、同宣言の中で、中国と ASEAN が念頭に置いた脅威とは、「違法薬物の密輸、女性と子供を含む人身売買、海賊行為、テロ、武器の密輸、資金洗浄、国際経済犯罪、サイバー犯罪」であった(ASEAN 2002)。

表 3-2 非伝統的安全保障分野における中国—ASEAN の国際協力メカニズム

非伝統的安	会合名・会合の内容	開始・開催時	開催頻度
全保障分野		間	
密輸	税関署長会合と専門家協調委員会会合	2003年	年次開催
海上安全	中国—ASEAN 海事協調会合	2005年	年次開催33
貧困問題	中国―ASEAN 社会救助政策シンポジウム	2010年	6年に一度
貧困問題	中国―ASEAN 貧困削減フォーラム	2007年	年次開催
自然災害	中国―ASEAN 災害管理シンポジウム	2016年	年次開催
自然災害	中国—ASEAN 科学技術振興と台風災害対	2016年	2年に一度
	策シンポジウム		
自然災害	中国—ASEAN 減災・リスク管理シンポジウ	2018年9月	一度のみ
	A		
自然災害	中国―ASEAN 減災と緊急対応に関する高	2019年10月	一度のみ
	官フォーラム		
環境問題	中国―ASEAN 環境協力フォーラム	2012 年	年次開催
サイバーセ	中国—ASEAN 通信担当閣僚会合 ³⁴	2006年	年次開催
キュリティ			
サイバーセ	中国—ASEAN サイバーセキュリティ応急	2008年	年次開催
キュリティ	管理能力開発シンポジウム		
公衆衛生	中国—ASEAN 衛生担当閣僚会合	2006年	2年に一度
公衆衛生	中国―ASEAN 衛生協力フォーラム	2016年	不定期

^{33 2017}年、2019年、2020年度は未開催。

^{34 2021}年より、同会議は「中国-ASEAN デジタル担当閣僚会合」に名称を変更した。

越境犯罪	中国—ASEAN 越境犯罪担当閣僚会合	2004年	2年に一度
越境犯罪	メコン川流域法執行と安全保障協力に関す	2011年	2年に一度
	る閣僚会合		
MOOTW	中国—ASEAN 国防相会議、拡大 ASEAN 国	2010年	年次開催
	防相会議(ADMM プラス)		

出典:中華人民共和国中央人民政府(2022年)「中国—東盟合作事実与数据:1991—2021」、http://asean.mofcom.gov.cn/article/o/g/202201/20220103236066.shtml より筆者作成(閲覧日:2022年9月30日)。

非伝統的安全保障分野における中国と ASEAN の協力関係から、非伝統的安全保障は中国と ASEAN にとって共通利益であり、同分野で一定の成果が上げられていることが分かる。 越境犯罪、密輸問題、人身売買、海賊行為、サイバーセキュリティなど、2002 年より注視されてきた諸課題の解決に向けた協力枠組みも比較的早い段階で立ち上げられ、今日に至るまで継続する枠組みが大半を占めている。

また、公衆衛生や自然災害など 2000 年代半ばから非伝統的安全保障上の脅威として浮上した分野にも、複数の協力枠組みが存在している。つまり、この協力枠組みから、中国と ASEAN は共通する関心事と優先事項を有していることが窺えよう。実際に、2000 年代の中国外交において、中国が近隣諸国との関係を重視し、積極的に地域協力に参加していたのは、このように非伝統的安全保障戦略を強化する狙いがあるためである(天児 2007:122-124)。このような協力枠組みはしばしば既存の対話枠組みに基づいて発展してきたが、中国などの共通の課題を持つ国を受け入れることで、新たな協力システムの構築をもたらす。例えば、2010 年に発足した、中国をはじめとするアジア太平洋諸国を包摂した拡大 ASEAN 国防相会議(ADMM プラス)は、2006 年に発足した ASEAN 国防相会議(ADMM)を拡張させた新たな会合である。

ADMM は主に防衛問題などの伝統的安全保障に重心を置いており、非伝統的安全保障に は触れていたがあまり成果を挙げられていない。その一方で、ADMM プラスは専門家会合 の形式を活用し、人道支援・減災、軍事医学、海洋安全保障、反テロ、平和維持活動、地 雷処理、サイバーセキュリティの7つの非伝統的安全保障分野を議題に載せ、地域が抱え る安全保障問題の解決へ寄与していると指摘されている(庄司 2020)。

また、非伝統的安全保障協力だけの理由ではないが、2010年代後半より中国と ASEAN の関係は徐々に緊密になっている。日本外務省による世論調査によれば、ASEAN において、「あなたの国とって、現在重要なパートナーは次の国のうちどの国ですか」という問に対して、「中国」と回答した割合が 2019年で 57%、2021年にも 56%であり、G20 の中で最も高い割合を維持している。

また、「あなたの国にとって、今後重要なパートナーとなるのは次の国のうちどの国ですか」という問に対して、ASEAN全体としての回答で、「中国」と回答した割合が2019年には48%で日本に次いで2位であったのに対して、2021年には日本を抜く48%で1位となっている(外務省2022)。

このような世論調査は、経済関係や紛争などの国際関係の現状に左右されるが、その一方で非伝統的安全保障協力による成果の影響力も無視できないのではないかと思われる。中国と ASEAN の国際協力関係から判断すれば、その過程と結果が必ずしも良い成果を生んでいるとも言えないが、非伝統的安全保障協力は隣国との関係の重要性を改めて思い知らせる機会になっていることは確かであろう。

非伝統的安全保障に対応する ASEAN との協力枠組み

中国と ASEAN との協力枠組み以外に、アジア地域における非伝統的安全保障協力の事例として、ASEAN 内部における協力枠組みが数多く存在する。 ASEAN が発表する「ASEAN の非伝統的安全保障カレンダー」に基づき、山田満は ASEAN が関与する主な非伝統的安全保障協力の枠組みを以下のように整理した。

表 3-3 非伝統的安全保障分野における 2021 年開催の ASEAN の各種会合内容とその主体

開催月	会合名/主要テーマ	明度(ACCANI) 子体
	云台名/ 主安/ 一マ 	開催(ASEAN)主体
(回数)	/// pt // LUG for rm /	
1 (3)	災害危機管理(ロジスティクスとサプライ	災害管理に関する委員会
	チェーン)、ジェンダー、ICT のリスク管	(ACDM)、ARF(ASEAN リージ
	理と信頼醸成	ョナル・フォーラム)
2 (11)	気候変動関連、災害管理、民軍協力、サイ	気候変動委員会(AWGCC)、
	バー・セキュリティ、ジェンダー、航空警	ACDM、防衛担当高官協議、
	備、違法・無報告・無規制(IUU)漁業、	ASEAN・日本サイバーセキュリテ
	違法薬物	ィ政策協議、漁業部門会議、違法
		薬物に関する閣僚会合、メコン流
		域煙害運営委員会
3 (10)	女性、サイバー・セキュリティ、児童労働、	ARF、拡大 ASEAN 国防相会議
	技術職業教育・訓練(TVET)、軍事医学、	(ADMM-Plus)、労働担当高官協
	海上警備、テロリズム/サイバー犯罪、安	議(SLOM)、教育担当高官協議
	全保障行動協議会ネットワーク、気候変	(SOM-ED)、越境犯罪担当高官
	動、生物多様性	協議(SOMTC)、AWGCC、生物
		多様性センター(ACB)、自然保
		護と生物多様性検討グループ
		(AWGNCB)
4 (2)	海上警備、職業安全/健康増進	ARF、職の安全と健康ネットワー
		ク(ASEAN-OSHNET)
5 (8)	生物多様性(中国・昆明開催)、緊急人道	AWGNCB、ACDM、ADSOM、健
	支援、サイバー・セキュリティ、野生動物	康増進担当高官協議(SOMHD)、
	/植物保護、移民労働者保護、災害管理、	社会福祉開発担当高官協議
	自然保護/生物多様性、文化遺産、越境煙	(SOMSWD) 、ASEAN 日本サイ
	害	バー・セキュリティ政策協議、絶
		滅危機の野生動物・植物国際貿易
		協定検討グループ(AWG CITES&
		WE)、移民労働者の保護と促進に
		関する ASEAN 宣言の履行に関す
		る委員会(ACMW)
6 (8)	災害管理、人道支援/災害救援、越境犯罪、	ACDM 、 ADSOM 、 SOMHD 、
	 遠隔操作サイバー訓練、テロリズム対策、	SOMSWD、SOM、SOMTC、ASEAN
	「ASEAN+3」労働問題担当高官協議、沿	日本サイバー・セキュリティ政策

	岸・海上環境検討協議、ASEAN ノルウェ	協議、ADMM-Plus、SLOM、沿岸・
	ー・プロジェクト運営委員会、ドイツ開発	海上環境検討グループ会合
	庁プロジェクト (Reduce・Reuse・Recycle:	(AWGCME)、環境教育検討グル
	3R) 運営委員会、環境教育検討グループ	ープ
	会合	
7 (2)	サイバー・セキュリティ、気候変動	ASEAN 日本サイバー ・セキュリテ
		ィ政策協議、AWGCC
8 (7)	職業安全/健康増進、災害予防/減災、ジ	ASEAN-OSHNET、ACDM、女性委
	ェンダー、災害管理、軍民協力、グローバ	員会(ACW)、ADSOM、環境担
	ル・リーダーシップ、ASEAN ドイツ生物	当政府当局者(ASOEN)、ACB
	多様性協力会議、EU との生物多様性保護	
	と管理プロジェクト、気候変動枠組み条約	
	(UNFCCC)COP26 に対する ASEAN 共同	
	声明策定協議、環境関連問題担当高官協	
	議、環境問題に対する ASEAN と日本対	
	話、環境問題に関する「ASEAN+3」高官	
	協議、環境・気候変動に関する ASEAN-EU	
	ハイレベル対話、同韓国対話、東アジアサ	
	ミット(EAS)エネルギー閣僚会合	
9 (3)	移民労働問題フォーラム、越境犯罪、環境	ACMW、越境犯罪担当閣僚会合
	担当閣僚・「ASEAN+3 閣僚」会合、持	(AMMTC)、環境担当閣僚会合
	続可能な環境都市賞授与式、越境煙害汚染	(AMME)、越境煙害当事国会合
	に対する ASEAN 合意に関する委員会・当	(COP)
	事国会議	
10 (6)	ASEAN 災害管理委員会・「+日本」・「+	ACDM、災害管理担当閣僚会合
	中国」閣僚会合、ASEAN の人道支援と災	(AMMDM) 、ADSOM、SOMHD、
	害救援促進合同特別委員会、ASEAN 日本	SOMSWD , ASEAN-Japan
	サイバー・セキュリティ政策協議、ASEAN	Cybersecurity Policy Meeting 、
	日本労働監督局会合、労働担当高官協議	SLOM
11 (2)	ASEAN-UK 気候変動に関する閣僚・パネ	AMME、泥炭地带特別対策委員会
	ル高官協議、ASEAN 煙害・泥炭地帯プロ	(ATFP)、プロジェクト運営委員
	ジェクト運営委員会・泥炭地帯特別対策委	会 (PSC)
	員会	
12 (0)	12月は未記入、以下 TBC 案件として記入	されている。
TBC 案	野生動物や木材の不法売買、人身売買、逃	出入国管理庁および外務省領事会
件 (32)	亡者の捜査・逮捕協力、児童売買防止、暴	合(DGICM)、薬物問題担当閣僚

力過激主義発生防止、出入国管理(密入国・ 入国査証・諜報資料共有議定書遂行のため の行動計画などのワークショップと訓練)、 薬物対応(監視ネットワーク、黄金のデル タ、違法薬物回避、密輸入対策)、労働監 督、持続可能な都市、化学物質廃棄物、水 資源管理

会合(AMMD)、SLOM、化学物質廃棄物検討グループ (AWGCW)、環境持続的な都市検討グループ (AWGESC)、水資源管理検討グループ (AWGWRM)

出典:山田(2021b:25-26頁)より引用・修正。

表 3-3 のように、ASEAN における非伝統的安全保障分野に関する協力は数多く展開されている。表 3-2 と表 3-3 が示す通り、中国と ASEAN が非伝統的安全分野で実践してきた協力メカニズムは、ASEAN 内部の協力メカニズムと比べれば、以下の特徴が見られる。

まず、絶対数から見れば、ASEAN 内部における協力のメカニズムの方が遥かに多い。 ASEAN は地域統合を模索する過程で、地域協力を進める制度化は進み、その点から中国との格差は当然であろう。その一方で、中国と ASEAN との協力枠組みは数が少ないものの、 ASEAN 諸国内部で頻繋に検討してきた安全保障分野とほとんど重複している。したがって、 ASEAN 内部での既存の協力枠組みを参照することで、中国と ASEAN との非伝統的安全保障 協力に向けた潜在的な協力関係の実現性は大きいと言えよう。

また、ASEAN 内部の会議において SOM(Senior Official's Meeting、高官協議)の形が多く見られるのに対して、中国と ASEAN 間には大臣・部長レベルの閣僚会合の方が多い。概して大臣・部長レベルの会合は、政府の立場や政府間の共同声明が大々的に宣伝されるため、一般民衆に注目されやすい反面、その成果がしばしばスローガンにとどまりがちであり、具体的な協力に至るには不十分である。

一方、SOM の特徴として、次官や課長レベルにおける反復の対話と協議は、より具体的な政策や合意が達成できる点が特徴である。このことから、中国と ASEAN 間の非伝統的安全保障協力は、宣伝効果が顕著である一方、実質的な協力につながりにくいという難点が

あると考えられる。ただ、専門家や学者の多く参加するフォーラムやシンポジウムが頻繁に開かれている点では、この2つの対話枠組みが共通していように思われる。このような 政府外部者の意見を取り入れるという「半官半民」の形は、より協議と協力につながりや すい一面も持っているだろう。

東アジアの国際関係における非伝統的安全保障

ASEAN は上述した中国との協力関係に加え、日本をはじめとするアジアの国と二国間での非伝統的安全保障協力関係も維持している。したがって、本項では東アジアの国際関係に注目したい。東アジアのみならずアジア全域において中国と日本は多大な影響力を持つことは言うまでもない。

日中が同調すれば、東アジア共同体構想が本格的に動き出せる反面、日中が対立すれば、地域協力の主導権をめぐる両国の争いが地域の国際協力の障害にもなり得る。例えば、2021年10月14日、ASEAN災害担当閣僚会合プラス中国(AMMDM+中国)と、ASEAN災害担当閣僚会合プラス中国(AMMDM+中国)と、ASEAN災害担当閣僚会合プラス日本(AMMDM+日本)はそれぞれ第1回目の会合を持っている。同会議に基づき、ASEANと中国、ASEANと日本はそれぞれ共同声明を発表した。表 3-4 はその2つの共同声明の内容を比較した結果を示している。

表 3-4 第1回「AMMDM+日本会合」と「AMMDM+中国会合」の各共同声明の比較

同じまたは類似した条文	異なる条文	
	AMMDM+日本にお AMMDM+中国にお	
	ける表現	ける表現
会議開催の背景と参加者の紹介	第1回AMMDM+日	第1回AMMDM+中
AMMDM+日本/中国への肯定	本で発表された「災害	国で発表された「災害
	管理に関する ASEAN	における ASEAN の対
	と他の関連セクター	応に対する展望」
	および団体とのシナ	(ADRO) への回顧
	ジー効果を促進する	

	ための演習報告」への	
	回顧	
AMMDM+日本/中国の協力の強化・権	日本側は、	中国・ASEAN の防災
限の明確化への意志表明	ASEAN2025 年ビジョ	協力の強化を期待す
ASEAN 防災緊急対応協定(AADMER)	ンを支持し、グローバ	る
への支持、災害管理に関する	ル災害管理における	
ASEAN2025 年ビジョン・社会文化に関	ASEAN の指導的役割	
する ASEAN2025 年ブループリントへの	を期待する	
支持		
ASEAN 域内外における自然災害に対す	仙台防災枠組	「災害管理における
る当事国の集団的対応、災害における集	2015-2030 (SFDRR)	中国-ASEAN 行動計
団的動員	の履行確認	画 2021-2025」への合
ASEAN 防災人道支援調整センター		意
(AHA センター)への評価と支持		
AMMDM+日本/中国の年次開催		
議長国のシンガポールに対する感謝		

出典: ASEAN (October 14, 2021) "Joint Statement of the First ASEAN-China Ministerial Meeting on Disaster Management," ASEAN (October 14, 2021) "Joint Statement of the First ASEAN-Japan Ministerial Meeting on Disaster Management"に基づき筆者作成。

表 3-4 から、以下のような考察ができる。第 1 に、それぞれ ASEAN との協力関係を築く 過程の中で、日本と中国の間に相互不信が存在している。実際に、AMMDM+日本と AMMDM+中国の第 1 回会合は同日の近い時間にそれぞれ開かれている一方で、AMMDM+日本と AMMDM+中国の各共同声明の条文が同様あるいは類似している。さらに言えば、災害管理と救援において、中国と日本と ASEAN を包括する協力枠組みがアジア地域の各国にとって共通利益になるはずであるにもかかわらず、日本と中国はそれぞれ ASEAN と類似した成果を出している。その背景として日中間の相互不信が深く存在しているためと思われる。

先述のように、東南アジア諸国は「小国」の集まりであるがゆえに互いの協力が必要と

なる。しかしその一方、中国や日本などの「大国」を含む北東アジアでは、国家間の不信は依然として強く協力関係は容易ではないと指摘される(堀内・松本・田中 2011: 156)。 つまり、アジア地域における非伝統的安全保障協力は、日中間の協力関係よりも、むしろ競争関係に基づいて成り立っているように思われる。実際に、東南アジアに中国と日本が影響力を伸ばすことは、今後日中間の主導権争いにつながる恐れがあると既に有識者に指摘されている(佐藤 2007: 108)。

第2に、AMMDMプラスの枠組みの中で、ASEANの役割は特に大きい。AMMDM+日本とAMMDM+中国の開催日が同一である上、両会合の共同声明で用いられた条文が類似しているのは、会議開催と共同声明の作成にASEANが指導的役割を果たしている証拠である。その結果、日中間の競争関係は変わりがないものの、ASEANを中心とする非伝統的安全保障協力を基軸に実質的な日中の間の合意形成がされたと言える。アジア地域における多くの相互不信や国家間対立が存在している中で、ASEAN主導の非伝統的安全保障分野における多国間協力の合意形成の可能性が示唆されていると考える。

第3に、日本はASEANの指導的役割を明確に支持しているのに対し、中国側の声明では「協力の強化に対する期待」という表現にとどまっている。中国はASEANの指導的役割に抵抗感を示しているように見える。第2章ですでに述べたように、中国は「発展途上国」と自称し、非伝統的安全保障協力を通じて欧米主導の国際秩序に反発し、むしろ自らの国際的影響力の向上と「大国」としての国際的影響力を追求している。中国は非伝統的安全保障をめぐる国際協力の中で主導的な役割にこだわっているように思われる。

本節の小括

本節では、中国が関与した非伝統的安全保障をめぐるアジア地域での国際協力を考察した。総じて言いえば、いまだに日中間の対立など多くの障害が残っているものの、非伝統的安全保障はアジアにおける国際協力の新しい可能性をもたらしている。その理由として

主に以下の3つにまとめることができる。

第1に、繰り返し述べてきた通り、非伝統的安全保障分野の国際協力が達成される可能性が他の協力分野より障壁が高くはないことである。確かに伝統的な視点から見れば、中国は多国間協議よりも、東南アジア各国との二国間関係を重視する傾向がある(川島 2017: 16)。しかし、多くの非伝統的安全保障問題における国際協力は共通の脅威を克服するものとして認識可能である。中国を含むアジア各国にとって、非伝統的安全保障をめぐる多国間協力の枠組みは共通の利益であるのみならず、何よりも新しい脅威に対応する必要な手段と考えられる。

第2に、ASEAN の存在がアジアにおける地域協力の協力枠組みを提供し、国家間の架け橋の役割を果たしている。上述のように、アジア地域における非伝統的安全保障協力の枠組みの多くは、ASEAN 内部の協力枠組みが拡張した形態になっている。また、ASEAN と日本、ASEAN と中国の間にそれぞれ結ばれる協力関係に鑑みると、複雑な国際関係の中で、ASEAN は多国間協力を促す存在になっている。

第3に、安全保障面で具体的な成果を期待する以上に、非伝統的安全保障問題をめぐる 国際協力の枠組みはアジアの国々の対話の機会を提供している。ASEAN と中国の国際協力 が示したように、非伝統的安全保障分野で構築された協力枠組みは特定の安全保障分野に とどまらず、類似した分野への相乗効果をもたらす可能性がある。また、対話の枠組みを 保つこと自体が、合意形成につながる第一歩であると言える。つまり、非伝統的安全保障 分野における国際協力は信頼醸成を創造する機会であり、場合によって次の合意を形成す るプラットフォームにもなり得るだろう。

第4章

事例研究:

新型コロナウイルス感染症からみた 中国の非伝統的安全保障危機管理体制 2020年1月から、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が爆発的に感染拡大し、国際社会に多大な影響をもたらしている。2022年2月において、その世界的流行はすでに全世界から570万人以上の命を奪い、世界各国に有効な防疫対策の必要性を改めて求めている。新型コロナウイルス感染症は最初に中国で確認され、2020年2月まで変異株を含めたほとんどの新型コロナウイルス感染症の感染者が中国で確認されている。しかしその後、中国は迅速な防疫体制を作り、短時間でマスク着用をはじめとする感染対策を徹底させた。その結果、中国における感染者数と死亡者数を徐々に抑えられ、数値から見れば同感染症の流行の封じ込めに一時的に成功したと言える。

特に新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延の中で、中国政府の防疫成果は世界の主要国の中で一線を画する存在になった。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で政府はどのような非伝統的安全保障体制を敷いたのかについて、まだ多くの疑問点が残されていると言わざるを得ない。例えば、中国は感染の爆発的拡大という緊急事態に対してどのような危機管理体制を導入したのか。なぜ中国政府は比較的容易にマスクの着用を普及させたのか。さらに、政府の危機管理体制の導入とマスク普及への過程からみて、その政府のガバナンスの有効性と問題点は何か。

これまで、中国の危機管理と非伝統的安全保障の特徴を権威主義体制から解釈する視点が多い。特にコロナ禍で、中国の感染防止対策は欧米諸国の政策とは大きく異なっており、それに対する多くの批判が存在している³⁵。しかし他方で、コロナ禍で投票を背景に設立された中央政府が多大な権力を委嘱されている民主主義政治体制の国家においては、中国のような感染拡大を封じ込めた国はほとんどない。そこで本章では、政治体制に帰結する議

がある。 Meng Jianguo (2020), "To Tame Coronavirus, Mao-Style Social Control Blankets China," the New York Times, March 17, 2020,

https://www.nytimes.com/2020/02/15/business/china-coronavirus-lockdown.html (Accessed June 30, 2022). Yuan li (2020), "In Coronavirus Fight, China Sidelines an Ally: Its Own People," *the New York Times*, February 18, 2020,

https://www.nytimes.com/2020/02/18/business/china-coronavirus-charity-supplies.html (Accessed June 30, 2022).

論ではなく、実際に中国政府が導入した具体的な政策とその実施過程を分析してみたい。 その中で、特に「戦時状態」の発令、マスク着用の普及と 2022 年上海における都市封鎖を 具体的な事例として取り上げる。

また、本章で扱われる「基層」という言葉の定義について、以下のように説明しておきたい。中国政治における「基層」という概念は基本的に「草の根レベルの末端組織」を指しており、「国家」や「政府」と対照的な意味として使われている(菱田 2010:6)。また、中国共産党規約では、「すべての企業、村、政府機関、学校、病院、科学研究機関、住民コミュニティ、社会組織、人民解放軍およびその他の基層組織においては、共産党員が3人以上いる場合、党の基層組織を設立する必要がある」と規定されている(人民網 2022)。そのため、中国における「基層」、または「基層組織」は広義的には「企業、村、政府機関、学校、病院、科学研究機関、住民コミュニティ、社会組織、人民解放軍などの草の根レベルの組織」を指している。この定義では、「基層」は中国社会のほとんどの組織を包括しており、むしろ「市民社会」または「草の根レベル」とほぼ同義的に使用されているように思われる。その一方、「基層」は狭義的には特に上述の組織で設置されている中国共産党の基層党組織を指している。「党の指導的地位」が社会全体で強調される中国においては、このような基層党組織は実質的に中国社会における末端組織の指導部であり、それらの機構や組織を代弁する場合も多い。それを踏まえ、本論文は前者を指す場合には「基層」という表現を使い、後者を指す場合には「基層」という表現を使い、後者を指す場合には「基層党組織」という表現を使う。

第1節 「戦時状態」の発令からみた中国の危機管理体制

2020年1月に新型コロナウイルス感染症が中国の湖北省を中心に蔓延し始めた。感染拡大の初期段階における地方幹部の情報隠蔽によって、感染対策を講じる最適な時期を逃したものの、中国政府は迅速な対応を行った。中央政府の指揮の下で、2020年1月24日より全国各地から医療隊が武漢市へ派遣され、さらに1月24日よりわずか10日間という短時

間で軽症者と隔離者を収容する臨時病院が建設された。

1月25日より、人口1200万を超える武漢市が一斉に都市封鎖(ロックダウン)され、生活に必要な物資や食料が政府によって調達され、配達された。中国政府はそれらを内外に公表し、その成果を訴えるかのように、まさに政府の求心力と動員力を示す事例と考えた。つまり、中国の中央集権体制と強大な動員力が、新型コロナウイルス感染症感染拡大後の危機管理体制の効果を引き出したと言える。

2020年4月以降全国における新規感染者数が抑えられた結果、中央集権体制の有効性を発揮する場が限られるようになった。今回実施された危機管理体制は、各地方政府が発令した「戦時状態」であった。「戦時状態」とは戦争状態、またはそれに準ずる状態であり、しばしば社会に対する特殊な管制や動員を伴う。しかし、2020年2月以降中国における「戦時状態」の発令は実質的に戦争時のような管制が伴うわけではなく、ほとんどの場合従来の防疫対策を強化する程度にとどまった(劉弘毅 2021b:6)。2020年5月から2021年1月までの間、「戦時状態」は中国の地方政府による防疫政策の中で頻繁に言及され、この時期において比較的に小規模の感染拡大に対する代表的な対策であると言える。

確かに「戦時状態」は一時中国の防疫政策で頻繋に使用されていたが、2021年に入ると、中国政府の態度は一転した。2021年1月16日に、中国の国営メディアの新華社は「『戦時状態』を濫用すべきではない」という題名の社説を発表した。この社説によれば、「戦時状態」は2020年の感染拡大の初期以降各地によって発令されているが、それは感染拡大への過剰反応であり、地方政府の責任転嫁であると指摘されている(新華網2021)。その後、中国地方政府は防疫政策としての「戦時状態」を発令することを控えた。管見の限り、2020年2月から2021年1月まで、「戦時状態」の発令は北京市、河北省、新疆ウイグル自治区、遼寧省、吉林省、雲南省、黒龍江省などの地域で合計14回に上ったが、その以後は発令されていない。

本来、「戦時状態」や「緊急事態」を宣言する権限は、人民代表大会(およびその常務

委員会)と国務院の役割である(中華人民共和国中央人民政府 2018)。しかし、新型コロナウイルス感染症感染拡大の中で、「戦時状態」を発令したのは中央政府の機関ではなく、各省レベルや市レベルの地方政府であった。そのため、新型コロナウイルス感染症感染拡大の中で発令された「戦時状態」には法的根拠が欠いており、実質的には通常のいわゆる危機管理体制に過ぎなかったと言える(劉弘毅 2021b:2)。それらの背景を踏まえ、本節は「戦時状態」の実態を説明する上、「戦時状態」が一時中国で多用されていた後、実質的に禁止された理由を分析する。

「戦時状態」が中国で使用された経緯

2020年1月より、中国湖北省の武漢市を中心に、新型コロナウイルス感染症が急速に中国全域に拡散した。その中で初めて「戦時状態」を発令した地域は、同じ湖北省に属する十堰市の張湾区であった。十堰市は武漢市と地理的に近いことから、2月に入ると感染者が急増している。その背景の中で、十堰市に属する張湾区は2月12日に「戦時管制」を実施すると宣言し、その具体的な措置として、2月13日より張湾区は全面的封鎖を実施すると共に、すべての住民に強制的隔離の義務を課した。また、隔離された住民の生活に必要な食料品などは政府によって調達し、配分される(湖北省人民政府2020)。この「戦時状態」の宣言において、すべての住民は無条件で政府の防疫に協力すると義務付けられ、仮にその管制政策に違反した場合に法律に依拠して拘束されると規定されている。そして、この対策について張湾区政府は「この特殊な時期において、(戦時管制は)やむを得ない対策である」とし、その政策を正当化しようとした(澎湃新聞2020)。

当時十堰市張湾区で実施された「戦時管制」は、確かに戦争のように住民を厳しく管制し、生活に必要な物資を管理しているが、決して特殊な対応というわけではなかった。実際に、当時中国のほとんどの地域において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進行している。その封じ込め政策として、全面的なロックダウンや住民の強制隔離を含む危機

管理政策が中国全国範囲で実施されていた。ただ、この時期において、十堰市張湾区と同様に「戦時状態」を明確に発令した地域はなかった。

2020年4月以降、中国本土における大規模な新型コロナウイルス感染はまれであり、全国規模で感染が実質的に封じ込められていった。その一方、2020年5月以降、中国の地方防疫政策の中で、「戦時状態」はかえって頻繋に使用されるようになった。そのきっかけとなったのは、2020年6月に首都の北京市で発生した感染拡大であった。2020年6月の上旬より、北京市で新型コロナウイルス感染症が再び蔓延し始めた。今回の感染拡大の源と拡大初期の感染経路は共に不明瞭であるため、一時多くの北京市民がパニック状態に陥る事態となった36。それを受け、北京市政府は6月13日に感染拡大の進行が特に深刻な豊台区における「戦時状態」を発令し、6月15日に同様に深刻な感染拡大に直面する門頭溝区、朝陽区と大興区における「戦時状態」を発令した。その具体的な対策として、接触者の把握と疫学調査、そして全住民に対する自粛要請が行われた。

2020年6月に北京市で発生した新型コロナウイルス感染拡大の中で、「戦時状態」を発令した北京市政府の判断は一定の合理性を持つだろう。まず、当時北京市における感染者数の急増は、すでに地域住民にパニックをもたらしている。6月11日から6月15日まで北京市の新規感染者数は106人に上った。この数値は、すでに2020年2月新型コロナウイルス感染症が初めて北京市で流行した時期の水準に近い。そのため、今回の感染拡大は、北京市民に2020年2月の状況を想起させたかもしれない。その背景の中で、「戦時状態」の発令は北京市政府の政策を正当化するのみならず、さらに防疫を徹する決意を示すことにより、北京市政府への信頼回復に貢献する効果を有している。そして、北京市で「戦時状態」が発令された理由として、首都という特殊な地位は無視できない。もし北京市におけ

⁻

³⁶ 例えば、6月 12 日、今回の感染拡大の中心となった北京新発地食品卸売市場のサーモン用まな板で、新型コロナウイルスが検出されたという報道がネット上で拡散されていった。それを受け、北京市におけるサーモン販売の禁止と北京市民によるサーモンの不買運動が発生した。以下を参照されたい。BBC News (2020) "Coronavirus Beijing: Why an outbreak sparked a salmon panic in China," June 18, 2020, Accessed June 30, 2022: https://www.bbc.com/news/world-asia-china-53089137.

る感染拡大対策が失敗した場合、甚大な被害が出る上、中国政府の正統性にも大打撃を与えるだろう。そのため、「戦時状態」の発令は、北京で迅速かつ有効な対応が求められた結果であると言えよう。

北京における新型コロナウイルス感染拡大が収束した後、「戦時状態」の有効性は中国政府によって高く評価された³⁷。特に 2020 年 7 月、中国国務院副総理の孫春蘭が視察の際に「(新型コロナウイルスによる)感染が確認された場合、すべての地域と部門は直ちに戦時状態に入る必要がある」と指示を出したことは、政府の姿勢であったと判断しても差し支えないだろう(人民日報 2020)。その結果、2020 年後半より、「戦時状態」は多くの中国地方政府の代表的な防疫政策となった。表 4-1 は新型コロナウイルス感染症感染拡大後、中国で発令された「戦時状態」の事例をまとめたものである。

表4-1. 新型コロナウイルス感染症流行後に中国で「戦時状態」が発令された主な事例

「戦時状態」の対象	「戦時状態」が発令	地域住民の	発令時当該地域の	発令の主体	主要な措置
	された時間	規模	新規感染者数		
湖北省十堰市張湾	2020年2月12日	41.5万人	536人	張湾区政府	全面的ロックダウン、住民強制隔離
区					(ステイホーム)
吉林省舒蘭市	2020年5月11日	60.8万人	13人	吉林省政府	接触者の把握と隔離、部分的ロック
					ダウン
北京市豊台区	2020年6月13日	202.5万人	5人	豊台区政府	疫学調査を実施、接触者の把握と隔
					離、PCR検査対象を拡大
北京市門頭溝区	2020年6月15日	34.4万人	106人(北京市全体)	北京市政府	疫学調査を実施、接触者の把握と隔
					離
北京市朝陽区	2020年6月15日	347.3万人	106人(北京市全体)	朝陽区政府	疫学調査を実施、部分的ロックダウ
					ンを実施
北京市大興区	2020年6月15日	171.2万人	106人(北京市全体)	北京市政府	疫学調査を実施、接触者の把握と隔
					離

³⁷ 例えば、『人民日報』は北京市による対応が「迅速かつ有効である」と評価している。 以下を参照されたい。「北京新発地疫情阻撃戦的十個瞬間」(北京新発地からの感染拡大 を阻止する作戦における10のスナップショット)『人民日報』、2020年7月29日、第7 面。

	i e				
新疆ウイグル自治	2020年7月16日	355.2万人	17人	新疆ウイグル	疫学調査を実施、全住民にPCR検査
区ウルムチ市				自治区政府	を要請
雲南省	2020年9月19日	4858.3万人	0人	雲南省政府	辺境と空港における検疫の強化、基
					層管理体制の再確認
山東省青島市	2020年10月13日	1007.18万人	6人	青島市政府	防疫体制の再確認、疫学調査を実施、
					全住民にPCR検査を要請
遼寧省大連市	2020年12月20日	598.7万人	2人	大連市政府	疫学調査を実施、全住民にPCR検査
					を要請
北京市順義区	2020年12月26日	122.8万人	2人	順義区政府	疫学調査を実施、全住民にPCR検査
					を要請
遼寧省瀋陽市	2020年12月30日	832.2万人	2人	瀋陽市政府	疫学調査を実施、全住民にPCR検査
					を要請
黒龍江省黒河市	2021年1月2日	158.1万人	4人	黒河市政府	疫学調査を実施、全住民にPCR検査
					を要請
河北省石家庄市	2021年1月3日	1103.1万人	4人	石家庄市政府	従来の感染防止対策を強化、全住民
					にPCR検査を要請

出典:劉弘毅 (2021b: 4-5) 基づいき修正加筆。

このように、2020年2月から2021年1月までに中国で発令された「戦時状態」の特徴を 分析すると、中国の危機管理体制における中央と地方の関係について以下の4点が指摘で きよう。

第1に、新型コロナウイルス感染症に対する危機管理体制の発令主体は、中央政府ではなく、各地方政府である。本来、「戦時状態」や「緊急事態」の宣言は中央政府の権限であるが、コロナ禍で地方政府が発令した「戦時状態」は憲法条項と異なっている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症は中国における緊急事態であり、地方政府が「戦時状態」や「緊急事態」として宣言しても疑問視されなかった。その結果、実際の「戦時状態」を発令する権限が中央政府から地方政府へと委ねられた。「戦時状態」の発令をめぐる問題は、非伝統的安全保障分野における地方政府の自主権が象徴される事例となった。

第2に、「戦時状態」の発令条件は基本的に大規模な感染が確認されたことであるが、

特に 2020 年 9 月以降、その基準が大きく下がったことが分かる。例えば、2020 年 7 月までの「戦時状態」の発令はほとんど、当該地域で 10 名を超える新規感染者に対する反応であった。しかし、2020 年 9 月以降に「戦時状態」が発令された地域の新規感染者数はわずか10 人未満であった。特に、雲南省は 2020 年 9 月 19 日に「戦時状態」を発令したが、その時点で雲南省における新規感染者は数名の入国者にとどまっており、本土における新規感染者が確認されていない。このように、何百万人ないし何千万人の人口を持つ地域と少人数の新規感染者数を有するだけの地域が一斉に「戦時状態」の対象地域になる必然性には疑問が残る。このような政府の過剰な反応は、地方政府への責任転嫁であると言わざるを得ない。

第3に、「戦時状態」が発令された地域は最初区レベルや人口の少ない市に限定されていたが、その後徐々に人口の多い市または省レベルに拡大していったことが分かる。例えば、「戦時状態」が6月に北京で発令された際に、北京全域ではなく、特に感染拡大が深刻な4つの区に限定された。このような対応は、地方政府が対象と規模を見極める上で実施した防疫政策であると言えよう。しかし一方、2020年9月の雲南省の場合、「戦時状態」の対象は雲南省全域に広まった。確かに、雲南省は東南アジアの複数の国と国境線を共有しており、深刻な防疫状況に直面しているが、国境地域以外の部分も一律に「戦時状態」の対象となったのは、雲南省政府による過剰な対応であるというべきだろう。実際に、2020年2月2021年1月までの間に、中国で感染拡大が発生した地域が多く存在するが、その中で「戦時状態」を発令したのは表41で表された一部のみであった。

第4に、「戦時状態」が発令される際に、各地域の感染状況などは一定の規律性を有しているが、「戦時状態」の具体的な対策は地域によって大き異なっている。一般的には、新型コロナウイルス感染症の対策として、隔離、疫学調査、医療体制の整備、水際対策などが挙げられる。「戦時状態」が発令された地域で導入された防疫政策も概ねそれらに属するが、それらのいずれも「戦時状態」と必然的につながっているとは言い難い。実際に、

当時「戦時状態」を宣言していない中国の地域においては、ほぼ同じ防疫政策が導入されていた。つまり、「戦時状態」は具体的な政策というより、むしろ中央政府と一部の地方政府によるあいまいなプロパガンダであったと言えよう。その理由は、中央政府は「戦時状態」の発令を指示したが、その意味について具体的に指示していないためと考えられる。このように、2020年2月から2021年1月まで新型コロナウイルス感染症の流行の中で、中国の地方政府は防疫政策としてしばしば「戦時状態」を打ち出している。その背景には、地方政府が徹底的な対応を強調し、通常と異なる防疫対策を正当化しようとする狙いが窺える。その結果として、「戦時状態」の発令が一部の地方において、迅速な対応と地域住民の不安の解消にある程度貢献している点は否めない。しかし一方、その法的拘束力の欠如により、「戦時状態」の発令は明確な基準や具体的な措置を備えていない。特に2020年の後半期に入ると、「戦時状態」は多くの地域に濫用される傾向が顕著になったため、2021年1月より「戦時状態」という防疫政策が中国の中央政府によって禁止されたのである。

「戦時状態」が発令された原因とその問題点

「戦時状態」が一時中国政府に頻繋に言及された背景には、新型コロナウイルス感染症の拡大に対する中国政府の初動が遅れた点がある。当時国内と国際の両方から批判を浴びた中国政府にとって、新型コロナウイルス感染症への封じ込めは現実の問題であると同時に、感染拡大における初期対応で失われた信頼と正統性を挽回する機会でもあった(松田2020:40)。そのため、6月から新型コロナウイルス感染症が再び中国で蔓延し始めた中で、「戦時状態」は迅速な対応にと考えられたのみならず、中国政府による徹底的な防疫体制を強調するプロパガンダとしても利用された。また、安全保障化理論の視点から見れば、このような対応は、新型コロナウイルス感染症における中国政府の非常時の統制を「民衆の生命を守るために必要な手段」として正当化しようとする試みでもあった。この点から見れば、「戦時状態」の発令は、これまで中国で行われた非伝統的安全保障問題の安全保

障化と類似の論理を有している。

October 15, 2020,

そして、改めて中国における新型コロナウイルス感染症の防疫体制を考えると、中央政府が多大な権力を握る一方で、地方政府も一定の自主権を持っているということである。 それは、現場の状況をより理解している地方政府による迅速な対応を求めているためかもしれない。結果として、中国の地方政府による「戦時状態」の発令は、新型コロナウイルス感染症感染拡大を阻止する上で、柔軟な対応策として一定の役割を果たしたと言える。

しかし他方で、地方に権限を委ねたことは、同時に地方が感染防止に失敗した場合の責任を取ることを意味する。新型コロナウイルス感染症の中で、地方の責任者が防疫失敗を理由に職位を交代される事例が多数起きている一方で、中央の指導者が責任を取る事例が見られなかった38。その結果、地方政府は感染拡大のリスクを最小限に抑えるために、発令基準や対象地域を細分化せず、必要以上に「戦時状態」を宣言する傾向が生じたのである。ましてや、2020年中国で頻繁に行われた「戦時状態」の発令は実質的に法的根拠を持たず、地方政府の判断に委ねた制度であることもすでに指摘した通りである。そのため、「戦時状態」の発令は、実質的に中央政府が自らの責任を地方政府へ転嫁する結果であると言えよう。さらに、このような地方政府への責任転嫁は結局地方の過度の防疫対策と直結し、それが地域住民に必要以上の自粛を強いるなどの混乱を引き起こしていたと指摘しておきたい。

また、中央政府から地方政府へ転嫁された防疫の任務は、基準と対策が曖昧なままであり、地方政府にとっても不都合な責任である。そのため、中央政府同様に、地方政府も防疫に伴う責任を基層レベルに転嫁し、基層レベルの過剰な反応と責任逃避を招く場合もあ

³⁸ 例えば、2020年2月以降、中国で感染拡大の封じ込めに失敗した理由で解任された地方責任者に関する報道として、次のようなものがある。Steven Lee Myers (2020) "China Outs 2 Party Officials Amid Outrage about Coronavirus Response," *the New York Times*, February 23, 2020, https://www.nytimes.com/2020/02/13/world/asia/china-coronavirus-xi-jinping.html (Accessed June 30, 2022), AP News (2020) "China fires 2 health officials following new virus break," *AP News*,

https://apnews.com/article/virus-outbreak-asia-pacific-china-qingdao-065e74102f202c055e6f7a01ce c622af (Accessed June 30, 2022).

った。例えば、2022年1月に、西安市における感染拡大の中で、一人の妊婦が PCR 検査を受けていない理由で入院が拒否され、後に流産した事件が起こった (Davidson 2022)。この悲劇は基層担当者の無責任な行動として捉えられがちである。しかしその背後には、地方政府が過度に防疫対策の基準を上げ、新規感染者の出た責任を基層に転嫁させたためと考えられる。基層レベルは実際に防疫対策を実施する立場にいるため、その責任転嫁の問題は結局一般民衆に信頼の欠如という消極的な影響を及ぼしてしまう。

以上のように、新型コロナウイルス感染症感染拡大の初期段階では、中国政府の中央集権体制が感染収束に多大な役割を果たしていたと言える。また、感染の封じ込めに成功した後も、「戦時状態」を発令することで中国の防疫システムに一定の効果を発揮させた。しかし他方で、「戦時状態」の発令権限とそれに伴う責任を中央から地方へ転嫁させた結果、地方政府が過度の防疫対策をとり、さらに基層へと責任転嫁が起きてしまったと思われる。本節で論じられてきたように、新型コロナウイルス感染症における中国の危機管理体制は、中国政治における中央から基層までの多層からなるヒエラルキー関係を浮き彫りにした。また、一部の学者から指摘されたように、このような中央と地方との関係は、迅速かつ有効な防疫体制を築き上げる「強靭性」をもたらす反面、責任逃避や防疫体制の混乱をもたらす「脆弱性」をももたらしかねないということである(伊藤 2020)。

第2節 感染拡大後の中国におけるマスクの普及とそれに関する政策

新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延の中で、東アジアの多くの地域社会は欧米と異なり、マスク着用の普及において一般市民からの抵抗は比較的に少なかった。例えば日本と韓国の民衆はマスク着用に協力的であり、コロナ禍で比較的に感染者数が抑えられている39。日本や韓国など、類似した文化を持つ東アジア地域のように、中国にもマスク着用す

³⁹ 日本におけるマスク着用の文化と社会的習慣については以下の文献を参照。堀井光俊 (2012) 『マスクと日本人』、秀明出版会。また、韓国における感染の封じ込めとマスク 着用の状況について以下の文献を参照。Max Fisher, Choe Sang-Hun (2020), "How South Korea Flattened the Curve," *the New York Times*, March 23, 2020,

る文化があると解釈されがちである。

しかし実際に、隣国の日本や韓国と異なり、中国は複数の伝染病流行を経験してきたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症流行までマスクを着用する衛生上の習慣があまりなかった。中国で新型コロナウイルス感染症が流行し始めた頃、ほとんどの家庭には予備マスクを持っておらず、一時期圧倒的なマスク不足やマスク買占めが起きたのがそれを示している。むしろ中国社会における衛生習慣の欠如と民度の低さが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に直結しているとも指摘された(丁ら 2020: 252)。そのため、中国がマスク着用の義務付けに成功した理由を 2020 年以降の中国政府の政策から理解すべきである。

中国の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、中国政府の非伝統的安全保障体制の導入とマスク着用義務を普及させた過程を考察し、その上で、政府が導入した非伝統的安全保障体制とマスク普及の有効性と問題点を指摘してみたい。そこで、本節では2020年1月新型コロナウイルス感染症が中国で感染拡大し始めた時期からの経緯を整理し、中国政府が導入した政策と対応を分析する。

また、本節は中国社会と国民の反応にも触れるが、その場合主に中国国営メディアを含む新聞記事などを利用する。ネット世論ではなく、中国国営メディアの報道を多数取り上げる理由は、中国政府が長い間、ソフトウェアとフィルターでネット世論を管理していると指摘されており(Brady 2008: 145)、むしろ中国政府に不利な言論は削除される傾向があるためである。それに対して、新聞紙は政府のプロパガンダを反映していると思われがちであるが、市場化改革とともに、実際には世論の動向を受け入れている一面を有している(Stockman 2011)。

朱建栄の分析によれば、2020年新型コロナウイルス感染症感染拡大の中で、中国のネット社会で不満が大量に噴出し、一時期政府もコントロールしきれない状態になっていた(朱

https://www.nytimes.com/2020/03/23/world/asia/coronavirus-south-korea-flatten-curve.html (Accessed June 30, 2022).

2020)。そのため、当時ネット上で投稿された言論はすでに削除されている可能性が高い 一方で、当時の新聞記事はむしろ世論に迎合し、社会の状態を客観的に記録する資料とし て一定の価値があると考えられる。

感染拡大当初におけるマスク不足と買い占め問題

2019年の末より、武漢市における「原因不明の肺炎」に関する報道と情報が SNS に取り上げられ、武漢市の一般市民を恐怖に陥れた。その結果、武漢市の人々はマスク購入へと動いた。特に 2020年1月から感染が急速に拡大したが、この新しい感染症に対する確固した情報がまだ少なかったため、多くの人々はパニック状態に陥った。

1月25日に武漢市がロックダウンを開始した後、マスクをはじめとする医療物資が圧倒的に不足していると報道された(王と張2020)。その結果、防疫対策として、全国規模で人々はマスクを大量に買い始めた。しかし、1月24日より、全国のマスク工場とマスク代理会社がすでに中国政府の管制下に置かれたために、マスクが入手困難になった(王2020)。ましてや、新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた時期はちょうど中国の旧正月休みと重なり、その影響で休業中のマスク工場も多数あった。

このように、政府による統制、一般市民にマスク着用の習慣がなかったこと、需要が大きく生産量が小さいこと、買い占めが発生していることなどにより、一時マスクの値段が高騰し、簡単に入手できなくなった。生産コストが 0.3 元 (約6円) であったマスクが 1月23日に 0.6元 (約12円) に、1月28日に 2元 (約40円) に値上げされたと報道されている (新京報 2020)。また、1月28日湖北省で本来 0.6元 (約12円)のマスクを 1元 (約20円)で販売した薬局が政府に罰金を科さられたという報道に対し、ネットから「それは十分合理的な値段だ」や「私のところでは 1個5元で取引されている」という批判の声が相次いだ (澎湃新聞 2020)。

新型コロナウイルス感染症流行の中で、中国は一日少なくとも 1000 万から 1500 万個の

マスクを消費すると試算された(質ら 2020)。マスクの需要を満たすために、中国政府はマスク工場を最大限に稼働し、さらに本来マスクと異なる生産ラインをマスク生産ラインに改造し、そのために製造免許を短期間で供与するなどの動きを見せた(鄒 2020)。それにもかかわらず、当時の国内工場での製造は 1 月 29 日に 800 万個分、2 月 2 日に 1200 万個分の生産量で消費量に追いつかなかった。その背景の中で、海外からのマスク輸入が重要になったが、1 月 30 日に WHO が新型コロナウイルス感染症を「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」と宣言したことで、海外からのマスク輸入も困難になった。このように、マスク不足が国民に大きな影響をもたらしたのである。「マスクある?」が日常的な挨拶になるほど、マスク不足が揶揄され(賀 2020)、一般国民の最大の関心事となった。換言すれば、新型コロナウイルスに関する情報不足がマスク不足へと連動し、マスクの重要性を知らせる重要なきっかけとなったと言える。結果的に、中国におけるマスク着用の普及を発展させることになった。

中国政府によるマスク普及の宣伝

新型コロナウイルス感染症感染拡大の初期段階において、この「新しい伝染病」について確固とした情報が少なく、国民と医療従事者に大きな負担と恐怖をもたらした。それに対して、中国国家疾病予防管理センターが1月末に『新型コロナウイルス感染症の公衆向けガイドブック』を出版した。同ガイドブックはマスクの着用における注意事項や、公共施設におけるマスクの着用の必要性を紹介した。それと合わせ、2月の初頭から、多くの地域の交通機関と公共施設では検温が始まり、マスク着用が入構の必須条件となった。

マスクの着用において、政府は広報に力を入れたが、同時に制約も多かった。まず、マスクの圧倒的不足の中で、マスクを入手できない国民が大勢存在していた点が挙げられる。 特に、中国の農村部は都市部と異なり、マスク普及に関する制度、物資や衛生意識における準備が整っていなかった。全国の感染状況が深刻する2月初頭においても、多くの農村 部におけるマスクの普及は追い付かず、住民の外出を一律に控えるようにと繰り返し促す 農村地域もあった(尤 2020)。そのため、マスクが普及していくまでの初期の段階では、 全国のマスク着用に関する規制は比較的緩やかであった。

また、当時マスクに関する情報が多い一方で、政府でさえすべての情報を正しく把握していなかった。例えば、2020年2月4日、広東省疾病予防センターがマスク着用に関するガイドブックを作成しました。そのガイドブックの中で、「マスクが入手できない場合、口と鼻を覆う布製品などを使うべき」、「やむを得ない場合、マスクの反復利用もあり得る」と記されている。しかし、その翌日同センターがそのガイドブックの第2版を更新し、第1版のガイドブックの使用を禁止すると発表した。第2版の中では、「綿マスク、スポンジマスク、活性炭マスクはウイルス感染に対する保護効果がない」と記されており、マスクの反復利用に関する記載も削除されている。

また、当時多くの地域がロックダウン状態であり、伝統的な広報手段が限られていた。 そのために、マスク普及の過程で、ネットインフルエンサーの影響力を有効に発揮した。 例えば、新型コロナウイルス感染症の第一線で活躍した鐘南山医師や張文宏医師などの人 物が頻繁にメディアに取り上げられ、一般国民の中で大きな人気を博した。

2月24日、復旦大学が企画した「新型コロナウイルス感染症対策授業」が動画サイト「Bilibili」で生放送され、復旦大学医学院教授でもある張文宏医師がマスク着用や防疫対策について紹介した。同生放送の視聴者が10万人以上となる人気を博した報道とされた(張と孫2020)。また、動画投稿サイトや動画投稿アプリもマスク着用を普及する手段となった。2022年2月時点で、張文宏医師の抖音(中国版のTik-Tok)でのフォロワー数は210万に達している。

公共の場でのマスク着用を一般市民に浸透させた政府の対応策

中国政府は感染拡大中のみならず、感染拡大を封じ込めた後もマスク着用の義務付けを

求め、2022 年 12 月まで持続させている。コロナ禍で、政府はマスクの未着用行為に対して 強制手段は用いず、勧告に依拠する一方で、公共機関及び施設に対する強制力を高めるこ とで、問題を解決させる仕組みを作っている。

2月7日に、上海市で一人の男子がマスク未着用のため地下鉄の改札で駅係員と争い、その後公安部門に拘留される案件が報道された。メディアによれば、これがコロナ禍の上海で初めてマスク未着用が起因となった違法事件であるとされている(捜狐網 2020)。ちなみに、「マスク未着用で拘束される」と注目されがちなこの事件の中で、実際にマスクの未着用のみならず、「駅入構が拒否されて強行突破しようとし、駅係員に暴力を振るった」という説明もあった。実際に、コロナ禍の中、中国全土で類似した案件が複数起きており、それら処罰はほとんど「中華人民共和国の公安行政処罰法」に依拠している。同法律の関連する条文は以下のように記載されている。

「第23条 次のいずれかの場合に当てはまる者は、警告または200元以下の罰金を科す。違法状況が深刻な場合は、5日以上10日以下の拘留と500元以下の罰金を科す。(中略) (2) 駅、港、埠頭、空港、ショッピングモール、公園、展示ホール、またはその他の公共の場所の秩序を乱す場合。(3) バス、路面電車、電車、船、飛行機、またはその他の公共の交通手段の秩序を乱す場合。(中略)

第50条 次のいずれかの場合に当てはまる者は、警告または200元以下の罰金を科す。違法状況が深刻な場合は、5日以上10日以下の拘留と500元以下の罰金を科される。次のいずれかの場合に当てはまる者は、警告または200元以下の罰金を科す。違法状況が深刻な場合は、5日以上10日以下の拘留と500元以下の罰金を科される。(1)緊急事態において、人民政府によって発令された決定または条例の実行を拒否する場合。(2)国家機関の従業員が法律に従って職務を遂行することを妨害する場合(以下略)」(出典:『中華人民共和国治安管理処罰法』、中華人民共和

国中央人民政府、http://www.gov.cn/flfg/2005-08/29/content_27130.htm (閲覧日: 2022 年 6 月 30 日、下線部及び翻訳は筆者による)。

このように、中国の法律においてマスク未着用に対する処罰は比較的限定されていたことが分かる。確かに、マスク着用の義務付けは中国政府によって決定されたが、前述のように、「緊急事態」の発令は国務院の権限であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後には発令されたわけではいない。つまり、公共の場におけるマスク着用の義務付けは、「緊急事態」下における政府の発令ではなかった。

一方、公共施設の従業員は多くの場合国家公務員ではなく、従ってマスクの着用を促す 行為も国家機関の従業員による職務遂行とみなされない場合が多い。さらに、マスク未着 用だけでは「公共秩序を乱す行為」とは判断されにくい。これらのことから、現存の制度 において、公共の場におけるマスクの未着用が法律違反に該当するかは曖昧であり、した がってそれだけの理由で処罰することは困難であると思われる⁴⁰。

換言すれば、既存の法律の改定が行われない限り、マスク着用に関する強制は法律の根拠が欠いており、実質的に国民の理解と協力を求める形になっている。その場合、国民の政府を信頼する度合いが決定的になる。つまり、制度的な根拠を欠いている中国の防疫対策において、比較的に有効性を発揮できたのは、国民が政府に対してかなり信頼していたことが背景にあったためと言えよう。

その一方で、すべての国民にマスク着用の義務付けについて理解を得ようとした場合、 丁寧な説明とそれに伴う多大な仕事の量が必要であったと予想される。その場合、政府機 関のみでは対応が困難であったと思われる。中国の場合、新型コロナウイルス感染症の中

⁴⁰ ちなみに『中華人民共和国突発事件応対法』の第 66 条は、「組織または個人が地方政府およびその関連部門によって発した決定または命令に従わない、またはそれらの行動に協力しない上、それが治安管理に違反した場合、公安機 関は法律に従って罰則を課す」と規定している。なお、マスクの未着用が「治安管理の違反」に当てはまるかについては、その基準もまた曖昧である。

で、国家公務員のみならず、基層幹部、住民委員会や各公共施設の従業員がマスク着用を 督促する役割を果たしている。彼らの働きなしに、中国でマスクを短時間に普及すること は非常に困難であったろう。

また、仮にマスク着用の義務に協力しない人々がいた場合、このような仕組みの中で生起する衝突が「政府と個人」から「従業員と個人」へと変換されることで、比較的小規模の範囲で抑えられことになる。実際にマスク着用に非協力的な態度をとり、従業員らと言い争う人々が現れても結果的に公安部門の出動が遅らせることになるので、コロナ禍でかなり貴重な公安部門の資源の節約になるものと思われる。

以上の点から、政府におけるマスク着用の強制と管理の関係には独自の戦略が窺える。 既存の法律にはマスク着用と関連する条文が複数存在しているが、そのいずれも基準が曖昧であり、マスク着用の義務付けの法的な根拠としては疑問が残る。そのため、中国政府はマスク着用を公共施設への利用の必須条件とは規定するものの、実質的には国民の協力を求める仕組みになっている。国民の政府への信頼と基層幹部や従業員の働きによって、その仕組みは高い効果を発揮してきた。その結果、中国でのマスク着用が一般の人々の生活に浸透し、日常生活における不可欠な一部として定着していったと思われる。

上海のマスク着用に関する政策導入

上海市はコロナ禍で、国際航空便の4割を引き受けており、毎日多くの入国者を受け入れているため、新型コロナウイルス感染症の侵入を水際で防ぐ最前線の都市である。実際、防疫の成果は中国の都市の中でもずば抜けて優れていると評されている(中国中央広播電視総台2021)。本項では上海のマスク着用をはじめとする防疫対策を検証し、その特徴を探る。

まず、2月8日に上海新型コロナウイルス感染症予防管理指揮部が「公共の場における検 温の実施とマスクの着用に関する通知」を出している。同通知では以下のような規定が出 されている。

- 1. 上海の空港、駅、長距離バスの駅、地下鉄の駅、医療・保健機関、ショッピングモール、スーパーマーケットなどの公共の場所に立ち入り、または交通機関に搭乗する人は、マスクを着用し、検温に協力する必要がある。協力しない場合、スタッフはその入場を拒否できるものとする。
- 2. この通知の受け入れを拒否し、公共の場所で秩序を乱したり、公共の安全に危害を加えたり、国家機関の従業員の職務遂行を妨害したりした者は、法律に従って処罰を科す。

(以下略)

勧告と推奨の範囲にとどまる中央政府の規定と比べと、上海市の防疫対策の規定は厳格と言わざるを得ない。また、「公共の場所」の定義も曖昧であるため、実際にその規定を必要以上に解釈する施設もある。前述したように、このような体制を敷くには市民の理解と協力、および基層レベルの動員が必要である。その結果、上海市は迅速に防疫体制を整え、基層公務員や基層党組織を動員した。例えば2月12日まで地下鉄の全412駅に検温の設備を配置した上、各駅の改札でマスク着用の督促と検温を担当する駅係員を配置したと報道されている(劉朝暉2020)。

また、上海における基層レベルの防疫対策について、本項では中国移動通信(China Mobile、以下は「中国移動」と略す)の従業員防疫ルールを引用し、中国共産党の統制が届く国有企業の従業員の中のマスク着用に関する実態を分析する。中国移動は中国国有の移動通信業者であり、世界最大の携帯電話通信業者である。2020年2月、中国移動の上海支社が全従業員に以下の通知を送った。

中国移動上海支社の従業員への通知(2020年2月)

- 1. 従業員の安全と衛生意識を呼びかける。個人の保護対策を徹底し、頻繋に手を 洗い、衛生を意識し、室内で換気が悪い場所や混雑の公共場所に行くのを控え、外 出の際にマスクを正しく着用する。
- 2. 従業員の徒歩や車運転での通勤を推奨する。公共交通機関の利用をできるだけ控え、通勤での感染を防ぐ。
- 3. 従業員は出勤する前に必ず検温する。体温が 37.5 度以上の場合、従業員の自宅 隔離を推奨する。
 - 4. 使用済みの酒精綿のポイ捨て禁止。消毒液を酸性物質と混ぜてはいけない。

この通知から、上海の基層レベルにおける防疫対策は上海市当局が発表した防疫対策よりも厳しい内容であることが分かる。例えば、上海市当局の通知では「公共の場でマスクを着用する」ことが義務付けられているのに対し、中国移動の場合、「外出の際にマスクを着用する」と規定されている。これは、地方政府が防疫実施に失敗した場合の責任を中国移動に押し付けているのではないかと考えられる。つまり、前述の「中央政府から地方政府への責任転嫁」と一致しているように思われる。

また、2022年1月に、中国移動上海支社は全従業員に以下の通知を送った。

中国移動上海支社の従業員への通知(2022年1月)

- 1. 従業員が上海以外に移動する場合に関する規定
- (1) 従業員は許可なしに海外に移動(または経由)することを禁止する。防疫リスクが中または高の国内地域への移動を極力控え、それ以外不必要な移動を控えるべきである。
 - (2) 上海を離れる場合、従業員は予め旅行情報と個人健康情報を申告し、部門の

担当責任者に許可をもらう必要がある。

- (3) 従業員は上海を離れる間、衛生と安全措置を徹底し、関連症状が出た場合や高リスク地域を経由する場合必ず報告する。滞在地域が高リスク地域になった場合、高リスクが解除されるまで上海へ戻ることを先送りにすべきである。
- (4) 従業員が上海に戻ってからの 48 時間以内に PCR 検査を受け、陰性結果を提出してから職場に復帰する必要がある。また、従業員は一週間の自主健康観測を行い、毎日検温し、混雑な場所を避け、マスクを正しく着用する。
- (5) 各部門は従業員の移動の状況を記録し、従業員が職場に復帰する前に必ず PCR 検査の結果と安全状況を確認する。

(中略)

4. 従業員は自身の健康に徹底的に注意すること。マスクを正しく着用し、社交には 距離を保ち、個人衛生を意識すべきである。会食の人数は 10 人以下を推奨し、参加 者が 5 つのテーブルで収まらない宴会を開く場合、各住民委員会に報告するべきで ある。

(以下略)

2022 年 1 月において、新型コロナウイルス感染症感染拡大からすでに 2 年が経ったが、世界中の収束の兆しはまだ見えないままである。中国の基層における防疫対策も緩むことなく、厳しい制限が続いている。特に、従業員が許可なしに当該地域以外への移動を禁止することはそれを象徴する事例である。

新型コロナウイルス感染症流行の中で、このような移動制限は国有企業のみならず、中国全国の政府機関や国立教育機構でもほとんど同様に科せられている。なぜならば、国有企業や政府機関などのように、党の統制が届く機関の中で厳しい制限が可能なのは、基層従業員への動員力と組織力があるためである。例えば、上述の中国移動の通知から見れば、

従業員の移動や健康状況を把握する担当の責任者が存在していることが分かる。もし従業員が規定に疑問や不満がある場合には、責任者が該当者へ説明を行い、従業員の理解を求める仕組みになっていると推察される。

中国におけるマスク着用の普及に向けた対策の有効性と問題点

以上、中国のマスク着用の普及過程を考察してきた。その結果、政府がマスク着用を普及させる上で敷いた政策の有効性について、以下の4点から評価が可能と考えられる。

第1に、中央集権体制下では、政府の統制で重要な物資の生産を促進することができる。 中国政府がマスクなどの医療物資を政府の統制下に置いたため、マスクなどの生産が短期 間で軌道に乗り、結局中国におけるマスクの早期の普及を可能にした。

第2に、中国政府が自身の権威を利用し、マスク着用などに関する情報を正確に発信し、 国民の不安を減らす同時に、マスク着用の必要性を国民に知らせた。

第3に、新型コロナウイルス感染症感染拡大の中で、中国政府が基層党組織を通じて社会全体を有効に動員し、さらに国民の信頼を柱にマスク着用の義務付けにおいて国民の協力を得た。

第4に、後述の問題点やコストも存在しているが、短期間にマスク着用の義務付けをは じめとする有効な防疫対策を普及させ、感染の封じ込めを成功させたのは、中国の政治体 制の優位性を裏付ける恰好の材料となった。特に、海外で急増する感染者数との対比にお いて、中国政府の正統性に大きく貢献したと思われる。

その一方で、政府がマスク着用を普及させる政策の中で、3つの問題点が挙げられる。

第1に、2020年1月新型コロナウイルス感染症感染拡大の中で、政府はマスクをはじめ とする医療物資を統制しているが、その統制下の医療物資が如何に管理され、配分された のかについては公表されておらず、国民の疑念を深めた原因となっている。

第2に、中国政府が基層を最大限に動員したが、コロナ禍が長引く中で、そのガバナン

スの維持や基層を動員する上でのコストが高くなりやすく、財政の負担になり得る。

第3に、マスク着用などにおいて地方の規定と基層の規定に大きな差が存在しており、 基層が必要以上の対策を作っているのではないかという疑問が湧く。また、前述のように、 国民の政府への信頼が防疫対策の鍵となっているが、地方から基層への責任転嫁とそれに 伴う問題が結果的にその信頼を傷つける恐れがあるのではないかと思われる。

総じて言えば、2019 年新型コロナウイルス感染症は中国にとって、その危機管理体制の効果と問題点を見極める「試金石」のような存在であると言える。中国政府が新型コロナウイルス感染症感染拡大の初期段階において、マスク普及をはじめとする有効な防疫対策を整えられたのは、中央政府が優れた求心力と動員力があったためだと考えられる。しかし、初期の感染を封じ込めた後、危機管理体制に問題点が露呈する。中央と地方の防疫対策を背景とするジレンマが生じることになる。つまり、中央が地方に自主権を委ねる行為は逆に地方の責任転嫁と過度の防疫対策を強いることになり、その結果人々の日常生活に消極的な影響をもたらすことになった。

一方、新型コロナウイルス感染症流行開始後、中国でマスクが普及していく過程を見ると、マスク普及と義務付けに成功した理由をすべて中央政府の集権体制に帰結することは説得力に欠けている。また、中国人の習慣とマスク着用の文化のみから解釈することもまた然りである。中国の成功は、政府が作った有効な仕組みと、政府を信頼し政府に協力的な国民、さらに動員された基層党組織の基層幹部と従業員による成果であると言える。

その中で特に重要なのは、国民の信頼と基層を動員する能力と直結する政府の権威であるう。実際に中国のような政治社会においても、政府の権威と権力は本質的に一般国民の承認と支持に基づいている。そのため、有効な防疫対策は当然政府の権威に反映されるが、一方、職権の濫用や過度の責任転嫁はやがて政府の権威を弱めることになると思われる。

また、新型コロナウイルス感染症をめぐるマスク着用の義務付けの経験から鑑みれば、 法律等の制度化が進んでいない場合、政府が非伝統的安全保障問題に対応する政策を遂行 する際には、常に政府の権威をもって一般国民の協力を得る必要があろう。こうして成功 した非伝統的安全保障政策はさらに国民からの信頼を集め、政府の権威を高める結果にな る。例えば、新型コロナウイルス感染症流行におけるマスク普及を事例として考えてみれ ば、確かにマスクを強制的に普及する防疫政策はやや理不尽な一面を有しているが、それ に伴う防疫の成果はその正当性を裏付けることになった。このように、中国政府は新型コ ロナウイルス感染症を「国民の安全を脅かす脅威」と安全保障化することにより、マスク 着用という特殊な対応を順調に普及した。その結果、防疫政策による成果はさらに中国政 府の正統性に貢献していると思われる。

しかし、このような論理の展開は一面的判断であり、飛躍があると言わざるを得ない。 実際のところ、制度化の停滞と中央から末端に至る基層への責任転嫁により、結局国民が 政府の政策に振り回されることも少なからず生じている。マスク普及において、基層が往々 にして必要以上に防疫政策を強いられているのは確かである。また、次節で述べられる、 2022 年 3 月から開始された上海ロックダウンで発生した理不尽な対応は、まさに中国の非 伝統的安全保障政策の限界性を反映する一例である。非伝統的安全保障問題における中国 の柔軟な対応メカニズムは確かに危機管理に有効である反面、過度の対策がもたらす危険 性にも十分に注意を払うべきだろう。

第3節 2022 年上海における都市封鎖 (ロックダウン)

中国政府が新型コロナウイルス感染症に対応する過程の中で、2022 年 3 月から上海市で発生した感染拡大とそれに伴う都市封鎖(ロックダウン)は重要な転換点である。2022 年に入ると、感染力が高く、さらにワクチンの免疫から逃れやすいオミクロン株の流行により、中国はこれまでにない感染拡大に直面した。その中でも上海市が最も代表的な地域であったのは、主に以下の 3 つの理由がある。

まず第1に、上海市における感染者数が特に多かった点が挙げられる。2022年3月1日

より6月1日まで、上海市で確認された新規感染者数が61万人に上り、その内500人以上が死亡したと報じられている。これ数値は中国で前例のない高水準に達しており、2020年と2021年中国全国の合計感染者数をもはるかに上回っている41。

そして第2に、上海市は2500万人の人口を持つ大都市であり、中国最高レベルの医療資源を有している。言い換えれば、新たな変異株に対して、新型コロナウイルス感染症を徹底的に封じ込める中国の政策はどの程度有効なのかについて、2022年上海市における感染拡大は非常に重要な参考事例を提供したと言えよう。

最後に第3に、今回のロックダウンに対する上海住民の抗議が特に注目に値する。実際に、3月末からのロックダウンに対して、地域住民からの抗議の声は絶えなかった(Liu and Meng 2022, Brant 2022)。これは、中国における新型コロナウイルス感染症流行の中でも珍しい光景であり、中国における新型コロナウイルス感染症の防疫政策の転換が迫っていることを意味すると言っても過言ではなかった。

今回上海市における新型コロナウイルス感染症の最初の集団的感染は、入国後の隔離対象者を引き受ける華亭ホテルで発生した。2022年3月2日に、同ホテルで感染者がすでに現れたが、ホテル側と基層政府が有効な対応を講じなかったため、結局60人以上の集団的感染という事態に至ったという(新華毎日電訊2022)。その後、上海市はこれまでの「ゼロコロナ政策」(中国語:清零政策)で対応しているが、疫情は想像以上の速度で蔓延していった。3月9日時点において、上海市ですでに260人以上の感染者が確認された(陳2022)。そして、3月27日に上海市政府がロックダウンを発令した時点において、上海市ですでに1万人以上の感染者が確認され、これは2020年の武漢市以来中国本土で最も深刻な流行になっている(張2022、Liu and Meng 2022)。

上海市で新型コロナウイルス感染症が凄まじい速度で拡大していく中で、上海市政府の

⁴¹ 中国国家衛生健康委員会によれば、新型コロナウイルス感染症の流行をめぐって、2020 年中国全国の新規感染者数は87071人であり、2021年中国全国の新規感染者数90402人である。

対応は混乱しているように見えた。3月26日、上海市政府の官僚はインタビューに応じ、「上海でのロックダウンはない」と答えた(Yang and Lin 2022)。しかし、3月27日になると、上海市政府の態度は一転し、徹底的なロックダウンで感染拡大を封じ込める方針を固めた。ただ、政策上上海市における全面的なロックダウンは避けられ、上海市政府は「都市の半分ずつ」という形でロックダウンを実施することにした。上海市政府が発表した通知によれば、3月28日より上海の中心に流れる黄浦江からみた東側が先に封鎖され、その後4月1日より東側では封鎖が解除され、今度は西側が4月5日まで封鎖状態に入った(Yang and Lin 2022)。その理由は、上海市における徹底的なロックダウンはあらゆる経済活動の停止を意味するものであり、上海ないし全国の経済に大打撃を与えかねないためであると指摘されている(Miller and Lim 2022)。

また、28 日よりロックダウンが開始する通知が出されたのは前日 27 日の夕方であったため、その通知を受け、ロックダウンが発令された地域の住民が一気にスーパーマーケットなどへ買い物に殺到した。その膨大な人口の買い物の需要を満たすために、当該地域におけるほとんどのスーパーマーケットと市場は当日の 24 時まで営業を延長せざるを得なかった (Deutsche Welle 2022a)。しかし、このような事態は、都市の半分を占める人口がわずか数時間の間に極めて過密と密集の状態に陥ってしまったことを意味する。このように一連の情報の後れを取った結果、上海市政府は新型コロナウイルスの感染拡大を初期段階に封じ込めるタイミングを逃したのであった。その結果から見れば、今回の感染拡大の初期段階において、上海市政府の対応による効果は比較的に限られていた。図 4-1 で示したように、実際にロックダウン開始から 4 月半ばまで、上海市における新規感染者数の減少はほぼ確認されておらず、感染縮小の出口が見えないままであった。その結果、上海市政府はロックダウンを 5 月まで延長せざるを得なかったのだ。

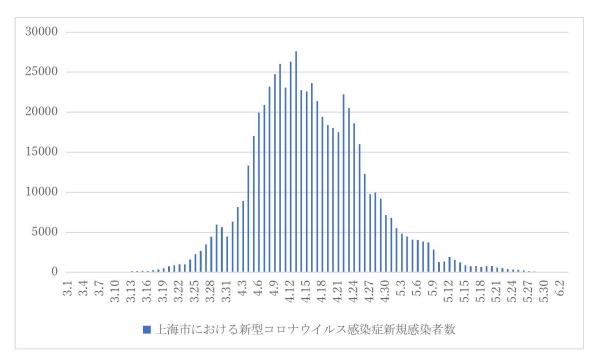


図 4-1 2022 年 3 月以降上海における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数

出典:中華人民共和国国家衛生健康委員会のデータに基づいて筆者作成

ロックダウンの中で、上海市政府が直面した課題は大きく分けて「感染者の把握と管理」 と「自粛中の市民の生活を支えること」の2つである。

感染者の処置に関しては、上海市はこれまで中国で実施してきた「ゼロコロナ政策」を継承しており、すべての感染者を把握した上で隔離する方針に徹した。その背景の中で、迅速かつ詳細に上海市における感染状況を把握するために、上海市政府はまず全住民に毎日 PCR 検査を受けることを要請した。そして、PCR 検査の結果によって、すべての住民に対して、専用携帯アプリケーションに「感染確認者」を示す赤のコードと、「濃厚接触者」を示す黄色のコード、さらに「陰性」を示す緑のコードが付与された。実名登録とビッグデータを導入したこの携帯アプリケーションによって、さらに携帯電話の持ち主が過去14日間に滞在した区域が表示される(工藤2022:244)。そのため、市民らは自らの移動と滞在の経験を偽って申告することもできないし、仮に感染者が出た場所に滞在した場合に黄色のコードが付与される。そして、連続二日以上 PCR 検査を受けていない住民にも黄色の

コードが付与され、その住民に対して担当の住民委員会から PCR 検査を受けるまで注意と 催促を受ける。そのため、上海ロックダウン中の住民全員に対する PCR 検査は、実質的に 強制的に行われていたことになる。

また、すべての感染確認者は、市民と政府から「方艙」と呼ばれる臨時病院に運ばれ隔 離された。それらの臨時病院のほとんどは3月末より、上海市の学校、倉庫、体育館など を臨時的に改造した施設であり、決して十分に整えられている環境とは言えない。加えて、 感染者が大量に集まる臨時病院では、感染や病状悪化の恐れもあるため、隔離は市民から 拒否される場合も少なくなかった(Deutsche Welle 2022b)。そのため、隔離に協力しない 市民に対して、警察が強制的に連行する事件もしばしば報道されている(民視新聞網2022)。 5月5日、習近平国家主席は中共中央政治局常務委員会で、「大上海防衛戦に勝たなけれ ばならない」と指示し、それを受けた上海市の李強書記は「あらゆる手段を使い、必ず大 上海防衛戦に勝利する」と表明した。この動きは、李強が短時間で防疫において成果を挙 げることで習近平に忠誠を表明する証明であったと指摘されている(金2022)。その結果、 5月6日以降、上海市における防疫政策はさらに厳格になった。例えば、「収容すべき者を できるだけ収容する」(中国語:応収尽収)という政策が打ち出され、臨時病院に隔離さ れる対象者が「感染者」から「濃厚接触者」までに大幅に拡大された。この基準により、 感染者と同じ階に住んでいれば、例え感染が確認されていない場合でも感隔離対象者にな ってしまう場合もある(聯合早報 2022)。そのため、5月上旬よりさらに強制的に感染確 認者が隔離に向けて連行されるケースが著しく増えた。

ロックダウンが長引く中、物資の供給は2500万人の人口を有する上海市にとって大きな課題であった。当初ロックダウンの指示が出された際に、その期間は3月末から4月初めまでの1週間のみであったため、ほとんどの住民はそれ以上の生活必需品を備蓄していなかった。そのため、上海市政府はまず、主要な生活必需品を生産する企業の生産ラインを確保した。さらに、上海市政府は食料品をはじめとする生活必需品を調達し、自粛中の地

域住民全員に物資を届けた。このように政府レベルが調達し、直接に全市民に届ける形の 配給は、その後複数回行われており、ロックダウンの中での物資供給の重要な一角を担っ た。

図 4-2 のように、栄養バランスと保存性を考えた上、配給物資の中で乳製品、大豆製品、主食、野菜、調味料などが優先的に配られている。ただ、このような形の物資供給は最初の一回目が各区政府によって行われ、その後は各住民コミュニティ(中国語:街道)によって行われたため、その結果各住民コミュニティによる裁量の差が大きかった。例えば、日本人が特に多い長寧区の一部の住民コミュニティでは、カルビーのフルグラが配られたことが一時話題になったという(Balconia Shanghai Ltd. 2022)。一方、物資の配給の内容量と回数が少ない住民コミュニティでは、不公平と訴える市民の声も現れた。



図 4-2 上海市の住民委員会が配分した食料品の一例。左から牛乳、豆腐、ソーセージ、塩、 饅頭、野菜、血豆腐、醬油、肉だんご、味の素、ラーメン、干し豆腐が入っている。

出典情報: Balconia Shanghai Ltd. (2022) 「中国 ゼロコロナ政策で変わる日常生活―ロックダウン都市 上海の現地レポート」 Diamond Chain Store Online, 2022 年 5 月 17 日、https://diamond-rm.net/overseas/179431/(閲覧日: 2022 年 9 月 22 日)

このような政府の配給によって、市民生活の必要最小限の物資が確保されたが、それが市民のすべての需要を満たせるわけではなかった。その際、市民は各自での注文をしようとするが、ロックダウンにより、工場の生産能力と物流能力が大きく制限されていたため、個々の市民の需要をそれぞれ満たすことは困難であった。その結果、同じ住民コミュニティの購入希望者が集まって一度に大量購入する、いわゆる「共同購入」(中国語:団購)という形式が一時ロックダウン中の上海で流行していた。

例えば、ロックダウン中の共同購入の一例として、乳製品の大手企業伊利グループはロックダウン開始後、共同購入のプランとメニューを発表した。伊利グループが提供した食料品のメニューは、通常販売時の何百から何千種類の品から、レトルト食品、果物、食パン、アルコール飲料、ソフトドリンクを含む20種類ほどに絞られており、通常時と比べ1.5倍から2倍ほどの価格で販売された(Balconia Shanghai Ltd. 2022)。加えて、その注文条件は一度5000元(およそ100000円)以上を買い上げ、発送前日までに注文する場合に限っている。また、共同購入のみならず、このような地域コミュニティではさらに物々交換をする機能を有している。ロックダウンの最中、ある住民が建物の玄関に大量のコカ・コーラを置いていたら、様々な商品がコカ・コーラの交換品として置かれているというニュースが報じられた(Hu and Huang 2022)。

新型コロナウイルス感染症の流行まで、中国の都市部における食料供給システムは、一般的に政府アクターと民間アクターからなる「ハイブリッド式」であると指摘されている (Zhong et al 2019, Abbas et al 2021)。しかし、新型コロナウイルス感染症流行とそれと伴うロックダウンの中で、その伝統的な関係が崩れてしまい、政府が主導する計画経済に近い

形に変ったのである。この変化は、工場や物流センターなどの基層組織における中国政府の指導力と動員能力を示したものであろう。とはいえ、大規模な防疫体制の中で、政府のみでは十分に対応できず、市民や物資を提供する業界からの協力も不可欠であることは、これまで武漢ロックダウンなどの場面ですでに証明されている(Abbas et al 2021: 14-15)。 実際に上海ロックダウンの中では、市政府が物資供給する場合以外にも、共同購入や住民間の物々交換という形の経済活動が生じている。総じて言えば、上海ロックダウンにおける生活必需品の供給をめぐって、上海市政府の行政能力の限界性により、上海市民をはじめとする上海の基層は必要以上に防疫に対する責任を担っていたことを指摘しておきたい。

上海ロックダウンで現れた争議事件

前項で述べられた強制的な自粛、強制的な PCR 検査、集団購入などの問題をめぐり、ロックダウン中の上海市では数多くの争議が現れた。本項においては、その争議事件の一部を考察する。

3月31日、上海市第六人民医院はウィチャット(中国語: 微信)の公式アカウントで「疫情の中の『おちんちん防衛戦』」を題名に、勃起障害の外国人男性のために医療専門家を集めた上、最高レベルの医療資源を投入し緊急治療を行ったというニュースが投稿された。本来、この投稿は厳しい防疫状況の中で病院による専門的な対応をアピールする目的があったように見えたが、当時多くの上海市民が十分な医療資源を手に入れることができない中で、この投稿はかえって市民の不満に火をつける事態になった。また、同年3月11日に、同病院で新型コロナウイルスの感染者と医療従事者の衝突事件があったため、今回の投稿に対してさらに「中国人と外国人の患者を差別するな」という批判が殺到した(捜狐網2022a)。その反響を受け、上海市第六人民医院はわずか一日でその投稿を削除せざるを得なかった(瀟湘晨報2022)。

4月2日、ある父親と母親が感染確認され隔離で臨時病院に連行されたが、その2歳の幼

児が単独に隔離病院に運ばれ、親離れの状態になった事件が報じられた (Goh and Tham 2022)。報道によれば、ロックダウンの中で幼児が親から離れ単独に隔離病院に運ばれるのは一般的な事例である。しかし、幼児専用の隔離病院はその需要に追い付かず、1人の看護師が10人以上の幼児を担当する場所もあるという (陳 2022)。後に、上海市政府は幼児に関する隔離政策について説明し、未成年者は両親が隔離された場合、基層の社会保障機関や基層党組織がその未成年者の面倒を見る必要があると指示した (捜狐網 2022b)

4月6日、上海市浦東新区でコーギー犬の飼い主が隔離のために連行されたが、家が空き 巣状態になるため飼い犬を養うことができず、そのコーギー犬が住民区の警備員にシャベ ルで撲殺された事件が報じられた(鳳凰網 2022)。新型コロナウイルス陽性と検出されれ ば隔離され、連行される背景の中で、市民にとってペットや観葉植物のみならず、介護の 必要な高齢者や幼児などもまた似たような状況下に置かれる恐れがある。そのため、後に 該当住民区の住民委員会が非を認め、飼い主に弁償すると表明したが、ネット上では議論 が続いており、非難の声が絶えなかった(聯合新聞 2022)。

4月18日、ネット上で「助けてください。私の94歳のおばあちゃんを隔離で連行されたくない」という投稿が大きな反響を呼んだ。メディアの報道によれば、その94歳の女性は4月14日にPCR検査で陽性と判明されたが、彼女が高齢のため家で隔離する形で済んだ。しかし、4月18日になると、住民委員会の基層幹部と警察が女性の家のドアの錠前を強行で破壊し、強制的に女性を隔離のために連行したという(新浪網2022a)。また、ロックダウンの中で、このように住民委員会と警察が住民の家に強行に侵入し、住民に隔離やPCR検査を強制した事例はしばしば見られる。

4月29日、上海市黄浦区の住民 L さんは新型コロナウイルスの PCR 検査で陽性と判明された。しかし、4月28日から29日にかけて L さんは追加で複数回の PCR 検査や抗原検査を行ったところ、結果がすべて陰性であったという。それにもかかわらず、L さんは同日に隔離の臨時病院に連行された。そして、数日後隔離が終了した際に、本来一切症状がなか

った L さんに、かえって新型コロナウイルス感染症の症状が現れたという (斯 2022)。このように、強制的な隔離に対してすでに不満が高まっている市民の中で、今回の事件は既存の防疫対策を疑う原因の 1 つとなった。

5月9日、上海の某住民区の入り口で、ある人物が生きた魚を地面にぶち投げて殺す事件が報じられた。当該住民区の住民委員会によれば、そもそもロックダウン中に住民区に生きた魚を搬入することは禁じられており、その魚を購入した住民は加工済みの魚として申告していた。しかし、実際に住民区に届けられたのが生きた魚であるため、その住民はやむを得ず住民区の入り口で魚をすべて投げ殺すことにしたという(新浪網 2022b)。

5月14日、上海市青浦区のある住民区に住んでいる男性が「住民委員会の職員がロールケーキを食べている」という内容の動画をアップロードした。メディアによれば、当該住民区は5月8日より徹底的に封鎖され、生活物資はすべて住民委員会によって配分されたが、ほとんどの場合インスタントラーメンしかないという(許2022)。そのため、高級食品を食べている政府公務員の姿がネット上で拡散すると、市民らの不満が一気に噴出した。また、その動画を録画しアップデートした男性は5日間の拘束と処分を受けたため、さらにネットでは「問題を発見したものから処分される」と揶揄されている(Radio Free Asia 2022)。

改めて以上の争議事件を考えると、上海ロックダウンからみた中国の防疫体制と非伝統 的安全保障の特徴を以下のようにまとめることができよう。

まず第1に、中国の防疫体制の中で、基層党組織と一般市民は地方政府からの責任転嫁の受け皿となっており、理不尽な防疫対策を強いられる場合も多い。上海ロックダウン中の防疫対策を見ると、地方政府から基層党組織へ防疫に関する指示を出し、それから基層党組織が現場の状況に応じて具体的な防疫対策を実行する形で行われている。その中で、基層党組織は現場で裁量権を持っているものの、最終的に防疫に失敗した責任を負うため、中央政府と地方政府の指示を忠実に、または必要以上に実行する傾向が見られる。その結

果、末端組織であればであるほど、防疫対策のハードルは高く、市民が時に必要以上の防疫政策を強いられる。

第2に、安全保障化の言説と安全保障上の脅威に対する有効な対応は、政府の正統性と 民衆からの信頼に基づくが、安全保障上の脅威に対する失敗は逆にその正統性と信頼を傷 つける。これまで、中国政府は新型コロナウイルス感染症を一般市民の生命と健康を脅か す脅威であるという安全保障化の論理を表現し、自らの防疫政策を正当化してきた。しか し、今回の感染拡大において、日常生活を大幅に奪うロックダウンが、一般市民の権利を 大きく侵害しているのは確かである。ましてや、2022年上海で流行したオミクロン株は致 死率が低く、多くの市民の間では、「これまで最も厳格な防疫体制はすでに現実に適合し ない」という認識が生まれはじめていた42。その結果、上海ロックダウンの中で、上海市民 から上海市政府への信頼が失墜してしまい、上海市民は多くの場面で政府に対して非協力 的な行動をとったのである。また、上海ロックダウンで現れた争議をめぐって、数多くの 議論が行われてきた。しかし、その中で政府に批判的な態度を持つ意見のほとんどは中国 政府による統制で拡散が禁じられている(BBC News 2022)。これは中国の政治体制におけ る強靭性を象徴するものであるかもしれないが、一方で民衆から政府への信頼を蝕む理由 でもある。

第3に、前述の摩擦と矛盾は基層組織と一般市民との対立という構図になっている。本来、ロックダウンと防疫政策について指示を出したのは中央政府と上海市政府である。しかし実際に、上海ロックダウンで現れた争議のほとんどは、一般市民と防疫を担当する基層組織との間の摩擦である。そのため、地方政府が防疫現場の基層組織に一定の裁量権を委ねるのは、多くの市民と起こりうる摩擦を転嫁するためでもあるというべきだろう。また、2020年中国全土で行われた調査によれば、中国の民衆は中央政府の政策に対して満足

⁴² 例えば、2022 年 3 月から 6 月まで上海市における感染者数は 60 万人に上ったのに対し、その内の死亡者数は 500 人余りであり、致死率は 0.1%ほどにとどまっている。ましてや、その死亡者の大半は基礎疾患を持つ高齢者であるという事実は、さらに高齢者以外の年齢層の中で「コロナはもう怖くない」という認識を助長した。

度が概して高いものの、政府の末端組織に近づけば近づくほど、民衆の満足度が低下していることが判明した(Wu et al 2021)。この差は、大規模な感染症を含む非伝統的安全保障問題に対する基層組織の対応の限界性を浮き彫りにしている。

上海ロックダウンにおける住民コミュニティとその基層党組織の実態——上海市長白新村 街道を事例に

長白新村街道は上海市の楊浦区に位置する住民コミュニティである。長白新村街道は 2020 年時点で、16 の住民コミュニティ(中国語:居民小区)計7万人を管轄している。そして、長白新村街道弁事処は同街道の基層党組織であり、2020 年時点で118名の基層公務員を有している(上海市楊浦区人民政府2020)。

図 4-3 長白新村街道の一部



出典情報: 上海市楊浦区人民政府サイト https://www.shyp.gov.cn/shypq/yqyw-jd-cbxc/index.html (閲覧日: 2023年6月24日)

2022 年 3 月から急速に蔓延した疫病に対して、長白新村街道が速やかに対応をとったが、 その当初防疫体制が系統的に整えられているとは言い難い。実際に、長白新村街道で初め て系統的な防疫マニュアルが作成され共有されたのは、すでにロックダウン開始より 2 週 間以上が経った 4 月 16 日であった。このマニュアルの内容と特徴をまとめると、以下のよ うなものである。

まず、長白新村街道はこのマニュアルで管轄しているすべての基層公務員を表 4-2 のように 8 つのグループに分け、それぞれの任務を明確に指示した。

表 4-2 長白新村街道における防疫体制の 8 つのグループとその役割

グループ名	具体的役割
総合調整グループ	計画、調整、人員訓練、物資配分、情報伝達
医療検査グループ	日常的 PCR 検査に関する計画、場所選定、支援
隔離グループ	隔離の実施と管理
物資確保グループ	地域住民の生活必需品の確保、弱い立場にある人々への支援
宣伝動員グループ	広報、輿論指導、輿論監視、情報公開、社会的懸念に対する説明
運営グループ	応急処置の準備、潜在的な安全上の問題の排除
治安維持グループ	住民コミュニティの治安維持
監督指導グループ	基層公務員に対する監督と指導

表 4-2 で示されている内容は、ほぼ防疫対策のあらゆる分野の任務を包括している。この 点から見れば、防疫体制において基層党組織による指導的な役割が明らかである。例えば、 宣伝動員グループは広報や情報公開以外に、さらに世論を監視し指導する役割を担っている。それは、中国政府は指導的な立場から世論をコントロールし、安全保障化の発話を独 占するためであると思われる。

そして、長白新村街道は地域住民、企業、工場の状況把握を促している。地域住民に関して、基層公務員は直ちにすべての住民の住宅に訪問し、住民の状況と需要を把握する必要がある。具体的には、低収入者、一人暮らしの高齢者、障害者などを含む弱い立場にある人々を優先的に訪問し把握する。そして、長白新村街道が管轄する地域において、ロッ

クダウン中でも生産活動を継続する企業と工場の状況と需要を把握する必要がある。本来、 地域住民と企業などの状況を把握するには、ロックダウン開始以前に行った方が効率的で あると言えよう。それにもかかわらず、ロックダウン開始してから2週間が経った時点で、 基層党組織がそれらの状況を未だに十分に把握していないのは、ロックダウンが予想以上 に長引き、それに対する基層党組織の準備が不足しているためであろう。

次に、防疫マニュアルは物資の供給について指示をしてある。その中で最も重要なのは、物資の入手ルートの確保である。防疫マニュアルが制作された時点で、長白新村街道はすでにスーパーマーケットの大手企業永輝をはじめとする物資供給の販売業者と連絡をとっている。それにもかかわらず、防疫マニュアルでは、それ以外に物資供給のルートを積極的に確保すべきであるという指示があった。このように、上海ロックダウンの中で、すべての住民コミュニティが常に十分な生活必需品を確保しているとは言えない。そして、物資供給のルートの確保は、多くの基層党組織にとって課題であったように思われる。

情況を把握した高齢者、障害者などの弱い立場にある人々に対して、防疫マニュアルは特殊な対応を指示した。具体的には、住民委員会の責任者、基層公務員、ボランティアなどをベースに特別チームを結成し、チームメンバーが特殊な世話が必要な対象者と一対一で担当を決め、その対象者の生活を支援する。

さらに、基層を管理するシステムとして、長白新村街道の防疫マニュアルは「複数の住民コミュニティ、個々の住民コミュニティ、個々の建物」の3つレベルで地域全体を細分化し、それぞれ担当する「住民委員会幹部、ブロック長(中国語:塊長)、ビル長(中国語:楼長)」を決める仕組みを導入した。この政策により、情報の伝達と住民の状況の把握はより効率的になった。また、同じ区域に所属する世帯は共同購入、ゴミ出し、物流運輸などの分野で協力関係を築き上げた。このように、上海ロックダウンの中の各基層組織は、実質的に日本の町内会のような自助的組織に成り代わっていると言っても過言ではないだろう。

最後に、基層の組織力を上げるために、長白新村街道は管轄地域の共産党員を動員した。 その結果、合計 2685 人の現役共産党員が長白新村街道の携帯アプリケーションに個人情報 を登録し、その内の 700 人余りがボランティアとして防疫活動に参加した。本来、ロック ダウン中ボランティアを募集するような場面では、「複数の人間が協力するとき、個人が 自らの利益のためフリーライダーの行動をとる」という集団的行動における社会的ジレン マが想定される。しかし、上海市の場合、共産党員が持つ大衆に奉仕する精神は、そのジ レンマをある程度克服したかように思われる。

上海市長白新村街道の基層党組織の幹部に対するインタビュー

ロックダウン中の上海における防疫対策や物資調達の実態を知るために、筆者は友人の一人である長白新村街道党政弁公室のWさんに対して聞き取り調査をした。Wさんは共産党員であり、上海ロックダウンの間、長白新村街道で医療従事者や基層公務員のサポート役を務めていた。基層の第一線に立った彼女は、ロックダウンの間に数多くの任務を引き受け、厳しい状況の中で上海の基層防疫へ尽力した一人である。筆者のインタビューは、2022年9月1日、オンラインで実施した。インタビューを簡単に整理すると、本項の以下の内容になる。

長白新村街道弁事処が管轄している 16 の住民コミュニティは、それぞれ 1 名の住民委員会書記を含む 6 名から 9 名の基層公務員によって管轄されている。このように、2022 年 3 月から開始したロックダウンの間にわずか 6 から 9 名の基層公務員が、該当住民コミュニティの何百から何千世帯の日常の衣食住需要を満たす形になっている。そのため、現場の基層公務員が過酷な状況に置かれているのは言うまでもなく、防疫対策をめぐって地域住民との摩擦も日常茶飯事のようなものである。その際に、基層公務員とボランティアらは実質的に地域住民の不満の受け皿になっていると言っても過言ではない。その極めて大きい精神的プレッシャーにより、基層公務員とボランティアらはさらに地域住民と衝突を起い精神的プレッシャーにより、基層公務員とボランティアらはさらに地域住民と衝突を起

こしやすい、という悪循環が発生している。ましてや、そのような基層公務員の多くは 40 代から 50 代であり、大学卒業またはそれに準ずる学歴を持っていない場合が大半である。 そのため、基層公務員が突発状況や住民との摩擦に柔軟に対応できない状況が少なくない。 また、市レベルなどの上層部からの指示に対して、基層が十分に理解した上で政策を実施できるとは限らない。現在、上海市の基層公務員の応募条件のほとんどは、すでに大学以上の学歴に限定されている。今後、基層公務員の中で大学卒業またはそれ以上の学歴を持つ人の割合が上昇し、さらにその待遇が改善されれば、基層公務員はより効率的に任務を全うすることができるかもしれない。

基層公務員の他に、上海ロックダウンの間に多大な役割を果たしたのはボランティアたちである。詳しい人数を把握していないが、各住民コミュニティは数人から数十人までのボランティアチームを結成していると聞いた。年齢層から見れば、ボランティアの中で退職後の高齢者が最も多く、次に多いのは20代前後の青年であると思われる。そして、ボランティアらの政治背景から見れば、最も積極的に応募したのは共産党員であることが明らかである。ボランティアに対して、基層党組織から手当金が多少支給されている。しかし、それが比較的に少額であるため、手当を目的にボランティアを従事しているものはいないと思われる。総じて言えば、上海ロックダウンの間に、ボランティアらは消毒、PCR検査、住民区内の物流などのサポート役として、かけがえのない役割を果たした。その中で、基層公務員が現場の指導役として、ボランティアとともにに防疫活動に参加する場合もある。





図 4-3、4-4 2022 年上海ロックダウンの中で結成された長白新村街道ボランティアチーム

出典:上海市楊浦区人民政府、

https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MzA4NTA0NjUxNQ==&mid=2657023002&idx=7&sn=a364 8d7e14da37bda28741cf3aed3c9d&chksm=8477b186b300389086c8c5bcbf77791b0139bdef7f22f98 3d4e57fe20d1b5bb0783723c5b997&scene=27(閲覧日:2023 年 6 月 25 日) ロックダウン中、食料をはじめとする生活必需品の調達は、原則として街道弁公室をは じめとする各基層党組織に委ねられている。実際に基層党組織以外に、区政府から基層に 物資が配布されたのは、ロックダウンを開始した直後の一度のみであったという。その後、 区政府が管轄している各基層党組織の物資の配当を決めた後、各基層組織は各自で上海市 政府によって指定された当地の供給者からの物資を購入する形となっている。その場合、 同じ商品でも、供給者によって値段が大きく変わることがある。また、配当された物資の 供給が地域住民の需要に追いつかない場合、基層組織が独自のルートで上海以外の供給者 と連絡を図り、購入または基層党組織への寄付を打診する必要がある。ロックダウンの間、 長白新村街道に対して、上海市の隣の江蘇省からの援助が最も多かったとされている。ま た、物資を調達する際に、長白新村街道は高齢人口が特に多いため、基層が高齢人口の需 要を優先的に考慮している。例えば、味が薄く、油が少ない食品が優先的に調達されてい たという。

基礎党組織が生活必需品を集めた後、その配分は基層公務員と現地の住民から募集したボランティアによって行われている。配分量は、人数で決められるのではなく、世帯ごとに一定量の物資を配分する形になっている。また、このような配分形式になったのは、すべての世帯に必要最低限の物資を最速で届けるためであると思われる。もし実際の人数で物資を配分すれば、限られた物資がすべての住民の需要を満たすことができず、さらに人数と需要を把握するのに時間がかかってしまう恐れがあると指摘されている。その際、一部人数が多い世帯から、物資が足りないという声があるのは想定内である。実際に、物資を配るたびに、大半の世帯から物資が足りないと苦情を受けている。すべての世帯に物資が配られた後、余った物資で人数が特に多い世帯の需要を補う場合もある。

共同購入という形式は政府からの配給物資以外の需要を補完している。その意味では、 共同購入はロックダウンの中で多大な役割を果たしている。「共同購入で入手した物資が なければ、ロックダウンは耐えられなかった」という声もしばしば聞こえる。共同購入の 際に、まず建物ごとに共同購入のリーダー(中国語:団長)を選定し、その人がチャットグループなどを通じて購入希望者を集め、まとめて注文するのが一般的である。そして、物資が届いたら、共同購入リーダーはさらに物資を配分し、購入者へ知らせるなどの役割を担っている。ましてや、届けられた物資に問題がある場合、地域住民から苦情を受け、さらに販売者と交渉するのもまた共同購入リーダーたちである。そのため、共同購入リーダーも自発的に地域住民に奉仕した者の一部であると言える。また、こうしてロックダウンにおける物資の注文と物流輸送が円滑に行われたのは、数年前から中国全国で普及されたデジタル化とキャッシュレス化の結果であると言うべきだろう。

長白新村街道は高齢者が特に多い住民コミュニティである。その中で一人暮らし生活を送っている高齢者や特殊な介護を必要とする高齢者もいる。それに加え、ほとんどの高齢者はスマートフォンを使うことに熟達していないため、携帯アプリケーションを通じて共同購入や感染状況の確認ができない。それらの人々のために、ロックダウン開始後、長白新村街道は特別な対応を必要とする対象者をあらかじめに把握した上で、それぞれに担当の基層公務員またはボランティアの配置を決めた。そしてロックダウン中、基層公務員とボランティアは定期的にそれらの住民に安否を確認し、共同購入を含む彼らの需要をできるだけ満たしている。また、長白新村街道の管轄地域でホームレスの人が発見された場合、住民委員会はその人を該当地区の臨時収容施設に移送する。そして、もしその人が自力で食事を賄えない場合、住民委員会はその人のためにそれを提供する。

第3節小括:上海ロックダウンから得た教訓は何か

以上の実証を踏まえ、本節で検討された上海ロックダウンをめぐる具体的な対応と政策をまとめると、以下の表 4-3 と表 4-4 になる。その上、その対応を評価する基準と対照として、本節はさらに表 4-3 と表 4-4 で 2020 年 1 月からの武漢市ロックダウンの経験を取り上げる。中国における新型コロナウイルス感染症を封じ込める政策の中で、2020 年の武漢ロ

ックダウンは最初の事例であり、コロナ禍の中において特に代表的な事例である。そのため、防疫政策とその結果における上海市と武漢市の相違は、このような大規模な感染を封じ込める政策の有効性と問題点に関して重要な教訓をもたらすと思われる。

表 4-3 2020 年武漢市ロックダウンと 2022 年上海市ロックダウンの比較 (その 1) 43

主要な課題	行動	実行アクター	アクターの種類	具体的な役割
武漢ロックダウ	共同購入	武漢市商務局、武漢市交	政府	協調、交通管制
ンにおける食料		通運輸局		
供給		住民コミュニティ	市民	注文、受け取り
		デジタルプラットフォ	民間	注文のサポート
		ーム		
		食料供給者	民間・公共	食料の販売
	食料分類と	ソーシャルワーカー ・住	民間・公共	分類、受け取りの日程調
	配達	宅管理組合		整、質疑応答
		住民小組代表・ボランテ	基層党組織・市	注文の登録
		イア	民社会	
		基層公務員・ボランティ	基層党組織・市	仕事全般
		ア	民社会	
上海ロックダウ	共同購入	上海市商務委員会、交通	政府	物資の供給とルートを
ンにおける食料		運輸局		確保、交通管制
供給		物流企業・宅配サービス	<u>民間</u>	配達(有料)
		住民コミュニティ	市民	注文、受け取り
		デジタルプラットフォ	民間	注文のサポート
		ーム		
		食料供給者	民間・公共	食料の販売
	食料分類と	基層公務員、ボランティ	民間	分類、受け取りの日程調
	配達	ア		整、質疑応答

-

⁴³ 武漢市の情報は Li et al (2022) "Collaborative governance in emergencies: Community food supply in COVID-19 in Wuhan, China," *Urban Governance*, No. 2, pp. 194-195 の図表に基づいて筆者作成。上海市の情報は上述の表に模し、前項の上海市ロックダウンをめぐる新聞紙とニュースサイトの報道や、インタビューに基づいて筆者作成。また、表の中で、武漢市の対応と異なる上海市の部分に下線が引かれている。

		住民小組代表・ボランテ	基層党組織・市	注文の登録
		イア	民社会	
		基層公務員・ボランティ	基層党組織・市	仕事全般
		ア	民社会	
		地域住民	市民	建物の入り口に置かれ
				た食料を取る
武漢ロックダウ	物価対策	武漢市市場管理局	政府	値上げを制限し、その実
ンにおける食料				行を監督する
品の安さ	物資供給ル	武漢市農業局、武漢市商	政府	全体的な協調と政策制
	ートの確保	業局、武漢市運輸局		定
		国有企業と民営企業	民間・公共	食料の生産と貯蔵
上海ロックダウ	物価対策	上海市市场管理局	政府	値上げを制限し、その実
ンにおける食料				行を監督する
品の安さ	物資供給ル	上海市商務委員会、上海	政府	全体的な協調と政策制
	ートの確保	市交通運輸局		定
		住民委員会	政府	企業からの物資供給の
				ルートの確保と拡大
		国有企業と民営企業	民間・公共	食料の生産と貯蔵

表 4-3 から見れば、上海ロックダウンは基本的に武漢ロックダウンの体制と経験を引き継いでいることが明らかである。その理由は、武漢ロックダウンが中国政府にとって防疫政策の中で比較的に成功した事例であると捉えられているためかもしれない。例えば、市民に共同購入を推奨することで、配給物資の不足を補う場合は武漢ロックダウンと上海ロックダウンのいずれでも確認されている。その際に、共同購入の環境を整える効果は武漢市と上海市で同様に証明されている。この点から見れば、武漢ロックダウンで導入された政策の一部は、上海ロックダウンでも有効であるように思える。

しかし、成功した経験のみならず、武漢ロックダウンがもたらした教訓も多い。実際に、 武漢ロックダウンの経験から、大規模な都市封鎖は既存の食料の供給システムや食料への アクセスを破壊し、さらに食料の価格に消極的な影響を及ぼすことがすでに証明されてい る(Singh 2021)。そして、2020年の武漢ロックダウンの中で、物価高騰に対する武漢市の 政策は受動的であり、その実際の効果も曖昧であると指摘されている(Li et al 2022: 192)。 その点から見れば、上海ロックダウンは武漢ロックダウンの政策と比べ改善していないことは、かえって武漢ロックダウンの教訓が十分に活かしていないことを意味するだろう。 例えば、上海ロックダウンの中の物流運輸において、民営の宅配サービスや物流企業が武漢の時と比べ、より大きな役割を果たしていることが分かる。しかし、それは上海市政府による政策とは言えず、結局支援の体制と政策が整えられていないままであった。報道によれば、ロックダウン中の上海では、わずか 1.8 万人の配達員が感染拡大のリスクを負いながら、1 日 180 万件の宅配便をも担当する状態に陥った。その結果、宅配配達員は過酷な仕事環境下に置かれていた一方、市民も通常時より数倍以上高い配送料と物価の高騰を負担してしまう(本尼 2022)。

表 4-3 の中で、同じ政策を実行するアクターの変化を見てみると、武漢ロックダウンのときと比べ、上海市の基層党組織はより多くの責任を引き受けていることが分かる。例えば、武漢ロックダウンの場合、物資供給のルート確保は主に市政府によって行われていたが、上海ロックダウンでは基層党組織がその責任の一部を引き受けている。物資供給はロックダウン中の市民にとって最大の関心事の1つであるため、そのルートの確保に失敗した場合市民からの不満も大きい。このように、物資供給のルートの確保という責任は市政府によって基層党組織に転嫁されたと言わざるを得ない。

表 4-4 2020 年武漢市ロックダウンと 2022 年上海市ロックダウンの比較 (その 2) 44

主要な課題	行動	実行アクター	アクターの種類	具体的な役割
武漢ロックダウ	対象者の把	住民委員会、ブロック	基層党組織、市	対象者の把握、記録と報
ンにおける弱い	握	長、ビル長、ボランティ	民社会	告
立場にある人々		ア		
への措置	対象者の収	NGO、武漢市民政局	NGO、公共	対象者の把握と搬送
	容			

⁴⁴ 同上。

	生活支援	基層公務員、ボランティ	基層党組織、市	仕事全般
		ア	民社会	
上海ロックダウ	対象者の把	住民委員会、ブロック	基層党組織、市	対象者の把握、記録と報
ンにおける弱い	握	長、ビル長、ボランティ	民社会	告
立場にある人々		ア		
への措置	食料提供	住民委員会、ボランティ	基層党組織、公	需要の把握と食料の提
		ア	<u> </u>	供
	生活支援	基層公務員、ボランティ	基層党組織、市	仕事全般
		ア	民社会	
武漢ロックダウ	ホームレス	城市管理行政執法局、警	政府	対象者の把握と移送
ンにおけるホー	の把握	察		
ムレスへの措置	食料の提供	隔離施設と市救済ステ	公共	食料の提供
		ーション		
上海ロックダウ	ホームレス	城市管理行政執法局、警	政府	対象者の把握と移送
ンにおけるホー	の把握	察、住民委員会		
ムレスへの措置	ホームレス	住民委員会	基層党組織	対象者の一時的収容
	の一時的収			
	容			
	食料の提供	隔離施設と市救済ステ	公共、基層党組	食料の提供
		ーション、住民委員会	織	

まず、表 4-3 と同様に、弱い立場にある人々への対応などの面において、上海ロックダウンは基本的に武漢ロックダウンの体制を継承している。それに、表 4-3 で示されたように、上海ロックダウンの中で、基層党組織は武漢ロックダウンのときよりも複雑な責任を任された。例えば、上海ロックダウンの中で、住民委員会は行く先のないホームレス者を一時的に収容し、さらに収容の間に食事を提供する役割を担っている。本来、このような対応は専門の政府施設の責任であり、住民委員会にとって自らの能力を超えた任務であるかもしれない。こうしてみれば、上海ロックダウンの中で、基層党組織が通常時に割り当てられる役よりも複雑で多様な任務を強いられていることは明らかである。

また、武漢ロックダウンの間に、障害者、高齢者、幼児などを含む弱い立場にある人々がより良い環境に移送される支援もある。その中で、市民が自発的に結成した NGO の関与

も確認されている。しかし、上海ロックダウンの中で、政府はこのような弱い立場にある 人々を専門施設に移送する余裕を持たないように見える。その理由は、上海市は人口が武 漢市よりはるかに多い上、当時の感染拡大の状況もかなり深刻であったためと思われる。 このように、弱い立場にある人々に対する措置をめぐる上海市と武漢市の差は、より深刻 な非伝統的安全保障問題が起こったとき、弱い立場にある人々に対して十分に支援できな い危険性を示している。

総じて言えば、武漢ロックダウンから一定の経験を得たものの、その一方で上海市はロ ックダウンに対する準備を欠如していたことを露呈している。上海市の人口は武漢市の2 倍以上であり、それに加え上海市は武漢ロックダウンのように全国から医療隊を受け入れ るような支援を受けていない。さらに、上海市で流行したオミクロン株は従来のウイルス 株よりも高い感染力を持っている。2020年の武漢ロックダウンよりもはるかに複雑で深刻 な事態に直面しているにもかかわらず、上海市による対応は生活必需品の供給、物価対策 や物流運輸などの分野において、ほぼ武漢ロックダウンのときのように具体的な政策のな いままであった。一方、地方政府はさらに基層党組織へ責任を転嫁した結果、基層党組織 と一般市民との間に摩擦と対立が著しく激化し、かえって政府の信用を蝕む結果を招いた。 次に、上海ロックダウンの中で特に注目に値するのは、当初武漢ロックダウンで地方政 府によって果たされた責任の一部が基層党組織に委ねられていることである。その結果、 基層党組織は能力以上の役割と防疫責任を求められる場合も少なくない。繰り返し述べら れているが、新型コロナウイルス感染拡大の中で、このような地方政府から基層党組織へ の責任転嫁は中国のヒエラルキー式の防疫体制による結果である。また、本節では、一般 市民は中央政府と地方政府よりも、基層党組織との間に摩擦が非常に多発していることが すでに論じられた。こうしてみれば、基層党組織をめぐる争議事件が多発した理由はその 能力不足であるというよりも、むしろロックダウン中基層党組織にその能力以上の任務が 任され、その結果基層党組織の仕事でミスが増えたためといった方が適切かもしれない。

最後に、表 4-3 と表 4-4 で示されたように、上海ロックダウンの中で、地方政府、基層党組織と企業以外に、一般市民が防疫体制において大きな役割を果たしていた。実際に、中国の防疫体制におけるヒエラルキー式の責任転嫁により、地方政府と基層党組織がすべての防疫責任を果たすことは非現実的である。その背景の中で、地方政府と基層党組織による防疫体制を補完する役として、上海市の地域住民が自発的に自助関係の共同体を結成している。ロックダウン中の厳しい状況では、このような地域自助共同体は物資の交換のみならず、情報の共有と精神的支援などの面においても多大な効果を発揮している(Van Fleet 2022)。確かに、このような変化は、上海市の基層防疫体制が一般市民の生活を十分に支えていないことによる受動的な結果である。しかし、このような防疫政策における市民社会の役割は代替されにくく、非伝統的安全保障の中で中国の基層が大きなポテンシャルを持つことを象徴していると言えよう。

新型コロナウイルス感染症感染拡大からみた中国の危機管理体制の有効性と問題点

これまで、非伝統的安全保障の主体は一義的に国家であるとしばしば言及してきた(本多 2018:128)。しかし、その指摘だけでは、非伝統的安全保障における中国の中央政府と地方政府との関係や仕組みを十分に説明できないと思われる。実際に、新型コロナウイルス感染拡大の中で、防疫に関する権力は中央政府に集中されているが、非伝統的安全保障の主体はたいていの場合、安全保障問題の現場により近い地方政府と基層党組織である。一般的に、中国政治における中央と地方の関係について、地方は一定の自己裁量権を持っている一方で、全体的には中央政府が多大な権力を握る「集権的」体制になっていると指摘されている(天児 2018:224)。このような政治体制が新型コロナウイルス感染症による感染拡大後、中国の防疫対策に大きな影響を与えた。

政府の役割を評価する視点から見れば、中央集権体制により、全国一斉に指示が出され、 感染を封じ込める体制を徹底的に作った点であるのは言うまでもない。しかしその一方で、 防疫政策において地方に一定の自主権を持たせた裏には、中央から地方、地方政府からさらに末端である基層党組織への責任転嫁が背景にあった点も否めない。中央政府が感染拡大の責任を地方政府に転嫁した結果、地方政府がさらに基層党組織に責任を転嫁する。また、基層党組織はこれ以上責任を末端に転嫁することはできないが、防疫に失敗したときの責任から逃れるため、指示された政策を忠実に、またはそれ以上に実行しがちである。その結果、中国の防疫体制の中で、一般市民は必要以上の防疫対策を強いられたのではないかと思われる。

繰り返すと、危機管理における中国の政治体制は、中央政府が絶大な権力を持ちながらも、他方で地方に一定の自主権を与える形になっている。政府は中央集権体制下より重大な危機に有効な措置を迅速に取りやすい一方で、地方には一定の自主権を与えることでより柔軟な判断を任せる狙いがあるように思われる。しかし、その狙いにはやや理想的すぎる一面がある。なぜならば、地方に権限を与えることは、現場における柔軟な判断を担保するというよりも、むしろ地方政府による上から下への責任転嫁になる可能性があるからである。一方、中央が多大な権力を持つ集権体制下では、中央で事が発覚するまで地方からの報告が得られない、または隠蔽されてしまう恐れがある。つまり、中国の既存の危機管理体制では、制度を作ったとしても、当初の期待と異なった結果が生じており、政府はむしろ「ジレンマ」に直面しているのではないかと思われる。

最後に安全保障化の視点から見れば、新型コロナウイルス感染拡大の中で、中国政府が 積極的に防疫政策の必要性を訴えることで、自らの統制の正統性を裏付けようとしている ことが分かる。確かに、中国ではほとんどの場合、中国政府が安全保障化の発話を独占し ているが、防疫政策が個人の安全と権利と対立した場合、政府の安全保障化をめぐる発話 に対して民衆が無条件で受け入れるとは限らない。その際に、民衆がどの程度で政府を信 頼しているかが鍵になる。「戦時状態」の発令、マスクの普及と上海ロックダウンのいず れもそれを示す事例であろう。例えば、マスクの普及過程や「戦時状態」の発令の初期段 階において、民衆からの理解と協力は、迅速かつ有効な防疫体制に直結している。その一方、上海ロックダウンの中で、市民から政府への不満が噴出したのは、一連の争議事件と長引くロックダウンによって政府の信用が失墜したためである。つまり、このような信頼は、成功した安全保障によって強化される一方、政府が安全保障に失敗した場合、大きく損なわれる。長期的な視点から見れば、民衆からこのような信頼を得るには多くの課題が存在しており、それを解決することは決して容易ではない。しかし逆に言えば、民衆から十分な信頼と理解を得られるのであれば、中国式の非伝統的安全保障は不可能ではないはずであると思われる。

終章

本論文は第1章、第2章、第3章とそれぞれ中国の非伝統的安全保障上の脅威に対する 認識、中国の非伝統的安全保障の対象と目的、中国の非伝統的安全保障政策の遂行手段を 検討してきた。安全保障の脅威、対象と手段という3つの観点に基づき、中国政府が2001 年に初めて非伝統的安全保障概念を提起して以来、同問題にいかに対応してきたかについ て、時系列な分析を通じて以下のように考察できよう。

2001 年から 2007 年までの間は、中国の非伝統的安全保障の萌芽期と形成期に当たる。この時期において、非伝統的安全保障問題に対する中国政府と一般国民の認識が徐々に形成されていったが、中国では非伝統的安全保障の概念はまだ曖昧であり、その重要性も十分に認識されていなかった。その理由として、非伝統的安全保障問題が明確に定義されていなかった。つまり、社会問題や環境問題などよりも経済発展が優先されていたためだと考えられる。そのため、中国国内における非伝統的安全保障問題は看過されてきた。

一方、この時期の中国はむしろ非伝統的安全保障の重心を国際協力に置いていた。特にアジア金融危機以降、中国は積極的に地域協力に関与した。さらに、2003年の SARS 危機をめぐる争議と、「中国脅威論」に対応する「平和的台頭」のスローガンは中国政府に非伝統的安全保障をめぐる国際協力への積極的な参加を促し、「責任ある大国」の役割を果たそうとしていた。

次に、2008 年から 2012 年までは、中国の非伝統的安全保障の転換期となった。2008 年には国内で非伝統的安全保障問題が多発し、中国政府と一般国民に同問題の重要性を促した。さらに、2000 年代後半より中国の海外展開に伴う国益が急速に拡大していく中で、それを脅かす非伝統的安全保障問題が発生し、中国の非伝統的安全保障への認識の変容を促すことになった。単なる国家利益の問題のみならず、国力が増大する中で、国民が必然的に政府に求める安全保障上の能力とつながっていった。また、政府の安全保障上の認識変容に伴い、人民解放軍の役割も拡大し、国内外における非伝統的安全保障の遂行手段も大きく変化した。

最後に、2013 年から 2023 年現在に至る期間は、中国の非伝統的安全保障が徐々に成熟し始める時期であると言える。その時期の代表的な特徴として、2013 年より国家安全委員会の設立や「国家安全法」の制定などの法整備が進んでいる。さらに非伝統的安全保障協力は外交政策の核となる「一帯一路」構想や「人類命運共同体」概念と緊密に関連している点が挙げられる。

つまり、この時期における中国の非伝統的安全保障は、中国の国家の安全を守る目的である同時に、グローバル・ガバナンス分野での影響力と発信力を求める手段にもなったと言える。従来の非伝統的安全保障政策が場当たり的であったのに対して、この時期における中国の非伝統的安全保障は行動計画を設定するなど積極的な展開を伴うことで、国家利益を追求している点に注目すべきであろう。

以上、本論文では中国政府が非伝統的安全保障概念を認識し、同分野における政策を展開させてきた過程を時系列で考察してきた。総じて言えば、上述の3つの時期において、多少の濃淡はあるものの、中央政府による主導的な役割は共通した特徴を有していると思われる。つまり、国益を追求し、中国政府による統制の正当性を裏付ける非伝統的安全保障分野の特徴は、他の政策分野においても同様であると思われる。それは、中国の非伝統的安全保障政策が持つ普遍的な一面であるとも考えられる。

なお、中国における非伝統的安全保障政策の特殊性として、外交政策の観点から国際協力を推進する役割を持っていた点は強調しておきたい。なぜならば、繰り返しになるが、 非伝統的安全保障分野は伝統的安全保障に基づく国際競争より対外的な協力の可能性が高く、さらに他の分野への相乗効果をもたらすと期待されるからだ。

例えば、2000 年代初頭にアメリカと対立関係にある中で、非伝統的安全保障問題が米中関係改善のきっかけになった事実は、本論文の第2章第1節ですでに述べてきた。また、第3章第2節で論じた中国・ASEAN、日本・ASEANの協力は、結果的に日中間の非伝統的安全保障協力関係を促進した象徴的な事例である。

さらに言えば、2017年にトランプ政権が発足した後、米中関係が急速に悪化し、世界中にも多大な影響をもたらした。その後、2021年にバイデン政権が発足しても、この対立は依然として緩和の兆しが見えないままである。近年の米中関係は史上「最悪」としばしば表現されている(BBC News Japan 2020b, Khaliq 2022)。このような対立の中で、アメリカと中国の関係改善の突破口となり得るのは非伝統的安全保障問題への取り組みである。表終-1は、2017年以来、米中関係に影響力する各要因をまとめたものである。

表終-1 米中関係における対立と協力要因

	協力要因	中間的要素	対立要因
外交・安全保障	国連安保理常任理事	北朝鮮問題	台湾
	国		南シナ海問題
	対テロリズム協力		サイバー攻撃
経済	金融分野の開放	開発協力	貿易不均衡
			ハイテク競争
価値観およびグロー	気候変動問題	対イラン核合意	人権問題(香港、チ
バル・イッシュー	核不拡散		ベット問題、新疆)
			コロナ説明責任

出典:藤木剛康(2021:223)より引用。

表終-1 から見れば、米中間には数多くの対立要因を抱えている一方、非伝統的安全保障分野における協力要因は少なくはない。実際に、2021年3月の米中アラスカ会合で、中国代表とアメリカが激しく対立し、ほとんど合意に至らなかった。その中で、両国が唯一共通している認識は、気候変動をめぐる協力である(山田 2021b:18-22)。つまり、2021年に激しい対立が続く米中関係において、非伝統的安全保障問題は両国の間に「最大公約数」のような役割を果たしていると言った方が適切かもしれない。中国の外交政策の中で、このような独特な役割は、非伝統的安全保障が持つ特殊性であると考えられる。

一方、実証的研究として、本論文の第4章は2020年から始まった新型コロナウイルス感

染症流行の中で、中国政府による代表的な対応を整理した。今回の感染拡大に対して、中国政府が取り入れた安全保障の政策の特徴をまとめると以下のようなものである。まず、安全保障の主体の間に、中国政府から地方政府と基層党組織までのヒエラルキー式の関係が存在している。具体的に、中国政府は絶大な権力と政策の最終的な決定権を持っているが、地方政府に一定の自主権と裁量権を与えている。一方、地方政府は責任から逃れるため、より政府の末端に位置する基層党組織に任務を押し付け、自らの責任を転嫁する場合が多い。このような構造は、コロナ禍の中で地方政府と基層党組織が必要以上に防疫政策を実施することと、地方政府が防疫失敗を隠蔽することを招くことに至った原因である。

そして、中国式の防疫政策の中で、政府に対する国民の信頼が重要な指標になっている。 政府の信用が高ければ高いほど、特殊な防疫政策に対して市民がより協力的であり、政府 による防疫政策が容易に受容される。その一方、安全保障政策の失敗や個人の権力への侵 害は、国民からの政府への信頼を触んでしまう。その信頼が過度に消失されれば、国民が 政府の政策に対して非協力的な行動をとるようになり、基層党組織と一般国民との間に摩 擦が生じやすくなる。その際に、政府によるガバナンスの欠如を補完する動きとして、地 域住民の中で自助的共同体のような組織が生まれる場合も少なくない。

また、改めて本論文の第4章で取り上げた新型コロナウイルス感染拡大をめぐる事例研究を考えると、中国の非伝統的安全保障についての中国政府の発話と異なる結論が窺える。これまで、中国政府の統制を揺るがしうる安全保障問題に対して、中国政府はそれらの問題を積極的に安全保障化し、「新しい問題に対応するには、中国共産党による指導と統制が不可欠である」と論じることで、自らの統制の正統性を裏付けてきた。大規模な伝染病のみならず、本論文で検討されたテロ問題、環境問題、食料安全保障問題のいずれも然りである。しかし、そのような非伝統的安全保障の実態は、必ず中国政府が宣伝した安全保障と一致しているとは限らない。実際のところ、これまで論じられていた非伝統的安全保障問題の事例の中で、中国政府が主導する非伝統的安全保障は具体的な安全保障上の脅威

に対する未然防止というよりも、むしろ場当たり的な安全保障問題に対応する動きに過ぎなかった。例えば、新型コロナウイルス感染症流行の初期段階と上海ロックダウンにおいて中国政府がしばしば批判を浴びたのは、感染拡大に対する反応が遅れており、感染拡大の初期段階において有効な措置を講じなかったためである。また、中国政府は安全保障化の発話とそれに伴う政治権力を独占しているが、仮にその安全保障に失敗した場合、その独占は国民の不満を招きやすい。

このように、中国における非伝統的安全保障には、次の2つのジレンマが存在していると言える。1つ目に、中国の中央政府が絶大な政治権力を持つ反面、非伝統的安全保障において地方政府と基層に多大な任務を押し付けている。この傾向はやがて基層に対するその能力以上の責任転嫁につながり、しばしば安全保障の失敗を招いてしまう。そして2つ目に、中国式の非伝統的安全保障において、国民から政府に対する信頼と協力は安全保障政策の実施の鍵になるが、過度な安全保障政策の実施はかえってその信頼を傷つけてしまう。このように、中国政府にとって、非伝統的安全保障は自らの統制の正統性を裏付ける手段であるが、個人の安全保障よりも国家安全保障が優先する政府の姿勢がその正統性を蝕む。このようなジレンマは、中国の非伝統的安全保障の脆弱な一面を浮き彫りにしていると思われる。そのため、中国式の非伝統的安全保障体制は、実は中国政府が主張したような強靭で万能なものではないかもしれない。

中国のような中央集権体制の国家において、安全保障化の主体と安全保障に関する政策を実施する主体は一義的に国家を指しているため、国民レベルの安全保障化と実践における国民の役割は看過されがちである。しかし本章ですでに述べられたように、国家による安全保障は万能ではないし、国家が主導する安全保障化の論理においては個人の安全よりも国家安全が優先されてしまう場合もある。その結果、中国式の非伝統的安全保障は往々にして国家の役割を強調するものの、国家のガバナンスのみでは社会の末端組織に至らない場合がある。特に新型コロナウイルス感染拡大のような安全保障問題に直面した場合、

国家が安全保障政策を主導しているように見えるが、その安全保障政策が本質的に国民からの信頼と協力に基づいていることは否めない。さらに言えば、中国式の非伝統的安全保障を補完する役割として、安全保障における国民の関与と安全保障化をめぐる発信は不可欠である。中国において、実際にこのような安全保障化を可能にする土壌がすでに存在しているかもしれない。本論文の第1章第3節で述べられた環境問題をめぐる草の根レベルの安全保障化と、第4章第3節で述べられた安全保障危機に直面する際に政府の役割を補完する市民レベルの自助的共同体は、それを示す材料であろう。新型コロナウイルス感染症流行を経て、中国の基層レベルにおける非伝統的安全保障がいかに変容していくかに対して、これより見極める必要があるだろう。

将来に向けた展望と提言

本論文の最後に、中国の非伝統的安全保障政策と同協力の立場を踏まえ、将来に向けたいくつかの提言を挙げておきたい。

川島真は中国の外交について、「中国は、世界各地で欧米や日本などの利権が十分に確立できていないところ、あるいはイデオロギー的な問題で先進諸国が近づこうとしないところなどに進出している」と指摘している (川島 2017: 156-157)。この考え方からすれば、中国がパワーと影響力を膨張していく中で、欧米先進国に比較的に軽視されてきた地域の非伝統的安全保障分野に存在感を示していくことは必然であると言っても過言ではないだろう。

アジア地域におけるアメリカの影響力が相対的に衰退していく中で、中国はアジア地域におけるより大きな影響力を求め、同地域の非伝統的安全保障協力に積極的に関与していくものと思われる。他方で、トランプ政権以降、アメリカの国内政治が分断している中で、増大する中国の影響力とどう向き合うかについて、アジア諸国では当然ながら大国間の狭間の中でその立ち位置が求められている。

また、中国の経済成長と政治体制がしばらく維持される見通しの中で、どのように中国が既存の国際秩序に向かい合い、国際的な影響力を拡大させていくのかなど不確定要素が存在する。中国の大国化には、既存の国際秩序に対する変革への意思があると同時に、他方で新たな国際協力の可能性をもたらすことにもなる。新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延の中でも、中国は日本を含む先進諸国との対立は続く中でも、将来的な協力の可能性は必須の課題となっている。

中国は広い国土面積と膨大な人口数を有しており、国内問題解決を優先することで、非 伝統的安全保障協力への対応でしばしば消極的な一面を見せている。内外の世論、メディ ア、研究者のいずれの中においても、中国に対する批判的な見方も少なからずある。しか し、非伝統的安全保障問題をはじめ、中国の特殊な政治体制がゆえに達成した成果も少な くないだろう。世界各国にとって、より効果的な非伝統的安全保障問題解決への協力のあ り方を考える必要がある。

ましてや、エボラ出血熱や COVID-19 の世界的蔓延が示したように、特定の国をグローバル・ガバナンスや非伝統的安全保障分野の協力から排除することは危険を伴う。世界中に起きている非伝統的安全保障問題についても言えることであるが、特にアジア地域においては、中国抜きで非伝統的安全保障問題の解決を語ることは困難と思われる。

中国の非伝統的安全保障分野における影響力を警戒し、それを封じ込めようとするより も、むしろ中国を積極的にグローバル・ガバナンスシステムに受け入れ、相応の責任分担 を求めるべきであろう。中国にとっても取り組むべき非伝統的安全保障問題と関連する分 野が数多く世界には存在している。また、それらの問題は中国一国にとどまらず、アジア 地域全体を含む国際関係に多大な影響を及ぼしている。

その点から鑑みても、中国がいかに非伝統的安全保障問題に関与するかはアジアにおける地域秩序や地政学的状況を大きく変容させる可能性があると考えられる。日本をはじめとするアジア諸国にとって、中国が非伝統的安全保障協力への認識と関心を共有すること

の意義は極めて大きいと言えよう。まずは、中国に対してグローバル・ガバナンスにおける役割を果たすように積極的に促す必要があると考える。

最後に、将来の課題として、中国における非伝統的安全保障がいかに変容し、制度化されていくかを注目する必要があるだろう。これまで、中国政府は非伝統的安全問題に対して、場当たり的で恣意的に解釈する場合が多い。新型コロナウイルス感染症をめぐる一連の争議はそれを示す事例であると同時に、中国政府にとって重要な参考と教訓をもたらしているかもしれない。中央と地方、地方と基層の間に存在するギャップと責任転嫁を避けるために、中国における非伝統的安全保障の制度化が必然的に求められる。しかし一方で、このような中国政府の統制を揺るがしかねない改革は中国政府にとって容易に実行できるとは限らない。いずれにせよ、中国の非伝統的安全保障問題がどのように制度化されるのか、非伝統的安全保障が中国の外交戦略でどのような効果を発揮するのか、中国の非伝統的安全保障がアジア地域においてどの程度の普遍性を持つのかを含めた問題に対して、より長期的な視点から考察することを将来の課題としたい。

初出一覧

- 第 1 章第 1 節: Liu Hongyi (2021) "The Role and Logic of Nontraditional Security in China's Engagement in Global Governance Mechanisms under Xi Jinping's Regime,"

 Journal of Chinese Political Science, vol. 26, pp. 505–523 の一部を翻訳、加筆、修正。
- 第2章第1節: 劉弘毅(2021) 「中国の非伝統的安全保障——認識の変容と政策への影響」山田満・本多美樹編著『「非伝統的安全保障」によるアジアの平和構築』、明石書店、227-251頁の一部を加筆、修正。
- 第4章第1節: 劉弘毅 (2021) 「新型コロナウイルス感染症をめぐる中国政府の対応— — 『戦時状態』の発令とその問題点」『早稲田大学社学研論集』、第38 号、1-10頁を加筆、修正。
- 第 4 章第 2 節: Liu Hongyi (2022) "COVID-19 Infection Control in China: The Chinese Crisis Management System and Mask Mandates," in Noriko Suzuki, Masahisa Endo and Susumu Annaka, Eds., *Public Behavioural Responses to Policy Making during the Pandemic*, Routledge, pp. 186-203.を翻訳、加筆、修正。

参考文献

《日本語文献》

- 青山瑠妙(2021)「中国の『戦狼外交』——内政が外交に色濃く反映される時代の到来」 『治安フォーラム』第5号、51-59頁。
- 阿古智子 (2014) 「環境問題を通して考える中国の市民社会と政府との関係」東京財団政 策研究所 2014 年 10 月 29 日、https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=863 (閲覧 日: 2023 年 6 月 25 日)。
- 明日香壽川(2008) 「越境するアジアの環境問題」高原明生・田村慶子・佐藤幸人編著『現 代アジア研究 1 越境』、慶應義塾大学出版会。
- 天児慧(2007) 「台頭する中国をどう読むか」『問題と研究』第36巻第5号、115-128頁。
- 天児慧(2011a)編著『アジアの非伝統的安全保障 I:総合編』、勁草書房。
- 天児慧(2011b)編著『アジアの非伝統的安全保障 II:中国編』、勁草書房。
- 天児慧(2013) 『中華人民共和国史』岩波新書。
- 天児慧(2018)『中国政治の社会態制』岩波書店。
- 天児慧(2020) 「雨降って地固める——新型コロナウイルス感染から中国・日本の関係を 考える」『東亜』第634号、1頁。
- アリソン・グレアム (2017)「米中戦争前夜——新旧大国を衝突させる歴史の法則と回避の シナリオ」ダイヤモンド社。
- 飯田将史(2003) 「中国の東南アジアに対する安保協力――ARFへの対応を中心に」『防 衛研究所紀要』 第6巻第1号、95-107頁。
- 伊藤亞聖(2020)「新型コロナウイルスへの中国政府官僚機構の対応——2020 年 1 月 20-4 月 23 日 公 表 政 策 文 書 の 整 理 」 笹 川 平 和 財 団 、 2020 年 4 月 30 日 、 https://www.spf.org/spf-china-observer/document-detail027.html (閲覧日: 2022 年 6 月 30 日)。
- 泉川泰博(2020)「アメリカ大統領選挙と米中関係の行方」『東亜』 第641号、2-9頁。

- 王名(2011)「『非伝統的安全保障』ネットワーク構築に向けて」天児慧編著『アジアの非 伝統的安全保障 II 中国編』、勁草書房。
- 大岩隆明「非伝統的安全保障とは何か――開発援助の課題としての考察」『外交フォーラム』第 243 号(2008 年 10 月号) 60-63 頁。
- 大西広編著(2012a)『中国の少数民族問題と経済格差』、京都大学出版会。
- 大西広(2012b) 「ラサ暴動の実際と政治・宗教問題」大西広編著『中国の少数民族問題と 経済格差』、京都大学出版会、20-30 頁。
- 大西広(2012c)「ウルムチ(烏魯木斉)暴動の実際と矛盾の本質」大西広編著『中国の少数民族問題と経済格差』、京都大学出版会、108-114頁。
- 角崎信也(2015)「『総体国家安全観』の位相」、日本国際問題研究所、2015 年 11 月 27 日、https://www.jiia.or.jp/column/ChinaReport02.html(閲覧日:2023 年 8 月 26 日)。
- 神谷万丈 (2004) 「安全保障」田中明彦・中西寛編『新・国際政治経済の基礎知識』有斐 閣。
- 加茂具樹 (2020) 「制度性話語権と新しい五カ年規劃」 霞山会、2020 年 8 月 20 日、 https://www.kazankai.org/media/cl/a213 (閲覧日: 2022 年 9 月 30 日)。
- 加茂具樹(2021) 「『大国』中国が推進する科学技術のイノベーション」 『治安フォーラム』第 27 巻第 6 号(通巻第 318 号)、29-38 頁。
- 川島真(2017)『中国のフロンティア――揺れ動く境界から考える』岩波新書。
- 栗栖薫子(1998) 「近年における安全保障概念の多様化と人間の安全保障」 『比較社会文化』 第4号、1-11頁。
- 栗栖薫子(2009)「人間の安全保障研究と国際関係論――新しいリサーチの地平?」『国

際公共政策研究』第14巻1号、15-28頁。

- 栗栖薫子(2018) 「日本による人間の安全保障概念の普及――国連における多国間外交」 グローバル・ガバナンス学会編(2018) 『グローバル・ガバナンス学 I, 理論・歴 史・規範』、法律文化社、236-256 頁。
- グローバル・ガバナンス委員会(1995) 『地球リーダーシップ――新しい世界秩序をめざ して グローバル・ガバナンス委員会報告書』、日本放送出版協会。
- グローバル・ガバナンス学会編(2018)『グローバル・ガバナンス学 I, 理論・歴史・規範』、 法律文化社。
- 現代中国研究拠点編『コロナ以後の東アジア変動の力学』、東京大学出版会。
- 国際金融情報センター (2015) 「中国基礎レポート 第 2 章 国民経済」、 https://www.jcif.or.jp/report/2023/CHN202302030472.html (閲覧日 2023 年 6 月 23 日)。
- 後井隆伸(2010)「中国における非伝統的安全保障論の展開と人間の安全保障」『国際公 共政策研究』第15巻第1号、243-257頁。
- 佐々木卓也(2005)「アメリカ外交と単独主義の伝統」五十嵐暁郎・佐々木寛・高原明生編著『東アジア安全保障の新展開』、明石書店。
- 佐藤考一(2007) 「東南アジアの海賊問題と東アジア諸国・アメリカの対応――非伝統的 安全保障問題をめぐる東アジア協力の課題」『問題と研究』第36巻第1号、93-114 頁。
- 庄司智孝(2020)「ADMM と ADMM プラス――ASEAN 国防相会議の 2 つの枠組みと異なる 機能 」 笹川平和財団、2020年12月23日、https://www.spf.org/iina/articles/shoji 13.html(閲覧日: 2022年9月30日)。
- 来原響子(2021)「中国外交はどこへ向かうのか――『愛される中国』の表裏、そして日本が浸透工作に対抗するために」『治安フォーラム』第11号、38-47頁。
- 篠田英朗(2003)「安全保障概念の多義化と『人間の安全保障』」『 IPSHU 研究報告シリ

- ーズ:研究報告』 第31号、51-84頁。
- 篠田英朗(2017年)『国際社会の秩序(第3版)』、東京大学出版会。
- 朱建栄(2020)「アフターコロナの中国政治社会——聞こえてきた前進の地響き」東大社 研現代中国研究拠点編『コロナ以後の東アジア = East Asian Regional Dynamics after COVID-19:変動の力学』、東京大学出版会。
- 杉本勝則(2008) 「中国の環境問題とこれからの日中環境協力――『環境問題のデパート』 中国との付き合い方」『立法と調査』第 285 号、35-49 頁。
- 思沁夫(2014) 「中国の環境問題: リスク, 保護, 共働」『大阪大学中国文化フォーラム ブックレット』第2号、7-32頁。
- 諏訪一幸(2018)「中央外交工作会議の開催と習近平外交思想の実践」SPF China Observer、 2018 年 8 月 10 日、https://www.spf.org/spf-china-observer/document-detail007.html(閲覧日:2022 年 9 月 30 日)。
- 世界自然保護基金ジャパン (2011) 「カンクン COP16/CMP6 会議報告」、2011年1月13日、https://www.wwf.or.jp/activities/upfiles/20110113WWFCOP16REP01.pdf (閲覧日: 2022年9月30日)。
- 高木誠一郎(2003)「中国の『新安全保障観』」『防衛研究所紀要』第 5 巻第 2 号、68-89 頁。
- 高橋克典、福田直之 (2018)「けいざい+ WORLD 中国発 EV バトル:下 心臓部の電池、世界 をリード」『朝日新聞』朝刊、2018 年 6 月 2 日、第 9 面。
- 高橋五郎(2020)「食料危機に向かう中国とその背景」『東亜』第 642 号、2-9 頁。
- 高原明生(2005) 「中国の新安全保障観と地域政策」五十嵐暁郎、佐々木寛、高原明生編 『東アジア安全保障の新展開』、明石書店。
- 高原明生(2018)「Hot Issue 核心を聞く 一帯一路構想は『星座』 過度な期待は禁物」『週刊東洋経済』第 6771 号、11 頁。

- 高原明生・田村慶子・佐藤幸人編著(2008) 『現代アジア研究 1 越境』、慶應義塾大学出版会。
- 田所昌幸(2019) 「グローバルガバナンスにおける G7 と G20:回顧と展望」『国際問題』 第 678 号、6-14 頁。
- 田中新悟(2019) 「ポスト冷戦以降における自衛隊の任務: 国際秩序の変容に伴う安全保 障の観点での考察」『戦略研究』第 24 号、39-64 頁。
- 堤功一 (2002) 「保護する責任 (The Responsibility to Protect) 介入と国家主権についての国際委員会報告」『立命館法学』第5号、355-365頁。
- 坪内淳 (2006) 「東アジア地域安全保障への新たな視座――安全保障の地域化と『非伝統的アプローチ』」『問題と研究』、第 35 巻第 5 号、27-44 頁。
- 辻井博(2010)「世界食料危機と米国のバイオ・エタノール政策の関係に関する研究」『石川県立大学年報』第 21 巻、13-18 頁。
- 恒川惠市(2005) 「アジア太平洋地域の『非伝統的安全保障』——麻薬対策における日米 の役割」山本吉宣編『アジア太平洋の安全保障とアメリカ』、彩流社。
- 鄭躍軍(2011) 「経済発展と環境問題——森林・大気・水汚染(酸性雨・黄砂)」天児慧編著『アジアの非伝統的安全保障 II 中国編』、勁草書房。
- 東京大学グローバル中国拠点(2009)「日中食糧・農業問題」、https://web.iss.u-tokyo.ac.jp/kyoten/about/images/2009s_0511_Tajima1.pdf.pdf(閲覧日:2022年6月30日)。
- 那須川敏之(2002) 「安全保障概念の多義化に関する一考察--『人間の安全保障』論を中心 として」『アジア太平洋研究科論集』第2号、59-86頁。
- 日本貿易振興機構 (2011) 「世界貿易投資動向シリーズ・中国」、 https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/gtir.html (閲覧日: 2023年6月23日)。
- 人間の安全保障委員会(2003)『安全保障の今日的課題―人間の安全保障委員会報告書』、

朝日新聞社。

- 農林水産省(2014)「第1章 中国における食糧増産計画の地方レベルでの執行状況」。
 https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/pdf/h26_china.pdf(閲覧日:2023年6月23日)。
- 福田保(2011) 「第7章 アジア太平洋地域における非伝統的安全保障と地域協力」日本国際問題研究所『アジア太平洋地域における各種統合の長期的な展望と日本の外交』、 139-152 頁。
- 藤木剛康(2021)「トランプ政権の外交・安全保障政策——ポスト冷戦期アメリカ外交からの転換と混乱」河﨑信樹・河音琢郎・藤木剛康編著『現代アメリカ政治経済入門』、ミネルヴァ書房、218-233頁。
- Balconia Shanghai Ltd. (2022) 「中国 ゼロコロナ政策で変わる日常生活―ロックダウン都市 上海の現地レポート」 Diamond Chain Store Online, 2022 年 5 月 17 日、 https://diamond-rm.net/overseas/179431/(閲覧日: 2022 年 9 月 22 日)。
- 菱田雅晴編著(2010)『中国基層からのガバナンス』、法政大学出版局。
- 防衛大学校安全保障学研究会編著『新訂第4版安全保障学入門』、亜紀書房。
- 堀井光俊(2012)『マスクと日本人』、秀明出版会。
- 堀内賢志・松本礼史・田中勝也(2011)「東アジアのエネルギー・環境制度」松岡俊二・勝間田弘編著『アジア地域統合の展開』、勁草書房。
- 星野昌裕(2021)「国際問題化する中国のウイグル政策」『治安フォーラム』、第 10 号、 31-39 頁。
- 本多美樹(2018) 「安全保障概念の多義化と国連安保理決議」『アジア太平洋討究』第 31 号、 121-137 頁。
- 本多美樹(2021)「グローバル・ガバナンスにおける法規範遵守のためのメカニズム―― 国連と市民社会の連携に注目して」山田満・本多美樹編著『「非伝統的安全保障」

- によるアジアの平和構築――共通の危機・脅威に向けた国際協力は可能か』明石 書店、37-62 頁。
- 松岡俊二(2011)「中国の大気・水質汚染とガバナンス」天児慧編著『アジアの非伝統的安全保障 I 総合編』、勁草書房。
- 松田康博(2006) 「中国の安全保障政策決定過程――党・国家・軍を統合する決定メカニ ズムの模索」『問題と研究』第 35 巻第 4 号、85-110 頁。
- 松田康博(2020) 「新型コロナウイルス感染症と中国の対外関係悪化過程」『国際問題』 第 695 号(2020 年 10 月号)、39-51 頁。
- 毛里和子(1999)「ポスト冷戦と中国の安全保障観――「協調的安全保障」をめぐって」、 山本武彦編『国際安全保障の新展開――冷戦とその後』、早稲田大学出版部。
- 毛里和子(2012) 『現代中国政治——グローバル・パワーの肖像(第3版)』、名古屋大学出版会。
- 山本武彦(2009) 『安全保障政策--経世済民・新地政学・安全保障共同体』日本経済評 論社。
- 山本吉宣編(2005)『アジア太平洋の安全保障とアメリカ』、彩流社。
- 山田満編著(2016)『東南アジアの紛争予防と「人間の安全保障」——武力紛争、難民、 災害、社会的排除への対応と解決に向けて』、明石書店。
- 山田満(2021a)『平和構築のトリロジー: 民主化・発展・平和を再考する』、明石書店。
- 山田満(2021b)「アジアにおける『非伝統的安全保障』協力に基づく平和構築――イシューとアクターからみる安全保障の位相」山田満・本多美樹編著『「非伝統的安全保障」によるアジアの平和構築――共通の危機・脅威に向けた国際協力は可能か』明石書店、13-35頁。
- 山田満(2022) 「平和構築概念の拡散と陥穽: テロリズムが引き起こす統合と人権の相克」 『アジア・アフリカ研究』第 62 巻第 2 号、1-17 頁。

- 山田満・本多美樹編著(2021)『「非伝統的安全保障」によるアジアの平和構築——共通 の危機・脅威に向けた国際協力は可能か』明石書店。
- ヤン・ティンバーゲン(1994)「21 世紀のための世界統治機構」国連開発計画『人間開発報告 1994』p. 88。
- 楊永明(2007)「多重の二国間関係の交錯」『問題と研究』第36巻第2号、1-16頁。
- 劉弘毅(2021a) 「中国の非伝統的安全保障――認識の変容と政策への影響」山田満、本多 美樹編著『「非伝統的安全保障」によるアジアの平和構築――共通の危機・脅威 に向けた国際協力は可能か』、明石書店、227-251 頁。
- 劉弘毅(2021b) 「新型コロナウイルス感染症をめぐる中国政府の対応――『戦時状態』の 発令とその問題点」『早稲田大学社学研論集』、第 38 号、1-10 頁。

《英語文献》

- Abbas Hafiz Syed Mohsin, Xu Xiaodong, Sun Chunxia, Gillani Samreen, and Raza Muhammad Ahsan Ali (2021) "Role of Chinese government and Public–Private Partnership in combating COVID-19 in China," *Journal of Management and Governance*,https://link.springer.com/article/10.1007/s10997-021-09593-7 (Accessed September 30, 2022).
- Acharya Amitav (2001) "Human Security: East Versus West?" Institute of Defence and Strategic Studies Singapore, https://dr.ntu.edu.sg/bitstream/10356/91391/1/RSIS-WORKPAPER_25.pdf (Accessed June 30, 2022).
- Alkire Sabine, (2002) "A Conceptual Framework for Human Security," Centre for Research on Inequality, Human Security and Ethnicity of University of Oxford, https://ora.ox.ac.uk/objects/uuid:d2907237-2a9f-4ce5-a403-a6254020052d (Accessed June 30, 2022).
- Allison Graham. (2015) "The Thucydides Trap: Are the U.S. and China Headed for War?" The Atlantic,

 https://www.theatlantic.com/international/archive/2015/09/united-states-china-war-thucydides-trap/406756/ (Accessed June 30, 2022).
- Association of Southeast Asian Nations (2002) "Joint Declaration of ASEAN and China on Cooperation in the Field of Non-Traditional Security Issues".
- Axworthy Lloyd (2001) "Human Security and Global Governance: Putting People First." *Global Governance*, Vol. 7, No. 1, pp. 19-23.
- Biden Joseph, R. Jr. (2020) "Why America Must Lead Again: Rescuing U.S. Foreign Policy After

 Trump," Foreign Affairs, 99(2).

- https://www.foreignaffairs.com/articles/united-states/2020-01-23/why-america-must-lead-again (Accessed June 30, 2022).
- Brant Robin (2022) "Shanghai lockdown: Relief and caution as city returns to life," *BBC News*, June 1, 2022, https://www.bbc.com/news/world-asia-china-61655297 (Accessed September 30, 2022).
- Burgess J. Peter and Owen Taylor (2004) "Special Section: What Is Human Security," *Security Dialogue*, Vol. 35, No. 3, pp.345-387.
- Buzan Barry and Wæver Ole (2003) Regions and Powers The Structure of International Security.

 Cambridge University Press.
- Buzan Barry, (1983) People, states and fear: The national security problem in international relations,

 Wheatsheaf
- Buzan Barry, Wæver Ole, and De Wilde Jaap, (1998) Security: A new framework for analysis. Lynne Rienner.
- Caballero-Anthony Mely ed. (2016) An introduction to non-traditional security studies: A transnational approach. Sage Publications.
- Caballero-Anthony Mely, Emmers Ralf, Acharya Amitav (2006) Studying Non-traditional Security in Asia: Trends and Issues, Ashgaate.
- Cassel Douglass (2001) A Framework of Norms: International Human-Rights Law and Sovereignty,

 Harvard International Review, Vol. 22, No.4, pp. 60-63.
- Chin Josh (2011) "China's other problem with protests abroad," *the Wall Street Journal*, 23 February 2011, https://www.wsj.com/articles/BL-CJB-13367 (Accessed June 30, 2022).
- Chang Yi-Shin, Si Zhenzhong, Crush Jonathan, Scott Steffanie, Zhong Taiyang (2023) "Governing for food security during the COVID-19 pandemic in Wuhan and Nanjing, China," *Urban Governance*, https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S266432862300030X

- (Accessed June 25, 2023).
- Cynthia Enloe (1989) Bananas, Beaches and Bases: Making Feminist Sense of International Politics,
 Pandora Press.
- Davidson Helen (2022) "China fires hospital officials after pregnant woman loses baby due to Covid lockdown rules," *the Guardian*, 6 Jan 2022, https://www.theguardian.com/world/2022/jan/06/china-fires-hospital-officials-after-pregna nt-woman-loses-baby-due-to-covid-lockdown-rules (Accessed September 30, 2022).
- Emmers Ralph, Greener Beth K. and Thomas Nicholas (2008) "Securitizing Human Trafficking in the Asia-Pacific: Regional Organizations and Response Strategies," in Curley Melisa G. and Wong-Siulan eds., Security and Migration in Asia: The Dynamics of Securitisation, Routledge.
- Evans Gareth (1994) "Cooperative Security and Intrastate Conflict," *Foreign Policy*, No. 96, Fall 1994, pp1-8.
- Fisher Max, Choe Sang-Hun (2020) "How South Korea Flattened the Curve," *the New York Times*,

 March 23, 2020,

 https://www.nytimes.com/2020/03/23/world/asia/coronavirus-south-korea-flatten-curve.ht

 ml (Accessed September 30, 2022).
- Food and Agriculture Organization of the United Nations (2006) "Food Security". https://www.fao.org/fileadmin/templates/faoitaly/documents/pdf/pdf_Food_Security_Coce pt Note.pdf (Accessed June 30).
- Food and Agriculture Organization of the United Nations (2008) The State of Food Insecurity in the World 2008: High Food Prices and Food Security-Threats and Opportunities.
- Ghiselli Andrea (2018) "Diplomatic Opportunities and Rising Threats: The Expanding Role of Non-Traditional Security in Chinese Foreign and Security Policy," *Journal of*

Contemporary China, 27:112, pp. 611-625.

- Goh Brenda and Tham Engen (2022) "Shanghai separates COVID-positive children from parents in virus fight," *Reuters*, April 2, 2022, https://www.reuters.com/world/china/shanghai-separates-covid-positive-children-parents-virus-fight-2022-04-02/?taid=6247e78f3225ef0001283091&utm_campaign=trueAnthem:+

 Trending+Content&utm_medium=trueAnthem&utm_source=twitter (Accessed June 30, 2022).
- Hille Kathrin (2020) "Wolf warrior' diplomats reveal China's ambitions," *Financial Times*, May 12, 2020.https://www.ft.com/content/7d500105-4349-4721-b4f5-179de6a58f08 (Accessed June 30, 2022).
- Hu Yuwei and Huang Lanlan (2022) "Shanghai city dwellers develop new bonds as they barter goods amid lockdown," *the Global Times*, April 26, 2022, https://www.globaltimes.cn/page/202204/1260328.shtml (Accessed September 30, 2022).
- Inoue Hiroyasu and Todo Yasuyuki (2022) "The propagation of economic impacts through supply chains: The case of a mega-city lockdown to prevent the spread of COVID-19," *RIETI Discussion Paper Series*, No. 37, https://journals.plos.org/plosone/article?id=10.1371/journal.pone.0239251 (Accessed June 29, 2023).

Jean Bethke Elshtain (1987) Women and War, Basic Books.

- Khaliq Riyaz ul (2022) "China-US relations 'headed to worst ever times'," AA News, August 5, 2022, https://www.aa.com.tr/en/asia-pacific/china-us-relations-headed-to-worst-ever-times/2654 670 (Accessed June 25, 2023).
- King Gary and Murray Christopher (2000) "Rethinking Human Security," Political Science Quarterly, No. 4, pp. 585-610.

- Liu John, Meng Jianguo (2022) "Shanghai's Lockdown Tests Covid-Zero Policy, and People's Limits," *the New York Times*, March 30, 2022, https://www.nytimes.com/2022/03/29/world/asia/china-shanghai-covid-lockdown.html (Accessed September 30, 2022).
- Leaning Jennifer and Arie Sam (2001) "Human Security: A Framework for Analysis in Setting of Crisis and Transition," Harvard Centre for Population and Development Studies Working Paper No.8.
- Li Bingqin, Qian Jiwei, Xu Juan, Li Yiran (2022) "Collaborative governance in emergencies:

 Community food supply in COVID-19 in Wuhan, China," *Urban Governance*, No. 2, pp. 188-196.
- Liu Hongyi (2021) "The Role and Logic of Nontraditional Security in China's Engagement in Global Governance Mechanisms under Xi Jinping's Regime," *Journal of Chinese Political Science*, No. 26, pp. 505-523.
- Liu Hongyi (2022) "COVID-19 Infection Control in China: The Chinese Crisis Management System and Mask Mandates," in Noriko Suzuki, Masahisa Endo and Susumu Annaka, Eds., *Public Behavioural Responses to Policy Making during the Pandemic*, Routledge, pp. 186-203.
- Ministry of Ecology and Environment of People's Republic of China (2019)"China's Policies and Actions for Addressing Climate Change 2019," Ministry of Ecology and Environment of People's Republic of China, October 27, 2019,http://english.mee.gov.cn/Resources/Reports/reports/201912/P020191204495763994 956.pdf (Accessed June 30, 2022).
- Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China (2004) "Leaders express condolences over hostage's death,", October 15, 2004, https://www.mfa.gov.cn/ce/cegv//eng/zt/zgfk/t164583.htm (Accessed June 30, 2022).

- Miller Monica, Lim Lionel (2022) "Shanghai lockdown: Economy shaken by zero-Covid measures," *BBC News*, April 4, 2022, https://www.bbc.com/news/business-60950507 (Accessed June 30, 2022).
- Myers Steven Lee (2020) "China Outs 2 Party Officials Amid Outrage about Coronavirus Response," *the New York Times*, February 23, 2020, https://www.nytimes.com/2020/02/13/world/asia/china-coronavirus-xi-jinping.html (Accessed September 30, 2022).
- Nef Jorge (1999) *Human Security and Mutual Vulnerability*, International Development Research Center.
- Nye Joseph S. Jr. (2017) "The Kindleberger Trap," Project Syndicate, https://www.project-syndicate.org/commentary/trump-china-kindleberger-trap-by-joseph-s --nye-2017-01 (Accessed June 30, 2022).
- Nye Joseph S. Jr. and Lynn-Jones Sean M. (1988) "International Security Studies: A Report of a Conference on the State of the Field," *International Security* Vol. 12, No. 4, pp. 5-27.
- Owen Taylor (2004) "Human Security Conflict, Critique and Consensus: Colloquium Remarks and a Proposal for a Threshold-Based Definition1," *Security Dialogue*, Vol. 35, No. 3, (pp. 373-387).
- Owen Taylor (2010) "Human Security: A Contested Contempt," in Burgess J. Peter ed., *The Routledge Handbook of New Security Studies*, Routledge.
- Paris Roland (2001) "Human Security: Paradigm Shift or Hot Air?, *International Security*, Vol.26, No.2, pp.87-102.
- Pettman Ralph (2005) "Human Security as Global Security: Reconceptualising Strategic Studies," Cambridge Review of International Affairs, Vol.21, No.3, pp.137-150.
- Reisman W. Michael (1990) "Sovereignty and Human Rights in Contemporary International Law,"

- *The American Journal of International Law*, Vol. 84, No. 4, pp. 866-876.
- Sen Amartya (1981) Poverty and Famines: An Essay on Entitlement and Deprivation, Oxford University Press.
- Singh Sube, Kumar Ramesh, Panchal Rohit & Tiwari Manoj Kumar (2021) "Impact of COVID-19 on logistics systems and disruptions in food supply chain," *International Journal of Production Research*, Vol. 59 No. 7, pp. 1993-2008.
- Terriff Terry, Croft Stuart, James Lucy, Morgan Patrick, (2000) Security Studies Today, Polity Press.
- Tharoor Ishaan (2020) "Trump and Xi clash as U.N. marks a gloomy 75th birthday," *the Washington*Post, September 23, 2020.

 https://www.washingtonpost.com/world/2020/09/23/trump-xi-united-nations-75/

 (Accessed June 30, 2022).
- The Commission on Global Governance (1995) *Our Global Neighbourhood*, Oxford University Press.
- Thomas Caroline (1992) *The Environment in International Relations*, London: Royal Institute of International Affairs, 1992.
- Thomas Caroline and Wilkin Peter, eds.(1999) *Globalization, Human Security, and the African Experience*, Boulder:LynneRienner.
- Tickner, J. Ann (1992) Gender in International Relations: Feminist Perspectives on Achieving Global Security, Columbia University Press.
- Tickner, J. Ann (1995) "Re-visioning Security" in K. Booth and S. Smith eds., *International Relations Theory Today*, Polity Press, pp. 175-197.
- Treverton, Gregory F. (2001) *Rethinking National Intelligence for an Age of Information*, Cambridge University Press.
- Treverton Gregory F., Wollman Matt, Wilke Elizabeth, Lai Deborah (2011) "Moving Toward the

- Future of Policing," RAND National Security Research Division, 2022: https://www.rand.org/pubs/monographs/MG1102.html (Accessed September 30).
- Ulman Richard (1983) "Redefining Security," International Security, Vol.8, No.1, pp.129-153.
- United Nations (1974) "Universal Declaration on the Eradication of Hunger and Malnutrition".
- United Nations (2020) "Enhance solidarity' to fight COVID-19, Chinese President urges, also pledges carbon neutrality by 2060," UN News, https://news.un.org/en/story/2020/09/1073052 (Accessed June 30, 2022).
- United Nations Framework Convention on Climate Change (2010) "Outcome of the work of the Ad Hoc Working Group on long-term Cooperative Action under the Convention," http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/application/pdf/cop16_lca.pdf (Accessed June 30, 2022).
- Van Fleet John Darwin (2022) "Shanghai Lockdown Diary: The Quest for Food Brings an Apartment Complex Together: Shanghai residents have become the digital equivalent of ancient hunter-gatherers," the Diplomat, April 26, 2022, https://thediplomat.com/2022/04/shanghai-lockdown-diary-the-quest-for-food-brings-an-apartment-complex-together/ (Accessed June 30, 2023).
- Vuori Juha A. (2008) "Illocutionary Logic and Strands of Securitization: Applying the Theory of Securitization to the Study of Non-Democratic Political Orders," *European Journal of International Relations*, Vol. 14, No. 1, pp. 65-99.
- Weiss Thomas and Gordenker Leon (1996) NGOs, the UN, and Global Governance, Lynne Rienner.
- Wong Edward (2015) "China Blocks Web Access to 'Under the Dome' Documentary on Pollutionthe," the New York Times, July 7, 2015, https://www.nytimes.com/2015/03/07/world/asia/china-blocks-web-access-to-documentary -on-nations-air-pollution.html (Accessed September 30, 2022).

- Wu Cary, Shi Zhilei, Wilkes Rima, Wu Jiaji, Gong Zhiwen, He Nengkun, Xiao Zang, Zhang Xiaojun, Lai Weijun, Zhou Dongxia, Zhao Feng, Yin Xiufang, Xiong Ping, Zhou Hao, Chu Qinghua, Cao Libin, Tian Ruijing, Tan Yu, Yang Liyong, He Zexuan, Fairbrother Malcolm, Mews Jan, and Nicola Giordano Giuseppe (2021) "Chinese Citizen Satisfaction with Government Performance during COVID-19," *Journal of Contemporary China*, Vol. 30, pp. 930-944.
- Yang Jie, Lin Liza (2022) "Shanghai locked down in batches to curb the spread of the epidemic," *the Wall Street Journal*, March 29, 2022, https://cn.wsj.com/articles/%E4%B8%8A%E6%B5%B7%E5%88%86%E5%8C%BA%E5%88%86%E6%89%B9%E5%B0%81%E6%8E%A7%E4%BB%A5%E9%81%8F%E5%88%B6%E7%96%AB%E6%83%85%E6%89%A9%E6%95%A3-11648435258 (Accessed September 30, 2022).
- Zhong Taiyang, Si Zhenzhong, Crush Jonathan, Scott Steffanie, and Huang Xianjin (2019) "Achieving urban food security through a hybrid public-private food provisioning system: the case of Nanjing, China," *Food Security*, Vol. 11, pp. 1071–1086.

《中国語文献》 (アルファベット順)

- 阿米塔夫·阿卡亚(2002)「人類安全:東方对西方」(人間の安全保障:東側対西側)李増田 訳、『世界経済与政治』、第5号、57-62頁。
- 本尼 (2022) 「上海疫情:封城下的外賣騎手如何與城市艱難共存」 (上海ロックダウン: 困難の中で宅配員たちはいかに都市と共存するのか) BBC News 中国語版、2022 年 5 月 3 日、https://www.bbc.com/zhongwen/trad/chinese-news-61304573 (閲覧日:2023 年 6 月 30 日)。
- 陳進安(2022) 「上海疫情 | 多名嬰幼兒被單獨隔離 傳哭鬧家長憂心 官方回應」(数名の幼児が単独で隔離 親の懸念に対して政府が反応) 香港 01、2022 年 4 月 2 日、
 https://www.hk01.com/article/754545?utm_source=01articlecopy&utm_medium=referral
 (閲覧日:2023 年 6 月 23 日)。
- 陳婧(2022) 「上海疫情持续扩散 一周逾 260 人染疫 "精准防控"实效受关注」(上海で感染拡大 一週間で 260 人が感染確認 防疫政策の限界性が注目される) 聯合早報、2022年3月10日、https://www.zaobao.com.sg/news/china/story20220310-1250693(閲覧日: 2022年6月30日)。
- 陳理(2016) 「今天的中国有底気、也有必要講好自己的故事」(今の中国は自らの物語を 語る能力と決心を有している) 『党的文献』第4期、53頁。
- 笪興、董博琳、許加鳳(2020) 「供需两端入手,破解口罩困局」(供給と需要の両方面からマスク不足を解消) 『財経雑誌』2月6日。
- 鄧妍、邵登 (2012) 「好友谈柴静: 她不啰嗦不爱玩 敢跟众老男人拼白酒」 (友人が柴静を評価: 彼女は口数が少なく、年上の男性と大量飲酒も) 鳳凰網、2012 年 12 月 26 日、http://culture.ifeng.com/event/detail_2012_12/26/20537363_0.shtml (閲覧日: 2023年5月25日)。
- 丁蕾、蔡偉、丁健青、張欣欣、蔡泳、石建偉、梁啓明、張録法、孫麗珍、瞿介明、江帆、 陳国强 (2020) 「新型冠状病毒感染疫情下的思考」 (新型コロナウイルス感染症

流行に対する思考) 『中国科学: 生命科学』50(3)、247-257頁。

- 房寧(2020) 「抗疫闘争彰顕中国制度優勢」(防疫政策の成功は中国制度の優位性を証明 した) 『人民日報』、2020年9月17日、9面。
- 封永平(2006) 「安全維度転向:人的安全」(安全保障のディメンションにおける方向転換:人間の安全保障) 『現代国際関係』第6号、56-61。
- 国務院新聞弁公室(2019)『中国的糧食安全 白皮書』(中国の食糧安全保障白書)。
- 韓麗(2000)『无处不在的威胁--- "新安全观"质疑』(いたるところに脅威——新安全観を反論する)『世界経済与政治』第 10 号、64-69 頁。
- 賀佳雯(2020) 「口罩的"非常"加法:日産量或将两億,仍会短缺还是飽和?」(非常時 におけるマスクの「足し算」:一日の産量は2億超、不足が続くか飽和状態にな るか)『南方週末』2月22日。
- 何忠義(2004)「"非伝統安全与中国"学術研討会総述」(「非伝統的安全保障と中国」会議記録) 『世界経済与政治』第3号、48-55頁。
- 湖北省人民政府(2020) 「探訪湖北十堰张湾区:"戦時管制"区如何運転?」(湖北省十堰張湾 区 を 訪 問 : 「 戦 時 状 態 」 と は 何 か) 、 2020 年 2 月 16 日 、 https://www.hubei.gov.cn/zhuanti/2020/gzxxgzbd/sz/202002/t20200216_2038917.shtml (閲覧日: 2022 年 6 月 30 日)。
- 金谷(2022)「抗疫不力 基层顶罪,20 大前习近平的"大上海保卫战"」(防疫の失敗を基層に責任転嫁 二十大前の習近平の「大上海防衛戦」)Voice of America、2023年6月

https://www.voachinese.com/a/who-will-xi-find-to-blame-for-shanghai-s-outbreak-202205 11/6566613.html(閲覧日:2023 年 5 月 31 日)。

- 李斌・隋笑飛(2008) 「認識達頼集団真面目的鮮活反面教材」(ダライ・ラマ集団の本当の姿を正確に認識せよ) 『人民日報』、2008年3月25日、4面。
- 李東燕(2004) 「联合国的安全观与非传统安全」(国連の安全観と非伝統的安全保障)『世

界経済与政治』第8号、49-54頁。

- 劉朝暉(2020)「復工第二周,記者馬訪上海地鉄公交出租車,市内公共交通安全吗?」(ロックダウン終了から2週目 記者は上海市の公共交通機関の実態を明かす)『新民週刊』2020年2月17日。
- 劉羅進(2014)「中国官方非伝統安全観的歴史演進与邏輯構成」(中国政府の非伝統的安全保障視点の変容と論理的構成)『国際安全研究』第2号、117-129頁。
- 劉躍進(2021) 「安全領域『伝統』『非伝統』相关概念与理論辨析」(安全保障分野における「伝統」と「非伝統」に関する理論の分析) 『学術論壇』第1号、27-48頁。
- 劉水明、崔寅(2011) 「中国外交乘風破浪― "2011年中国外交回顧与展望"研討会綜述」 (中国外交が好調:「2011年の中国外交」シンポジウムのまとめ)『人民日報』、 2011年12月26日、23面。
- 劉亞瓊(2019) 「習近平关于"講好中国故事"的五个論断」(習近平の「中国の物語を語る」に関する5つの論点)『党的文献』2019年第2号、17-23頁。
- 梅世雄、楊祖荣(2017)「第一次動用軍事力量撤僑:2011年利比亜大撤僑」(初めて軍事的手段で在留邦人を退避:2011年リビア邦人退避)、新華網、2017年8月15日、http://www.xinhuanet.com/politics/2017-08/15/c_1121487719.htm(閲覧日:2022年6月30日)。
- 梅世雄、劉昌宝(2017)「第一批護航編隊: 开創中国海軍史上多項第一」(第 1 波の海上 護衛艦隊:中国海軍の「第一」を記録)新華網、 http://www.xinhuanet.com/politics/2017-08/17/c_1121500917.htm.(閲覧日: 2022 年 6 月 30 日)。
- 上海市楊浦区人民政府(2020)「長白新村街道基本情況介紹」2020 年 7 月 20 日、 https://www.shyp.gov.cn/shypq/yqyw-jd-cbxc-sqzc-sqjj/20200720/360354.html (閲覧日: 2022 年 5 月 31 日)。
- 潘忠岐(2004) 「非传统安全问题的理论冲击与困惑」(非伝統的安全保障のインパクトとパズル) 『世界経済与政治』 第3号、1-7頁。
- 裴遠穎(2005)「自然灾害≠"非伝統安全威脅"」(自然災害は非伝統的安全保障脅威ではな

- い) 『人民日報』、2005年12月9日、7面。
- 求是網(2021)「習近平:講好中国故事、伝播好中国声音」(習近平:中国の物語を語り、中国の声を広げる)求是網、2021年6月2日、 http://www.qstheory.cn/zhuanqu/2021-06/02/c_1127522386.htm(閲覧日:2022年6月30日)
- 人民日報社(2022) 「人民日報社簡介」人民網、http://www.people.com.cn/GB/50142/104580/ (閲覧日:2022年6月30日)。
- 斯影 (2022) 「上海封控下的荒诞经历:"我在核酸阴性时被拉去方舱,出来后变阳了"」(上海ロックダウン中での理不尽体験「核酸が陰性なのに避難所に連れて行かれ、出てきたら陽性になった」) BBC 中国語版、2022 年 5 月 7 日、https://www.bbc.com/zhongwen/simp/chinese-news-61344175 (閲覧日:2022 年 6 月 30日)。
- 唐永勝(2004) 『越超传统的国家安全战略』(伝統的国家安全保障を超えて) 『世界経済 与政治』第6号、32-36頁。
- 王海燕(2020)「口罩产能全球过半,为何还是"一罩难求"?」(世界中半分を占めるマスク 生産量はなぜ需要に追いつかないのか) 『三聯生活週刊』2020年2月3日。
- 王逸舟(2003a)「重視非伝統安全研究(学者新論)上」(非伝統的安全保障を重視せよ) 『人民日報』、2003 年 5 月 21 日、7 面。
- 王逸舟(2003b) 「重視非伝統安全研究(学者新論)下」(非伝統的安全保障を重視せよ) 『人民日報』、2003 年 5 月 22 日、7 面。
- 王逸舟(2008)『中国外交新高地』(中国外交の新高地)中国社会科学出版社。
- 王勇(1994) 「论相互依存对我国国家安全的影响」(相互依存が我が国に対する影響) 『世界経済与政治』、第6号、39-44頁。
- 王昱倩、張静雅 (2020) 「武汉之外湖北多地医用物资告急: 口罩最缺,根本买不到」 (武 漢市以外の湖北省で医療物資不足が発生) 『新京報』2020年1月27日。
- 魏京生(1992)「对西藏前途的看法」(チベット問題に対する意見)、魏京生基金会(原

- 稿 は 1992 年 10 月 5 日)
 http://weijingsheng.org/tibet/tibet%20letter%20to%20deng%20cn.htm(閲覧日:2022年6月30日)。
- 許夢児 (2022) 「上海封城 "泡面与瑞士卷"之争的背后」 (上海ロックダウンでインスタントラーメンとロールケーキの争い その裏には) 大紀元、2022 年 5 月 17 日、https://www.epochtimes.com/gb/22/5/17/n13739058.htm (閲覧日:2023 年 6 月 24 日)。
- 薛晨 (2009) 「非传统安全问题与国际公共产品供给——兼论"中国责任论"与和谐世界 理念的实践」(非伝統的安全保障と国際的公共財——「中国の責任」と「和諧世界 の理念」を兼ねて) 『世界経済与政治』 第3号 62-69頁。
- 阎学通、金德湘 (2005) 『東亜和平与安全』 (東アジアにおける平和と安全) 、時事出版 社。
- 益多(2008) 「達頼集団是拉萨打砸搶焼暴力事件的策劃和煽動者」(ラサ騒乱を計画的に 起こしたのがダライ・ラマ集団である) 『人民日報』、2008年3月31日、4面。
- 尤丹娜(2020) 「风暴眼中的襄阳:一个普通家庭的封闭生活」(台風目の中の襄陽:普通の家庭の隔離生活) 『南風窓』2020年2月3日。
- 余瀟楓、李佳(2008) 「非传统安全:中国的认知与应对 (1978~2008年)」(非伝統的 安全保障に対する中国の認識と対応) 『世界経済与政治』第11号、89-96頁。
- 余潇楓、潘一禾、王江麗(2006)『非传统安全概论』浙江人民出版社。
- 余潇楓、王江麗(2006)「非传统安全维护的"边界"、"语境"与"范式"」(非伝統的安全保障のボーダー、文脈と規範)『世界経済与政治』第 11 号、55-61、5-6 頁。
- 岳小玲(2021) 「环保纪录片数据可视化修辞策略及功能建构——以纪录片《难以忽视的真相》和《穹顶之下》为例」(環境ドキュメンタリーによる可視化修辞法とその機能の構築——ドキュメンタリー『不都合な真実』と『穹頂之下』)『南陽理工学院学報』 第13号、69-73頁。

- 中国共産党中央紀律検査委員会 (2017) 「关于講好中国故事,習近平総書記這様説」(習近平は中国の物語についてこう言った)中国共産党中央紀律検査委員会サイト、2017年11月17日、https://www.ccdi.gov.cn/toutiao/201711/t20171113_126275.html(閲覧日:2022年6月30日)。
- 中華人民共和国財政部 (2015)「関于 2016-2020 年新能源汽車推広応用財政支持政策的通知」 (2016 年から 2020 年まで新エネルギー車に対する財政支援政策について) 中国政府網、2015 年 4 月 29 日、http://www.gov.cn/xinwen/2015-04/29/content_2855040.htm (閲覧日: 2022 年 6 月 30 日)。
- 中華人民共和国財政部 (2020) 「関于新能源汽車免征車輛購置税有関政策的公告」 (新エネルギー車購入にあたる税金の免除について) 中国政府網、2020年4月16日、 http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-04/22/content_5505188.htm (閲覧日:2022年6月30日)。
- 中華人民共和国国家発展和改革委員会(2015)「我国天然気可采儲量 8 年増 127%」(我が国の天然ガスの開発可能の貯蔵量が 8 年間 127%増)、中国政府網、https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/ztzl/trqyfdd/2015trq/201606/t20160621_1190010_ext.html (閲覧日:2022年6月30日)。
- 中華人民共和国国務院 (2012) 『国務院関于印発節能与新能源汽車産業発展規劃 (2012—2020年) 的通知』(国務院よりエネルギー消費削減と新エネルギー車の発展計画)、 2012年6月28日。
- 中華人民共和国国務院(2013) 『中国武装力量的多様化運用白書』中国政府網、2013 年 4 月 16 日。http://www.scio.gov.cn/ztk/dtzt/2013/03/4/Document/1312893/1312893.htm (閲覧日:2022年6月30日)。
- 中華人民共和国国務院(2019)『新時代的中国国防白皮書』(新時代における中国の国防白書)中国政府網、2019 年 7 月 24 日、http://www.scio.gov.cn/zfbps/32832/Document/1660314/1660314.htm(閲覧日:2022 年6 月 30 日)。
- 中華人民共和国中央人民政府(2003)「国務院関於印発中国 21 世紀初可持続発展行動綱要的通知」(国務院が 21 世紀持続可能な発展に関する行動綱領)、中国政府網、https://www.gov.cn/zhengce/content/2008-03/28/content 2108.htm?ivk sa=1024320u(閲

覧日:2022年6月30日))。

- 中華人民共和国中央人民政府(2009) 「中国関于哥本哈根気候変化会議落実巴厘路線図立場」(中国のコペンハーゲン気候変動会議に対する立場)中国政府網、2009年5月21日、http://www.gov.cn/gzdt/2009-05/21/content_1321022.htm(閲覧日:2022年6月30日)。
- 中華人民共和国中央人民政府(2010)「戴秉国在津出席気候変化国際談判天津会議開幕式」 (戴秉国が天津で国際気候変動会議の閉幕式に参加)中国政府網、2010 年 10 月 4 日、http://www.gov.cn/ldhd/2010-10/04/content_1715575.htm.(閲覧日:2022 年 6 月 30 日)。
- 中華人民共和国中央人民政府(2011a)『中国応対気候変化的政策与行動(2011)白書』中 国政府網、2011 年 11 月 22 日、 http://www.scio.gov.cn/zxbd/nd/2011/Document/1052721/1052721.htm.(閲覧日:2022 年 6 月 30 日)。
- 中華人民共和国中央人民政府(2011b)「中国政府最大規模模撤离海外公民行動取得階段性勝利」(最大の海外在留邦人を退避する作戦が段階的な成功を収めた)、2011年3月4日、http://www.gov.cn/jrzg/2011-03/04/content_1816471.htm.(閲覧日:2022年6月30日)。
- 中華人民共和国中央人民政府(2013)「国務院発布《大気汚染防治行動計劃》十条措施」 (国務院は大気汚染について 10 か条の措置を発表)中国政府網、2013 年 9 月 13 日。http://www.gov.cn/jrzg/2013-09/12/content_2486918.htm (閲覧日:2022 年 6 月 30日)。
- 中華人民共和国中央人民政府(2015a)『中華人民共和国国家安全法』2015 年 7 月 1 日、http://www.gov.cn/xinwen/2015-07/01/content_2888316.htm(閲覧日:2022 年 6 月 30日)。
- 中華人民共和国中央人民政府(2015b) 『中華人民共和国反恐怖主義法』、2015 年 12 月 27 日、http://www.gov.cn/xinwen/2015-12/28/content_5028407.htm(閲覧日:2022 年 6 月 30 日)。
- 中華人民共和国中央人民政府(2017)「藍天保衛戦、必須打好!」(青空を取り戻す作戦 は必ず成功させる)中国政府網、2017年3月5日、
 - http://www.gov.cn/xinwen/2017-03/05/content 5173765.htm(閲覧日:2022年6月30

日)。

- 中華人民共和国中央人民政府(2018) 『中華人民共和国憲法』、中国政府網、http://www.gov.cn/guoqing/2018-03/22/content_5276318.htm. (閲覧日:2022年6月30日)。
- 中華人民共和国中央人民政府(2019a)『新疆における反テロ、脱過激化闘争と人権保障白書』。
- 中華人民共和国中央人民政府(2019b)「中国国務委員兼外長、法国外長、聯合国秘書長 気候変化会議新聞公報」(中国国務委員兼外交部長がフランス外交部長、国連総長との気候変動に関する共同声明)中国政府網 2019 年 6 月 29 日、http://www.gov.cn/xinwen/2019-06/29/content_5404454.htm (閲覧日: 2022 年 6 月 30日)。
- 中国自動車産業協会 (2021) 「2021 年前三季度汽車商品進出口情况簡析」 (2021 年第 1 クォーターから第 3 クォーターまでの乗用車輸出状況分析) 中国自動車産業協会ウェ ブ サ イ ト 、 2021 年 10 月 28 日 、 http://www.caam.org.cn/chn/4/cate_34/con_5234906.html (閲覧日:2022 年 6 月 30 日)。
- 張宏志(2017) 「以中国論述説服世界」(中国の論述で世界中を説得する) 『党的文献』 第4期、22-23頁。
- 張慧、孫芸真(2020)「復旦"新冠肺炎防控第一課",張文宏講了啥」(復旦大学「新型コロナウイルス感染症防疫」授業の第一回で、張文宏は何を言った)『澎湃新聞』2月24日。
- 振淑伶 (2022) 「上海無症狀感染者逾萬例 持續封控傳出抗議」 (上海で無症状感染症が 1 万人超 ロックダウンに反対する声も) 中央通信社、2022 年 3 月 27 日、https://www.cna.com.tw/news/acn/202203270107.aspx (閲覧日: 2023 年 6 月 24 日)。
- 鄭嘉璐(2017)「中国周边外交正面临重大战略机遇 ——专访清华大学国际关系研究院院长

阎学通」(清華大学国際関係研究院院長阎学通に対するインタービュー)、南風窓、2017 年 12 月 14 日、http://www.nfcmag.com/article/7694.html (閲覧日:2023 年 6 月 1 日)。

- 朱彩雲(2019) 「浅析环境新闻报道存在的困境及发展策略——以《柴静调查:穹顶之下》为例」(環境問題に関するニュース報道の問題点と発展路線——『穹頂之下』を事例に) 『传播力研究』 第3号、186-187頁。
- 鄒娟(2020) 「上海抗"疫"一声令下,連做豆腐的都撸起了袖子」(上海の防疫体制の下で、 豆腐屋もマスク生産に取り組んだ)『澎湃新聞』2月15日。

- 《日本語メディア情報》 (メディア名に基づく五十音順)
- 「『中国での騒乱で死者 203 人に』 インドのチベット亡命政府発表」『朝日新聞』朝刊、 2008 年 4 月 30 日。
- 「広東省の民族対立が引き金」『時事通信』、2009 年 7 月 6 日、 https://www.jiji.com/jc/v2?id=20090706uighur riot 21 (閲覧日: 2022 年 6 月 30 日)。
- 「CATL がテスラ超えの電池パック、航続距離が 1000km 超で 10 分で 8 割充電」日経 xtech、2022 年 6 月 27 日、https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/news/18/13177/(閲覧日: 2022 年 9 月 30 日)。
- 「漢民族と格差、対立招く 中国・ウイグル自治区——高層マンションに富裕層『農地奪われる』」『日本経済新聞』、2013年11月3日、https://www.nikkei.com/article/DGXDASGM02025_S3A101C1FF8000/(閲覧日:2022年6月30日)。
- 「中国政府、WHO に 32 億円追加寄付、テドロス氏支持明確に」日本経済新聞、2020 年 4 月 23 日、https://www.nikkei.com/article/DGXMZO58411370T20C20A4910M00/(閲覧日: 2022 年 6 月 30 日)。
- 「国連総会、アメリカと中国が対立 新型コロナウイルス巡り批判」BBC News Japan、2020年9月23日、https://www.bbc.com/japanese/54260712(閲覧日:2022年6月30日)。
- 「米中関係、なぜ近年最悪の状態まで悪化しているのか」BBC News Japan、2020 年 7 月 28 日、https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-53550305(閲覧日:2022 年 6 月 30 日)。
- 「中国に対する否定的な見方、各国で記録的水準――米ピュー・リサーチ」Bloomberg、2020年 10 月 7 日 、
 https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2020-10-07/QHTFF0DWRGG401(閲覧日: 2022年6月30日)。

《英語メディア情報》 (メディア名に基づくアルファベット順)

- "China fires 2 health officials following new virus break," *AP News*, October 15, 2020, https://apnews.com/article/virus-outbreak-asia-pacific-china-qingdao-065e74102f202c055 e6f7a01cec622af (Accessed June 30, 2022).
- "China's new-energy vehicle market hot," *China Daily*, March 31, 2022. http://global.chinadaily.com.cn/a/202203/31/WS62450ae1a310fd2b29e5456c.html (Accessed June 30, 2022).
- "5 things to know about China's 'Inconvenient Truth'", CNN, March 2, 2015.

 https://edition.cnn.com/2015/03/02/asia/china-smog-documentary/ (Accessed June 30, 2022).
- "China counts more than 3 million NEV sales in 2021," *Electrive.com*, January 11, 2022, https://www.electrive.com/2022/01/11/china-counts-more-than-3-million-nev-sales-in-202 1/ (Accessed June 30, 2022).
- "China calls Xinjiang riot a plot against rule," *Reuters*, July 6, 2009.https://www.reuters.com/article/worldNews/idUSTRE56500R20090706 (Accessed September 30, 2022).
- "11 Chinese Workers Killed in Rebel Attack in Afghanistan," *the New York Times*, June 10, 2004, https://www.nytimes.com/2004/06/10/international/asia/11-chinese-workers-killed-in-rebel -attack-in-afghanistan.html (Accessed June 30, 2022).
- "Interview with Chinese President Xi Jinping; China's President Offers Written Answers to Questions from The Wall Street Journal," *the Wall Street Journal*, September 22, 2015, https://www.wsj.com/articles/full-transcript-interview-with-chinese-president-xi-jinping-1 442894700 (Accessed June 30, 2022).

"Full text of Xi Jinping's report at 19th CPC National Congress," *Xinhua*, November 3, 2017, http://www.xinhuanet.com/english/download/Xi_Jinping's_report_at_19th_CPC_National _Congress.pdf (Accessed June 30, 2022).

- 《中国語メディア情報》(メディア名に基づくアルファベット順)
- 「阜陽劣質奶粉案:奸商被判刑 5名被告不服判决」(阜陽粉ミルク汚染案件:悪徳商人が不服し上訴)安徽新聞、2008年1月7日、

http://ah.anhuinews.com/system/2005/01/07/001097568.shtml(閲覧日:2022 年 6 月 30 日)。

- 「利比亜騒乱殃及当地華人与中資企業」(リビア騒乱は現地中国人と中国人企業に影響)
 BBC News 、 2011 年 2 月 22 日 、
 https://www.bbc.com/zhongwen/simp/china/2011/02/110222_libya_chinese (閲覧日:2023年6月23日)。
- 「上海疫情:居民上傳批評政府短片」(ロックダウン中の上海で:市民が反政府動画をアップロード) BBC News 中国語版、2022 年 4 月 22 日、https://www.bbc.com/zhongwen/trad/chinese-news-61185912(閲覧日:2023 年 6 月 20日)。
- Deutsche Welle (2022a) 「上海无预警"分区分批封控"超市涌现抢菜潮」(上海で部分的ロックダウン 市民がスーパーマーケットに殺到)Deutsche Welle、2022 年 3 月 28 日、https://www.dw.com/zh/%E4%B8%8A%E6%B5%B7%E7%84%A1%E9%A0%90%E8%AD%A6%E5%88%86%E5%8D%80%E5%88%86%E6%89%B9%E5%B0%81%E6%8E%A7-%E8%B6%85%E5%B8%82%E6%B9%A7%E7%8F%BE%E6%90%B6%E8%8F%9C%E6%BD%AE/a-61276483(閲覧日:2023 年 6 月 25 日)
- Deutsche Welle (2022b) 「政协委员回应"夫妻阳性误判案" 美总领馆部分撤离」(政府官員が「陽性と誤認」案件を説明 アメリカ領事館が部分的撤退)Deutsche Welle、2022年 4月 12 日 、 https://www.dw.com/zh/%E6%94%BF%E5%8D%94%E5%A7%94%E5%93%A1%E5%9B%9E%E6%87%89%E5%A4%AB%E5%A6%BB%E9%99%BD%E6%80%A7%E8%AA%A4%E5%88%A4%E6%A1%88-%E7%BE%8E%E7%B8%BD%E9%A0%98%E9%A

- 4%A8%E9%83%A8%E5%88%86%E6%92%A4%E9%9B%A2/a-61443751 (閲覧日: 2023年6月25日)。
- 「拉萨"3-14"事件中遇害无辜群衆名単」(ラサ 3.14 騒乱の死者名簿)鳳凰網、2008 年 4月 2日、https://news.ifeng.com/c/7fYNGHbRoGG(閲覧日:2022 年 6 月 30 日)。
- 「上海某小区柯基犬被撲殺 居委会:考虑不周会给予赔偿」(上海某住民区でコーギー犬が 撲殺される 住民委員会が非を認め飼い主に弁償すると表明) 鳳凰網、2022 年 4 月 6 日、https://news.ifeng.com/c/8F06YY8IbN6(閲覧日:2023 年 6 月 24 日)。
- 「三鹿用四箱奶粉一紙協議封了浙江王遠萍的口」(三鹿集団がいかに提訴人を口封じしたか) 鳳凰資訊、2008 年 9 月 13 日、https://news.ifeng.com/society/5/200809/0913_2579_782883.shtml (閲覧日:2022 年 6 月 30 日)。
- 「対柴静雾霾调查赞美都相似 但批评的价值各不同」(柴静のスモッグ調査に対して、賛美が一致するが、批判の意見が分かれる)観察者網、2015 年 3 月 1 日、http://news.sohu.com/20150301/n409242255.shtml(閲覧日:2023 年 5 月 31 日)
- 「2021 年新疆各地州 GDP 和人均 GDP, 全員名義増速超 10%」(2021 年新疆各地と一人当たり G D P 、増速が 10 % 超) 観察者網、2022 年 3 月 17 日、https://user.guancha.cn/main/content?id=717986(閲覧日: 2022 年 6 月 30 日)。
- 「中国企業在利比亜資産達 188 億美元 損失難估量」(リビアにおける中国企業の資産が 188 億米ドル その損失は計り知れない)環球網、2011年3月24日、 https://finance.huanqiu.com/article/9CaKrnJqE6q. (閲覧日: 2022年6月30日)。
- 「主人確診被帶走 柯基追上去慘遭防疫人員『拿鐵鍬活活打死』倒血泊」 (飼い主が隔離のために連行されたが、コーギー犬が防疫関係者にシャベルで撲殺された) 聯合新聞 、 2022 年 4 月 7 日 、 https://udn.com/news/story/7470/6220760?from=udn-catelistnews_ch2 (閲覧日: 2023 年 6 月 24 日) 。
- 「两年无暴恐事件 陳全国鉄腕治疆反恐模式将成中国各省模範」(2年以上テロ事件が発生 せず 陳全国による新疆統制の仕組みは全国で普及される可能性も)『聯合早報』、 2019年2月28日、

- https://www.zaobao.com.sg/special/report/politic/cnpol/story20190228-935597(閲覧日: 2022 年 6 月 30 日)。
- 「上海民警踹門抓人影片曝光! 隔離衣包緊緊吼『你報警也是我來』」(上海の警察が市 民を強制的に連行する映像 「警察を呼んでも来るのが私だ」と叫ぶ)民視新聞網、 2022 年 5 月 2 日、https://www.ftvnews.com.tw/news/detail/2022502W0173 (閲覧日: 2023 年 5 月 31 日)。
- 「口罩進価値6毛販1元被罰?官方回応了!」(0.6元のマスクを1元で販売すると懲罰を 受けた件に対して政府が説明する) 『澎湃新聞』2月13日。
- 「湖北十堰張湾区実施戦時管制」『澎湃新闻』、2020 年 2 月 13 日、http://www.thepaper.cn/newsDetail forward 5955522 (閲覧日: 2023 年 6 月 24 日)。
- 「上海继续解决发现问题的人,复商复市部分店铺仅开 4 小时」(上海市は引き続き問題を発見する人を処分 一部の店は 4 時間しか営業できず)、Radio Free Asia、2022 年 5 月 17 日、https://www.rfa.org/mandarin/yataibaodao/meiti/ql2-05172022063038.html(閲覧日:2022 年 6 月 24 日)。
- 「我代表団副団長在亜太経社委員会会议上説:中国願与各国一起解决亜太地区糧食問題」 (我が国の代表がアジア太平洋地域の食料安全保障問題を解決に向けて世界各国 と協力すると表明) 『人民日報』1982 年 3 月 27 日、6 面。
- 「江主席在雅加達同八国領導人会晤」(江沢民がジャカルタで8か国の首脳と会見)『人 民日報』、1994年11月15日、1面。
- 人民日報(1997a)「姜春雲就"世界糧食日"発表電視講話:促進和維護世界糧食安全」(姜春雲が食料安全について講話:世界の食料安全保障を促進する)『人民日報』1997年10月17日、2面。
- 人民日報(1997b) 「銭其琛就亜太局勢闡述我方観点」(我が外相はアジア太平洋地域の状況について意見を発表) 『人民日報』1997年7月28日、6面。
- 人民日報(2001a) 「唐家璇在东盟地区论坛外长会议上发表讲话」(ASEAN 地域フォーラム外相会議で講話) 『人民日報』2001年7月26日、3面。
- 人民日報(2001b)「亜太経合組織《領導人宣言》」(APEC 首脳宣言) 『人民日報』、2001年 10月 22日、2面。

- 人民日報(2001c)「亜太経合組織領導人反恐声明」(APEC 首脳による反テロ共同声明) 『人民日報』、2001年10月22日、2面。
- 人民日報(2003a) 「継承発揚党的優良革命伝統加快全面建設小康社会歩伐」(党の伝統を継承し、豊かな社会の建設を急ぐ) 『人民日報』2003年9月3日、1面。
- 人民日報(2003b)「温家宝在曼谷出席記者招待会」(温家宝はバンコクで記者会見)『人 民日報』2003 年 5 月 1 日、1 面。
- 人民日報(2003c)「温家宝総理与美国総統布什挙行会談」(温家宝総理は米大統領ブッシュと会見)『人民日報』2003 年 12 月 11 日、1 面。
- 人民日報(2004a) 「巩固伝統友誼 拡大互利合作」(伝統的友好を強化し、互恵協力を拡大する) 『人民日報』2004年6月15日、1面。
- 人民日報(2004b) 「在法国国民議会的演講」(フランス議会でも演説) 『人民日報』、2004 年 1月29日、1面。
- 「与時俱進 継往開来構築亜非新型戦略伙伴関係」(時とともに前進 アジアとアフリカのパートナーシップを構築)『人民日報』2005年4月23日、1面。
- 「站在歴史的新起点上―記念《中俄睦隣友好合作条約》簽署 5 周年」(歴史の振り出しにて: 『中露睦隣友好条約』5 周年を記念に)『人民日報』、2006 年 7 月 16 日、3 面。
- 人民日報(2007a) 「共同譜写中国——東盟関係の新篇章」(中国-ASEANの関係を共同で切り開く) 『人民日報』2007年1月15日、3面。
- 人民日報(2007b)「温家宝分别会见伊拉克总统和联大主席」(温家宝がイラク大統領と国連総会議長と会見)『人民日報』、2007 年 6 月 23 日、1 面。
- 人民日報(2008a) 「西蔵自治区負責人答新華社記者問」(チベット自治区の責任者が記者 会見) 『人民日報』、2008 年 3 月 15 日、4 面。
- 人民日報(2008b) 「强烈譴責一些西方媒体対拉萨事件的歪曲虚仮報道」(西側メディアによる事実を歪曲する報道を強く反対する)『人民日報』、2008年3月27日、2面。
- 人民日報(2008c) 「亜欧携手 合作共贏:在第七届亜欧首脳会議开幕式上的講話」(アジアとヨーロッパが手を取り合って:アジア・ヨーロッパ首脳会談の開幕式にて) 『人民日報』2008 年 10 月 25 日、3 面。
- 人民日報 (2009a) 「鳥鲁木斉"7.5"事件死亡人数上昇到 192 人」 (ウルムチでのテロ事件の 死者数は 192 人に上る) 『人民日報』 2009 年 7 月 16 日、4 面。
- 人民日報(2009b)「鳥鲁木斉市召開新聞発布会通報状況」(ウルムチ市が記者会見で状況

- 説明) 『人民日報』。2009年7月8日、4面。
- 人民日報(2009c)「携手応対気候変化挑戦」(手を取り合って気候変動に向き合う)『人 民日報』2009年9月23日、2面。
- 人民日報(2011a) 「2011 国際十大新聞」(2011 年 10 大国際ニュース) 『人民日報』2011 年 12 月 31 日、6 面。
- 人民日報(2011b)「中国海軍護航故事"匯"」(中国海軍護衛艦隊の物語)『人民日報』、 2011年12月23日、20面。
- 人民日報(2011c)「前行中国的平凡力量」(前に進む力)『人民日報』、2011年 12月 26日、10面。
- 人民日報(2014a)「堅持総体国家安全観 走中国特色国家安全道路」(国家総体安全観を堅持し、中国独特な国家安全路線を切り開く)『人民日報』、2014年4月16日、1面。
- 人民日報(2014b)「習近平会見美国国務卿克里」(習近平がアメリカ国務長官ケリーと会見)『人民日報』2014年2月15日、1面。
- 人民日報(2014c) 「弘扬传统友好・共谱合作新篇——在巴西国会的演讲」(伝統的友好を強化し、協力の未来を切り開く:ブラジル国会にて) 『人民日報』、2014年7月 18日、3面。
- 人民日報(2014d)「堅决把暴恐分子嚣張気焔打下去」(テロリストの狂気と徹底的に対抗 する)『人民日報』、2014年5月1日、4面。
- 「習近平出席第七十届聯合国大会一般性弁論并発表重要講話」(習近平が国連総会で講演) 『人民日報』2015 年 9 月 29 日、1 面。
- 「决勝全面建成小康社会 奪取新時代中国特色社会主義偉大勝利—在中国共産党第十九次 全国代表大会上的報告」(中国共産党第19回全国代表大会での報告)『人民日報』、 2017年10月28日、1面。
- 「中欧領導人気候変化和清潔能源聯合声明」(中国とヨーロッパの首脳が気候変動とグリーンエネルギーに関する共同声明)『人民日報』2018年7月17日、8面。
- 「毫不放松抓好常態化疫情防控 堅决防止疫情反弾」 (防疫体制を緩めず 疫情のリバウン

ドを徹底的に防止する)『人民日報』2020年7月29日、4面。

- 「習近平同聯合国秘書長古特雷斯通電話」(習近平とグテーレスが電話会談)『人民日報』 2021年5月7日、1面。
- 「生態環境質量持続改善 美麗中国建設日新月異」(環境が持続的に改善され 中国の発展 は日新月異)人民網、2018 年 5 月 23 日、 http://politics.people.com.cn/n1/2018/0523/c1001-30006520.html (閲覧日:2022 年 6 月 30 日)。
- 『中国共産党章程』人民網、2022年10月22日、 http://dangjian.people.com.cn/GB/136058/427510/428086/428087/index.html (閲覧日: 2023年6月30日)。
- 「習近平首次提出"両山論"、就在来這個小村庄 9 天後」(習近平が初めて「2 つの山」を提起したのは、この村を訪問してから 9 日後)上観新聞、2018 年 4 月 20 日、https://www.shobserver.com/news/detail?id=86720(閲覧日: 2022 年 6 月 30 日)。
- 捜狐網 (2008a) 「三鹿牌奶粉曾上"空壳奶粉"名单」 (三鹿粉ミルクがかつて懲罰を受けた経歴がある) 捜狐新聞、2008年9月12日、

http://lvse.sohu.com/20080912/n259522795.shtml(閲覧日:2022年6月30日)。

- 捜狐網 (2008b) 「推進非戦争軍事行動後勤保障能力建設」 (非戦争軍事的行動能力を建設 せよ)捜狐新聞、2008 年 11 月 14 日、https://news.sohu.com/20081114/n260628492.shtml (閲覧日: 2022 年 6 月 30 日)。
- 「上海首例不戴口罩强闯地铁被行拘」(上海市における初のマスク未着用で逮捕されるケース)捜狐網、2020年2月8日、https://www.sohu.com/a/371455789_255783. (閲覧日:2022年6月30日)。
- 捜狐網 (2022a) 「上海六院删除丁丁保卫战文章, 曾因医护人员肢体冲突引关注」 (上海 第六人民医院が「おちんちん防衛戦」を削除、3月に医療従事者の衝突事件で注目) 捜狐網、2022年4月1日、https://www.sohu.com/a/534488649_120083328 (閲覧日: 2023年6月24日)。
- 捜狐網(2022b)「婴幼儿被单独隔离?上海市公共卫生临床中心回应」(幼児が単独で隔

- 離 ? 担 当 病 院 が 説 明) 捜 狐 網 、 2022 年 4 月 2 日 、 https://www.sohu.com/a/534843008 120993828(閲覧日: 2023 年 6 月 24 日)。
- 「美能源专家称赞《穹顶之下》」(米専門家は「穹頂之下」を高評価) Voice of America 中文 版、2015 年 3 月 5 日、
 https://www.voachinese.com/a/chai-jing-documentary-20150304/2668364.html(閲覧日:2023 年 6 月 19 日)。
- 「12 年近 1500 億元 新能源汽車补貼的"国家帳本"」(12 年の間に 1500 億元の投資額 新工 ネルギー車手当金の「国家手帳」)網易新聞、2021 年 12 月 4 日、 https://auto.163.com/21/1204/09/GQC6CG11000884MM.html(閲覧日:2022 年 6 月 30 日)。
- 「上海六院"丁丁保卫战"文章引发巨大争议院方紧急删稿」(上海第六人民医院の「おちんちん防衛戦」に大きな争議 現在はすでに削除されている) 『瀟湘晨報』、2022 年 4月2日、https://baijiahao.baidu.com/s?id=1728961873355245607&wfr=spider&for=pc(閲覧日:2023年6月24日)。
- 「科学的発展観」新華網、http://www.xinhuanet.com/politics/ssrc/kxfzg/(閲覧日:2023 年 6 月 25 日)。
- 「中国共产党第十八届中央委员会第三次全体会议公报」、新華網、2013 年 11 月 12 日、http://www.xinhuanet.com//politics/2013-11/12/c_118113455.htm(閲覧日:2023 年 6 月 25 日)。
- 「中央外事工作会议在京举行」(中央外務工作が会議が北京で開かれた)2014 年 11 月 29 日、http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/syxw/2014-11/30/content_1887726.htm(閲覧日:2022 年 6 月 30 日))。
- 「新疆警察犠牲率是全国 5.4 倍 烈士約占全国的 1/3」(新疆の警察の死亡率は全国平均の 5.4 倍 烈士は全国の約 3 分の 1 を占める)新華網、2015 年 3 月 11 日、

- http://www.xinhuanet.com/politics/2015-03/11/c_127567806.htm(閲覧日:2022 年 6 月 30 日)。
- 「目標鎖定! 《打贏藍天保衛戦三年行動計劃》即将実施」(「青空を取り戻す計画」が間もなく実施)新華網、2018年6月20日。
 http://www.xinhuanet.com/politics/2018-06/20/c_1123010514.htm?baike(閲覧日:2022年6月30日))。
- 「在全国抗撃新冠肺炎疫情表彰大会上的講話」(全国新型コロナウイルス感染症表彰式で の講話)新華網、2020 年 10 月 15 日、 http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2020-10/15/c_1126614978.htm(閲覧日:2022 年 6 月 30 日)。
- 「濫用『戦時状態』不利於抗疫大局」(「戦時状態」を濫用すべきではない)新華網、2021年1月16日、http://xinhuanet.com//mrdx/2021-01-16/c_139671725.htm (閲覧日:2023年6月24日)。
- 「上海華亭賓館集中隔離点有関問題調查処理情況公布」『新華毎日電訊』2022 年 6 月 13 日、 4 面。
- 「稳物价!上海就疫情防控期间认定哄抬价格违法行为发布指导意见」(物価安定のため上海 市 は 物 価 の つ り 上 げ を 処 罰) 新 華 社 、 2022 年 3 月 26 日、https://baijiahao.baidu.com/s?id=1728347878170583594&wfr=spider&for=pc(閲覧日: 2022 年 6 月 30 日)。
- 「直撃肺炎:有人囤貨価用現金交易,線上断貨線下断供」(新型コロナウイルス感染症の中で、マスク不足と買い占めが発生) 『新京報』2020年1月28日。
- 新浪網(2008a)「"三鹿内部郵件"曝光奶粉危机処理細節」(三鹿集団内部メールが流出) 新浪網、2008 年 9 月 13 日、 https://web.archive.org/web/20140902012735/http://news.hexun.com/2008-09-13/108832 329.html(閲覧日: 2022 年 6 月 30 日)。
- 新浪網(2008b) 「甘肃 14 名婴儿同患腎病疑因喝三鹿奶粉所致」(甘肃 14 名の幼児が腎臓病 三鹿の粉ミルクが原因か)新浪網、2008 年 9 月 11 日、

- https://news.sina.com.cn/c/2008-09-11/030414432835s.shtml(閲覧日:2022年6月30日)。
- 新浪網(2008c)「国务院对三鹿牌婴幼儿奶粉事件做出六项决定」(国務院が三鹿粉ミルクに対して6つも指令を伝達)新浪網、2008年9月13日、

http://finance.sina.com.cn/consume/puguangtai/20080913/20205304198.shtml(閲覧日:2022 年 6 月 30 日)。

「空軍派4架伊爾-76運輸機赴利比亜接回滞留人員」(空軍が輸送機を派遣しリビアに在留の国民を搬送)新浪網、2011年2月28日

http://mil.news.sina.com.cn/2011-02-28/1737635203.html (閲覧日:2022年6月30日)。

- 新浪網(2022a)「最新!凌晨被转运的上海"94岁外婆"已回到社区」(隔離に連行された 94歳のおばあちゃんは家に帰った)新浪網、2022年4月21日、https://news.sina.com.cn/o/2022-04-21/doc-imcwiwst3084065.shtml#/(閲覧日: 2023年6月24日)。
- 新浪網(2022b) 「上海一小区门口当街摔活鱼,当地居委: 团长上报的是冷鲜鱼,活鱼不能进小区」(上海の住民区の入り口で生きた魚を投げ殺す 現地の住民委員会「生きた魚が住民に入ることは禁じられている」)新浪網、2022年5月11日、https://news.sina.com.cn/c/2022-05-11/doc-imcwiwst6749022.shtml(閲覧日:2023年6月24日)。
- 「全国累計報告毒奶粉患児 29.6 万 将進行长期跟踪」(全国で粉ミルク中毒患者が 29.6 万 人に 長期的な観察が必要)中国経済網、2009 年 1 月 13 日、 http://www.ce.cn/cysc/sp/info/200901/13/t20090113_17939708.shtml (閲覧日:2022 年 6 月 30 日)。
- 中国新聞網(2008a)「西蔵 3.14 事件造成損失増至 2.8 亿 警方刑拘 953 人」(ラサ 3.14 騒乱による損失は 2.8 億元に上る 警察が 953 人を逮捕)中国新聞網、2008 年 4 月 9日、https://www.chinanews.com.cn/gn/news/2008/04-09/1216135.shtml?from=814e.com(閲覧日: 2022 年 6 月 30 日)。
- 中国新聞網(2008b) 「粮食走私"利益鏈"調査:利潤丰厚糧販子挺而走険」(食料密輸の調査:利潤が高く、危険を冒しても犯罪する人も)中国新聞網、2008年11月6日、

- http://www.chinanews.com.cn/gn/news/2008/11-06/1439956.shtml (閲覧日:2022年6月30日)。
- 「昆明火車站暴恐案宣判:3人獲死刑1人無期」(昆明テロ事件の裁判結果:3人が死刑1 人 が 無 期 懲 役) 中 国 新 聞 網 、 2014 年 9 月 12 日 、 https://www.chinanews.com.cn/gn/2014/09-12/6587123.shtml (閲覧日:2022年6月30日)。
- 「国家発展改革委負責同志解読《中国的糧食安全》白皮書」(政府関係者が中国の食糧安全白書を解説)中国網、2019年10月16日、

http://zw.china.com.cn/2019-10/16/content_75306830.html (閲覧日 2022 年 6 月 30 日)。

「不做全員検測, 発布不提人, 上海防疫如何做到"无戦時"?」(上海はなぜ全員 PCR 検査や「戦時状態」を実施しないのか)中国中央広播電視総台、2021年1月31日、https://news.cctv.com/2021/01/31/ARTIfH2rzeT32b2cJX9SXVNt210131.shtml(閲覧日: 2022年6月30日)。

付録

上海市楊浦区長白新村街道 新型コロナウイルス感染症防疫対策に関する通知 (筆者訳)

資料1

防疫の統合と指揮に関する長白新村街道の対策マニュアル(太字は原文による)

主な施策:

第一に、組織体制を確立すること。今回の疫情では、当該地域は党機関の主導で作業指 揮部を設立する上で、さらに「地域全体の統合、組織の秩序、仕事の質と効率、漏れや感 染のない」という原則に従い、以下の8つのタスクチームを立ち上げる。具体的には、統 括調整チーム:PCR 検査と地域制御期間中の組織計画、統合調整、タスク配分、物資配分、 情報報告、業務トレーニングなどを担当する。医療検査チーム:PCR 検査の場所を選定し、 サンプリングを詳細に計画する。封鎖隔離チーム:住民コミュニティ封鎖管理の組織と実 施を担当する。物資保障チーム:街道の職員や住民の日常生活物資を保障し、高齢者や障 害者のために必要な生活物資を配分する。宣伝動員チーム:ポジティブな輿論宣伝と指導 を実施し、與情のモニタリングと情報発信を強化し、地域住民の疑問や疑念を解決し、社 会の関心に対応する。地域運営チーム:ロックダウン中と PCR 検査期間中の緊急対応業務 を担当し、住宅エリアの消防通路を確保し、各種の安全リスクを現地調査し、その改善を 促進する。社会治安チームと監督チーム:各チームを統合し、基層公務員の仕事を指導す る。各グループは、担当の処レベル(訳者注:中国基層公務員ランクの1つ。処長は課長 より1つ上)幹部によって設置され、具体的な担当科と関連部門の協力のもとで運営され る。具体的には、封鎖管理期間中の地域全体の核酸スクリーニングおよび緊急対応業務の 実施と管理を確保し、PCR 検査の実施を監督し、住民の安定な生活を保障する。

第二に、供給保障を多角的に行うこと。ビル、街路、住居ごとに情報収集をし、一軒も漏れないように確保する。街道の各部門は操作可能の計画を立て、日常の物資備蓄が不足している住民の供給情況を調査し、家別に連絡行動を実施する。弱い立場の人々に対して、「地域住民委員会の指導者+地域住民委員会の幹部+連絡員+党員や大衆のボランティア」の

順で専門チームを結成し、各住居に訪問し住民の需要を統計するアンケートを配布する。 そうすることで、住民の需要を把握し、生活物資供給の盲点を解消する。地域内の14軒の ホテル、旅館、レンタル施設と、400軒の店と、20社の企業に対して徹底的に調査を実施 する。各処レベルの地域責任者は監督指導役として住民エリアを巡回し、調査した状況を 実際に確認する。効率的な供給保障運用メカニズムを構築し、迅速な作業と対応を確保す ること。街道は物資購入ルートを再確認し、店舗、スーパーマーケットなどのサプライヤ ーと必需品の購入を確実に調整した上で、物資購入ルートを積極的に拡大させる。『住民 区に対する食品供給計画』を策定し、組織的にその実施を推進する。住民による自発的な 共同購入を積極的に励み、「街道住民委員会 - 住民委員会の連絡員 - ビルのボランティア」 の3段階のネットワークを構築し、住民の需要に合わせて物資を提供する。街道は、住民 区、商業施設、会社のそれぞれの需要に基づき、基本的な物資の供給を実施する。4月3日 以降、街道は住民区、長期賃貸アパート、商業施設に対して一回の野菜パッケージを配布 した。第2回の配布は主食パッケージであり、一部の米を除いて、他の物資はすでに配布 済みである。街路の店舗の需要に対して、街道さらに 1500 キログラムの米、1620 キログラ ムの野菜パッケージを、「野菜トラック」を通じて配布した。ホテルや宿泊施設の需要に 対して、街道は 500 箱のカップラーメン、500 箱の1リットルの牛乳を用意し、持続な食料 供給を確保している。沈黙の少数にも気を配り、誰一人も取り残さないことを確保するこ と。地域内の特定の人々に対して、「街道 - 地域住民委員会」の2段階のネットワークを 確立し、1対1のケアを実施し、必要最小限のケアを提供する。各地域委員会は、住民区内 の世話が必要な対象者の情報をリストで整理し、居住人口の状況を把握する。その上、地 域住民委員会の主任(または副主任)、担当の地域住民委員会職員、連絡員、ボランティ ア、企業や公共機関の幹部、党員のボランティアなどから成る、特別なケアを提供する専 門チームを設立し、特殊の世話が必要な対象者と1対1でケアを提供する。同時に、「オ ールド・バディー」という高齢者のボランティア、ソーシャルワーカー、障がい者の支援

スタッフ、子供の福祉士などのリソースを最大限に活用し、地域のボランティアチームの 能力を充実させる。地域住民が急病にあった場合、該当患者を迅速に病院に運び、その生 命安全を確保する。薬の調達が必要になる場合は、地域住民委員会が薬調達の代理を行う。 食品を共同購入する場合は、購入に必要な情報を建物のチャットグループに通知し、代理 購入などの手続きを支援する。長白新村街道にいる低所得者、重度の障害者、独居高齢者、 生活貧困の子供計806人に対しては、地域は情報をまとめるリストを作成し、地域のボラ ンティアが生活物資と慰問品を配布する。また、当該対象者の情報を把握した時点で、直 ちに対象者の需要を解決する。統計によれば、弱い立場の人々に対する支援として、低所 得者、重度の障害者、独居高齢者、生活貧困の子供計806人に対して、2トンの白菜、101 箱の鶏卵、810箱の肉と野菜、3000個の非常食がすでに提供された。また、長白新村街道 は緊急時に備えて、米、ランチミート缶、ローストポーク缶、カップラーメン、八宝粥な どの備蓄が行われている。完全な担当責任制度に基づき、すべての問題が迅速に解決され ることを確保すること。長白新村街道は党組織に基づき、共産党員による24時間対応体制 を立ち上げ、生活サービスホットラインを設立した。すべての問い合わせ対して結果の追 跡を実施し、確実に住民の問題を解決することを保障する。PCR 検査や物資供給、医療措 置などの分類に基づき、住民の問題に対してマニュアルを作成し、ホットラインの受付担 当者に対して適切なトレーニングを実施する。その場で答えられる問題に対しては、マニ ュアルの内容に基づき住民に対して適切な情報を提供する。その場で答えられない問題に 対しては、作業担当者はその問題を丁寧に記録した後、担当の部門や地域に問い合わせ、 専門敵な対応を要請する。また、その場で答えられない問題に関しては、街道は後日にそ の対応状況を再調査し、問題の完全解決を確保する。

第三に、社会の動員作業を統合的に展開し、円滑な組織メカニズムを構築すること。長白新村街道党工作委員会は、「1+4+16」という指揮運営システムを設立した。1とは防疫指揮部、4とは街道、都市建設、長期賃貸アパート、企業などの4つのカテゴリーの管理を指

す。16とは、長白新村街道の16の住民コミュニティである。住民コミュニティでは、「地 域住民委員会・ブロック長・建物のボランティアリーダー | の3段階のネットワークを結 成する。その上で、各ビルにおいては、ビルのボランティアリーダー間には WeChat グルー プを設け、地域の住民の情報収集と登録を正確に行い、すべての通知を迅速に行い、難し い問題に迅速に対応することを確保する。このプロセスで、党の指導力で「三本柱」(訳 者注:思想宣伝、組織建設と役員の能力向上というの三つの共産党基層党組織のタスクで ある。中国語では「三驾马车」と呼ぶ)を強化し、党員ボランティアチームの役割を明確 化する必要がある。ビルごとに設立された421の党支部グループとボランティアチームは、 宅配便やゴミの処理などのさまざまな生活問題を解決するだけではなく、多くの住民が健 全な心構えを保ち、団結の秩序を維持するように指導する。ボランティアを第一線に投入 すること。既存の地域ボランティアチームを基盤に、さらに基層党組織から基層公務員を 派遣し、「処レベル指導者+科レベルの連絡員+サポートメンバー」の「1+2+N」のサポート チームを結成する。現在、長白新村街道から派遣された基層公務員は約 105 名である。所 属住民区から離れた基層公務員は、原則としてそのまま現地に滞在し、移動による感染を 最大限に防ぐ。**組織の動員効果を向上させること。**ボランティアの応募は、これまで最も 良い結果を収めている。計 2685 人の共産党員が WeChat アプリを通じてボランティアに応 募している。そのうち700人以上の共産党員が現在防疫の第1線に立っている。「党員の 身分を確認し、臨時党支部を設立し、党員の責任ポストを確定し、WeChat グループを作る、 防疫の作業チームに入る、防疫の提案を出す」という6つの措置を通じ、基層にいる共産 党員が地域の防疫対策の重要な役割を担っている。

長白新村街道

2022年4月16日

資料 2

長白新村街道における生活物資の配分に関する通知(太字は原文による)

主な施策:

無料の物資配布を通じて、地域コミュニティ全体の需要を満たすこと。長白新村街道は 楊浦区政府が指定した物資保障企業を通じて、米、小麦粉、油、野菜、肉などの基本的な 生活必需品を集中的に調達し、街道内の各住民区などの対象に無料で提供している。現在、 すでに2回の生活物資の配布が行われ、第3回目の生活物資(果物、調味料、パン、日用 品など)の配布が進行中である。**物資ルートの保障に重心を置き、特別な需要に対して迅** 速な対応チャネルを確保すること。地域内で特別な世話が必要な人々に対して、街道-地域 住民委員会の2段階のネットワークを設立し、『特定の対象者の基本情報一覧表』を整理 作成する。地域住民委員会の公務員、ビルのリーダー、ボランティア、他の政府機関の公 務員、共産党員ボランティアなどから成る特別チームを設立することで、特別な世話が必 要な人々と、1 対 1 の連絡体制を作り、その人々の必要最小限の需要を満たす。**物流ルート** の円滑化を保ち、地域周辺の物資供給ネットワークを活性化すること。都市封鎖措置と管 制エリアの調整に伴い、長白新村街道は基本的な物資の供給を確保する上で、さらに地域 住民の日常的な需要に応える。そのため、楊浦区政府の指示に従い、防疫政策を厳格に守 る前提で、地域の小売店のオンラインサービスを段階的に開始する。現在、地域の小売店 11 軒の経営が承認され、住民の生活を便利にさせている。地域住民による共同購入グルー **プを積極的に励み、共同購入を支援すること。**長白新村街道は地域住民委員会を通じて、 一棟の建物または隣接するいくつかの建物を単位として、若者をはじめとするボランティ アを共同購入のリーダーとして任命し、共同購入のチャットグループを設立する。これに より、さまざまな商品の購入ニーズに対応する。長白新村街道は物資供給ルートを積極的 に打診し、共同購入に関する情報を収集した上で、それを適宜に更新する。

長白新村街道 2022 年 4 月 22 日

謝辞

筆者が最初に「非伝統的安全保障」という研究テーマに志すと決意したのは、2014年早稲田大学アジア太平洋研究科の修士課程に入って間もなくのごろであった。当時私の指導教員の天児慧先生と私の出身校の復旦大学の包霞琴先生は、私に多くの助言をくださった上、私に非伝統的安全保障の研究を勧めた。本論文にも触れたが、当時の東アジア地域においては、「非伝統的安全保障」という概念は頻繁に言及されていたものの、まだ系統的に研究されていなかった。そのため、このテーマに取り組んだ最初より、私にとって「新しい」分野と課題に対する模索は続いている。その中で、当然ながらさまざまな批判もあった。それを承知した上で、本研究に大変有益な助言と研究枠組みを提示し続け、本研究を応援してくださった指導教員の山田満先生、天児慧先生、劉傑先生、奥迫元先生に対して、深く感謝している。

特に山田先生は常に国際協力の視点から非伝統的安全保障に対する研究の意義を高く評価しており、筆者の励みになり続けた。山田先生の指導を受ける中で、山田先生のご意見と見方は必ずしも筆者と一致していないことに気づいた。それにもかかわらず、山田先生は常に学術的な視点に基づき、柔軟に指導をくださった。将来研究者を志すものとして、ぜひ山田先生のような客観性と柔軟性を備える研究者を目標としたいといつも思わされている。

本論文の草稿段階においては、意味不明な表現、誤字脱字、書式乱れなどの問題が数多く存在していた。研究者を志す者としては恥ずかしいかぎりである。しかし、山田先生は本論文を何度も目を通し、親切丁寧に修正意見やコメントをくださった。山田先生のご指導とご鞭撻無しには、この論文は完成できなかったことは明らかである。また、故郷から離れ、日本で一人暮らしをしている筆者を精神的に支えてくれたのもまた山田先生であった。山田先生はいつも筆者の生活と研究に気を配り、筆者の就職を気づかい、筆者にとってまさに親のような存在であった。

私の論文の副査を快諾してくださった天児先生、劉先生、奥迫先生からは、さまざまな

場で多くの助言をいただいている。天児先生が定年退職後、アジア共創塾というセミナーを開き、中国研究を志す若手研究者のために指導を尽くしていることは、まさに教師の模範であるといつも思わされている。そして、奥迫先生の授業を聴講した際に、奥迫先生が多角的に展開した安全保障の理論的視点は、私の論文の理論的枠組みに重要な参考を提供してくださった。

また、早稲田大学で研究生活を送った経験の中で、最も喜びを感じていることの一つは、 私と同じく研究の道を志す人々に数多く出会えたことである。早稲田大学に在学している 間、天児ゼミと山田ゼミの先輩方から、研究分野の経験のみならず、人生の経験を多く伝 授していただいた。特に天児ゼミの周俊さん、山田ゼミの宮下大夢さん、阿部和美さん、 田中新悟さん、スポーツ研究科の劉暢さんから、何回も啓発的な議論と助言をいただいた ことに対して、改めて感謝の意を表したい。

今日まで、筆者はすでに日本で10年間の留学生活を送ってきた。その間には、前述の先生方と先輩方に限らず、早稲田大学東伏見寮の寮母と寮友、社会科学研究科事務所の職員、稲門会のOB、九州の友人、早稲田ITFテコンドークラブ、住所の大家さんなどを含めた数多くの方々が親切に接してくださった。その他にも枚挙のいとまがない。それらの経験は今にも鮮明に覚えており、今後も引き続き一生の宝である。

最後に、本論文執筆を含む博士課程は、家族の協力と応援をなしに成り立たなかった。 長年の留学生活で親孝行を尽くせず、祖父が亡くなったときも側にいてあげられなかった ことは、筆者にとって痛恨の極みである。いつも筆者のことを理解し、心配してくれた両 親と家族全員に対して、本論文を贈り物として捧げたい。